

鄭の地名、今河南省開封府汜水縣の南卅五里にあり、
 「失周」周の天子の信用を失ふこと、「求諸侯」諸侯の盟主たるを求むること、「宗人」宗は尊なり、尊人は暗に勤王を指す、「文之業」晉の祖文侯の事業なり、文侯は周の平王を輔けて東遷の業に力をつくし王より賞賜せらる、「武之功」文公の祖父にて始めて晉國を一統せる功あり、「疆疆内なり封内のこと」、「公説」説は悦に同じ、「草中之戎與麗土之翟」草中と麗土とは晉の東にある邑の名、二邑には戎人翟人居れり、故にいふ、「東道」道案内の義なり、「下」東に下ること、王の居る所は晉の東にあたるを以てなり、「陽樊」周の邑名、周語中を見よ、「温」周の邑の名、周語中を見よ、「隰城」周の地、今の河南省懷慶府武陟縣の西南にあり、「成周」周の都なり、「郊」周の王城の建てられたる地、周語中を見よ、「饗醴」饗禮を行ひ醴酒を設けたると、優禮なり、醴酒は一夜づくりの酒あまざけの如きもの、「命公胙侑」命じて公に胙侑をたまふこと、胙は祭肉侑は侑幣すゝむる幣帛の義、單に幣帛といふに同じなり、「隧」周語中を見よ、「王章」章は表章なり、「無若政何」政を天下に爲すな

しの意なり、「南陽」所謂河内の地、今の河南省にて黄河の北方にあたる地方の總稱なり、「原」周語中を見よ、「州、陘、絺」此の三邑は今の河南省懷慶府河内縣の中にあり、「鉏」今の河南省衛輝府滑縣の東にあり、「糞茅」今の河南省懷慶府修武縣の北にあり、
 陽人不服、公圍之、將殘其民、倉葛呼曰、君補王闕以順禮也、陽人未狎君德而未敢承命、君將殘之、無乃非禮乎、陽有夏商之嗣典、有周室之師旅、樊仲之官守焉、其非官守、則皆王之父兄甥舅也、君定王室、殘其姻族、民將焉放、敢私布之於吏、唯君圖之、公曰、是君子之言也、乃出陽人、

此の節は文公王賜の邑陽樊の服せざるを以て之れを圍み、邑人倉葛の言に感じ圍をとき陽樊の人を出だし土地のみとりしことを記す、

陽樊の邑人文公に服屬するを肯せず、公よりて之れを圍み、急に攻めて將に其の民を殘ひ殺さんとす、邑人倉葛邑城の垣に上り晉軍に向ひ呼びて曰く、君は王の位を失ひしを輔けて之れを復せしは臣たるの禮を順ひ守りしなり、今陽樊の民は未だ君の徳になれず、されば未だ敢て君の命を承けざるなり、しかるに君は將に之れを殘ひ殺さんとす、乃ち非禮なることなからんか、我陽樊には夏商の頃より相承け守る所の典禮あり、周室の師旅あり、樊仲の官世々之れを守る、故に此の邑に居るものは官守即ち樊仲の守る所の人々に非ざれば他は則ち皆王の父兄甥舅の人々のみなり、今君王室を安んじ定めて其の王の姻族を殘ひ殺さば、民は將にいづくに依り頼らん、故に余は敢て私に此の語を君の軍吏にまで陳ぶ、たゞ君の之れをはかり考ふる所あるを望むのみと、公聞きて曰く、是れ君子の言なりと、乃ち圍をとき陽樊の邑人を放ちて其の欲する所に去らしめ、たゞ其の地のみをと

れり、

「陽人」陽は陽樊なり、周語中を見よ、「殘」そこなひころすこと、「倉葛」陽樊の邑の人、「王闕」王の位を失ひしをいふ、「嗣典」相承けつぎて守る所の典禮なり、「師旅」軍隊なり、邑人を以て軍隊を組織するを以て平時は軍隊なくとも師旅といひしなり、「樊仲」周宣王の功臣仲山甫なり、其の子孫亦世々樊仲と稱するなり、「父兄甥舅」周語中を見よ、「姻族」姻は姻戚にて甥舅を指し、族は親族にて父兄を指す、「放」依りなり、依賴すること、「布之於吏」布は陳ぶること、吏は軍吏なり、「出陽人」出は釋して之れを放ち其の欲する所に至らしめ、其の地のみをとること、

文公伐原、令以三日之糧、三日而原不降、公令疏軍而去之、謀出曰、原不過一二日矣、軍吏以告、公曰、得原而失信、何使人夫、信民之所庇也、不可失也、乃

去之及盟門而原請降

此の節は文公王の賜邑原の服せざるを以て之れを伐ちて信を示し、原乃ち降ることを記す、文公原邑服せざるを以て之れを伐つ、軍に命ずるに三日の糧を用意することを以てす、しかるに三日にして原邑降らず、公令して軍を撤去して之れを去らしむ、時に謀者出で、軍吏に謂ひて曰く、原邑窮困す、保つこと、一二日に過ぎずと、軍吏以て公に告ぐ、公曰く原邑を得て信義を失はば、何を以て人を使はん、夫れ君の信義は民の庇はれて安んずる所のものなり、吾之れを失ふべからざるなりと、乃ち命じて軍を撤去せしむ、軍去りて盟門に及ぶ、原邑の人公の信義にあつきを感じて降を請へり、

て之れを撫服せる物語なり、
文公立四年、楚成王伐宋、公率齊秦伐曹衛、以救宋、宋人使門尹班告急於晉、公告大夫曰、宋人告急、舍之則宋絶、告楚則不許我、我欲擊楚、齊秦不欲、其若之何、先軫曰、不若使齊秦主楚怨、公曰、可乎、曰、使宋舍我而賂齊秦、藉之告楚、我分曹衛之地、以賜宋人、楚愛曹衛、必不許齊秦、齊秦不得其請、必屬怨焉、然後用之、蔑不欲矣、公説、是故以曹田衛田賜宋人、令尹子玉使

宛春來告曰、請復衛侯而封曹、臣亦釋宋之圍、舅犯愠曰、子玉無禮哉、臣取二君、取一、必擊之、先軫曰、子與之、我不許曹衛之請、是不許釋宋也、宋衆無乃彊乎、是楚一言而有三施、予一言而有三怨、怨已多矣、難以擊人、不若私許復曹衛、以攜之、執宛春、以怒楚、既戰而後圖之、公説、是故拘宛春於衛、子玉釋宋圍、從晉師、楚師陳、晉師還舍、軍吏請曰、以君避臣辱也、且楚師老矣、必敗、何故還、子犯曰、二三子

忘在楚乎、偃也聞之、戰鬪直爲壯、曲爲老、未報楚惠而抗宋、我曲楚直、其衆莫不生氣、不可謂老、若我以君避臣而不去、彼亦曲矣、還三舍避楚、楚衆欲止、子玉不肯、至於城濮、果戰、楚衆大敗、君子曰、善以德勸、
文公立ちて四年に楚の成王宋を伐つ、公齊秦二國を率ひ楚の味方なる曹衛の二國を伐ちて、以て宋を救ふ、是れより先宋人門尹班をして危急を晉に告げしむ、公諸大夫を召し之れに告げて曰く、宋人危急を告ぐ、急に之れを救はざれば則ち宋は我と絶ちて楚に従はん、楚に宋の圍を釋かんことを請へば則ち楚は我に許諾せず、よりにて我楚を撃たんと欲すれども、齊秦の二國欲せず、其れ之れを如何せんと、先軫曰く、齊秦二國をして楚を怨むの主動者たらしむるに若か

すと、公曰く、そは如何にせば可ならんかと、先軫曰く、宋をして我を置きて齊秦二國に賂ひて救を求め、二國の勢力をかりて楚に圍を釋かんとを請はしめ、我は曹衛二國の地をとり之れを分ちて宋人に賜はば、齊秦二國に對しても宋に對しても好を失はず、かくして楚若し曹衛の地を愛すれば我之れを分ちて宋に與ふを喜ばざるを以て、我と同盟なる齊秦二國の請求を許諾せざるべし、齊秦二國其の請求を遂ぐるを得ざれば、必ず楚に對して怨を結ばん、然る後君齊秦二國の兵を用ひて楚を撃たば、齊秦二國は賛成して楚を破らんと欲せざるをなしと、公悦ぶ、是の故に宋をして齊秦に請はしめ、又曹衛を伐ちて衛侯を逐ひ曹伯を執へ、其の田を分ちて宋人に賜ふ、是に於て楚の將令尹子玉宛春をして來り公に告げしめて曰く、請ふ衛侯を國に復し、曹伯を封じて復位せしめよ、さすれば臣も亦宋の圍を釋かんと、勇犯怒りて曰く、子玉は無禮なるかな、彼人臣の身分にて二つの利益を取り、我君に一の利益を取らせんとす、必ず之を撃てと、先軫曰く、否、子よ楚の請を許せよ、若し我楚が曹衛の君を國に復へすの請を許さずば、是れ宋の

圍を釋くことを許さざるなり、しかるときは宋の兵衆は楚の爲にたふるゝことなからんか、かくなれば楚は一言にして三の恩施あり、予は一言にして三の怨あるわけなり、怨すでに多くば以て人を撃ちがたし、さればひそかに曹衛の君を國にかへすことを許諾して、曹衛をして我を徳とし以て楚との間を離れしめ、且つ宛春をとらへて以て楚を怒らし、既に戦ひし後、宋を救ひ曹衛二君を復へすことの實行をはかるに如かずと、公悦ぶ、是の故に楚の請を許諾し宛春を衛にとらへたり、子玉乃ち宋の圍を釋く、而も其の宛春をとらへしを怒り、晉の後をおふ、楚の軍陳す、晉軍退くこと三十里なり、軍吏請うて曰く、我軍は君之れをすべ、楚軍は臣下(子玉を指す)之れをすべ、しかるに今之れを退くるは、此れ君を以て臣を避くるなり、誠に耻辱なり、且つ楚の軍は罷れたり、撃たば必ず敗れん、何の故に退くやと、子犯曰く、諸君我君が楚にありしとき晉楚兵を構へば九十里を退き、其の恩に報ゆることを言へるを忘れたるか、假や之れを聞く、戦争は義直きを壯となし義曲れるを罷るとなすと、我未だ楚の恩恵に報いずして宋を救ふを以

て之れに抗すれば、我は義に於て曲り楚は義に於て直きなり、かゝれば楚の兵衆は我處置を怒りて勇氣を生ぜざるとなし、しかる時は罷れて爲すなしと謂ふべからず、若し我君の地位を以て彼の臣下の軍を避けて彼猶去らずば、彼も亦義を缺ぎて曲なるわけなり、しかる後決戦するも可なりと、乃ち退くと九十里、以て楚の軍を避けたり、楚の兵衆義を思ひて止まらんと欲す、子玉肯せず、晉軍を追うて城濮に至る、晉軍果して之れを迎へ撃ちて大に戦ひ楚兵大に敗れかへる、君子先軫子犯を評して曰く、善く徳を行ひ且つ徳を報ゆることを以て其の君に勸む、誠に臣道を失はざるものなりと、

〔楚成王伐宋〕是より先き宋は楚に従ひしが、是の時晉に親しみ従ひしを以て、成王怒りて之れを伐ちしなり、〔伐曹衛以救宋〕曹は此の時楚に服し、衛は新に楚と婚し、共に楚をたすけて宋をうつ、故に文公之れを伐ちしなり、〔門尹班〕宋の大夫なり、〔宋絶〕宋は我晉と絶ちて楚に服せんとなり、〔告楚〕告は請なり、楚に宋の圍を釋かんことを請ふなり、〔先軫〕晉の大夫にて賢名あり、〔主楚怨〕楚を怨む主動者とな

すこと、〔藉之告楚〕宋をして齊秦二國の勢力をかりて楚に圍を釋かんことを請はしむること、〔齊楚不得其請〕其請は宋の圍をとく請求なり、宋が齊秦二國の勢力を藉りて圍をとかんことを請ふなるに、此には齊秦が請ふやうにかけるは、宋が請ふも實は齊秦の勢力之をなさしむるなれば、實は齊秦が請ふも同じわけなるを以てかく書きたるなり、〔厲怨〕厲は結なり、ムスブと訓む、〔用之〕之は齊秦の兵を指す、〔蔑不欲〕蔑は無なり、ナシと訓む、一句の意は齊秦の軍楚を伐つことを欲せざるなり、〔以曹田衛田賜宋人〕此の時晉軍は曹衛の二國を圍む、衛侯は楚に與みすれども國人は之れを欲せず、襲うて衛侯を出して晉に圍を解かんことを説く、曹は文公攻めて曹伯を執へ居るを以て二國の處分は、晉侯の欲するまゝなり、故に自由に其の田を分ちて宋にあたへたるなり、〔令尹子玉〕楚の宰相にて第一章に見ゆ、此の時楚の成王は晉の請を納るゝ考なれども、子玉きかず、成王も其のなすまゝに任せれば、晉との掛合より戦争になるまで皆子玉の一存にてなす、故に成王といはずして子玉といひしなり、〔宛春〕楚

の大夫なり、「舅犯」狐偃なり、文公の舅にて字は子犯なり、故にいふ、「臣取」二は二つの利益なり、曹衛の二君を復へすこと、「君取」一は一つの利益なり、宋の圍をとくことをいふ、「與之」與は許なり、ユルスと訓む、「強」強と通ず、タフルと訓む、「三施」曹衛の君を復し、宋の圍をとく三の恩施をいふ、「三怨」曹衛の君を復へさず宋の圍をとくやうにせぬ三の怨なり、「攜」離なり、ハナチ又ハナスと訓む、「圖之」宋を救ひ曹衛の君を國にかへすことをは、かること、「拘」宛春於衛、此の時公軍して衛に在り、故に衛に拘ふといふ、「從」晉師、從はあとを追ひ行くこと、「退舍」舍は三十里なり、「老」罷なり、ツカルと訓む、「忘」在楚乎、文公楚にあるとき楚王優禮を以て之を遇し其の報を問へるとき、公晉楚兵を構へば退くと九十里にして楚猶許さずして撃たば決戦せんと答へたること（第一章を見よ）を忘れたるかの意なり、「抗」宋を救ひて楚に反抗すること、「生氣」氣は勇憤の氣象なり、「三舍」九十里なり、「城濮」今の山東省曹州府濮州にあり、

○以上第六章、文公宋を救うて楚をうち、義を守りて

戦ひ大に勝ち信を諸侯に得たる物語なり、
 文公誅觀狀以伐鄭、反其埤、鄭人以名寶行、成公弗許、曰、予我詹而師還、詹請往、鄭伯弗許、詹固請曰、一臣可以救百姓而定社稷、君何愛於臣也、鄭人以詹予、晉人將亨之、詹曰、臣願獲盡辭而死、固所願也、公聽其辭、詹曰、天降鄭禍、使淫觀狀棄禮、違親、臣曰、不可、夫晉公子賢明、其左右皆卿才、若復其國、而得志於諸侯、禍無赦矣、今禍及矣、尊明勝患、知也、殺身贖國、忠

也、乃就亨、據鼎耳而疾號、曰、自今以往、知忠以事君者、與詹同、乃命弗殺、厚爲之禮、而歸之、鄭人以詹伯爲將軍、

文公は己の諸侯を周歴せし折、鄭に至りしに鄭伯は曹伯が己が駢脅の狀を逼りて觀し如き無禮を以て己を遇せるを責めて鄭を伐ち、其城上の女垣を毀ち墮せり、鄭人重寶を獻じて以て和を請ふ、公許さずして曰く、我に叔詹を與へば我軍は則ち還らんと、詹聞きて往かんことを請ふ、鄭伯許さず、詹固く請うて曰く、一臣の身を以て百姓を救し社稷を定むるを得べし、誠にたやすきことならずや、君何ぞ臣を愛惜するを要せんやと、鄭伯已むを得ず之れを許す、是に於て鄭人詹を以て晉人に與ふ、晉人將に之れを煮殺さんとす、詹曰く、臣願くは我辭を言ひ盡くすを得ん、死は固より臣の願ふ所なれば何とぞ之れを許されたと、公許諾して其の辭を聞く、詹曰く、天我鄭に大禍を降し我君をして曹伯が君王の駢脅の狀をみしが如

き無禮の行に放ひて禮義をすて、親族の情に違はしむ、臣諫めて曰く、不可なり、夫の公子は賢明にして其の左右は皆卿相の才なり、若し其の國に復りて霸となり諸侯に其の志を恣にするを得るに至らば、我鄭に大禍を降して救すことなからんと、されど聞かれざりき、今果して大禍にあふに及べり、夫れ臣がさきに賢明の人を尊び患を未萌に遏めんとせるは知なり、今我身を殺して國の禍を贖ふは忠なり、知にして且つ忠なり、臣に於て足れり、乃ち煮殺の刑に就かん、鼎の耳によりて疾呼して曰く、今より以往知忠をつくして以て君に事ふるものは、詹と同じ運命に會せん、宜しく我を手本として用意する所あれと、文公其の言に感じ乃ち命じて之れを殺さず、厚く禮を以て遇し之れを鄭に歸へせり、鄭人詹を以て將軍となせり、

〔誅〕觀狀以伐鄭、誅は責なり、觀狀とは曹伯が文公の曹を過ぎりしとき逼りて公の駢脅の狀を觀し（第一章を見よ）如き無禮を以て鄭伯が己を遇せることをいふ、「反其埤」反は毀ち墮してひつくりかへすこと、埤は城上の女垣ひめがきなり、「鄭人」國人全

體の意思の時は皆何(國の名)人といふ、次の晉人も同じ、是れ春秋の筆法なり、「名實」重寶なり、「行」成は和睦なり、「詹」叔詹なり、詹が文公を厚遇すべきことをいへども鄭伯きかず、詹しからは殺せといひしも亦きかざりしこと第一章に見ゆ、文公之れを聞知す、故に詹を得ば還らんといひしなり、「亨」煮なり、煮殺すこと、「淫」放なりナラフと訓む、「違」親親族の情にたがふこと、鄭晉は共に周室より出づ、故に親族と曰ふ、「卿才」卿相の才なり、「尊」明「明」賢明の人をいふ、「勝」患「勝」は過なり、トムと訓む、患を未萌にとむること、「鼎耳」鼎は其の用種々あり、食物を煮又は盛るのみならず又煮刑に用ひたり、耳は其の左右に耳の如くつき出でたる所、周語中に圖出づ、「詹伯」叔詹なり、叔は氏、詹は名、伯は其の兄弟の序を示す爲に附する字なり、「將軍」中軍の將なり、將軍の字は支那の書にて此に見ゆるを始めとす、○以上第七章、文公鄭伯が己が諸侯を周歴せし時冷遇せしを責めて之れを伐ち叔詹を得て甘心し、之れを煮殺さんとし、詹の言に感じて之れを許し禮遇してかへせる美談なり、

晉國饑、公問於箕鄭、曰、救饑、何以、對曰、信、公曰、安信、對曰、信於君、心、信於名、信於令、信於事、公曰、然則若何、對曰、信於君、心、則美惡不踰、信於名、則上下不干、信於令、則時無廢功、信於事、則民從事有業、於是乎、民知君心、貧而不懼、藏出如入、何匱之有、公使爲箕、及清原之蒐、使佐新上軍、

晉國飢饉なり、公箕鄭に問うて曰く、飢饉を救ふは如何なる法を以てせんと、箕鄭對へて曰く、信實あるのみと、公曰く、いづくに信實を行はんと、箕鄭對へて曰く、君の心信實に、名分信實に、號令信實に、事業に信實なるにありと、公曰く、然らば則ち如何と、箕鄭

對へて曰く、君の心信實なれば、則ち百官爲す所の善惡分明に知らるゝを以て、賞罰あやまらず、名分信實に正しければ、則ち上下各其の分を守りて犯さず、號令信實なれば、則ち士民信じ守りてたがはず力をつくすを以て、時に失廢の事功なし、事業に信實なる時は、則ち士民其の意を體し、信實に事業に従ひ次第ありて亂れず、是の今の時に當り君之れを示し、民君の心の信實に止まるを知らば、己貧なりと雖君己を餓死するに至らしめざるを知るを以て毫も疑懼せず、争うて其の所藏を出して相振救すること、恰も之れを家に取り入るゝが如く易く思ふならん、かゝるときは民何の乏しきことかこれあらんやと、公其の言を嘉みし、箕邑を治めしむ、清原に蒐獵するに及びて新上軍の佐將たらしめたり、

を家にとり入るゝが如く容易く且つ快く思ふならんとなり、「使」爲「箕」爲は治なり、箕は邑の名今の山西省太原府太谷縣にあり、「清原之蒐」清原は地名、今の山西省平陽府稷山縣にあり、蒐は春季の獵なり、蒐獵と同時に兵を演習す、清原の蒐獵は文公即位の七年なり、「新上軍」晉には從來上中下の三軍あり、清原の蒐獵の時新に上下二軍をつくれり、之れを新上下軍と曰ふ、○以上第八章、箕鄭文公の間に對して信實の要を對へ、公其の忠信を嘉みして重用したる物語なり、
公問元帥於趙衰、對曰、郤穀可、行年五十矣、守學彌惇、夫先王之法志德義之府也、夫德義生民之本也、能惇篤者、不忘百姓也、請使郤穀、公從之、公使趙衰爲卿、辭曰、欒枝貞慎、先軫有謀、

胥臣多聞、皆可以爲輔、臣弗若也、乃使欒枝將下軍、先軫佐之、取五鹿、先軫之謀也、卻穀卒、使先軫代之、胥臣佐下軍、

公上卿に任ずべきものを趙衰に問ふ、趙衰對へて曰く、卻穀可なり、穀や行年五十、學を守るとますく厚し、夫れ先王の法志は德義の府藏なり、德義は生民の本なり、此の法志を學びて德義を守ること厚きものは百姓を忘れず、能く之れを安んじ治むるものなり、穀是れなり、請ふ穀をして上卿たらしめよと、公之れに従ふ、公趙衰をして次卿と爲らしむ、趙衰辭して曰く、欒枝は真正謹慎に、先軫は謀計に富み、胥臣は博聞多識なり、皆以て君の輔佐と爲すべし、臣は若かざるなり、請ふ三子を擇べと、公乃ち欒枝をして下軍に將たらしめ、先軫之れに佐將たらしむ、楚衛曹を帥めて宋を圍みしとき衛を伐ち五鹿を取りしは先軫の謀なり、故に卻穀卒するや先軫をして之れに代らしめ、胥臣を以て先軫の代即ち下軍の佐將とせり、

〔元帥〕上卿なり、中軍を帥める、中軍の將は將位の最上級なり、〔卻穀〕晉の大夫なり、〔行年〕行は歴なり、歴年は此れまで歴來りたる年なり、〔惇〕厚なり、〔法志〕典法の書なり、〔爲卿〕卿は次卿なり、〔欒枝〕晉の大夫なり、〔胥臣〕前に見えたる司空季子なり、〔取五鹿〕五鹿は衛の地、楚衛曹を帥めて宋を圍みしとき〔前章を見よ〕公衛曹を伐ちて楚をして宋の圍をとかしむ、此の時衛の五鹿城をとれり、
○以上第九章、趙衰謙讓人をすゝめて自ら下りたる美談なり、

公使原季爲卿、辭曰、夫三德者、偃之出也、以德紀民、其章大矣、不可廢也、使狐偃爲卿、辭曰、毛之知賢於臣、其齒又長、毛也不在位、不敢聞命、乃使狐毛將上軍、狐偃佐之、狐毛卒、使趙衰代

之、辭曰、城濮之役、先且居之佐軍也、善軍伐有賞、善君有賞、能其官有賞、且居有三賞、不可廢也、且臣之倫、箕鄭、胥嬰、先都在、乃使先且居將上軍、公曰、趙衰三讓、其所讓皆社稷之衛也、廢讓是廢德也、以趙衰之故、蒐於清原、作五軍、使趙衰將新上軍、箕鄭佐之、胥嬰將新下軍、先都佐之、子犯卒、蒲城伯請佐、公曰、趙衰三讓不失義、讓推賢也、義廣德也、德廣賢至、有何患矣、請令衰從子、乃使趙衰佐上軍、

公趙衰をして次卿と爲らしむ、趙衰辭して曰く、夫の君の得たる三德は狐偃より出でたり、德を以て民を治むるは其の功の著しく大なるものなり、廢つべからざるなり、君其れ偃を以て之れと爲せよ、公乃ち狐偃をして次卿とならしむ、偃辭して曰く、臣の兄毛の智は臣より賢り、其の年齒又臣より長せり、而して毛や位にあらず、又兄を措いて弟の出づるは禮にそむけり、敢て命をきかずと、公乃ち狐毛をして次卿となし、上軍に將たらしむ、狐偃之れに佐將たり、狐毛卒す、公趙衰をして之れに代り上軍に將たらしむ、趙衰辭して曰く、城濮の役に先且居の軍に佐將たるや、善く軍を治めて功ありき、夫れ軍功あるものは賞あり、道を以て善く君に事ふるものは賞あり、能く其の官職を治めて過誤なきものは賞あり、且居には其の三賞を得る功績あり、廢て用ひざることあるべからず、君且居を將とせよ、且つ臣の同輩には、箕鄭、胥嬰、先都の三大夫あり、先づ之れを用ひよと、公乃ち先且居をして上軍に將たらしむ、公曰く、趙衰三たび位を讓れり、其の讓る所の人皆社稷を衛るの良臣なり、此の謙讓の人を廢て用ひざるは是れ德をすつるもの

なりと、乃ち趙衰の故を以て清原に蒐獵して治兵する
るとき五軍を作り、趙衰して新上軍に將たらしめ、箕
鄭之れに佐將たり、胥嬰新下軍に將として先都之れ
に佐たり、狐偃卒す、先且居佐將を請ふ、公曰く、趙衰
三たび譲りて義を失はず、譲るは賢人を推舉するな
り、義を失はざるは徳を廣大にするなり、徳廣大に賢
人至らば國何の患かあらん、請ふ衰をして子に従は
しめんと、乃ち趙衰をして上軍の佐將たらしむ、

〔原季〕趙衰なり原邑の大夫たり、故に原と稱す、季は
兄弟の次序なり、〔三德者偃之出也〕三德は襄王を周
に納れて民に義を示すと、原を伐ちて民に信を示す
と、〔以上前章を見よ〕大に蒐獵して民に禮を示すと
〔下章にあり〕なり、此は狐偃の謀りて公にすゝむる
所なり、故に偃之出也といふ、〔紀民〕紀は治なり、
〔其章〕章は著なり、功の著大なること、〔毛之知〕毛は
偃の兄狐毛なり、〔齒〕年齒なり、〔城濮之役〕公が楚將
子玉を城濮に破りたる戦役なり、前章を見よ、〔先且
居〕先軫の子なり、〔軍伐〕伐は功なり、〔善君〕道を以
て善く君に事へ力をつくすこと、〔能其官〕能く其
の官職を治めて治績あること、〔臣之倫〕倫は輩なり、同

輩なり、〔胥嬰、先都〕共に晉の大夫なり、〔三讓〕變枝
と狐偃と先且居とに譲りしことを指す、〔作五軍〕
上中下三軍の外に新に上下二軍を作るをいふ、〔蒲城
伯〕先且居なり、蒲城の邑を食む、故にいふ、〔佐上
軍〕上軍の佐將は新上軍の將より上位なり、故に衰
を此の地位に据ゑしなり、
○以上第十章、趙衰謙讓にして賢をすゝめ公之れを
嘉みし優遇せる物語なり、

文公學讀書於白季三日、曰、吾不能行也、
不能行也、咫聞則多矣、對曰、然而多聞以待能者、
不猶愈乎、

文公讀書を白季に學ぶこと三日、曰く、吾不能にして
行ふこと少く、聞くことのみは則ち多し、如何せん
と、白季對へて曰く、然れども君多く聞きて自ら行ふ
能はざるも、才能者を待ち命じて之れを行はしむれ
ば、猶君が之れを行ふが如し、猶學ばざるにまさるこ
と萬々ならずやと、
〔白季〕胥臣なり、〔咫〕少なり、スケナシと訓む、〔待

能者〕才能者をして實行せしむること、〔愈〕勝なり、
マサルと訓む、

○以上第十一章、白季文公を諫め勧めたる物語なり、
文公問於郭偃曰、始也吾以國爲易、今也難、對曰、君以爲易、其難也、將至矣、君以爲難、其易也、將至矣、

文公郭偃に問うて曰く、始めや吾國を以て治め易し
と爲せり、しかるに今や治め難し、如何せば可ならん
かと、郭偃對へて曰く、君以て何事も爲し易しとすれ
ば輕侮の念起る、輕侮の念起らば怠る、怠らば其の難
きこと至らんとす、之れに反し、君以て爲し難しとす
れば慎みて勉む、慎みて勉むれば其の易きこと將に
至らんとす、君何ぞ患へん、慎み勉めんのみと、
〔郭偃〕晉大夫なり、前に出づ、

○以上第十二章郭偃文公を諫め勧めたる物語なり、
文公問胥臣曰、吾欲使陽處父

傳、謹也、而教誨之、其能善之乎、
對曰、是在謹也、籛籛不可使俛、
戚施不可使仰、僬僬不可使舉、
侏儒不可使援、矇矇不可使視、
嚚瘖不可使言、聾聵不可使聽、
僮昏不可使謀、質將善而賢良
贊之、則濟可矣也、若有違質、教
將不入、其何善之爲、臣聞、昔者
大妊娠、文王不變、少浚于豕
牢、而得文王、不加病焉、文王在、
母不憂、在傅弗勤、處師弗煩、事
王不怒、敬友二虢、而惠慈二蔡、
刑于大姒、比于諸弟、詩云、刑于

寡妻、至於兄弟、以御於家邦、於是乎、用四方之賢良、及其卽位、詢於八虞、而咨於二虢、度於閔天、而謀于南宮、諷于蔡原、而訪于辛尹、重之以周召畢榮、億寧百神、而柔和萬民、故詩曰、惠於宗公、神罔時恫、是則文王非專教誨之力也、公曰、然則教無益乎、對曰、胡爲文益其質、故人生而學、非學不入、公曰、奈夫八疾何、對曰、官師之所材也、戚施直、縛、籛、籛、蒙、廖、侏、儒、扶、盧、矇、矇、修、聲、聾、聵、司、火、僮、昏、嚚、瘖、僂、僂、官

師、所不材也、以實裔土、夫教、因體、能質、而利之者也、若川、然、有原、以、叩、浦、而、後、大、

文公胥臣に問うて曰く、吾陽處父をして我子謙にもりやくたらしめて之れを教誨せんとす、陽子は其れ能く謙を善くせんかと、胥臣陽子の適任に非るを知れども之れを直言するを憚る、是に於て諷意を以て對へて曰く、是れ謙の心次第にて善くなり又惡しくもなるなり、左に其の理由を申上げん、はとむねの人はうつむかしむべからず、せむしの人は仰がしむべからず、一寸法師よりも猶ひくきものは物を高き處にあげしむべからず、一寸法師は物を高き所よりとらしむべからず、めくらは物を視せしむべからず、おしは物を言はしむべからず、つんばは物をきかしむべからず、愚者は事を謀らしむべからず、此れ等は先天的の不具者なれば教誨すべからざるものなり、されば普通のものにて性質もし善にして賢良の人之れを輔導せば、則ち賢明の才徳の成就すること、立ちながらにして待つべし、若し不善の性質ならば、教ふと

も其の教心に入らざらんとす、此の如くんば其れ何ぞ善を爲さんや、臣之れを聞く昔し周の王季の妃大妊、娠みて身に異常なく、厠に小便するが如くいと容易く文王を生み得て、病痛を覺えざりき、文王は生れながら性質善美にして身を修め徳をみがきたれば、母に在りては母憂苦せず、もりやくに在りてはもりやく勤め苦まず、師に於ては師煩しからず、父王に事へては父王怒らず、二虢を敬ひ愛しみ、二蔡を惠み愛しみ、自ら妃大姫の手本となりて之れを徳化し、同族の年下の者を親しめり、故に詩に之れを歌ひて曰く、文王は自ら本妻の手本となりて之れを徳化し、其れより兄弟を感化し、以て家邦を治むと、文王徳既に成るも自ら安んぜず、四方の賢良の臣を用ひて自ら輔けたり、其の父王の後を受けて位に即くに及びては、八虞、二虢、閔天、南宮适、蔡公、原公、辛甲、尹佚の諸賢にとひはかり、其の上に周、召、畢、榮の四公に相談し、以て百神を安んじ萬民を安んじ和げたり、故に詩に歌うて曰く、文王は政をなすに大臣に諮詢し之に従ひて行ふを以て公平なり、故に鬼神も嘉みして毫も怨み痛むとなしと、是れ則ち文王は専ら師傳

の教誨の力に由り才徳を成就せるに非ず、自ら勉めて成就したるなりと、公曰く、然らば則ち教は益なきかと、胥臣對へて曰く、何すれを益なからん、文教は其の善き性質をますく善く美しくす、故に人は生れて學ぶ、學問によるに非ざれば道に入り性質をよくする能はず、教は廢すべからざるなりと、公曰く、かの八疾の者は教ふべからずといひしが、そは如何にするかと、胥臣對へて曰く、此れ等のものは官長が器使用する所なり、即ちせむしは鐘をうつことを主り、はとむねは玉磬を戴くことをなし、一寸法師は矛戟の柄に縁りて戲をなし、めくらは音聲を修め、つんばは火を司る、愚者、おし、一寸法師より低く小さき者に至りては、官長の器使用する能はざる所なり、以て邊鄙の地に遠ざけ居くなり、夫れ教は習學する者の體の才能性質に因りて、之れを宜しき様に導くものなり、たとへば川の若く然り、泉源あり更に多くの支流の水を仰ぎ之れを受けて然る後大となるなり、人も善き才能性質あり、教によりて之れを開發して大となるなり、

〔陽處父〕晉の大夫なり、後賈季に殺さる、後篇に解

す、〔傳〕もりやくなり、〔謙〕文公の子襄公の名なり、〔善之乎〕補導して善くすること出来ようかの意なり、〔是在〕謙は是れ謙の心掛次第にて善くも悪しくもなるなり、〔籛籛〕胸のはれ出でて俯すべからざる疾はとむね、〔俛〕俯すこと、〔戚施〕僕人なり、せむし、〔僬僬〕一寸法師よりまだ小なるもの、魯語に僬僬氏長三尺とあり、我現今の尺に直ほせば二尺内外なり、〔擧〕高き處に物をあぐること、〔侏儒〕一寸法師なり、〔援〕高き處より物をひきとること、〔矇矇〕眸子ありて見えざるを矇と曰ひ、眸子なきを矇と曰ふ、故に二字にてめくらの義なり、〔聾瘖〕二字共に言ふ能はざる疾、おしなり、〔聾聵〕五音の和を別たざるを聾と曰ひ、生れながら耳の聞えざるを聵と曰ふ、故に二字にてつんぼの義なり、〔僮昏〕僮は無智、昏は闇亂なり、故に二字にて愚蒙の義なり、〔質〕性質なり、〔贊之〕贊は補導なり、〔濟〕成なり、才徳成就すること、〔違質〕不善の性質なり、〔教將不入〕入は心に入ること、〔大妊〕周の王季の妃なり、〔不變〕身變動せざること、異常なきをいふ、〔少浸〕浸は便なり、少便は小便に同じ、〔豕牢〕廁なり、〔病〕病痛なり、〔敬友〕兄弟

に對して善く盡すを友といふ、〔二虢〕文王の弟虢仲と虢叔となり、〔二蔡〕章註に二蔡文王子、管叔初亦爲蔡とあれども、諸家皆疑うて然らずとなす、何となれば文王の子は此の外に武王、周公の如き賢なるものあれば、此の二人のみを只管愛するといふ理由なればなり、然らば二蔡は一族中の人なるべしといふ、〔刑〕法なり、ノツバルと訓む、自ら手本となりて法を示し化すること、〔大妣〕文王の妃なり、〔比〕親なり、シタシムと訓む、〔諸弟〕一族中の己より年下の者の總稱、〔詩云〕詩經大雅思齊の篇なり、下句に引ける詩も同篇なり、共に其の第二章の句なり、〔寡妻〕適妻〔本妻〕なり、〔御〕治なり、ヲサムと訓む、〔詢〕謀なり、ハカルと訓む、下句の咨、度、諏、訪の四字皆同じ、〔八虞〕章註に八虞周八士、皆任虞官〔山澤を掌る官〕、伯達、伯适、仲突、仲忽、叔夜、叔夏、季隨、季騶とあれ共其の人名に就きては古來疑を挾む者少からず、〔閔天〕周の賢臣にて周室一統の業に就きては太公望、周公につぐ功ある人なり、〔南宮〕南宮适なり、亦賢臣なり、〔蔡原〕蔡公原公なり、當時の賢諸侯なるべし、〔辛尹〕辛は辛甲なり、史記周本紀集解に劉向別録を引き

て曰く、辛甲は故殷の臣にて紂に事ふ、蓋し七十五諫して聽かれず、去りて周に至る、召公與に語りて之を賢とし、文王に告ぐ、文王親自ら之を迎へ以て公卿と爲し、長子〔地名〕に封すとあり、尹は尹佚なり太史に官す、故に又史佚と稱す、賢史の稱あり、〔周召畢榮〕周は周文公、召は召康公、畢は畢公、榮は榮公なり皆一族又は隨從の賢諸侯なり、〔億寧〕二字共に安なり、やすんずること、〔柔和〕柔も亦安なり、〔惠於宗公〕惠は順なり、シタガフと訓む、宗公は大臣なり、〔罔〕時恫〔罔〕は無なり、ナシと訓む、恫は痛なり、怨痛なり、〔胡爲〕何すれぞ益なからんや、益ありの意なり、〔文〕文教なり、猶單に教といふが如し、〔八疾〕前述の籛籛、戚施、僬僬、侏儒、矇矇、聾聵、僮昏を指す、〔官師〕師は長なり、〔所材〕材は器使なり、器具の如く使用すること、〔直鑄〕直は主なり、ツカサドルと訓む、鑄は鐘なり、鐘を撃つことを掌ること、〔蒙〕蒙は戴なり、イタクと訓む、璆は玉磬〔周語下に圖出づ〕なり、はとむねは俯すと能はざる故に磬をいただかしむるなり、〔扶盧〕扶は縁なり、ヨルと訓む、盧は矛戟の柄なり、はこの柄に縁りて戲をなすこと、

〔修聲〕音聲を修むること、歌樂を學ぶことをいふ、めくらは目なきも音聲に於ては審なり、故に之れを修めしむるなり、〔聾聵司火〕つんぼは耳聞ゆることなきも視力に於ては則ち審なり、故に火を修めしむるなり、〔實裔士〕實は一處に住居さすこと、裔士は邊鄙の地をいふ、〔能質〕才能性質なり、〔利之〕利は利導なり、〔原〕源に同じ、〔仰〕仰に同じ、アフグと訓む、〔浦〕大水の別に流通するもの、即ち支流なり、○以上第十三章、文公胥臣に公子謙の師傅として陽處父は如何と問ひ、胥臣教は教へらるゝ者の性質才能如何にありて、教ふる者はたゞ之れを利導するに過ぎざるものなることを言ひて、暗に其の不適任なることを諷したる物語なり、

文公即位二年、欲用其民、子犯曰、民未知義、盍納天子以示之、義乃納襄王於周、公曰、可矣乎、對曰、民未知信、盍伐原以示之、

信乃伐原曰可矣乎對曰民未
知禮蓋大蒐備師尙禮以示之
乃大蒐於被廬作三軍使郤穀
將中軍以爲大政郤溱佐之子
犯曰可矣遂伐曹衛出穀戍釋
宋圍敗楚師於城濮於是乎遂
伯

文公位に即きて二年、其の民を用ひて征討に従はんとす、子犯曰く不可なり、民未だ上を尊ぶの義を知らず、なんぞ亂を避けて他邦にある天子を周に納れ以て民に上を尊ぶの義を示さざるやと、公乃ち周室の亂を平げて襄王を周の宮城に納る、公子犯に問うて曰く、民を征討に用ひて可ならんかと、子犯對へて曰く、不可なり、民未だ信の重んずべきを知らず、なんぞ原を伐ちて以て之れに信の重んずべきを示さざるやと、公乃ち原を伐つ、公又子犯に問うて曰く、民を

征討に用ひて可ならんかと、子犯對へて曰く、民未だ禮の重んずべきを知らず、なんぞ大に蒐獵して軍を備へ禮を尊び以て之れに示さざるやと、公乃ち大に被廬に蒐獵し三軍を作り、郤穀を中軍に將とし以て國政を掌らしむ、郤溱之れに佐將たり、是に於て子犯曰く、民既に義と信と禮とを知る、以て之れを征討に用ひて可なりと、公乃ち師をおこし、曹衛を伐ち、齊を救ひて穀に屯する楚の戍卒を逐ひ出し、宋の圍を釋き、楚軍を城濮に敗れり、是に於てか遂に諸侯の霸となれり、

〔用其民〕用は征討に用ふることを、〔蓋納天子云云〕〔伐原云云〕〔伐曹衛〕〔釋宋圍云云〕以上皆前章を見よ、〔備軍〕軍を治めんとするを、〔尙禮〕尙は尊なり、軍は尊卑の別を明にし威儀を習ふを以てしかいふ、〔被廬〕晉の地名、〔三軍〕上中下の三軍なり、〔郤穀將中軍〕趙衰の推薦によることを前章に見ゆ、〔大政〕國政なり、〔郤溱〕晉の大夫にて郤穀と一族なり、〔出穀戍〕穀は齊の地名、今の山東省兗州府東阿縣にあり、楚齊を伐ちて穀を取り申公叔侯をして之れを成らしむ、公乃ち齊を助け楚を伐ち其の戍卒

を逐ひ出すをいふ、城濮の役と同じ年なり、〔伯〕霸に同じ、
○以上第十四章、文公の霸業は子犯の内助の功多きに居る物語なり、

卷第十一

晉語五

本編は文、襄、靈、景、厲五公間の物語なり、凡て十四章あり、

白季使舍於冀野冀缺釋其妻
鮒之敬相待如賓從而問之冀
芮之子也與之歸既復命而進
之曰臣得賢人敢以告文公曰
其父有臯可乎對曰國之良也
滅其前惡是故舜之刑也殛鯀

其舉也興禹今君之所聞也齊
桓親舉管敬子其賊也公曰子
何以知其賢也對曰臣見其不
忘敬也夫敬德之恪也恪於德
以臨事其何不濟公見之使爲
下軍大夫

白季使して冀野に舍れり、時に冀缺耕してくさざれり、其の妻之れに食をおくるに、夫婦互に敬して相待遇すること恰も賓客の如し、白季之れを怪み就て之れを問へば冀芮の子なり、連れてともに歸る、既にして文公に復命し、缺を推舉して曰く、臣此の賢人を得たり、敢て以て君に告ぐと、文公曰く、其の父罪あり、用ひて可ならんかと、白季對て曰く、彼は國士の俊良なり、其の前人の惡を問はずして用ひよ、古より此の例あり、是の故に舜の刑を施すや主に鯀を殺し、其の賢を用ひるや鯀の子禹を擧げたり、こは古のことなれども、今君見聞する所をあぐれば、彼の齊の桓公は

親ら管敬子を擧用せり、管敬子はその賊なりきと、公曰く、子何を以て其の賢なることを知るやと、臼季對へて曰く臣は彼が其の敬を忘れざることを見たり、夫れ敬とは徳を敬ひつゝしむことなり、徳を敬ひつゝしみて以て事にのぞまば、其れ何ぞ成らざることあらんやと、公乃ち缺を見、下軍の大夫たらしむ、
 「舍」やどること、「冀野」冀は邑の名、今の山西省平陽府河津縣の東界にあり、郊外を野といふ、「耨」耕して草を除去すること、クサギルと訓む、「盭」野に食をおくること、オクルと訓む、「其父有擧」擧は罪なり、冀芮公を弑せんとはかり公宮をやく（前編に出づ）秦伯誘ひて之れを殺す、故にいふ、「國之良也」國は國士、良は俊良なり、「滅」其前惡「滅」は問はざること、前惡は前人（父を指す）の惡なり、「殛」殛は誅なり、ゴロスと訓む、緜洪水を治めて成らず、舜之れを羽山に放ち殛せり、「興」禹「興」は起し用ふること、「今君之所聞也」下句齊桓の句にかゝる、「管敬子」敬子は管仲の諡なり、「其賊也」管仲は桓公と公子糾との戦に桓公を射て傷つく、（齊語を見よ）故にいふ、「敬徳之恪也」恪は敬ひつゝしむこと、二句の意は敬とは徳を敬

ひつゝしむことなりとなり、「下軍大夫」下軍の將校なり、大夫之れをつとむるを以ていふ、
 ○以上第一章、臼季冀缺の賢を知りて之れをすゝめ、公其の父の罪を問はずして用ひたる物語なり、
 陽處父如衛、反過甯、舍於逆旅、甯嬴氏、嬴謂其妻曰、吾求君子久矣、乃今得之、舉而從之、陽子道與之語、及山而還、其妻曰、子得所求而不從之、何其懷也、曰、吾見其貌、而欲之、聞其言、而惡之、夫貌情之華也、言貌之機也、身爲情、成於中、言身之文也、言文而發之、合而後行、離則有釁、今陽子之貌、濟其言、匱非其實

也、若中不濟、而外彊之、其卒將復中外易矣、若外内類、而言反之、瀆其信也、夫言以昭信、奉之如機、歷時而發之、胡可瀆也、今陽子之情、譏矣、以濟蓋也、且剛主、能不本而犯、怨之所聚也、吾懼未獲其利、而及其難、是故去之、期年乃有賈季之難、陽子死之、
 陽處父衛にゆき、反るとき甯邑を過ぎ、旅館の甯嬴氏にやどる、嬴氏其の妻に謂ひて曰く、吾君子の人を求むると久し、乃ち今之を得たりと、起ちて陽子に従ひて行く、陽子みち／＼之れと語る、嬴氏温山まで従ひ行きて引き還せり、其の妻曰く、子は求むる所の君子を得て之れに従ひゆかずしてかへれるは何ぞ、其れ

居を懐へるか、と、嬴氏曰く、否、吾陽子の外貌を見て之れを好み、其の言をきゝて之れを惡めり、夫れ外貌は情の華なり、言は外貌の樞機なり、人は身ありて情を生じ、情は心に成る、言は身の飾なり、言は身の飾りとして之れを情より發するを以て、外貌と中情と言との三者は相離るべからず、三者相一致して而して後に事行はる、三者分離するときは則ち行に隙ありて失敗するものなり、今陽子の外貌はとゞのへども、其の言は之れにかなはず、されば其の外貌のとゞのへるも實にとゞのへるに非ずして虚飾なり、若し中情とゞのはずして外貌を強ひてとゞのふれば、其れ卒には將に中情と外貌と相異なりて、虚飾の馬脚を現はし、又如何ともす能はざるに至らんとす、又若し外貌と中情と合ひて而も言の之れに反するは、其の信義を輕んずるものなり、夫れ言は以て信義を明はし示すものなり、故に言を奉持することは恰も樞機の如く、詳察熟慮し時をみて而して之れを發するものなり、なんぞ輕んずべけんや、今陽子の中情は聰敏にして智謀多し、之れを以て外貌をとゞのへて其の短所をおほひかくせり、其の性は剛直にして自

ら其の材能を高しとなし、行徳義に本づかずして人をしのぎをかす、此の如きは衆怨のあつる所となる、故に吾之れに従はば未だ其の利を得ずして其の災難にかゝりて身の破滅とならんことを懼る、是の故に分れて去れりと、果して其の後一年にして乃ち賈季の亂あり、陽子之れに死せり、

〔如衛〕君命によりて衛に聘すること、〔審〕晉の邑の名、今の河南省懷慶府修武縣の東にあり、〔逆旅〕旅館なり、〔審嬴氏〕審は邑名、嬴は旅館の主人の姓なり、〔舉〕起なり、タツと訓む、〔及山〕山は温山なり、今河南省懷慶府温縣の西南二十里にあり、〔其懷也〕懷は居を懷ふと、〔機〕樞機なり、樞は門戸を開閉する所以にしてくるゝなり、機は弩の張弛する所以にして弩の引き金なり、由りて物のかなめの義に用ふ、〔爲情〕情を生ずること、〔成於中〕中は心を指す、〔身之文也〕文は飾なり、〔合〕外貌と情と言と一致すること、〔罅〕隙なり、間隙なり、〔貌濟〕濟は成なり、完成なり、と、のふ義なり、〔其言匱〕匱は乏なり、其の言乏しとは言足らざることにて、と、のはざるをいふ、〔外彊之〕彊は強に同じ、強ひてと、のふることを、〔中

外易〕易は異なり、中情と外貌と相異なること明白に現はること、〔類〕合なり、アフと訓む、〔瀆〕輕なり、カロンズと訓む、〔歴時〕歴は相なり、相は視なり、ミルと訓む、〔譏〕聰敏にして智謀多きこと、〔以濟蓋也〕聰敏にして智謀に富むを以て外貌をと、のへて其の所をおほひかくせりとなり、〔主能〕主は尚なり、尙は高なり、高能とは己が才能を高しとすると、〔不本而犯〕不本は徳義に本づかぬこと、犯は人をしのぎ犯すと、〔期年〕一年なり、〔有賈季之難〕陽子死之、賈季は狐偃の子射姑なり、賈邑を食み字を季と稱す、故に賈季といふ、襄公(文公の子)即位の七年に父文公の作りし新上下軍を廢して舊制に復し三軍とす、射姑を中軍の將とし趙盾(次章を見よ)を其の佐將とす、陽處父の衛より歸るや、公に言し趙盾を中軍の將とし、射姑を其の佐將にさぐ、射姑之れを怨み、一族の狐鞠居をして處父を殺さしめ、自らは翟に奔れり、

○以上第二章、審邑の旅館の主人嬴氏陽處父の人と爲りを見て、其の終をよくせざるを豫言し、中れる物語なり、

趙宣子言韓獻子於靈公、以爲司馬、河曲之役、趙孟使人以其乘車于行、獻子執而戮之、衆咸曰、韓厥必不沒矣、其主朝升之、而莫戮其車、其誰安之、宣子召而禮之曰、吾聞事君者、比而不黨、夫周以舉義比也、舉以其私黨也、夫軍事無犯、犯而不隱、義也、吾言汝於君、懼汝不能也、舉而不能、黨孰大焉、事君而黨、吾何以從政、吾故以是觀汝、汝勉之、苟從是行也、臨長晉國者、非汝其誰、皆告諸大夫曰、二三子

可以賀我矣、吾舉厥也、而中、吾乃今知免於罪矣、

趙宣子韓獻子を靈公に推薦して以て軍の司馬となせり、河曲の役に、宣子人をして其の乗車を以て軍列を犯さしめたり、獻子とらへて之れを戮せり、衆みな曰く、韓厥は必ず身を全うするを得ざらん、其の主朝に己を軍司馬にのぼせて、暮に其の主の車僕を戮す、其れ誰か之れに安んぜんかと、宣子獻子を召し之れを禮して曰く、吾きく君に事ふるものは比して黨せずと、忠信にして以て義の人を舉げ用ふるを比といふなり、人を舉げ用ふるに其の己に私するものをもつてするを黨といふなり、夫れ軍事は侵犯するは、ことなし、侵犯されて之れを隠さず處分するは是れ義なり、吾この度汝を君に推薦したれども、汝が職を盡す能はざらんことを恐れたり、若し汝を舉げ用ひて汝職を盡す能はずば、我黨を行ふ孰か是れより大ならん、是れより大なる黨はなきなり、君に事へて黨を行へば吾何を以て政に従ふを得ん、吾故に是の舉を以て汝の能否を試みたり、しかるに汝は能く其の職に

つくせり、汝之れを勉めよ、苟も志を改めずして此の行に従はば、將來我晉國に臨みて帥長とならんものは汝にあらずして其れ誰ぞやと、乃ち諸大夫を召し之れに告げて曰く、諸君以て我を賀すべし、吾厥を擧げ用ひてあたれり、吾乃今日罪を君に免れしことを知れりと、

〔趙宣子〕趙衰の長子なり、名は盾、宣子は諡なり正卿にて國政を執れり、賢名あり、孔子も其の人物を稱せり、〔韓獻子〕名は厥、獻子は諡なり、晉の大夫にて韓簡の孫に當る、〔靈公〕襄公の子、名は夷、暴なり、大夫趙穿の爲に弑せらる、〔司馬〕軍司馬なり、軍の刑罰を掌る、〔河曲之役〕靈公即位の六年秦が晉を伐ちて河曲に戦ひたる役をいふ、河曲は晉の地、今の山西省蒲州府蒲坂縣にあり、〔趙孟〕宣子なり、趙氏は世々孟と稱す、〔中行〕干は犯なり、行は軍列なり、〔韓厥〕厥は即ち獻子の名なり、〔不沒〕身を全うせずの意なり、〔其主〕宣子を指す、〔莫暮〕同じ、〔戮其車〕車は車僕即ち車の御者なり、〔周〕忠信なり、〔擧義〕義は義の人を指す、〔不能〕其の職務をつくす能はざるを、〔以是〕是以は以乘車干行ことを指す、〔是行〕軍

律を守りて軍列を犯したるものを戮したる行を指す、〔臨長〕長は帥なり、帥長は猶宰相大將といふが如し、

○以上第三章、趙宣子韓獻子を擧げて之れを試み、其の職を果行せるを喜びて諸大夫に告げる美談なり、
宋人殺昭公、趙宣子請師於靈公、以伐宋、公曰、非晉國之急也、對曰、大者天地、其次君臣、所以爲明訓也、今宋人殺其君、是反天地而逆民則也、天必誅焉、晉爲盟主、而不脩天罰、將懼及焉、公許之、乃發令於大廟、召軍吏而戒、樂正令三軍之鐘鼓必備、趙同曰、國有大役、不鎮撫民而備鐘鼓、何也、宣子曰、大罪伐之、

小罪憚之、襲侵之事、陵也、是故伐備鐘鼓、聲其罪也、戰以錙于丁寧、傲其民也、襲侵密聲、爲蹺事也、今宋人殺其君、罪莫大焉、明聲之、猶恐其不聞也、吾備鐘鼓爲君故也、乃使旁告於諸侯、治兵振旅、鳴鐘鼓、以至於宋、

宋人其の君昭公を殺す、趙宣子師を靈公に請ひて以て宋を伐たんとす、公曰く、是れ晉國の急にする所に非ずと、宣子對へて曰く、大なるものは天地、其の次は君臣、之れをして各其の所を得せしむるは、教訓を明にする所以なり、今宋人其の君を殺せり、是れ天地の公道に反きて民の守るべき法則に逆ふものなり、天必ず之れを誅せん、晉諸侯の盟主となりて、天に代りて其の罰を行はずば、將に却て天罰の我に及ばんことを懼る、故に請ふと、公之れを許す、宣子乃

ち太廟に奉告して命令を發し、軍吏を召し、樂正を戒め、三軍の用ふる鐘鼓を各軍に必ず備へしむ、趙同宣子に問うて曰く、今や國に大事あり、しかるに民を鎮撫することをなさずして、鐘鼓を備ふるを勉むるは何ぞやと、宣子曰く、大罪のものは之れを征伐し、小罪のものは、之れをおどす、或は襲ひ或は侵す事は、大國を以て小國を陵ぐものなり、是の故に征伐に鐘鼓を備ふるは其の罪を聲らし明にするなり、戰爭に錙于及鉦を用ふるは其の民を戒飾するなり、襲ひ又は侵すときに其の聲明を秘密にするは、俄に不意に出づる事を爲して功を修めんと欲すればなり、今宋人其の君を殺す、罪これより大なるものなし、明に之れをならして之れをせむるも、猶其の聞えざらんことを恐るゝなり、吾鐘鼓を備ふるは、之れを打ちて進軍し、以て君道を尊び明にし、宋人を懲らし教へんが爲の故なりと、乃ちあまねく諸侯に告げしめ、兵を治めと、のへて出で、鐘鼓をならして以て宋を征伐して之れを懲らし、振旅せり、

〔宋人殺昭公〕靈公即位の十年なり、昭公は宋の成公の子、名は杵臼なり、昭公無道なりしかば公の弟

鮑革、大夫華元等とはかりて之れを殺したり、「不脩」脩は行ふなり、「懼」及「天罰の却て此方に及ばんとするをおそるの意なり、「太廟」太祖の廟なり、晉祖唐叔の廟をいふ、「軍吏」軍隊監督の吏なり、「樂正」軍隊の鐘鼓を司る官なり、「趙同」宣子の弟にて大夫なり、「憚」懼なり、オ

金鐘(三禮圖)



ドスと訓む、「陵」大國を以て小國をしのぐと、「鐘子」金鐘ともいふ、鼓と相和してうつもの、「丁寧」鉦なり一名は鏡といふ、「傲」戒なり、「璽

(三禮圖) 鏡 金

事」璽は猝なり、猝事は猝に不意に出で、うつことをいふ、「爲」君」君道を尊び明にする爲の意なり、「旁」徧なり、アマネクと訓む、「治兵振旅鳴鐘鼓」以至於宋」振旅は至於宋の下につけて見るべし、治兵は兵を治めと、のへて出征すること、振旅は出征の兵をと、のへて凱旋すること、
○以上第四章、趙宣子宋を伐ちて君道を尊び明にし、晉君をして盟主の地位を失はざらしめし物語なり、
靈公虐趙宣子驟諫、公患之、使鉏麇賊之、晨往則寢門辟矣、盛服將朝、蚤而假寐、麇退歎而言曰、趙孟敬哉、夫不忘恭敬、社稷之鎮也、賊國之鎮、不忠受命而廢之、不信享一名於此、不若死、觸廷之槐而死、靈公將殺趙盾、不克、趙穿攻公於桃園、逆公子

黑臀而立之寔爲成公

靈公暴虐なり、趙宣子しばし諫む、公之れを患へ鉏麇をしてゆきて之を殺さしむ、鉏麇晨に宣子の家に往けば則ち寢殿の門開けたり、内をうかへば禮服をつけて將に朝せんとすれども、まだ時早きを以て坐し、まかりねせり、麇之れを見退きて歎じて言ひて曰く、趙孟は敬ひつゝしめるかな、夫れ恭敬の念を忘れざるは社稷の重臣なり、國の重臣を殺すは不忠なり、又君命を受けて之れをすつるも亦不信なり、我は今此に不忠か不信か何れかの名を受けざるべからず、死するに若かずと、宣子の庭の槐樹にふれて死せり、是に於て靈公宣子を招きて酔はしめ將に之れを殺さんとせしが能はず、宣子逃る、其の留守に趙穿公を桃園に攻めて之れを弑す、宣子聞きて直に引き還へし、公子黑臀を周より迎へ之れを立つ、是れを成公となす、

〔鉏麇〕晉の力士なり、〔賊〕殺なり、コロスと訓む、〔寢門〕寢殿の門なり、〔辟〕開なり、ヒラクと訓む、〔盛服〕禮服なり、〔社稷之鎮〕鎮は重なり、重臣をいふ、〔享〕受なり、ウクと訓む、〔一名〕不忠か不信か何れかの一

名なり、「廷」庭に同じ、「靈公將殺趙盾」不克」公宣子を招きて酒に酔はしめ其の歸途に兵を伏せ之を殺さんとせしが能はざりしこと、詳細は左傳宣公二年の條に見ゆ、「趙穿」晉の大夫にて宣子の従父昆弟なり、「攻」公於桃園」桃園は園の名、公の此に遊ばれしとき攻めて弑したるなり、「逆」公子黑臀而立之」逆は迎なり、黑臀は文公の子襄公の弟なり、此の時周にあり、宣子は公の己を殺さずんばやまざるを以て、逃げて國境に至りしとき、公が穿に弑せられたるを聞き、急遽國に歸り、諸大夫とはかり、公子黑臀を周より迎へて立てたるなり、「寔」是に同じ、

○以上第五章、靈公無道にして宣子を殺さんとし、宣子逃る、趙穿公を弑す、宣子かへりて成公を迎へ立つる物語なり、

郤獻子聘於齊、齊頃公使婦人觀而笑之、郤獻子怒、歸請伐齊、范武子退、自朝曰、變乎吾聞之、干人之怒、必獲毒焉、夫郤子之

怒甚矣、不逞於齊、必發諸晉國、不得政、何以逞怒、余將致政焉、以成其怒、無以內易外也、爾勉從二三子、以承君命、唯敬、乃老、

郤獻子齊に聘す、齊の頃公婦人をして私に之れを觀せしむ、婦人之れを笑へり、蓋し獻子はちんばなるを以てなり、郤獻子大に怒り歸りて齊を伐ち無禮を攻めんことを請ふ、范武子朝廷より退き、家にかへり其の子變を召して曰く、變よ吾之れを聞く、人まさに怒れるに我之れををかし妨ぐれば、必ず害にあふと、夫れ郤子の怒ること甚し、齊を伐ちて其の心を逞くせずば、必ず其の怒を晉國に發して國を亂さんとす、若し彼によき地位をあたへば彼は必ず怒をはらすべし、されど彼れ執政の地位を得ずんば何を以て其の怒を快くばらさん、されば余は將に執政の地位を郤子にゆづり、以て其の怒をはらさし、國內に志を得ざるを以て、更に亂を國外になすことなからしめんとす、汝は勉めて諸卿の人々に從ひて以て君命を奉承

し、たゞつゝ、しみうやまへよと、乃ち執政の地位を辭して隱居せり、

〔郤獻子聘於齊〕景公(成公の子)の八年なり、獻子は晉の卿郤缺の子、名は克なり、諡して獻子といふ、〔頃公〕惠公の子、名は無野なり、〔使婦人觀〕而笑之、史記晉世家には頃公の母樓上より觀て之れを笑ふ、然る所以の者は郤克僂なればなりとあり、齊世家には齊夫人をして帷中より之れを觀せしむ、郤克上る、夫人之れを笑ふとあり、其の笑ひし所以は史記には郤克が僂なりし爲といひ、穀梁傳には眇なりし爲といひ、韋注には跛なりし爲といふ、未だ何れが是なるを知らず、〔范武子〕名は會、武子は諡、晉の正卿にて此の時執政なり、〔變〕武子の子にて諡して文子といふ、〔干人之怒〕人の怒れるを干し妨ぐることを、〔毒〕害なり、〔不逞於齊〕齊を伐ち其の怒を快くばらさるること、〔不得政〕政は政をとる地位執政を指す、〔以內易外〕志を國內に得ざるを以て、更に亂を國外になすことなからしめんの意なり、〔二三子〕諸卿を指す、〔老〕致仕して隱居すること、

○以上第六章、范武子郤獻子の怒れるを見、之れに執

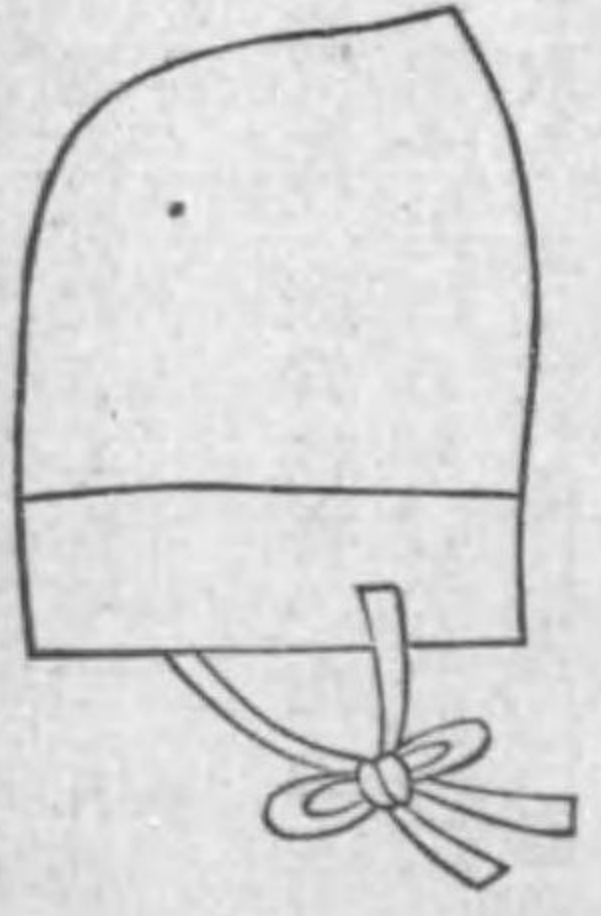
政の位をゆづり、其の怒を和げ國を亂すなからしめんとし致仕して隱居せる物語なり、

范文子莫退於朝、武子曰、何莫也、對曰、有秦客、庾辭於朝、大夫莫之能對也、吾知三焉、武子怒曰、大夫非不能也、讓父兄也、爾童子何知、而三掩人于朝、吾不在晉國、亡無日矣、擊之以杖、折委筭、

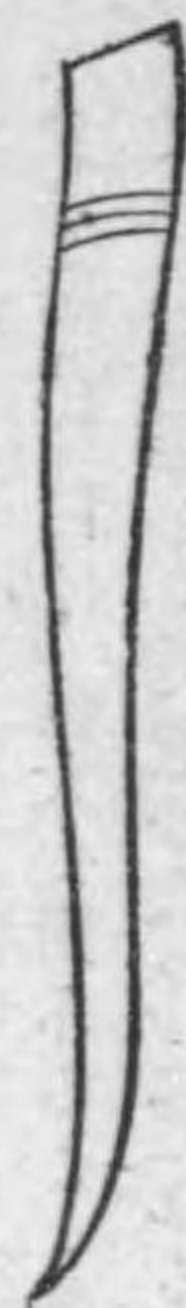
范文子おそく朝廷より退出してかへる、父武子問うて曰く、何ぞ退出のおそきやと、文子對へて曰く、秦の使客の朝廷にて隱語するものあり、諸大夫之れに能く對ふるなし、吾其の三事を解き對へたり、故におそしと、武子怒りて曰く、諸大夫對ふること能はざるに非ざるなり、謙遜して長老の人々に讓れるなり、汝童子何をか知らん、しかるに謙遜して長老に讓るを

知らず、三たび人の美を朝廷におほへり、此の如き心掛にては、長老を始め諸大夫に蔑み憎まるゝを以て、吾は晉國に居住するを得ず、吾家の亡びんことも亦日なからんと、乃ち杖をとりて之れをうち、委貌冠をやぶり筭を折れり、

〔范文子〕范武子の子名は變なり、〔莫〕暮に同じ、曰くれておそくの意なり、オソクと訓む、〔秦客〕秦の使客なり、〔庾辭〕隱語なり、かくしことば、なぞ、〔知三〕三事を解したりとの意なり、〔父兄〕父兄の年輩の人、長老をさす、〔三掩人于朝〕隱語の解を長老に讓りて對へしむれば長老の美を成す譯なり、しかるに文子は三事を解したり、故に三たび人の美を朝廷にておほひかくし自ら美となすとなり、〔不在晉國〕在



は居住なり、〔折委筭〕委は委貌冠、筭は簪なり、頭髪にさすもの、一句の意は委貌冠をやぶり筭を折りたりとなり、



(圖禮三) 笄

○以上第七章、范武子が子文子の不遜を戒め懲らせる物語なり、

靡笄之役、韓獻子將、斬人、卻獻子駕將救之、至則既斬之矣、卻獻子請以徇、其僕曰、子不將救之乎、獻子曰、敢不分謗乎、

靡笄の戦役に、軍司馬の韓獻子將に人を斬らんとす、卻獻子車に駕して將に之を救はんとす、蓋し其人罪の赦すべきものに在ればなり、至れば則ち既に之れを斬れり、卻獻子韓獻子に請うて以て斬られたるものを軍中にふれ示して士卒を戒めたり、其の車僕間うて曰く、子は將に之れを救はんとせしにあらすや、しかるに今却つて其の斬を賛するは何ぞやと、卻獻子曰く、吾之れを救はんとして及ばず、事既に此に

至る、獨り謗を韓子に蒙らずは我忍びざる所なり、吾敢て謗を分たざらんや、これ吾の此く行へる所以なりと、

〔靡笄之役〕靡笄は齊の山の名、今山東省濟南府歷城縣の南十里にあり、景公即位の十一年春齊魯を伐ち隆を取る、魯急を衛に告ぐ、衛乃ち魯と救を晉に請ふ、晉公乃ち卻獻子を大將となし韓獻子欒武子を其の將として兵を帥めて二國を救ひ齊を伐たしむ、齊と鞍に戦ひ、之れを靡笄山下に破れり、〔徇〕ふれ示すこと、〔僕〕車僕なり、

○以上第八章、靡笄の役に、卻獻子の謗を韓獻子のみに負はさず、自ら之れを分ち負ひし美談なり、

靡笄之役、卻獻子傷、曰、余病、張侯御曰、三軍之心、在此車矣、其耳目在於旗鼓、車無退表、鼓無退聲、軍事集矣、吾子忍之、不可以言病、受命於廟、受賑於社、

走して止むること能はず、三軍之れに従ひて奮戦し齊の軍大に敗る、晉軍之れを追撃し三たび華不注山をめぐれり、

〔卻獻子傷〕矢にあたりて傷つくこと、〔余病〕憊なり、憊は極なり、キハマルと訓む、〔張侯〕晉の大夫なり、〔三軍之心在此車〕此車は大將の車をいふ、大將の車進めば軍進み車退けば軍退く故にいふ、〔其耳目在於旗鼓〕三軍の士は大將の車にたてたる旗を見、鼓聲をきつて進退す、故にいふ、〔退表〕表は旗なり、退旗は退却を命ずる信號の旗なり、〔退聲〕退却を命ずる太鼓の音なり、〔集〕成なり成功をいふ、〔受命於廟〕出征の際に必ず君より宗廟にて戒命を受く、故にいふ、〔受賑於社〕賑は社神(地神)に供ふる肉なり、出征の際に社神をまつり其の供肉をうけてゆく、故にいふ、〔戎之政也〕戎は軍なり、軍の政とは猶軍の常則といふが如し、〔未若死〕若は猶至の如し、イタルと訓む、〔祇以解志〕祇は適なり、マサニと訓む、解志とは三軍の士が志を解くことにて、意氣沮喪するをいふ、〔援枹〕援は手許にひきよせて持つこと、枹は太鼓をうつぶち、〔華不注之山〕齊の山名、今の山東省

甲冑而効死、戎之政也、病未若死、祇以解志、乃左并轡、右援枹、而鼓之、馬逸不能止、三軍從之、齊師大敗、逐之三周、華不注之山、

靡笄の戦役に、卻獻子矢にあたりて傷く、曰く、余が病極れりと、張侯時に車御たり、獻子に謂ひて曰く、三軍の心は此の大將の車にあり、三軍の耳目は此の車に建てたる旗とうつ鼓とにあり、大將の車に退却の旗の立つなく、鼓に退却を命ずる聲なくば、軍は必ず成功せん、吾子之れを忍べ、以て其の病むを言ふべからず、夫れ命を宗廟に受け、賑を社に受けて出征し、甲冑をつけて死を致すは、此れ軍の常則なり、子思へや、子病むも未だ死するに至らず、忍ばざるべからず、若し子病むといはば三軍の士まさしに其の志を沮喪し如何ともすべからざるに至らんと、乃ち左手に轡を取り、右手に枹をとりて鼓をうち進軍す、馬逸

濟南府歷城縣の東北にあり、
 ○以上第九章、靡笄の戦役に大将郤獻子傷つき弱れるを、其の車の御將張侯之れを慰勵し鼓をうちて進軍を令し、大に勝てる物語なり、

靡笄之役、郤獻子師勝而反、范文子後知、武子曰、燮乎、女亦知吾望爾乎、對曰、夫師、郤子之師也、其事臧、若先則恐、國人之屬耳、目於我也、故不敢、武子曰、吾知免矣、

靡笄の戦役に、郤獻子軍勝ちてかへり、范文子後れて入る、父武子之れを召して曰く、燮よ汝も亦吾が汝を愛へ望むことを知れるかと、蓋し文子は上軍の佐將なれば最先に國に入るべきに、後れて入りたれば、武子心配して問へるなり、文子對へて曰く、夫れ此の度の軍は郤子の軍なり、而して勝てり、吾若し先だちて國に入らば、國人皆吾に耳目を注ぎ第一に吾を稱

せん、しかるときは郤子の名譽を損すること恐るるを以て、敢て先づ入らざりし所以なりと、武子曰く、汝に此の心掛あり、吾以て其の咎を免れんことを知れりと、

〔范文子〕此の時上軍の佐將たり、〔女〕汝なり、下の爾も同じ、〔望〕憂へ望むこと、〔師〕郤子之師也、晉が齊を伐つに至りしは魯衛が郤子に因りて救を晉に求め、郤子は之れによりて齊に受けたる屈辱（前章を見よ）を雪がんとして、熱心に景公に説き、公之れを許すや、郤子自ら大將となりて中軍をひきゐたり、故に郤子之師といひしなり、〔其事臧〕臧は善なり、其の軍事善しとは戦勝ちしことを言ふ、〔屬〕注なり、ツク又はソ、グと訓む、〔免〕咎を免れんこと、

○以上第十章、靡笄の役の凱旋の時上軍の佐將范文子の謙抑して、後れて入りし物語なり、
 靡笄之役、郤獻子見、公曰、子之力也、夫對曰、克也、以君命命三軍之士、三軍之士用命、克也

何力之有焉、范文子見、公曰、子之力也、夫對曰、燮也、受命於中軍、以命上軍之士、上軍之士用命、燮也、何力之有焉、欒武子見、公曰、子之力也、夫對曰、書也、受命於上軍、以命下軍之士、下軍之士用命、書也、何力之有焉、

靡笄の戦役に勝ちてかへる、大将（中軍をひきゐる）郤獻子景公に謁見す、公曰く、戦勝は子の功なるかなと、獻子對へて曰く、克や君の命令を以て三軍の士に命じ三軍の士命令を遵守して戦ひ勝ちたるなり、克や何の功か之あらんと、上軍の佐將范文子謁見す、公曰く、戦勝は子の功なるかなと、文子對へて曰く、燮や命令を中軍に受け、以て上軍の士に命じ、上軍の士命令を遵守して戦ひ勝ちたるなり、燮や何の功かこれあらんと、下軍の將欒武子謁見す、公曰く、戦勝は

子の功なるかなと、武子對へて曰く、書や命令を上軍に受け、以て下軍の士に命じ、下軍の士命令を遵守して戦ひ勝ちたるなり、書や何の功かこれあらんと、〔力〕功なり、〔克〕郤獻子の名なり、〔欒武子〕名は書、武子は諡なり、卿にて此の役下軍の將たり、
 ○以上第十一章、靡笄の戦役に軍將郤獻子范文子欒武子各、其の功を上下に歸して誇らざりし物語なり、

靡笄之役也、郤獻子伐齊、齊侯來、獻之以得隕命之禮、曰、寡君使克也、不腆弊邑之禮、爲君之辱、敢歸諸下執政、以愆御人、苗棼皇曰、郤子勇而不知禮、矜其功、而耻國君、其與幾何、

靡笄の戦役に、郤獻子大將となりて齊を伐ち、之れに勝てり、よりて齊の頃公は晉に服し來朝せり、郤子之れを矜し隕命の禮を用ひ、頃公に謂ひて曰く、寡君克

をして君が辱く我國に臨まれたる爲に、粗末なる弊邑の禮を以て君の下執政にまでおくらしむ、願くは此れを以て君の婦人の克を笑へる者に、禮として報いんと、苗棼皇之れを見、私に人に謂ひて曰く、郤子は勇なれども禮義を知らず、其の功にはこりて國君を耻しむ、其れ必ず天命を以て終ふる能はざらんと、

〔齊侯來〕齊の頃公晉に破られたるを以て晉に服し來朝せるなり、〔獻之〕饗を致してもてなすこと、〔得隕命之禮〕國君を饗する禮の中に隕命の禮を得たれば、之れを用ひたりとなり、隕命とは君が戰に生捕らるゝをいふ、隕命之禮は捕虜としたる君を饗する禮なり、司馬法に其の儀を説きて曰く、左に旗を結びて司馬飲を授く、君右に苞壺を持ち左に飲を承けて以て進むと、郤子は己齊に使用して恥辱を得たれば齊侯に對し殊更に此の無禮を用ひたるなり、〔不腆〕腆は厚なり、不厚は粗末なり、〔歸諸下執政〕歸は饋なり、食物をおくること、オクルと訓む、執政は執事なり、此の一句は君に食を奉るといふ謙辭なり、〔以慰御人〕慰は願なり、ネカハクハと訓む、御人は君に侍

御する人婦人をいふ、一句の意は此の食を以て願くは君の婦人の臣を笑ひし者に御禮として報いんとなり、〔苗棼皇〕晉の大夫なり、〔郤子勇而不禮〕其功而耻國君、隕命の禮は戰にて生捕せる國君を饗する禮なり、齊侯は生捕となりし者に非ず、晉に服して來朝せるものゝみ、しかるに今此の禮を用ふるは無禮の至なり、故にかくいふ、矜は誇なり、伐は功なり、〔其與幾何〕其れ此の世に生を得るは幾何時か、極めて短日月たり、間もなく天命を全うせずして死すべしとなり、

○以上第十二章、郤子齊の頃公を饗して無禮なり、苗棼皇評して天命を全うして死するを得ずといへる物語なり、
梁山崩、以傳召伯宗、遇大車、當道而覆、立而辟之、曰、辟傳對曰、傳爲速也、若埃吾辟之、則加遲矣、不如捷而行、伯宗喜、問其居、曰、絳人也、伯宗曰、何聞、曰、梁山

崩而以傳召伯宗、伯宗問曰、將若何、對曰、山有朽壤而自崩、將若何、夫國主山川、故川涸山崩、君爲之降服、出次、乘縵、不舉策於上帝、國三日哭、以禮焉、雖伯宗亦其如是而已、其若之何、問其名、不告、請以見、弗許、伯宗及絳、以告、而從之、

梁山崩壞す、公急に驛車を以て伯宗を召す、伯宗即ち驛車に乗じて來る、途中牛車の道路のまんなかに當りてくつがへるに遇ふ、伯宗命じて牛車を立て道を開かして曰く、君命急なり、速に驛車を避けよと、牛車の主對へて曰く、驛車を用ふるは急速ならんが爲なり、若し吾が牛車を立てし道を開くをまたば長き時間を要するを以て、則ちゆくことますます遅くならん、旁徑に出でて行くの速きに如かずと、伯宗其

の言を喜び、其の居を問へば、絳都の人なり、伯宗乃ち問うて曰く、子絳都にありて何をか聞けると、牛車の主曰く、梁山崩壞し君驛車を以て伯宗を召すと聞くと、伯宗問うて曰く、梁山の崩るゝ如何にせん、牛車の主對へて曰く、山に朽腐せる土壤ありて、自ら崩壞せるもの、はた之れを如何せんや、夫れ國君は山川の主なり、故に川水涸竭し山岳崩壞せば、國君は之れが爲に服を降して縵素の衣を服し、宮を出で、郊にやどり、縵車に乗り、音樂を止め、策文を以て上帝に告祭し、國民三日の間哭して以て神を禮拜すと聞けり、伯宗と雖其れ亦是の如くせんのみ、其れ之れを如何せんやと、伯宗其の言を感じ、其の名を問へば告げず、連れて以て君に見えんと請へば、許諾せず、伯宗已むを得ず、去りて絳都に至り參朝して牛車の主の言を以て君に告ぐ、君亦之れに従へり、

〔梁山〕晉國の山鎮にして望祭して尊崇する所なり、今の陝西省同州府郃陽韓城二縣の境にあり、梁山の崩壞は景公の十四年なり、〔傳〕傳車なり宿場に備へ付けたる車をいふ、急用の時は宿場々々にて備付けの車に乗り換へて行くなり、〔伯宗〕晉の大夫なり、

〔大車〕牛馬なり、〔立而辟之〕辟は開なり、下句吾辟之の辟も同じ、一句の意は轉覆せる牛車を引き起して道をあげよとなり、〔辟傳〕辟は避なり、〔加遲〕加は益なり、マヌクと訓む、〔捷〕旁徑に出づること、〔有〕朽壤而自崩、將若何謙遜の辭なり、國用節なく多く山木を伐れば木盡きて山禿ぐ、山禿げば大雨にあひ崩壊するは當然なり、是れ政の惡しきなり、はた如何せんやといふを謙してかくいひたるなり、朽壤は朽腐せる土壤なり、〔國主山川〕國は國君なり、〔涸〕竭なり、ツクと訓む、〔降服〕服を降し縞素の衣をきることを、〔出次〕次はやどること、宮を出で、郊にやどるをいふ、〔纓〕裝飾なき車なり、〔不舉〕音樂を止むること、〔策〕策文を以て告祭すること、〔以禮焉〕禮は神を禮拜すること、〔以告〕牛馬の主の言を以て君に告ぐることを、〔從之〕君之れに従ふこと、

○以上第十三章、梁山崩壞し伯宋召されて來る、途中牛車の主の言に感じ其の言を君に申し上げ、君も之れに従はるゝ物語なり、

伯宗朝、以喜歸、其妻曰、子貌有

喜何也、曰、吾言於朝、諸大夫皆謂我知似陽子、對曰、陽子華而不實、主言而無謀、是以難及其身、子何喜焉、伯宗曰、吾飲諸大夫酒、而與之語、爾試聽之、曰、諾、既飲、其妻曰、諸大夫莫子若也、然而民不能戴其上久矣、難必及子、子盍亟索士、慙庇州犁焉、得畢陽、及欒弗忌之難、諸大夫害伯宗、將謀而殺之、畢陽實送州犁於荆、

伯宗朝廷より喜色を以て歸れり、其の妻曰く、子の顔貌をみるに喜色あるは何ぞやと、伯宗曰く、吾朝廷にて言論せり、時に諸大夫皆我辨智陽子に似たりと評

せり、我喜に堪へず、故に然るなりと、妻對へて曰く、陽子は外貌美しくと、のへども内心實直ならず、言論を尙びて謀計なし、是れを以て禍難其の身に及び遂に死せり、子之れに比せられたりとして何ぞ喜ぶを要せんやと、伯宗曰く、汝の言一理あり、されど我辨智あることは確なり、諸大夫を召き之れに酒を飲ませて之れと語らん汝試に之れ聽けと、妻對へて曰く、諾と、伯宗乃ち諸大夫を招きて酒をのませて之れと語る、飲酒を終るの後、其の妻伯宗に謂ひて曰く、子の言の如く辨智は子に若くものなし、然れども民は好んで其の才の己より賢れる人を戴く能はず、必ず憎みて之れを害せんとするは、久しき昔より明なる事實なり、されば諸大夫は子の己より賢れるを憎忌するに至るや必せり、禍難は遠からず必ず子の身に及ばん、子なんぞ速に賢士を索めて自ら圖らざるや、願くは子州犁を庇護して安全を得しめんと、伯宗之れに従ひて賢士を索め、畢陽を得たり、後欒弗忌の難に及び、諸大夫果して伯宗を邪間物とす、伯宗將に自ら謀りて身を保たんとして及ばず、遂に殺さる、時に畢陽は州犁を楚に送りて、實に其の知遇に報いた

り、

〔陽子〕前編及前章に見えたる陽處父なり、〔我知〕辨智なり、〔華〕外貌の美しくと、のへること、〔主言〕主は尙なり、たふとぶこと、〔是以難及其身〕陽處父の殺されたることをいふ、前章に見ゆ、〔既飲〕既は終なり、ヲハルと訓む、〔其上〕上は賢なり、才能のまされるものをいふ、〔亟〕速なり、〔庇〕庇ひ護ること、〔州犁〕伯宗の子なり、楚に事へて大宰となる、〔畢陽〕晉の士にて賢にして力あり、有名なる豫讓の祖父なり、〔欒弗忌之難〕厲公の時なり、欒弗忌は晉の大夫にて伯宗は其の黨なり、三郤〔郤至、郤錡、郤犇の三大夫〕弗忌を害とし伯宗と并せて之れを殺せり、〔將謀〕伯宗將に身の安を謀らんとするの意なり、〔荆〕楚の一名なり、

○以上第十四章、伯宗の妻夫を勸諫して賢士を索め、其の子州犁の安全をはかりたる物語なり、

卷第十二 晉語六

本編は厲公一代の物語にて、凡て十一章あり、
 趙文子冠見欒武子武子曰美哉昔吾逮事莊主華則榮矣實之不知請務實乎見中行宣子宣子曰美哉惜也吾老矣見范文子文子曰而今可以戒矣夫賢者寵至而益戒不足者爲寵驕故興王賞諫臣逸王罰之吾聞古之王者政德既成又聽於民於是乎使工誦諫於朝在列者獻詩使勿兜風聽臚言於市辨妖祥於謠考百事於朝問謗譽於路有邪而正之盡戒之術

也先王疾其驕也見卻駒伯駒伯曰美哉然而壯不若老者多矣見韓獻子獻子曰戒之此謂成人成人在始與善始與善善進善不善蔑由至矣始與不善不善進不善善亦蔑由至矣如草木之產也各以其物人之有冠猶宮室之有牆屋也糞除而已何又加焉見知武子武子曰吾子勉之成宣之後而老爲大夫非耻乎成子之文宣子之忠其可忘乎夫成子道前志以佐先君道法而卒以政可不謂文

乎夫宣子盡諫於襄靈以諫取惡不憚死進也可不謂忠乎吾子勉之有宣子之忠而納之以成子之文事君必濟見苦成叔子叔子曰抑年少而執官者衆吾安容子見溫季子季子曰誰之不如可以求乎見張老而語之張老曰善矣從欒伯之言可以滋范叔之教可以大韓子之戒可以成物備矣志在子若夫三郤亡人之言也何稱述焉知子之道善矣是先主覆露子也

を見る猶莊主を見るが如し、然れども思へ、外貌の華美なるは則ち榮とすべきも、其の内實の之れにかなふや否やを知らず、子は請ふ實力を養ふことをつとめよと、次に中行宣子にまみゆ、宣子曰く、美なるかな子よ、されど惜い哉吾年老いて子が才徳の至る所を見るを得ざるを、次に范文子にまみゆ、文子曰く、子は今より戒めつゝしむべし、夫れ賢者は寵遇身に至りてますます戒めつゝしむ、不肖者は寵遇を得るが爲に驕る、故に國を勃興するの王は忠諫の臣を賞して戒飾を怠らず、安逸を貪るの王は忠諫の臣を罰して驕淫に耽るなり、古の王者は政と徳と既に成りて又民言をき、以て戒め怠らず、是に於てか工官をして前世箴諫の言を朝廷に誦讀せしめて戒愼し、位にある臣下は詩を獻じて諷諫し、君をして惑うて邪に陥るとなからしめ、君は又商旅傳へ言ふ所の言を市場にてき、とり、俗謠をき、善惡の兆を辨別し、百官の職事を朝廷にて考へ察し、民の政に關する毀譽を道路に出でて問ひ察し、かくして己の身に邪あれば必ず之を正す、これは即ち戒愼を全くするの道なり、先王が此の道を守り行はれたるは、是の驕

淫に陥らんことを疾みたる故なり、子思へよやと、次に卻駒伯にまみゆ、駒伯曰く、美なる哉子よ、然れども、壯者はたとへ才ありとも老成者に若かざる事多しと、次に韓獻子にまみゆ、獻子曰く、子之れを戒めよ、始めて元服せし時より此れを成人と謂ふ、成人になれば始め善にくみするにあり、始め善にくみすれば其の善が主となりて更に善を身に積み進むを以て不善はよりて至ることなし、之れに反し始め不善にくみすれば、其の不善が主となりて更に不善を身に積み進むを以て、善も亦よりて至ることなし、之れを譬ふれば猶草木の産殖するが如く、各、其の同類を以てはびこりふゆるなり、人の冠あるは猶宮室の牆屋あるが如し、汚穢を除きて清潔にせんのみ、即ち身の不善を除きて善とせんのみ、何ぞ又この上加へんと、次に知武子にまみゆ、武子曰く、吾子之れを勉めよ、子は成子宣子の子孫なり、其の子孫にして老いて大夫とならば耻にあらずや、成子の文徳と宣子の忠貞とは其れ忘るべけんや、夫れ成子は前世典法の書を読み之れに率由して、我先君文公を輔佐し、國法を論定して、卒に以て國政を執るに至れ

り、文徳といはざるべけんや、夫れ宣子は心力をつくして襄靈の二公を諫め、諫めし故を以て君に憎惡せらるゝも死を恐れず、進みて諫めたり、忠貞といはざる可けんや、吾子之れを勉めよ、宣子の忠貞ありて之れをいへば、成子の文徳を以てせば、君に事へて必ず成功せんと、次に苦成叔子にまみゆ、叔子曰く、抑も今年少にして官に就けるもの多く、誠に厭ふべし、されば吾いづくんぞ子を推薦し得んやと、次に温季子にまみゆ、季子曰く、汝の才誰にかしがざらんや、以て榮達を求め得べきかと、文子乃ち張老にまみえて諸卿の言をつぐ、張老文子に謂ひて曰く、善し、樂伯の言に従はば以て其の實力をますべし、范叔の教を守れば以て其の徳を大にすべし、韓子の戒を守れば以て其の善を成すべし、三子の教によりて實力をまし徳を大にし善を成すの三大事皆備はれり、其の之れを能く行ふと否とは子の志の如何にあるのみ、夫の三郤の如きは亡人の言なり、何ぞ稱述するに足らんや、知子の訓は善し、是れ先主の子の身を加護することを言ひしなり、子つとめざるべけんや、

〔趙文子冠〕趙父子は趙宣子の孫、趙朔の子なり、名

は武、文子は諡なり、冠は加冠の禮にて元服のこと、〔美哉〕成人を美むるの辭なり、〔莊主〕莊は文子の父趙莊子〔朔〕なり、主は大夫の稱なり、〔實之不知〕内實の外貌の華美なるにかなふや否やを知らずの意なり、〔中行宣子〕晉の卿にて名は庚、宣子は諡なり、本姓は荀、別れて中行氏となる、〔吾老矣〕吾年老いたれば子が才徳の至る所を見る能はずといふこと、〔不足者〕才徳足らざるもの、不肖者といふ、〔興王〕國を興す英主なり、〔逸王〕逸樂を貪る亡主なり、〔工〕曠陵の官なり、〔誦〕於諫朝、諫は前世箴諫の言なり、めくらが前世の箴諫の言を朝廷にて誦讀せることは周語にも見ゆ、〔列〕位なり、〔獻詩〕詩を獻じて諷すること、〔兜〕惑なり、マドフと訓む、〔風聽〕風は采なり、采聽はききとること、〔臚言〕傳へ言ふ言なり、此にては商旅の傳へいふ善惡の言を指す、〔辨〕妖祥於謠、妖祥は吉凶の兆なり、俗謠は吉凶の兆を豫言するもの多し、故に之れをききて吉凶の兆を辨別するなり、〔考〕百事於朝、考は考へ察すること、百事は百官の職事なり、〔謗譽〕毀譽に同じ、〔盡〕戒之術也、盡、戒は戒慎を全うすること、術は道なり、〔卻駒伯〕晉の卿にて名は

綺、駒伯は字なり、〔壯而不若〕老者多矣、此れ年長者少壯者を抑ふるの語なり、言ふは年壯者は才ありと雖老成のものに及ばざること多し、汝才を恃む勿れとなり、〔蔑〕無なり、ナシと訓む、〔如〕草木之産也、各以其物、物は類なり、草木の産殖するが如く、竹は竹、松は松と、各、其の同類が繁茂す、之れと同じく善は善類、不善は不善の類が身につもるとなり、〔糞除〕汚穢を掃除すること、自ら修潔するにたとふ、〔知武子〕晉の卿にて名は瑩、武子は諡なり、本姓は荀、邑を知らずを以て知と稱す、知一に智に作る、〔成宣〕成子宣子なり、成子は趙衰の諡にて文子の曾祖にあたる、宣子は前編に出づ、文子の祖父なり、〔老爲〕大夫、非、耻乎、老いて大夫とならば耻辱にあらずや、徳を修めて早く大夫となり政をとるに至るべしとなり、〔道〕前志、道は由なり、前志は前世の典法の書なり、前世典法の書を読み之れに率由すること、〔先君〕文公を指す、〔道〕法、道は言なり、國法を論議し定ること、〔以政〕國政を執れりといふ意なり、〔取〕惡、憎惡せらるゝこと、〔不〕憚、死、憚は畏るゝこと、〔必濟〕濟は成なり、成功なり、〔苦成叔子〕晉の卿卻驪

なり、邑を苦に食むを以て苦成叔子と稱す、〔容子〕子を推薦し得んとなり、〔溫季子〕晉の卿郤至也、邑を溫に食む、故に溫季子と稱す、〔誰之不〕如人誰か子の才に如かんや、子に及ばずとなり、〔可〕以求乎、以て榮達を求むべきかの意なり、〔張老〕晉の大夫にて前編に見えたる張侯の子なり、〔欒伯〕欒武子なり、伯は兄弟の序なり、〔滋〕益なり、マスと訓む、〔范叔〕范文子なり、叔は兄弟の序なり、〔可〕以大、以て徳を大にすべしとなり、〔可〕以成、以て善を成すべし、の意なり、〔物備矣〕物は事なり、實をますと、徳を大にすると、善を成すとの三事を指す、〔三郤〕郤駒伯と郤錡〔苦成叔子〕と郤犇〔溫季子〕とを云、〔亡人之言〕其の言皆輕薄傲慢なり、故にいふ、〔知子之道〕道は訓なり、〔先主〕主は大夫の稱、先主は先大夫にて成子宣子を指す、〔覆露〕露は潤ほすこと覆潤とは猶加護といふが如し、

○以上第一章、趙文子冠して變、中行、范、韓、知、三郤の諸卿に見えて諸卿の言をき、之れを張老に告げ、老之れを評し文子を獎勵せる物語なり、

厲公將伐鄭、范文子不欲、曰、若

以吾意、諸侯皆畔、則晉可爲也、
唯有諸侯、故擾擾焉、凡諸侯難之本也、得鄭、憂滋長、安用鄭、郤至曰、然則王者多憂乎、文子曰、我王者也乎哉、夫王者成其徳、而遠人以其方賄、歸之、故無憂、今我寡徳、而求王者之功、故多憂、子見無土而欲富者、樂乎哉、
厲公鄭をむきて楚に従へるを以て、之れを伐たんと欲す、范文子之れを欲せずして曰く、若し吾意ふ所を告白せば、從服せる諸侯皆畔かば則ち晉は治むべきなり、たゞ晉は諸侯の從ひて盟主たるの地位にあり、故に常に國內さわがし、凡て諸侯をたもつは實に騷難の本なり、されば今鄭を得ば楚必ず鄭を救ひて我をうつを以て我國の憂はますます長大となる、いづくんぞ鄭を伐つを要せんやと、郤至問うて曰く、子の

言を以てせば、霸主の地位すら憂多きを病むなり、然らば則ち一段進みたる王者は猶更憂多きか、王者たるもの亦愚の至ならずやと、文子對へて曰く、我は王者ならんや、諸侯なり、夫れ王者は其の徳を修め成し、遠國の人各、其の地方の財物を貢し以て之れに歸服す、況んや近國のものをや、故に毫も憂なし、しかるに今我君徳寡くして諸侯を從服し、王者の功をあげんと求む、故に憂多きなり、子は土地なくして富まんと欲するものを見たるか、彼等は終歲營々役々として働き、毫も休息することを得ず、豈能く安樂ならんや、我君亦徳なくして功を欲す、彼れに似たらんや、たゞに安樂を得るのみならず大なる後患あらん、子も亦我言を思へやと、
〔厲公〕景公の子名は州蒲なり、〔將〕伐鄭、此の時鄭楚に従ひ晉に反く故に公之れを伐たんとするなり、〔范文子不〕欲曰云云、厲公徳を修むることなくして徒に功を欲し、三郤を始め諸卿亦自ら功を立つるに急に、互に相反目するを以て、若し一朝大事生せんか内亂外患交、來りて復如何ともすべからざるに至る、故にしかり、〔諸侯皆畔則晉可爲也〕爲は治なり、今

晉に從服せる諸侯皆畔かば、晉は君臣共に戒懼して徳を修むるを以て、而る後に始めて能く國を治むべしとなり、〔唯有〕諸侯、故擾擾焉、擾擾は亂れさわがしきさま、一句の意は盟主となりて諸侯從ふあり、故に諸侯畔き或は亂るれば之れを伐つ、故に國內常に亂れさわがしとなり、〔諸侯難之本也〕諸侯畔き或は亂るれば則ち之れを伐ち、國內騷擾す、故に諸侯は國內騷難の本なりといふ、〔方賄〕賄は財なり、方財は地方の財物なり、
○以上第二章、范文子君臣徳を修めずして功を立てんとするを以て、公が鄭を伐んとするを欲せず、其の意を語りて郤至を諷したる物語なり、

厲公六年伐鄭、且使苦成叔及欒黶興齊魯之師、楚恭王帥東夷救鄭、楚半陳、公令擊之、欒書曰、君使黶也興齊魯之師、請侯之、郤至曰、不可、楚師將退、我擊

之必以勝歸、夫陳不違忌、一間也、夫南夷與楚來弗與陳、二間也、夫楚與鄭陳而弗與、三間也、且其士卒在陳而譁、四間也、夫衆聞譁則必懼、五間也、鄭將顧楚、楚將顧夷、莫有鬪心、不可失也、公說於是、敗楚師於鄆、樂書是以怨郤至。

厲公即位の六年に鄭を伐つ、ときに公苦成叔を齊に、樂廩を魯に使はして師を請ひ、共に之れを伐たしむ、楚の恭王師を起し又東夷の兵をあはせ帥ゐて、鄭を救ふ、楚軍半ば陳す、公令して之れを撃たしめんとす、樂書曰く、君廩等をして齊魯に使し師を興して我を助けしむ、齊魯の軍未だ至らず、請ふ其の來るを俟たんと、郤至曰く、不可なり、今楚の軍陳すと雖將に退かんとするの兆あり、此の時に乘じて我之れを撃

たば必ず大勝して凱旋するを得ん、其の理由を説かん、夫れ楚軍陳するに晦時を避けざるは不祥の事なり、是れ楚の一つの間隙なり、夫れ東夷の兵楚と共に來りて共に陳せざるは、戦ふを欲せざるのしるしなり、是れ楚の二つの間隙なり、夫れ楚と鄭と共に陳して共に整のはざるは、兵一致せざる證なり、是れ楚の三つの間隙なり、且つ其の士卒は陳にありて甚かまびすしきは令嚴ならざるの證なり、是れ楚の四つの間隙なり、夫れ兵衆味方のかまびすしきを聞けば、味方の不利にてかくかまびすしきにはなきやと疑心暗鬼を生じて、必ず畏懼するなり、是れ楚の五つの間隙なり、而して戦ふに及びて、鄭は將に楚を顧みたまんとし、楚は將に東夷を顧みたまんとし、士卒に決心奮闘する心なし、今此の好機を得失ふべからざるなりと、公悦びて之れに従ふ、是に於て大に楚軍を鄆陵に敗れり、樂書は是れを以て郤至を怨むに至れり、

〔樂廩〕樂武子の子、諡して桓子といふ、〔恭王〕莊王の子、名は箴（一に審に作る）なり、〔東夷〕楚の東に居る夷なり、〔樂書〕樂武子なり、〔陳不違忌〕違は避な

り、サクと訓む、忌は兵家の忌む時日なり、兵家は月の暗き時に陳するを忌みて避く、恭王が陳したるは六月晦日（厲公六年）なり、（恐らくは其夜ならん）晦日は月晦し、故にいふ、〔一間也〕間は隙なり、〔譁〕かまびすしきこと、〔顧〕かへりみ侍むこと、〔說〕悦に同じ、〔鄆陵〕今の河南省開封府鄆陵縣にあり、

○以上第三章、鄆陵の戦に樂書郤至が己の見に反し、公に説きて楚を伐ちて之れを破り、功を專にせしを怨む物語なり、

鄆之戰、郤至以韎韐之跗注、逐楚恭王卒、見王必下奔、退戰、王使工尹襄問之以弓、曰、方事之殷、有韎韐之跗注、君子也、屬見不穀而下、無乃傷乎、郤至甲冑而見客、免冑而聽命、曰、君之外臣至、以寡君之靈、間蒙甲冑、

不敢當拜、君命之辱、爲使者故、敢三肅之、君子曰、勇以知禮、

鄆陵の戦に、郤至あかねぞめのかはの跗注をはき、三たび楚の恭王の卒を逐ひ、恭王を見れば必ず車より下り奔る、戦より退きて後、恭王は工尹襄をして晉軍に使し郤至に遺るに弓を以てせしめて曰く、戦の烈しき時に當りてあかねぞめのかはの跗注をはきたる將あり、君子の人なり、たましく不穀を見ては車を下りて奔る、乃ち其の時に傷をうけしことなからんかと、郤至甲冑をつけて使者を見、後冑をぬぎて恭王の命をき、て曰く、君王の外臣至は寡君の威靈を以て其の時たましく、甲冑を被りき、是れを以て傷をうくるに至らざりき、されば敢て君王の辱き遣問の命を拜受するに當らざれども、折角御使者を以て見舞はれたるの故を以て、敢て三肅すと、乃ち三たび肅拜せり、君子至を評して曰く、勇にして禮を知れりと、

〔鄆之戰〕鄆は鄆陵に同じ、〔韎韐〕あかねぞめのかは、〔跗注〕腰より下につくる兵服なり、袴の若くにして足背迄連屬す、〔必下奔〕下は車より下るなり、〔工尹

襄工尹は楚の官名、襄は其の名なり、「問」遺なり、オクルと訓む、「事之殷」事は軍事、殷は盛なり、戦の烈しきときをいふ、「屬」適なり、タマ〜と訓む、「不殺」寡人に同じ、「免」脱なり、ヌグと訓む、「君之外臣」君の外國の臣にて、他國の君に對していふ辭なり、「問」適なり、タマ〜と訓む、「三肅」三たび肅拜すること、肅拜は軍禮にて手を垂れて地に至るなり、○以上第四章、卻至が勇にして軍禮を守りし物語なり、

鄢陵之役、大夫欲爭鄭、范文子不欲曰、吾聞爲人臣者、能內睦而後圖外、不睦內而圖外、必有內爭、盍姑謀睦乎、考訊其阜、以出則怨靖、

鄢陵の戰に、諸大夫楚と争ひて鄭を得んと欲す、范文子欲せずして曰く、吾聞く人臣たる者は能く國內にて相親睦して而して後に外征をはかる、故に國內に

て大臣相親睦せずして外征をはかれば、互に功を貪り、國內の争を起すことありと、諸君なんぞ姑く休息して相親睦することをはからざるや、相親睦して後其の士大夫に問ひ謀り一致して後外征の軍を出だすときは、則ち怨惡するものなきを以て軍強く功も亦大なりと、

鄢陵之役、晉伐鄭、荊救之、大夫欲戰、范文子不欲曰、吾聞君人者、刑其民、成而後振武於外、是以內蘇而外威、今吾司寇之刀鋸日弊、而斧鉞不行、內猶有不刑、而況外乎、夫戰刑也、刑之過、

也、過由大而怨由細、故以惠誅怨、以忍去過、細無怨而大不過、而後可以武刑外之不服者、今吾刑外乎大人、而忍於小民、將誰行武、武不行而勝幸也、幸以爲政、必有內憂、且唯聖人能無外患、又無內憂、距非聖人、必偏而後可、偏而在外、猶可救也、疾自中起、是難、盍姑釋荊與鄭、以爲外患乎、

鄢陵の戰に、晉鄭を伐ち楚鄭を救ふ、諸大夫戰はんと欲す、范文子欲せずして曰く、吾聞く人に君たる者は刑法を以て其の民を正しくし、刑法全く行はれて而る後に武を外に振ふ、是れを以て國內和睦し外國畏ると、今吾が國の司寇の用ふる刀鋸は日にやぶるれ

ども、斧鉞の刑は行はれず、是れ小民のみを刑して有司を刑せざるなり、かく國內にも猶ほ刑の行はざるあり、而るを況や外國に威行はれんや、夫れ戰は刑殺を行ふ用なり、過ある者を刑殺するなり、すべて過は有司より出で、怨は小民より起る、故に人君恩恵を施して以て怨を除き、忍んで刑を以て過を處罰するときは、小民は怨むとなく、有司は過をなさず、此の如くなりたる後に、武を以て外國の過ある者即ち服従せざる者を刑す、しかる時は必ず成功して國威大なり、しかるに今國の刑は有司を度外にして、忍んで小民にのみ行ふ、國內の刑みだるゝこと此の如きに、將に外誰に向つて武を行はんとするか、行ふも益なからん、若し之に反し、強ひて武を用ふれば武威は眞實に行はれず、かくしてたとひ戰勝つとも是は僥幸のみ、僥幸にして勝ち以て政を爲せば、必ず内憂起るあり、且つたゞ聖人のみは能く徳を慎しむを以て、外患なく又内憂なし、聖人にあらざるよりは、必ず内憂か外患か何れか一方ありて後に戒懼するを以て可きものなり、二者何れか一方ありてよしといふも、患の外に在るは國內一致して之に當るの心を起

すを以て、國猶救ふべきなり、之に反し、憂の國內より起るは、國內分裂するを以て是れ治め難きなり、諸君なんぞ姑く楚と鄭とをすて、以て外患となし、國內の一致和睦をはからざるやと、

〔刑〕其民、刑法を以て其の民を正しくすると、〔威〕刑成るなり、刑法の完全に行はるゝと、〔蘇〕和の古字なり、〔威〕畏なり、〔司寇之刀鋸日弊〕司寇は刑を司る官、刀鋸は刑に用ふる具、即ち刀は斬罪に、鋸は別罪〔足をひききる刑〕に用ふ、弊は敗なり、一句の意は、小民刑を犯すときは直に之を刑するを以て、司寇の用ふる刀鋸は日にく、敗れて役に立たぬやうになれりとなり、小民を濫刑するをいふ、〔斧鉞不行〕有司刑を犯す時は斧鉞を以て之を斬る、今斧鉞の刑行はずといふは有司刑を犯すも罪せざるなり、斧鉞は周語上に圖解す、〔由大〕大は下句の大人にて有司を指す、大不過の大も亦同じ、〔由細〕細は細民なり小民をいふ、細無怨の細も同じ、〔誅〕除なり、ノゾクと訓む、〔以忍〕忍んで刑を行ふこと、〔大人〕位を以ていふ、有司を指す、〔幸〕僥倖なり、〔距〕自なり、ヨリと訓む、〔偏〕一方なり、〔疾〕憂なり、〔難〕治めがたきこと、

○以上第六章、鄢陵の戦に、范文子が鄭楚を伐つことを止めて外患となし以て國內の一致和睦をはからんといへる物語なり、

鄢陵之役、晉伐鄭、荊救之、欒武子將上軍、范文子將下軍、欒武子欲戰、范文子不欲、曰、吾聞之、唯厚德者能受多福、無德而服者衆、必自傷也、稱晉之德、諸侯皆叛、國可以安、唯有諸侯故擾焉、凡諸侯難之本也、且唯聖人能無外患、又無內憂、距非聖人、不有外患、必有內憂、盍釋荊與楚、以爲外患乎、諸臣之內相與、必將輯睦、今我戰、又勝荊、與

鄭、吾君將伐、知而多力、怠教而重斂、大其私暱、而益婦人田、不奪諸大夫田、則焉取以益此諸臣之委室、而徒還者、將與幾人、戰若不勝、則晉國之福也、戰若勝、亂地之秩者也、其產將害大、盍姑無戰乎、欒武子曰、昔韓之役、惠公不復舍、邲之役、三軍不振旅、箕之役、先軫不復命、晉國固有耻、耻三、今我任晉國之政、不損晉耻、又以違蠻夷、以重之、雖有後患、非吾所知也、范文子曰、擇福莫若重、擇禍莫若輕、福

無所用、輕禍無所用、重、晉國固有耻、與其君臣不相聽、以爲諸侯笑也、盍姑以違蠻夷爲耻乎、欒武子不聽、遂與荊人戰於鄢陵、大勝之、

此の節は鄢陵の戦に范文子鄭楚を伐つのを論じ、之れを止めて國內の輯睦治平をはからんことを欒武子に説き、武子きかず、戦ひて勝つことを記す、鄢陵の戦に晉鄭を伐ち、楚鄭を救ふ、時に欒武子中軍の上軍に將たり、范文子佐將となりて其の下軍に將たり、欒武子將に戦はんと欲す、范文子欲せずして曰く、吾之れを聞く、たゞ厚き徳あるものゝみ能く多福を受く、故に徳なくして服従する者多ければ必ず自ら傷つくに至るものなりと、今晉君徳無くして諸侯服するもの衆多なり、故に晉君の徳にかなふやうにせんには、諸侯皆畔きて服せざるにあり、かくなれば君反省して徳を修むるに至るべきを以て、國少しく

安かるべし、今やたゞ諸侯、服従して盟主の地位にあるを以て、諸侯の叛き或は亂るゝあれば必ず之を伐つ、故に國內常々亂れさわぐ、されば徳なくして凡て諸侯、服従するは國騷亂の本なり、且つたゞ聖人のみは徳を、むるを以ての故に、外患なく又内憂なし、聖人に非るよりは外患なければ必ず内憂あり、子なんぞ姑く鄭と楚とをすて、以て外患となし、君臣徳を修めて國の輯睦をはからざるや、諸臣の國內にて相共同せば、必ず將に輯睦して國治まらんとす、今我戰うて又楚と鄭とに勝たば、吾君は將に己の知に誇り功にはこり教化を怠りて租税を重くし、其の嬖臣の祿を増し、其の愛妾の領田を益さんとす、與ふべき田地には限ありて愛妾の寵愛は限なし、限りなき愛欲を以て限りある田地を與へんとせば、勢諸大夫に與へし田地を奪ひ上ぐるに非ざれば、則ちいづくに之れを取りて益すを得んや、而して諸大夫の田をすて、空しく國を退去するもの、はた幾人あるか、幾人もこれなからん、此の如くんば國亂るの基に非ずや、されば此の度戰うて若し勝たざれば則ち晉國の幸福なれども、戰うて若し勝たば上述の如くに

なるは必然なれば、是れ土地の秩序を亂すものなり、此の極や其れ變亂を生じて將に大臣を害ふに至らんとす、子なんぞ姑く戰ふなからざるやうにせずやと、欒武子曰く、昔し韓の戰役に我軍敗れて惠公本營に復へらず、郟の戰役にも敗れて三軍凱旋せず、箕の戰役には大將先軫死して復命せず、晉には固より此の大耻辱あり、今我晉國の政をすぶる任に當りて、晉國の耻を減することをなさずして、又以て蠻夷を避けて伐たずして耻辱を重ねることをなし得んや、戰ひ勝ちて、たとへ後の患ありと雖吾が知る所に非ず、と、范文子曰く、否、福を擇ぶには其の重きものを取るに若くはなし、禍を擇ぶには其の輕きものをとるに若くはなし、福は輕きものを取りて用ふる所なく、禍は重きものを取りて用ふる所なし、晉國は固より子の言の如く三大耻辱あれども、此の度戰ひ勝ちて其の君臣互に驕りて和せず國亂れて諸侯の笑とならんよりは、なんぞ姑く蠻夷をさけて伐たざるを以て耻辱となすにまさらずやと、欒武子聽かず、遂に楚人と郟陵に戰ひ、大に之れに勝てり、

の上下軍なり、蓋し中軍を二分し、其の將上軍を率ゐる其の佐將下軍を率ゐたるなり、故に左傳に欒書(武子)中軍に將たり范燮(文子)之れに佐たりとあり、〔無徳而服者衆必自傷也〕衆は多なり、オホシと訓む、徳なくして服従する者多ければ其の力到底之れを治むること能はず、遂には自ら失敗してきずつくに至るものなり、故にいふ、〔輯睦〕和睦に同じ、〔伐〕知は誇なり、ホコルと訓む、〔多力〕多はまされりとする、ほこること、力は功なり、〔歛〕租税なり、〔大其私暱〕大は其の祿をますこと、暱は近なり、私近は私に近づくる、臣、嬖臣のこと、〔婦人〕愛妾を指す、〔委室〕己が家室をすて、君に差上ぐること、〔徒還〕徒は空なり、ムナシクと訓む、〔將與幾人〕將幾人與に同じ、幾人あるか幾人もなしにて極めて少きをいふ、〔亂地之秩〕土地の秩序を亂ること、大夫の田をとりて愛妾の田とするが如きをいふ、〔産〕生なり變亂を生ずること、〔害大〕大は大臣を指す、〔韓之役惠公不復舍〕舍は本營なり、韓の役に惠公秦軍に捕へられて本營にかへらず、晉語三編を見よ、〔郟之役三軍不振旅〕景公の三年に楚と郟に戰ふ、晉軍大敗

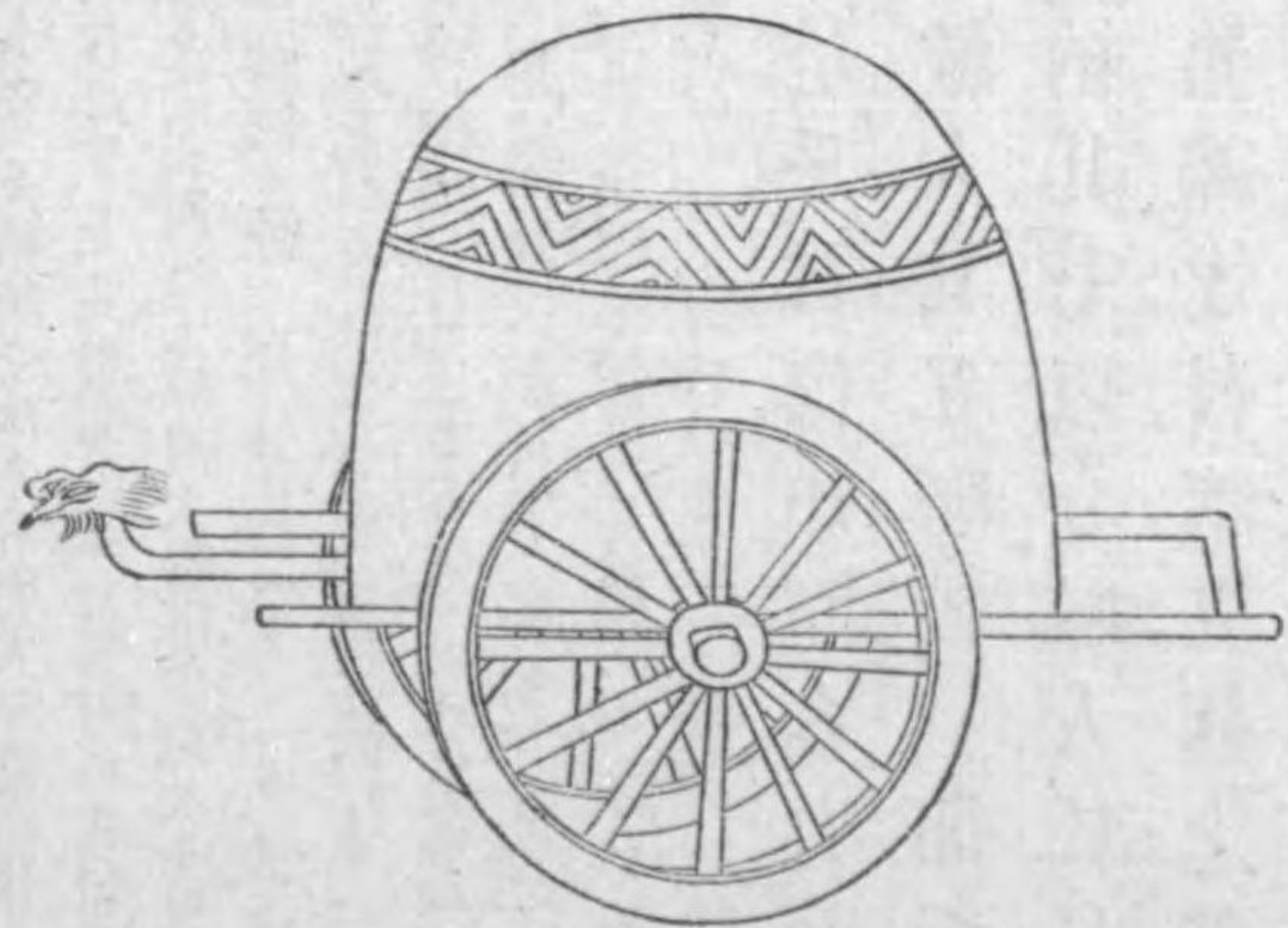
して衆散亡し振旅して入る能はず、郟は今の河南省開封府鄭州の東六里にあり、〔箕之役先軫不復命〕襄公元年、先軫師を帥ゐて翟人を箕に伐ちて之れを敗りたれども、先軫此に死して君に復命するを得ず、箕は今の山西省太原府大谷縣の東二十里にあり、〔今我任晉國之政〕任は任に當ること、武子時に上卿となり、政を執る、故にいふ、〔損〕減なり、ヘラスと訓む、〔遠蠻夷〕遠は避なり、サクと訓む、蠻夷は楚を指す、楚は南蠻なるを以てなり、〔重之〕之は耻辱を指す、〔不相聽〕相争ひて聽かざることを、相和せざるをいふ、

於是乎、君伐知而多力、怠教而重斂、大其私暱、殺三郟而尸諸朝、納其室以分婦人、於是乎國人弗蠲、遂殺諸翼、葬之翼、東門之外、以車一乘、厲公之所以死者、唯無徳而功烈多、服者衆也、

此の節は文子の豫言通り厲公驕傲にして嬖臣を愛し大臣を殺し身亦弑逆の難にあふことを記す、是に於てか、厲公は大胜を得しを以て己の知にほこり功にほこり、教化を怠りて租税を重くし、其の嬖臣の祿をまし、大臣三郤を殺して、之れを朝廷にさらし、其の妻妾貨財を没收して以て愛妾等に分與せり、是に於てか國人公の所爲をいさぎよしとせず、遂に之れを翼に殺し、之れを翼の東門の外に葬るに、遣車一乘を以てせり、厲公の殺されし所以は、たゞ徳なくして功績多く服従するもの多く驕傲に陥りたればなり、

〔三郤〕前に出づ、〔尸〕陳なり、しかばねを陳ねさらすこと、〔納其室〕納は没收すること、室は妻妾貨財を指す、〔獨〕潔なり、イサギヨシと訓む、〔遂殺諸翼〕翼は晉の舊都なり、晉語一に出づ、初め厲公鄆陵より歸るや盡く群大夫を去りて其の左右の嬖臣を立てんと欲す、乃ち先づ愛する所の胥童、夷羊午、長魚矯の三嬖臣を以て卿となさんとし、三郤を殺す、長魚矯又兵を以て欒書、中行偃の二卿を劫し將に之れを殺さんとす、公忍びず、二卿を其の位に復す、厲公七年冬

匠麗氏に遊ぶ、二卿公を執へ、八年正月、程滑をして公を殺さしむ、〔車一乘〕車は遣車なり、殯中死者の靈



(疏義禮三) 車 遣

に供へたる食物を載せて墓にもちゆく車をいふ、諸侯は遣車七乘を用ふる禮なるに、一乗とは禮を成さ

ざるをいふなり、〔功烈〕烈も亦功なり、○以上第七章、鄆陵の戦に、范文子欒武子に鄭楚と戦ふの不利、及び戦ひ勝ちたる時は公驕傲に陥り國亂をかもすに至るを以て戦はざるを可とすることを説きしに、武子きかすして戦ひ勝ち、公果して驕傲に陥り、遂に弑せらるゝに至りし物語なり、

鄆陵之役、荆厭晉軍、軍吏患之、將謀、范匄自公族趨過之、曰、夷竈堙井、非退而何、范文子執戈逐之、曰、國之存亡、天命也、童子何知焉、且不及而言、姦也、必爲戮、苗棼皇曰、善、逃難哉、

此の節は鄆陵の役に范文子が子范匄を懲し戒めたることを記す、鄆陵の戦に、楚軍晉軍を壓迫して陣す、軍吏之れを患へ、將に之れが防拒の法をはからんとす、時に范匄公の直轄の軍中より走り來りて軍吏の所を過ぎりて曰

く、我軍竈を毀ち井を塞ぎて決死を示さば、退却するや必せりと、范文子戈を執りて逐うて曰く、國の存亡は天命なり、童子何をか知らん、且つ汝己の職務を忘れて言ふは姦なり、必ず戮せられんと、苗棼皇之れを評して曰く、文子は善く難をのがれしかなと、

〔厭〕壓なり壓逼して陣すること、〔范匄〕范文子の子、諡して宣子と曰ふ、〔公族〕公の帥ゐる所の軍なり、范匄は此の中に屬せり、〔夷竈堙井〕夷は毀ちて平にすること、堙は塞ぐこと、軍中にては炊事に竈を設け飲料水を得る爲に井を穿つ、今之れをこぼち之れをふさぐは、必死して復飲食せざることを示すなり、〔非退而何〕敵は退却するに非ずして何ぞ、即ち必ず退却すといふ意なり、〔不及而言〕職務の及ぶ所に非ずして言ふと、即ち己が職を忘れて出しやばりて言ふこと、〔善逃難哉〕文子我子を逐ひ叱りたるに由りて、諸大夫も其の出しやばりたる罪を咎むる能はず、故にかく批評したるなり、

既退、荆師於鄆陵、將穀、范文子立於戎馬之前、曰、君幼弱、諸臣

不佞、吾何福以及此、吾聞之、天道無親、唯德是授、吾庸知天之不授晉、且以勸荆乎、君與二三臣其戒之、夫德福之基也、無德而福隆、猶無基而厚墉也、其壞也無日矣、

此の節は、范文子戰勝後軍前に立ちて君臣を戒飭することを書す、

晉軍既に楚軍を鄢陵に退け、將に楚の糧穀をとりて之を食はんとす、時に范文子馬を公の軍馬の前に立て、曰く、我君幼弱にして諸臣不才なり、しかるに吾何の福ありて以て此の大勝に及べる、誠に望外の幸なり、吾之れを聞く、天道は私に親むことなく、たゞ徳あるものに福を授くと、此の度は吾いづくんぞ天の晉に福を授けて楚に勝たしめ、且つ以て楚に徳を修むることを勸奨するにあらざるを知らんや、君と諸大夫と其れ之れを戒め備へよ、夫れ徳は福の基な

り、徳なくして福の隆盛なるは猶基なくして牆をあつくするが如し、其の崩壊するや日なし、吾も亦大に徳を修めんのみと、

〔將殺〕楚の糧穀をとりて食はんとするなり、左傳に晉楚軍に入り三日殺すとあり、〔戎馬〕軍馬なり、君の軍馬を指す、〔不佞〕不才なり、〔庸〕何なり、ナンゾと訓む、〔二三臣〕諸大夫を指す、〔戒之〕戒は備なり、いましめをなふること、〔墉〕牆なり、

反自鄢、范文子謂其宗祝曰、君驕泰而有烈、夫以德勝者、猶懼失之、而況驕泰乎、君多私、今以勝歸、私必昭、昭私難必作、吾恐及焉、凡吾宗祝爲我祈死、先難爲免、七年夏、范文子卒、冬、難作、始於三郤、卒於公、

此の節は范文子國に難の起るを豫知し、其の難にか

からずして死せんと欲し、宗祝に命じて死を祈らしめて難の起る前死せることを記す、

鄢陵よりかへり、范文子は其の宗祝に謂ひて曰く、君は驕泰にして功あり、夫れ徳ありて以て勝ちしものども猶怠慢の心生じて之れを失はんとするものなり、而るに況んや驕泰にして勝を得たるをや、君には私臣多し、今戰勝を以てかへらば、私臣必ず顯はれん、君私臣を顯はさんと欲せば必ず舊臣を去らざるべからず、舊臣を去らんと欲せば驕難必ずおこらん、吾難に及ばんことを恐る、凡て吾宗祝のものはその我が爲に死を祈れよ、吾難に先ちて死し難にかかるを免るゝことを爲さんと、厲公七年の夏に范文子卒せり、其の冬驕難おこる、難にかゝるもの三郤に始まりて公にをはれり、

〔宗祝〕宗廟に事ふる官なり、此の宗祝は文子の臣なり、〔驕泰〕泰も亦驕なり、〔烈〕功なり、〔多私〕私は私臣なり、嬖臣愛妾を指す、〔昭〕顯なり、〔恐及〕難に及ばんことを恐るゝなり、〔先難爲免〕難起るに先ちて死し、以て難にかゝるを免れんことを爲さんと、〔始於三郤〕卒於公、前章に説く、

○以上第八章、范文子鄢陵の戰に我子を懲戒し、戰後君臣を戒飭し、凱旋後難を豫知して死を祈りて死したる、家を思ひ國を思ふ物語なり、

既戰、獲王子發、鉤、欒書謂王子發、鉤曰、子告君曰、郤至使人勸王戰、及齊魯之未至也、且夫戰也、微郤至、王必不免、吾歸子、發鉤告公、公告欒書、欒書曰、臣固聞之、郤至欲爲難、使苦成、叔緩齊魯之師、已勸君戰、戰敗、將納孫周、事不成、故免楚王、然戰而擅舍國君、而受其問、不亦大罪乎、且今君若使之於周、必見孫周、公曰、諾、欒書使人謂孫周曰、

郤至將往、必見之、郤至聘周、公使覘之、見孫周、是故使胥之昧與夷陽午刺郤至、苦成叔及郤錡、郤錡謂郤至曰、君不道於我、我欲以吾宗與吾黨夾而攻之、雖死必敗國、國敗君必危、其可乎、郤至曰、不可、至聞之、武人不亂、知人不詐、仁人不黨、夫利君之富、富以聚黨、利黨以危君、君之殺我也、後矣、且衆何罪、鈞之死、不若聽君之命、是故皆自殺、既刺三郤、欒書殺厲公、乃納孫周而立之、是爲悼公、

晉既に鄆陵に戦ひて勝ち楚の王子發鈞を捕虜とせり、欒書ひそかに王子發鈞に謂ひて曰く、子我君に告げて、郤至は人をして楚王に齊魯の援軍の未だ晉に至らざる中に戦ふの利なることを勧めしめたり、且つ彼の戦ひや楚に利あらず、楚王はしばし危難に陥れり、若し郤至の王を見て車より下りて走るなかりせば、王は必ず捕虜たるを免るゝ能はざりしなりと曰へよ、吾は子をして楚にかへるを得しめんと、發鈞乃ち其の言を厲公に告ぐ、公欒書に告ぐ、欒書曰く、臣はもとより之れを聞けり、郤至は難をなさんと欲し苦成叔をして齊魯の援軍の來るをゆるくせしめ、以て己は君に早く楚と戦ふことをすゝめたり、戦ひて敗るれば將に君を廢して孫周を納れて位に即かしめんとせり、されど事成らずして戦勝てり、故に楚王を免して逃れしめたり、此の如きことは兎に角、ほしいま、に敵國の君をゆるして逃れしめ、其の禮物を受けしは亦大罪に非ずや、且つ今君若し至を戦捷報告の爲に周に使者としやらば、必ず孫周を見るならんと、公曰く、諾しと、欒書人をしてひそかに周にゆき、孫周に謂はしめて曰く、郤至將に周に往かんとす、子必ず之れにあへよと、郤至乃ち命を奉じて周に

聘す、公ひそかに人をして之をうかひはしむれば、果して孫周にあへり、公はよりて郤至が己を廢すこと、信じ、是の故に嬖臣の胥之昧と夷陽午とをして郤至及其の一族なる苦成叔、郤錡の二人を殺さしむ、郤錡郤至に謂ひて曰く、君我等に對して無道なり、我吾一族と吾徒黨とを帥み夾みて君を攻めんと欲す、たとひ事成らずして死すと雖、必ず國を敗らん、國敗れば君必ず危からん、其れ可ならんかと、郤至曰く、そは不可なり、吾之れを聞く、武人は亂をなさず、智人は詐らず、仁人は徒黨をくまずと、夫れ君の寵祿を戴きて富めるを利とし、富みたるを利として以て徒黨をあつめ徒黨多きを利用して以て君を危くせば、君の我を殺すや今よりは後れんも、早晚我を殺すは明なり、且つ徒黨をあつむれば衆人をして罪を得せしむるに至る、衆人に何の罪かある、我が爲に罪なき者をして罪を被らしむるは酷ならずや、我は等しくこれ死するなり、亂を起して死するよりは君の命をききて死するにしかざるなりと、二郤之れに従ふ、是の故に皆自殺せり、公既に三郤を殺すや、欒書は難の身に及ばんことを恐れ、厲公を殺し、乃ち孫周を周よ

り迎へ納れ立て、君となせり、是れを悼公となす。〔王子發鈞〕楚の王子發鈞なり、發一に茂に作る、名は發字は鈞ならんといふ、〔微〕郤至に微は無なり、〔不免〕捕虜たるを免れずといふ意なり、〔孫周〕悼公の名、此の時周にあり、周語下を見よ、〔戰而擅舍〕國君而受其問に前章に詳なり、舍はゆるすこと、國君は敵國の君なり、問は遣なり禮物なり、オクリモノと訓む、〔覘〕微視なり、ウカッフと訓む、〔胥之昧夷陽午〕二人共に厲公の嬖臣なり、胥之昧名は童、之昧は字なり、〔吾宗〕宗は宗族なり、〔後矣〕後は晩なり、オソシと訓む、〔鈞〕等なり、ヒトシクと訓む、○以上第九章、欒書郤至を讒し公をして之れを殺さしめ、己亦公を弑して悼公を迎立し、以て其の身の安をはかりし物語なり、

長魚矯既殺三郤、乃脅欒中行、而言於公曰、不殺此二子者、憂必及君、公曰、一旦而尸三卿、不可益也、對曰、臣聞之、亂在內爲

軌在外爲姦、禦軌以德、禦姦以刑、今治政而內亂、不可謂德、除鯁而避強、不可謂刑、德刑不立、姦軌竝至、臣脆弱、弗能忍、俟也、乃犇翟、三月厲公殺。

長魚矯は既に胥之昧夷陽午と共に三郤を殺し、乃ち樂中行の二卿を劫して、公に言ひて曰く、此の二子を殺さずんば、憂必ず君に及ばん、君何ぞ早く之れを殺さざるやと、公曰く、一朝にして三卿を殺し其の尸をさらせり、此の上に殺す者をますべからざるなりと、魚矯對へて曰く、臣之れを聞く、亂内にあるを軌と名づけ、外にあるを姦と名づく、軌をとむるには徳を以て懐柔し、姦をとむるには刑を以て畏服さすと、今君政を治めて内亂る、徳ありと謂ふべからず、鯁臣を除きて強臣を避けて刑せず、刑行はると謂ふべからず、徳と刑と行はれざるときは、姦軌のもの竝び至りて君危し、臣は脆弱のものなり、君の危きを俟

つに及びざるなりと、乃ち翟に逃亡せり、其れより纔かに三月の後に至りて、厲公は遂に二卿に殺されたり。

〔長魚矯〕厲公の嬖臣にて胥之昧夷陽午と共に三郤を殺したるものなり、〔脅〕劫に同じ、〔樂中行〕樂書、中行偃の二卿なり、〔不殺〕此二子者、憂必及君、君二子を殺さずば、二子誅を恐れて必ず君を圖らんとす、故に憂必ず君に及ばんといふ、〔尸〕三卿の尸は殺して屍をさらすこと、三卿は三郤を指す、〔除鯁〕鯁は害なり、賊害の臣をいふ、三郤を指す、〔避強〕強は強臣なり、樂中行を指す、〔犇〕奔に同じ、〔三月厲公殺〕三月は三月の後なり、厲公七年冬十二月魚矯翟に逃亡し、閏十二月樂中行の二卿胥之昧を殺し、翌年正月公を殺せり、

○以上第十章、長魚矯公に樂中行の二卿を殺さんことを勸めて、公きかず、自ら難を恐れて翟に逃亡する物語なり、

樂武子中行獻子圍公於匠麗氏、乃召韓獻子、獻子辭曰、殺君

以求威、非吾所能爲也、威行爲不仁、事廢爲不知、享一利、亦得一惡、非所務也、昔者吾畜於趙氏、孟姬之讒、吾能違兵、人有言曰、殺老牛、莫之敢尸、而況君乎、二三子不能事君、安用厥也、中行偃欲伐之、樂書曰、不可、其身果而辭順、順無不行、果無不徹、犯順不祥、伐果不克、夫以果戾順行、民不犯也、吾能欲文之、其能乎、乃止。

樂武子中行獻子と、厲公を匠麗氏の宅に圍み、乃ち韓獻子を召く、獻子辭して曰く、君を殺して以て己が威を立てんことを求むるは、吾能く爲る事所

ざるなり、若し君を殺して威行はれ得ば、則ち是れ不仁の行たり、之れに反して事失敗すれば、則ち是れ不知の至りたり、若し成功して一利を受くるとも、亦弑逆の一惡名を得ん、此の如きは、吾が能く務め得る所に非ざるなり、昔吾趙氏に養はる、孟姬の讒ありしとき、吾能く兵難を避けて趙氏を存したり、人言へるあり、老牛を殺すも自ら敢て之れを殺すことをつかさどるなかれと、獸を殺すすら猶然り、況や君を殺すをや、吾爲すに堪へざるなり、諸君君に事ふる能はずして之れを殺さんとせば、自ら之れを爲せ、いづくんぞ厥を用ふるを要せんやと、中行偃よりて之れを伐たんと欲す、樂書曰く、そは不可なり、獻子を見るに、其の身を處する果敢にし、辭令は忠順なり、忠順なれば人之に従ふを以て事行はれざるなく、果敢なれば志ざるを以、事遂せざることなし、故に忠順のものに犯すは不祥なり、果敢なるものを伐たば勝たず、夫れ果敢の志を以て忠順の道にしたがひて行へば、民之れを犯さず、吾之れを攻めんと欲すと雖、其れ能く遂げ得んやと、中行偃乃ち獻子を伐つことを止めたり、

〔圍〕公於匠麗氏。〔公〕が匠麗氏の宅に遊びたるを圍みたるなり、匠麗氏は公の嬖大夫なり、〔事廢〕事失敗すること、〔一利〕威行はるゝを指す、〔一惡〕弑逆の惡名を指す、〔吾畜〕於趙氏。〔畜〕は養なり、韓獻子は趙宣子に養育せらるゝ故にいふ、〔孟姬之讒〕吾能違兵。違は避なり、サクと訓む、孟姬は宣子の子趙朔の妻晉の景公の姉なり、宣子の弟樓嬰と通ず、嬰が兄趙同趙括嬰を放逐す、姬同括の二人を景公に讒す、公之を殺せり、時に獻子能く其の兵難を避け、以て趙氏を存せり、〔尸〕主なり、ツカサドルと訓む、〔厥〕韓獻子の名なり、〔果〕果敢なり、〔順〕忠順なり、〔徹〕達なり、〔辰〕帥なり、シタガフと訓む、

○以上第十一章、欒中行の二卿厲公を殺さんとして韓獻子を召しが、獻子順道を守りて應せざりし物語なり、

卷第十三
晉語七

本編は悼公一代の物語にて凡て八章あり、

既殺厲公、欒武子使知武子斃恭子如周、迎悼公、庚午、大夫逆於清原、公言於諸大夫曰、孤始願不及此、孤之及此、天也、抑人之有元君、將稟命焉、若稟而棄之、是焚穀也、其稟不材、是穀不成也、穀之不成、孤之咎也、成而焚之、二三子之虐也、孤欲長處其願、出令將不敢不成、二三子爲令之不從、故求元君而訪焉、孤之不元、廢也、其誰怨元而以虐奉之、二三子之制也、若欲奉

元以濟大義、將在今日、若欲暴虐以離百姓、反易民常、亦在今日、圖之進退、願由今日、大夫對曰、君鎮撫羣臣、而大庇蔭之、無乃不堪君訓、而陷於大戮、以煩刑史、辱君之允令、敢不承業、乃盟而入、

此の節は悼公國境まで出迎へる大夫と誓約して國に入ることを記す、

欒中行の二卿既に厲公を殺す、欒武子、知武子、斃恭子をして周にゆきて悼公を迎へしむ、庚午の日諸大夫清原に出迎へたり、公諸大夫に謂ひて曰く、孤が始めの願は此に至らざりき、孤の此に至れるは天祐なり、そもく人の君あるは將に之れより命令を受けんとするなり、若し君の命令を受けて之れを行はず棄つるは、是れ恰も穀を焚くが如し、民何に由りて生を托せん、其れ君の命令を受けても、命令の實地に用

ふべからざるは、是れ恰も穀の税の如し、何の益もなし、されば穀の税となるは(即ち命令のよからざるは)孤の罪咎なり、穀成熟して之を焚き棄つるは(即ち善き命令を受けて行はざるは)諸君の暴虐なるなり、孤は長く其の地位に居らんと欲す、されば命令を出だすや將に善美をつとめずんばあらず、今や諸君は君なく、命令を受けんとするも從ひて受くる所のものなきを以ての故に、君を求めて之れに謀らんとするなり、孤は即ち求めらるる君となれり、孤の君たるの務をなさざれば、廢せらるゝも其れ誰をか怨みん、君たるの務をつくして暴虐を以て之に奉事するは諸君の專制なり、諸君若し君を奉じて以て大義を成さんと欲するも將に今日の決心に在らんとす、若し能く君に奉事せず暴虐にして以て百姓の心を離ち、民の常法をひつくりかへして反逆の心を養はさんと欲するも、亦今日の決心に在り、諸君之をはかれよ、而して二者何れに従ふか、願くは今日其の進退をきかんと、諸大夫對へて曰く、君群臣を鎮撫して大に之を保護せんとせらるゝ、臣等敢て君の訓令を奉行するに堪へずして大罪に陥り、以て刑史に煩をか

くることなからんことを期せり、君の信誠なる命令を辱うして敢て其の職事を奉承し、力を致さざらんやと、是に於て公乃ち諸大夫と盟約して國に入れり、〔堯恭子〕范士魴なり、恭子は諡、邑を堯に食むを以て、堯恭子といふ、〔悼公〕即ち孫周なり、時に年十四なり、〔庚子〕厲公八年〔悼公元年〕の正月庚子の日なり、〔逆〕迎なり、出迎ふること、〔清原〕晉語四を見よ、〔孤〕喪中人君の自稱、厲公弑せられてより十日目なり、故に云ふ、〔不_レ及_レ此〕及は至なり、イタルと訓む、此は此の地位即ち人君の位置を指す、〔天也〕天は天祐なり、〔元君〕元も亦君なり、〔不_レ成也〕成に見てよし、〔不_レ成也〕用ふべからざるを、〔殺_レ不_レ成也〕殺成らずとは即弑となるなり、〔其願〕願はずして思ひがけなく得たる地位、即ち君位を指す、〔將_レ不_レ敢_レ不_レ成〕殺に譬をとりていひしなり、將に敢て善き殺をなさずんばあらず、即ち善き命を出ださずんばあらずの意なり、〔令_レ不_レ從〕從ひて命令を受くる所の君なき意なり、〔訪〕謀なり、ハカルと訓む、〔不_レ元〕君にして君たらざるなり、〔制〕專制なり、〔反_レ易〕易民常、常は法なり、民の守るべき常用をひつくりかへして反

逆の心を養はすこと、〔庇蔭〕二字共におほふこと、保護に同じ、〔刑史〕刑は刑官にて司寇なり、史は大史なり、臣にして大罪を犯せば司寇之れを刑し大史之れを記録にしるす、〔允令〕允は信なり、〔業〕事なり、職事なり、

辛巳、朝於武宮、定百事、立百官、育門子、選賢良、興舊族、出滯賞、畢故刑、赦囚繫、宥間罪、薦積德、逮鰥寡、振廢淹、養老幼、恤孤疾、年過七十者、公親見之、稱曰、王父、王父不敢不承、

此の節は公國に入り官制を立て恩恵を施して孤を撫し老を養ふことを記す、

正月辛巳の日、公武宮に朝し、人國して君たることを報告す、乃ち諸の職事を定め、諸の官を立て、舊時の非なるものを改め、門子を教育し、賢良を選出し、舊臣の子孫を擧げ、先世功ありて未だ賞せられざるもの

に賞を與へ、舊刑の者を裁斷し、囚繫の罪人を赦し、罪の疑はしき者を放免し、官にありて功徳を積むものを進用し、恩恵を鰥寡に及ぼし、賢才ありて小罪を以て久しく廢せられて困めるものを起し用ひ、老幼を養ひ、孤疾を恤む、年七十を過ぐるものは公親ら之れにあひ稱して王父と曰ふ、王父に對しては君敢て之れに父事して其の教を承けざることをあらざりき、

〔辛巳〕正月辛巳の日なり、〔武宮〕先祖武公の廟なり、〔門子〕大夫の適なり、〔舊族〕舊臣の子孫なり、〔滯賞〕滯れる賞與にて先世に功ありて未だ賞を與へざるもの、〔畢故刑〕未判決の舊刑を判決し終ると、〔宥間罪〕宥は放免なり、間罪は罪の疑はしきものをいふ、

〔薦積德〕薦は進なり、進用なり、積德は官にありて功徳を積むもの、〔逮鰥寡〕逮は及なり、恩恵を及ぼすと、老いて妻なき者を鰥といひ、老いて夫なきものを寡といふ、〔振廢淹〕振は起なり、起用すること、淹は久なり、廢久は賢才にして小罪を以て久しく廢せられ困苦せるものをいふ、〔孤疾〕孤は幼にして父なきもの、疾は廢疾のもの、〔王父〕祖父の尊稱、七十以上の者を王父と稱するは祖父を以て遇するなり、

二月乙酉、公即位、使呂宣子佐下軍、曰、邲之役、呂錡、佐知莊子於下軍、獲楚公子穀、臣與連尹襄老、以免子羽、邲之役、親軼楚王而敗楚師、以定晉國、而無後、其子孫不可不崇也、使堯恭子將新軍、曰、武子之季、文子之母弟也、武子宣法、以定晉國、至於今、是用文子勤身、以定諸侯、至於今、是賴夫二子之德、其可忘乎、故以堯季屏其宗、使令狐文子佐之、曰、昔克潞之役、秦來圖敗晉功、魏顆以其身卻退秦師、

於輔氏親止杜回其勳銘於景鐘至於今不育其子不可不興也君知士貞子之帥志博聞宣惠於教也使爲大傅知右行辛之能以數宣物定功也使爲司空知欒糾之能御以和於政也使爲戎御知荀賓之有力而不暴也使爲戎右欒伯請公族大夫公曰苟家惇惠苟禴文敏騫也果敢無忌鎮靖使茲四人者爲之夫膏梁之性難正也故使惇惠者教之使文敏者道之使果敢者諗之使鎮靖者修之惇

惠者教之則徧而不倦文敏者道之則婉而入果敢者諗之則過不隱鎮靖者修之則壹使茲四人者爲公族大夫公知祁奚之果不淫也使爲元尉知羊舌職之聰敏肅給也使佐之知魏絳之勇而不亂也使爲元司馬知張老之知而不詐也使爲元候知鐸遏寇之恭敬而信彊也使爲輿尉知藉偃之惇率舊職而共給也使爲輿司馬知程鄭之端而不淫且好諫而不隱也使爲贊僕

此の節は公即位して奮勵子孫の賢才及び諸賢良を擢用することを記す、

二月己酉の日、公位に即く、乃ち呂宣子をして下軍の佐將たらしめて曰く、邲の戦役に、呂錡は知莊子に下軍に従ひ其の佐將となり、楚の公子穀臣と連尹襄老とを捕へ、以て子羽を免れしめ、鄢陵の戦役に親ら楚王を射楚軍を敗り、以て晉國を安定せり、而るに子孫顯位にある者なし、其の子孫は位官を高くし優遇せざるべからざるなりと、又旣恭子をして新軍に將たらしめて曰く、恭子は范武子の末子にして范文子の同母弟なり、武子は法律を明にして以て晉國を定め、今に至るまで其の法を是れ用ひ居れり、文子は身を勤勞して諸侯を晉國に服事せしめ、今に至るまで其の惠を蒙れり、かの二子の徳は其れ忘るべけんやと、故に歳季を以て其の宗族に藩屏たらしむ、令狐文子をして新軍の佐將たらしめて曰く、昔し潞氏に勝ちし戦役に、秦攻め來りて晉の事功を敗らんとはかりしに、魏顆は其の身を以て秦軍を輔氏に撃退し親ら秦の力士の杜回を捕虜とし、其の勳功は景公の鐘に銘せらる、しかれども今に至るまで保護し寵榮せら

れず、其の子は興さざるべからざるなりと、君士貞子の前王の典法に循ひて背かず、博聞にして教育に徧く通じ順ふを知るや、太傅たらしめ、右行辛の能く數術を以て事物を明にし事功を定むるを知るや、司寇たらしめ、欒糾が能く馬を御して以て軍政を和平にするを知るや、戎車の御たらしめ、荀賓が勇力ありて亂暴ならざるを知るや、戎車の右たらしむ、欒伯公族大夫を任命せんと請ふ、公曰く、苟家は篤厚にして慈惠に、荀禴は禮法ありて聰敏に、欒騫は果斷にして勇敢に、韓無忌は重厚にして安靜なり、この四人の者をして之れをなさしめよ、夫れ貴族の者は其の性驕肆放漫にして正しくし難し、故に篤厚慈惠の者をして之れに道藝を教へしめ、禮法あり聰敏なるものをして其の志を導かしめ、果斷勇敢のものを之れにして其の氣性を修めしめん、篤厚慈惠なるもの之れを教ふれば則ち教普くゆきわたりて諸生怠らず、禮法あり敏捷なるもの之れを導けば教婉曲にしてよく諸生の心に入り、果斷勇敢なるもの之れに告ぐれば諸生其の過を隠さず、重厚安靜なるもの之れを修むれば

則ち諸生の氣性質直にして放漫の心なくなると、乃ち此の四人の者をして公族大夫とならしむ、公又祁奚の果斷にして邪ならざるを知るや元尉と爲らしめ、羊舌職の聰敏にして恭捷なるを知るや之れに輔佐たらしめ、魏絳の勇敢にして亂暴ならざるを知るや元司馬たらしめ、張老の智ありて詐らざるを知るや元候たらしめ、鐸遏寇の恭敬にして信義に強きを知るや與尉たらしめ、藉偃の舊職をあつく守りて恭捷なるを知るや與司馬たらしめ、程鄭の端正にして邪ならず且つ直諫を好みて隠し忌まざるを知るや贊僕たらしめたり、

〔二月乙酉即位〕正月辛巳武宮に朝し二月乙酉に即くは準備等の爲なるべし、〔呂宣子〕大夫呂錡の子呂相なり、宣子は諡なり、〔郟之役〕前編を見よ、〔呂錡〕晉の大夫にて諡して武子といふ、郟陵の役矢に中りて死す、〔知莊子〕晉の大夫にて、名は首、知武子の父なり、莊子は諡なり、〔獲〕楚公子穀臣與連尹襄老以免子羽〕連尹は楚の官名、襄老は其の名、子羽は知莊子の子、知磬(知武子)のあざななり、郟のたゝかひに楚人知子羽をとりこにす、ときに呂錡襄老を射て

之れを殺し、公子穀臣を射て之れを囚にせり、のち晉人穀臣と襄老の尸とを歸へし子羽を歸へさんことをもとむ、楚人之れを許諾せり、故に免子羽といふ、〔郟之役親歿〕楚王而敗楚師〕歿は射の古字なり、郟陵の戦に呂錡楚王を射て其の目にて楚師敗る、楚將養由基呂錡を射項に中りて死せり、〔而無後〕後には子孫の顯位に在る者を指す、〔崇〕高なりタカクスと訓む、位官を高くすること、〔武子之季〕文子之母弟也〕武子は范武子、季は季子即ち末子なり、文子は范文子、母弟は同母弟なり、〔武子宣法〕宣は明にすること、法は法律なり、晉の執秩の法は武子の制定する所なり、故にいふ、〔定〕諸侯〕諸侯を晉に反かぬやうに其の心を固く定めさすこと、〔頼〕蒙なり、カウムルと訓む、〔彘季〕彘恭子は武子の季子なり、故に彘季といふ、〔屏〕其宗〕屏は藩なり、宗は宗族なり、其の宗族の藩屏として其の保護繁榮に當らしむること、〔令狐文子〕晉の大夫魏顆の子魏頡なり、食邑を令狐に領するを以て令狐といふ、文子は其の諡なり、令狐は今山西省平陽府猗氏縣内にあり、〔克潞之役〕潞云云〕晉の景公の六年六月晉の將荀林父公の命を奉じて赤翟

潞氏を伐ち之れを滅す、七月秦の桓公晉を伐ちて輔氏(晉の邑、今の陝西省西安府朝邑縣の西北十三里)に次り晉の功を破らんと欲す、景公之れを聞き翟よりめぐりて之を伐たんとす、時に魏顆公に先んじて秦軍を輔氏に撃ちて之れを破り、其の力士杜回を捕虜とせり、〔其勳銘〕於景鐘〕景鐘は景公の鐘なり、魏顆の功大なるを以て之れを鐘に銘刻せるなり、〔不〕育〕育は遂なりトグと訓む、遂げずとは其の子孫保護し寵榮せられざるをいふ、〔士貞子〕晉の卿士渥濁なり、貞子は其の諡なり、〔帥〕志〕帥は循なり循守するると、志は前志なり、前王典法の書をいふ、〔宣惠〕宣は徧なり、惠は順なり、〔右行辛〕晉の大夫賈辛なり、右行は右軍なり、其の祖右軍の將たりしより、官名を以て氏となすに至りしなり、〔以〕數宣〕物〕數は算數、宣は明なり、物は事なり、〔司空〕都邑を建て宮室を起し封疆を經營する等の事を掌るを以て、算數に明なるものに非れば能はず、故に右行辛を以て之れに任するなり、〔欒糾〕晉の大夫にて欒武子の一族なり、〔能御〕御術に巧なること、〔和〕於政〕和は和平なり、政は軍政を指す、〔戎御〕公の兵車の御なり、〔荀賓〕晉

の大夫なり、〔戎右〕公の兵車に乗るとき陪乘して守護する役なり、〔欒伯〕欒武子なり、伯は兄弟の序なり、〔公族大夫〕公族(諸侯の一族)と卿との子弟を教誨するを掌る役なり、〔荀家〕晉の大夫なり、〔悼惠〕悼は篤厚なり、惠は慈惠なり、〔荀檜〕晉の大夫にて荀家の一族なり、〔文敏〕文は禮法、敏は聰敏なり、〔廙〕欒武子の子、諡を桓子といふ、〔無忌〕韓獻子の子、諡を穆子といふ、〔鎮靖〕鎮は重なり、重厚なり、靖は安なり、安靜なり、〔膏梁之性〕膏は肥肉、梁は穀の美なるもの、常に膏梁を食ふもの即ち貴族の性をいふ、〔道〕之〕道は導に同じ、〔諗〕告なりツグと訓む、〔修〕之〕氣性を修めしむること、〔不〕倦〕倦は懈なりオコタルと訓む、〔婉〕婉曲なり、〔壹〕質直にして放漫ならぬこと、〔祁奚〕晉の大夫なり、〔果而不〕淫〕淫は邪なり、下句端而不淫の淫も同じ、〔元尉〕中軍の尉なり、尉官は兵甲の準備補充兵卒の整理等凡て軍の監督に従ふもの、〔羊舌職〕晉の大夫なり、羊舌は姓、職は其の名なり、〔肅給〕肅は恭敬なり、給は足なり、捷敏なること、〔魏絳〕晉の大夫、諡して莊子といふ、令狐文子の曾祖魏犢の子なり、〔元司馬〕中軍の司馬なり、

〔張老〕前編を見よ、〔元候〕中軍の候なり、候は斥候を掌る役なり、〔饜過寇〕晉の大夫なり、〔信彊〕信義に強きこと、〔輿尉〕上下軍の尉なり、〔藉偃〕晉の大夫なり、〔悼率〕篤くしたがひまゐること、〔共給〕共は恭に同じ、給は前の肅給の給に同じ、〔輿司馬〕上下軍の司馬なり、〔程鄭〕晉の大夫なり、〔贊僕〕君の乘車（兵車以外）の僕御なり、

始合諸侯於虛村以救宋使張老延君譽於四方且觀道逆者呂宣子卒公以趙文子爲文也而能恤大事使佐新軍三年公始合諸侯四年諸侯會於雞丘於是乎布令結援修好申盟而還令狐文子卒公乃以魏絳爲不犯使佐新軍使張老爲司馬使范獻子爲候奄公譽達於戎

五年、諸戎來請服、使魏莊子盟之、於是乎始復伯、

此の節は公の霸業を記す、公即位三年始めて諸侯を會合せんとし、之れを虛村に會合し、以て宋を救へり、而して張老をして四方の國に行きて君の聲譽を陳べしめ、且つ諸侯の道徳ある者と逆亂の者とを觀察せしむ、此の時下軍の佐將呂宣子卒す、公趙文子の文徳ありて能く心を軍國につくすを以て新軍の佐將たらしむ、四年諸侯雞丘に會合せり、是に於て公法令を發布し、救援の義を結び、和好を修め、盟を申ねてかへれり、時に令狐文子卒す、公乃ち魏絳を以て官を守りて遠はざるものとなし、新軍に佐將たらしめ、張老をして絳に代りて元司馬たらしめ、范獻子をして老に代りて元候たらしむ、公の聲譽諸戎の國に達せり、五年諸戎來りて從服せんことを請ふ、よりに魏莊子をして之れと盟はしむ、是に於てか始めて復霸者となれり、〔虛村〕宋の地、今の江蘇省徐州府銅山縣にあり、〔救宋〕宋の大夫魚石宋侯に叛きて楚にゆき、楚宋を伐

つ、故に晉之れを救へるなり、〔延〕陳なり、のべひろむること、〔道逆者〕諸侯の道徳あるものと逆亂のもの、〔呂宣子卒云云使佐新軍〕下軍の佐將呂宣子卒す、乃ち新軍の將魏恭子をして之れに代らしめ、新軍の佐將令狐文子を以て新軍の將たらしめ、趙文子を以て其の佐將たらしめしなり、〔文也〕文は文徳なり、〔恤大事〕國の大事を憂へて盡力すること、心力を軍國に盡くすをいふ、〔三年公始合諸侯〕此の七字は此の節の首にあるべきものなれば誤りて此に入りしものなるべし、〔雞丘〕雞澤なり、今の直隸省廣平府雞澤縣なり、〔布令〕法令（諸侯間の守るべき法令）を發布すること、〔結援〕互に救援する義を結ぶこと、〔令狐文子卒云云使佐新軍〕新軍の將令狐文子卒す、故に其の佐將趙文子を以て之れに代らしめ、魏絳を以て其の佐將としたるなり、〔不犯〕其の官を守りて遠はざること、〔候奄〕元候に同じ、〔范獻子〕范文子の族昆弟士富なり、獻子は其の諡なり、〔魏莊子〕莊子は絳の諡なり、〔始復伯〕伯は霸に同じ、晉國が霸者となりしは悼公は始めにて、文公よりいへば二度目なり、故に始復といふ、

○以上第一章、悼公即位新政を發布し賢良を選用し遂に霸業を成せし物語なり、四年會諸侯於雞丘、魏絳爲中軍、司馬公子揚干亂行於曲梁、魏絳斬其僕、公謂羊舌赤曰、寡人屬諸侯、魏絳戮寡人之弟、爲我勿失、赤對曰、臣聞絳之志、有事不避難、有罪不避刑、其將來辭、言終、魏絳至、授僕人書、而伏劍、士魴、張老交止之、僕人授公、公讀書曰、臣誅於揚干、不忘其死、日君乏使、使臣狃中軍之司馬、臣聞師旅以順爲武、軍事有死、無犯爲敬、君合諸侯、臣敢

不敬君不說請死之公跣而出
 曰寡人之言兄弟之禮也子之
 誅軍旅之事也請無重寡人之
 過反役與之禮食令之佐新軍
 悼公卽位の四年に諸侯を雞丘に會合す時に魏絳中
 軍の司馬たり曲梁にて公子揚干軍列を亂れり魏絳
 其の車僕を斬り以て徇へり公羊舌赤に謂ひて曰く
 寡人諸侯を會合して國威をはれるとき魏絳は寡人
 の弟を辱めたり汝我が爲に絳を執へてとりにかす
 こと勿れと羊舌赤對へて曰く臣聞く絳の志は堅
 直にして事ありて艱難を避けず罪ありて刑罰を避
 けずされば臣之れを執へずとも將に來りて言辭を
 以て陳述せんとすと言ひ終りたるとき魏絳至り
 僕人に陳謝の書を授け劍に伏して自殺せんとす士
 魴と張老と左右より絳を止む僕人書を公に授く公
 其の書を読む書辭に曰く臣は公子揚干を責めたれ
 ば自ら其の身の死すべきを忘れずさきに君は使吏
 に乏しく臣の不肯をして中軍の司馬を試み習はし
 めらる臣聞く軍衆は上の令に順ふを以て武とな

し軍事は其の職を守りて死することあるも職務を
 犯すなきを以て敬となすと今君諸侯を會合さる臣
 敢て敬みて其の職務を奉行せざらんやされど君は
 臣が職務を奉行するを悦ばれず請ふ死に就かんと
 公跣のまゝ走り出でて絳に謂ひて曰く寡人の言は
 兄弟に對するの禮にて私なり子の詰責は軍隊統轄
 上の職事にて公なり寡人過てり子死さば寡人又忠
 臣を殺すの過を得請ふ寡人の過を重ねるなかれと
 役より反るの後絳に禮食を與へ之れをして新軍に
 佐將たらしめたり

〔公子揚干〕悼公の弟なり〔行〕軍列なり〔曲梁〕晉の
 地雞丘のある所なり〔斬〕其僕〔公子〕は斬るべ
 からず故に其の僕を斬りしなり僕は公子の車の僕
 御をいふ〔羊舌赤〕羊舌職の子なり〔厲〕會なりア
 ハスと訓む〔戮〕辱なりハヅカシムと訓む〔爲〕我勿
 〔失〕我が爲に執へて取りにかす勿れの意なり〔來
 辭〕辭は事狀を辭にて申す意なり〔僕人〕君の命を傳
 ふることを掌る役なり〔士魴〕魏恭子なり〔交止
 之〕交は夾なり左右より夾みて絳を止むること
 〔誅〕責なりセムと訓む〔乏〕使使吏なり猶吏とい

ふが如し〔狃〕習なり習ひ試むること〔順〕上の令に
 順ふこと〔不敬〕敬は敬みて其の職務を奉行する
 こと〔不說〕説は悦に同じ〔反〕役會合より反ること
 〔役〕といひしは軍を引率すること戰役の如きより
 いふ〔禮食〕公大夫を饗するの禮なり〔令〕之佐新
 軍〔令狐文子〕卒して新軍に佐將たらしめしなり上
 章を參照せよ

○以上第二章悼公魏絳が軍律を嚴守せしを賞し禮
 食を與へ新軍の佐將たらしめし物語なり

祁奚辭於軍尉公問焉曰孰可
 對曰臣之子午可人有言曰擇
 臣莫若君擇子莫若父午之少
 也婉以從令游有鄉處有所好
 學而不戲其壯也彊志而用命
 守業而不淫其冠也和安而好
 敬柔惠小物而鎮定大事有直

質而無流心非義不變非上不
 舉若臨大事其可以賢於臣也
 臣請薦所能擇而君比義焉公
 使祁午爲軍尉沒平公軍無秕
 政

祁奚老いて軍尉を辭す公之れに問うて曰く子の後
 任はたれか可ならんと祁奚對へて曰く臣の子午可
 ならん人言へるあり臣を擇ぶは君にしくはなく
 子を擇ぶは父にしくはなしと午の少なるや柔順に
 して以て親の命令に従ひ遊ぶには必ず方あり居處
 には定所ありて亂れず學を好みて戲れず其の壯と
 なるや志強固にして能く親の命令を用ひ己が職業
 を守りて邪ならず其の冠するよりは和平安靜にし
 て恭敬を好み小物に對しては之れを仁み愛み大事
 にあひては能く之れを安定し正直の性質ありて放
 慢の心なく禮義に非ざれば其の志を變せず上の爲
 にするに非ざれば動かさざれば若し軍事を治むる

に臨みては其れ臣より賢るべし、臣請ふ臣が能く擇ぶ所のものをす、めん、君比べはかりて其の宜しきものを擇べと、公乃ち祁午をして軍尉と爲らしむ、祁奚の眼識は果してたがはず、祁午の軍政は其の宜しきを得、平公の世を終るまで軍に悪政なかりき、

〔婉以從令〕婉は柔順なり、令は親の命令なり、〔郷方なり、方向なり、其壯也〕次に其冠也とあれば二十歳以下十五、六歳までの間をいふ、〔不淫〕淫は邪なり、〔柔惠〕柔は仁なり、惠は愛なり、〔小物〕己より卑小なるもの、〔流心〕放慢の心なり、〔非上不舉〕非上は上の爲に非ればの意、舉は動なり、行なり、〔臨大事〕此の大事は軍事を指す、〔比義〕比は方なり、義は宜なり、並べ比べて其宜しきものを擇ぶと、〔沒終〕終なり、〔平公〕悼公の子、名は彪なり、〔稅政〕惡政なり、○以上第三章、祁奚辭職して代りに我子祁午を薦め、公之れを用ひて能く其の職にかなひたる物語なり、

五年無終子嘉父使孟樂因魏莊子納虎豹之皮以蘇諸戎、公曰、戎翟無親而好得、不若伐之、

魏絳曰、勞師於戎而失諸華、雖有功猶得獸而失人也、安用之、且夫戎翟荐處貴貨而易土、與之貨而獲其土、其利一也、邊鄙耕農不徹、其利二也、戎翟事晉、四鄰莫不震動、其利三也、君其圖之、公說、故使魏絳撫諸戎、於是乎遂伯、

悼公即位の五年、山戎の無終子嘉父其の臣孟樂をして魏莊子に因り虎豹の皮を納れしめ、以て諸戎を和し、晉に服從せしめんとす、公曰く、戎翟は恩親なくして貨財を貪り得るを好む、之れを和して我に服せしむるはかたし、之れを討伐せんには如かずと、魏絳曰く、軍兵を戎翟を伐つに罷勞さして諸華の諸侯の心を失はば、たとへ功ありと雖益なきこと、猶獸を得て人を失ふが如し、安んぞ之れを伐つを用ひん、且つ

かの戎翟は水草を逐うてあつまり居り、貨財を貴びて土地を輕んず、されば之れに貨財を與へて其の土地を得るは、其の利の一なり、かくすれば戎翟は侵し來らざるを以て、邊鄙の耕農は徹戒を要せず、其の利の二なり、戎翟晉に事へば四隣の國震動せざるなし、其の利の三なり、君其れ之れをはかり考へよと、公其の說を悦ぶ、故に魏絳をして貨財を與へて諸の戎翟を撫治せしむ、戎翟皆服從す、是に於てか公遂に霸者となれり、

〔無終子嘉父〕無終は山戎の國名、子は爵名、嘉父は其の名なり、〔孟樂〕無終子の臣の名なり、〔好得〕貨財を貪り得るを好むなり、〔勞〕罷勞なり、〔失諸華〕華は夏なり、戎狄に對する自國の尊稱なり、夏は侯國多し、故に諸華といふ、師を戎翟に用ひば諸侯を存恤するを得ず、諸侯を存恤せざれば諸侯必ず叛く、故に失之といふ、〔荐處〕聚處なり、水草を逐うて聚處するをいふ、〔易土〕易は輕なり、カロンズと訓む、〔邊鄙〕邊境の邑なり、〔耕農〕農は農の古字なり、〔徹〕警戒なり、〔伯〕霸に同じ、

○以上第四章、悼公魏絳の計に従ひ戎翟を和して服

從せしめ霸者となりし物語なり、

韓獻子老、使公族穆子受事於朝、辭曰、厲公之亂、無忌備公族不能死、臣聞之、無功庸者、不敢居高位、今無忌知不能匡君、使至於難、仁不能救、勇不能死、敢辱君朝、以忝韓宗、請退也、固辭不立、悼公聞之曰、難雖不能死、君而能讓、不可不賞也、使掌公族大夫、

韓獻子老いて執政を辭す、公其の子公族大夫韓穆子をして父に代りて執政の職事を朝に受けしめんとす、穆子辭して曰く、厲公の亂に臣無忌は公族大夫の員に備りて、公の爲に死する能はず、臣之れを聞く、功績なきものは敢て高き位に居らずと、今無忌は智

に於ては先君を匡正すること能はずして禍難を蒙るに至らしめ、仁に於ては先君を救ふ能はずして死に至らしめ、勇に於ては先君の爲に死する能はず、臣や大罪あり、しかるに君臣を公族大夫と爲し、今又父に代りて執政たらしめんとす、しかれども臣大罪の身を以て敢て執政の位につきて君の朝廷を辱しめ、又以て我の韓の一族をはづかしめんや、請ふ位を退かんと、舊職(公族大夫)までも固く辭して立たず、悼公之れをき、て曰く、先君の難に死する能はずと雖、而も今能く辭して榮職を讓れり、其の心術の潔白忠清なる賞せざるべからざるなりと、公族大夫の長となし公族大夫を掌り治めしめたり、

〔韓獻子老〕悼公位に即き韓獻子執政たり、此に至り(七年)老を以て辭職せり、〔公族穆子〕公族大夫韓穆子(名は無忌獻子の子)なり、〔厲公之亂〕欒中行の二卿が厲公を弑したる亂をいふ、〔備公族〕厲公の時無忌既に公族大夫たり、故にいふ、〔功庸〕國に對する功を功といひ、民に對する功を庸といふ、故に二字にて功績の意に見てよし、〔匡君〕此の君は先君厲公を指す、下句の死、君の君も同じ、〔君朝〕此の君は今

君悼公を指す、〔恭〕辱なり、ハヅカシムと訓む、〔韓宗〕韓氏の一族なり、〔使掌公族大夫〕公族大夫の長となし公族大夫を掌らしむること、
○以上第五章、悼公韓無忌の潔白公忠を嘉責し復び重用したる物語なり、

悼公使張老爲卿、辭曰、臣不如魏絳、夫絳之知能治大官、其仁可以利公室、不忘其勇、不疚於刑、其學不廢、其先人之職、若在卿位、外内必平、且雞丘之會、其官不犯、而辭順、不可不賞也、公五命之、固辭、乃使爲司馬、使魏絳佐新軍、

新軍の佐將令狐文子卒するや、悼公張老をして卿となし之れに代らしめんとす、張老辭して曰く、臣は魏絳に如かず、夫れ絳の智は能く卿となりて大官を治

むるに足り、其の仁は以て公室を利すべきことを忘れず、其の勇は刑罰に對して能く果斷に之れを處置し、其の學殖は其の先人の職を廢てず、されば若し卿位にあらば外内必ず和平ならん、且つ雞丘の會合に其の官職を守りて毫も違はず、而して君に陳ぶるの辭恭順なりき、賞せざるべからざるなりと、公五たび張老に命じたれども、老固辭せしかば、乃ち絳に代りて元司馬たらしめ、絳をして新軍の佐將たらしめたり、

〔使張老爲卿〕新軍の佐將令狐文子の卒したるとき張老をして卿となし之れに代らしめたるなり、三軍の將佐は必ず卿位を以て之れに充つ、故に卿たらしむるなり、第一章の終を參照せよ、〔不疚於刑〕疚は病なり、刑に對して病しからずとは、能く果斷に裁決するをいふ、〔雞丘之會〕第二章を見よ、

○以上第六章、張老新軍佐將の職を魏絳に譲りし物語なり、

十二年、公伐鄭、軍於蕭魚、鄭伯嘉來納女、王妾三十人、女樂二

八、歌鐘二肆、及寶罇、輅車十五乘、公賜魏絳女樂一八、歌鐘一肆、曰、子教寡人、蘇戎翟而正諸華、於今八年、七合諸侯、寡人無不得志、請與子共樂之、魏絳辭曰、夫和戎翟臣之幸也、八年七合諸侯、君之靈也、二三子之勞也、臣焉得之、公曰、微子、寡人無以待戎、無以濟河、二三子何勞焉、子其受之、君子曰、能志善也、

悼公十二年、公鄭を伐ち、蕭魚に軍す、鄭伯嘉降服し來りて、美女、樂師、妾各三十人、伎女十六人と、歌鐘二肆と、寶罇と、大車十五乘とを納る、公魏絳に伎女八人と歌鐘一肆とを賜ひて曰く、子寡人に戎翟を和し諸華の諸侯を匡正することを教へてより、今に至

るまで八年なり、其間七たび諸侯を會合して寡人志を得ざるなし、是れ子の功なり、請ふ之れを子にあたへ子と共に之れを樂まんと、魏絳辭して曰く、夫れ戎翟を和して服従せしめたるは臣の僥倖のみ、八年間に七たび諸侯を合したるは君の威靈なり、又諸卿の勳勞なり、臣いづくんぞ之れを專にするを得んやと、公曰く、子なかりせば寡人は戎翟の侵寇を待つ、其備なく、又河を渡りて南鄭を服することなけん、諸卿何の勞かあらん、子の功なり、子其れ之れを受けよと、君子之れを評して曰く、君能く善をしるして忘れず感すべしと、

〔公伐鄭〕鄭晉に叛きて楚に従ひしを以て伐ちしなり、〔蕭魚〕鄭の地なり、〔鄭伯嘉〕嘉は鄭伯の名、諡は簡公なり、〔女〕美女なり、〔工〕樂工なり、〔姜〕給使の女なり、〔女樂〕女の樂師にて後世の伎女なり、〔二八〕八人一列なれば二八は二列にて十六人なり、古の舞は八人を以て一列とする制なり、〔歌鐘二肆〕歌鐘は歌樂の時にうちて歌を節する鐘なり、肆は列なり、十六鐘を一簾(鐘をかくる柱臺)に列ねかくる之れを一肆といふ、〔寶鑄〕寶として尊き鑄(小鐘)なり、〔輅車〕

召叔嚮使傅太子彪

悼公司馬侯と高臺に升りて望み士民の殷富のありさまを見て曰く、樂しきかなと、司馬侯對へて曰く、君下民の殷富を臨みみるの樂は則ち誠に樂し、されど徳義の樂は則ち未だ得られずと、公曰く、何をか徳義の樂といふかと、司馬侯對へて曰く、諸侯の行は師傅日、君側に在りて教導する所に由りて定まる、されば師傅君の善を導きて以て之れを行ひ、君の善を匡正して以て之れを戒む、かくせば君日、善にす、まざるはなし、樂何ものか之れにしかん、之れを徳義の樂といふと、蓋し太子の師傅を選ばんことを諷したるなり、公之れをさとりて曰く、たれか能く此の任にあたらんと、司馬侯對へて曰く、羊舌肸春秋に習へり適任ならんと、公乃ち肸を召して太子彪に傅らしめたり、

〔司馬侯〕晉の大夫女叔齊なり、司馬に官するを以てかくいふ、〔諸侯之爲〕爲は行爲なり、〔日在君側〕師傅日、君側にありて教導するに由りて定まるの意なり、〔羊舌肸〕晉の大夫にて字は叔嚮といふ、〔春秋〕歴史の名、史は善惡をかくさす記すを以て、之れに習ふ

君の乗用の大車なり、〔一八〕一列八人なり、〔七合〕諸侯、悼公五年戚に會し、七年鄆に會し、八年邢丘に會し、九年戲に同盟し、十年相に會し、十一年亳城の北に會し、十二年蕭魚に會するをいふ、〔幸〕僥倖なり、〔二三子〕諸卿を指していふ、〔微子〕微は無なり、〔無以待我〕以て戎翟の侵寇を待つ、其備なしの意なり、〔無以濟河〕以て今回河を渡りて鄭を服することなしの意なり、〔志善〕志は識なり、シルヌと訓む、

○以上第七章、悼公鄭を伐ち鄭伯の納れたる貢物を分ちて魏絳を賞し、君子其の舉を稱したる物語なり、

悼公與司馬侯升臺而望曰、樂夫對曰、臨下之樂則樂矣、徳義之樂則未也、公曰、何謂徳義、對曰、諸侯之爲、日在君側、以其善行、以其惡戒、可謂徳義矣、公曰、孰能對曰、羊舌肸習於春秋、乃

ものは善惡に明なり、故に司馬侯羊舌肸を推薦せるなり、此の春秋は孔子の春秋にあらず、〔太子彪〕平公なり、

○以上第八章、司馬彪羊舌肸を太子の師傅に推薦したる物語なり、

卷第十四

晉語八

本篇は平公一代の物語にして凡て十九章あり、

平公六年、箕遺及黃淵、嘉父作亂、不克而死、公遂逐羣賊、

此の節は箕遺等亂をなして死することを記す、

平公即位の六年、大夫箕遺黃淵、嘉父と亂を作し克たずして死す、公遂に其の徒黨たる群賊を國外に放逐せり、

〔平公〕悼公の子名は彪、〔箕遺及黃淵、嘉父〕作亂不克而死、三子は皆晉の大夫にして樂盈の黨なり、初

め欒廕(欒武子の子)范宣子の女叔祁を娶りて盈を生む、廕卒す、叔祁其の老州賓と通ず、盈之れを患ふ、叔祁懼れ、之れを父宣子に訴へて曰く、盈將に亂を作さんとする、盈施を好み士多く之れに歸す、宣子時に執政たり、其の徒黨多きを畏る、著に城かして將に之れを逐はんとす、箕遺、黃淵等之を知りて亂を作す、宣子遺、淵、嘉父、司空靜、羊舌虎等十人を殺せり、(羣賊)欒盈の黨にて大夫知起、中行喜、州綽、邢蒯の屬を指す、

謂陽畢曰、自穆侯以至於今、亂兵不輟、民志無厭、禍敗無已、離民且速寇、恐及吾身、若之何、陽畢對曰、本根猶樹、枝葉益長、本根益茂、是以難已也、今若大其柯、去其枝葉、絕其本根、可以少間、公曰、子實圖之、陽畢曰、圖在、

明訓、明訓在、威權、威權在、君、君掄賢人之後、有常位於國者、而立之、亦掄逞志、虧君以亂國者、之後、而去之、是遂威而遠權、民畏其威、而懷其德、莫能勿從、若從則民心皆可畜、畜其心、而知其欲惡、民孰偷生、若不偷生、則莫思亂矣、且夫欒氏之誣、晉國也久矣、欒書實覆宗、殺厲公、以厚其家、若滅欒氏、則民威矣、今吾若起瑕原、韓魏之後、而賞立之、則民懷矣、威與懷、各當其所、則國安矣、君治而國安、欲作

亂者、誰與、君曰、欒書立、吾先君、欒盈不獲罪、如何、陽畢曰、夫正國者、不可以暱於權、行權、不可以隱於私、暱於權、則不道、行權、隱於私、則政不行、政不行、何以道、民之不道、亦無君也、則其爲暱與隱也、復產害矣、且勤君身、君其圖之、若愛欒盈、則明逐群賊、而以國倫、數而遣之、厚戒箴國、以待之、彼若求逞志、而報於君、罪孰大焉、滅之、猶少、彼若不敢、而遠逃、乃厚其外交、而勉之、以報其德、不亦可乎、公許諾、

盡逐群賊、而使祁午及陽畢適曲沃、逐欒盈、欒盈出奔楚、遂令於國人曰、自文公以來、有力於先君、而子孫不育者、將授立之、得之者賞、

此の節は平公陽畢に内亂を根絶する策を問ひ、陽畢之れに對へ、公之れに従ひ其の巨魁欒盈及び其の徒黨を國外に放逐することを記す、
公陽畢に謂ひて曰く、穆侯より以來今に至るまで、國內の兵亂止まず、民の欲志は極まることなく、禍敗止むときなし、此の如くんば民を離散さし、且つ寇兵を召き、難の吾身に及ばんことを恐る、之れを如何せん、陽畢對へて曰く、君亂の枝葉を除くと雖本根猶樹立せり、本根樹立せば枝葉もますます生長し、枝葉生長せば本根も亦ますます、茂る、是れを以て亂止まり難きなり、されば今若し其の斧の柄を大きくして其の枝葉を去て、其の本根を絶ちきれば(即ち枝黨をすて、)巨魁欒盈を殺さば、亂以て少しく息むべし、

公曰く、子實に之れをはかれと、陽畢曰く、此れが計畫は君臣の明教を明にして訓教するにあり、君臣の明教は威權ありて之れを行ふを得、威權は君自ら之れを乗るにあり、臣如何ともする能はず、君賢人の後の國に常位ある者の中より賢良なる者を選び立てて卿となし、亦舊臣中の己が志を逞くし君を廢弑して國を亂りし者の子孫を選びて之れを去れよ、是れ威權を申張し遠きまで及ぼす法なり、かくして民其の威權を畏れて其の德に懷かば誰か能く君に従ふなきことあらんや、若し能く君に従はば則ち民の心皆養ひて君の有とすべし、民の心を養ひて君の有とし而る後其れに欲惡の正を知らせば、民孰か生を偷みて不忠を思ふものあらんや、民若し生を偷み不忠を思はずば則ち亂を思ふことなからん、且つ彼の欒氏の晉國の民を誣ひいつはるや久し、欒書實に宗國を敗り、厲公を殺して其の家を厚固にし多く私黨を養へり、されば若し欒氏を滅さば則ち民君の威を畏れん、而して今吾君若し瑕原韓魏諸忠臣の子孫を起し賞して之れを顯位に立てば則ち民懷かん、威と惠と各、其の正しき所に當らば則ち國安からん、君治ま

りて國安からば、亂をなさんと欲するものありとも誰か之れにくみせんと、君曰く、欒書は吾先君を迎へ立て、欒盈は未だ罪を得ず、如何にして之れを滅すべけん、陽畢曰く、夫れ國家を正す者は權臣を親み近づけて之れを縦にさすべからず、威權を行ふ者は私する所の臣を隱蔽して罪せざることあるべからず、權臣を親み近づければ、權臣權を縦にするを以て則ち君民を導くと能はず、威權を行はんとして私する所の臣を隱蔽して罪せずば、臣庶皆之れに倣うて私するに至るを以て則ち政行はれず、政行はれずば何を以て民を導くを得ん、民の導かれざるは亦君なしと同じ、今君權臣を親み近づくと私する所の臣を隱蔽して罪せざるとの事をなさば、復亂を生じて且つ君の身を勤勞するに至らん、君其れ之れをはかれ、君若し欒盈を愛して滅す能はずば、則ち明に其の徒黨たる群賊を國外に放逐し、而して後國の常法を以て盈の罪をせめて之れを其の邑より放ち、厚く國民を戒めて以て彼れに備へよ、彼若し己が志を逞くして君に仇を報いんことを求めば、罪孰れか是れより大ならん、かくせば之れを滅さんこと易きのみ、之れに

反して、彼れ若し敢て君に仇を報ゆるの不忠を爲さずして遠く他國に逃ぐれば、乃ち彼が適く所の外國に賂ひて彼を衣食に苦むるとなくしてやり、彼が反省して勤勉し以て吾國恩に報いしむるやうにするも亦可ならずやと、公許諾し、盡く盈の黨たる群賊を國外に放逐し、而して祁午と陽畢とをして曲沃にゆきて欒盈を逐はしむ、盈出で、楚に奔る、公遂に國人に令して曰く、文公より以來我先君に功勳するありて其の子孫の保護寵榮せられざるものは將に位を授けて之れを官に立てんとす、功臣の子孫をさがし求めし者は必ず之れを賞せんと、

〔陽畢〕晉の大夫なり、〔穆侯〕晉祖唐叔八世の孫なり、〔亂兵〕猶兵亂といふが如し、〔輟〕止なり、ヤムと訓む、〔厭〕極なり、キハマルと訓む、〔速寇〕速は召なり、マネクと訓む、〔柯〕斧の柄なり、〔少間〕間は息なり、ヤムと訓む、〔圖在明訓〕圖は計畫なり、明訓は君臣の明教なり、〔掄〕擇なり、エラブと訓む、〔常位〕尋常朝に仕ふるものをいふ、〔虧君〕君の位を虧ぐこと、君を廢し或は弑することをいふ、〔遂威〕遂は申なり、ノブと訓む、申張すること、〔偷生〕生をぬすみ

て君事に力をつくさぬこと、〔欒氏之誣〕晉國己の惡を善の如く人に思はするを誣といふ、欒書は厲公を弑すと雖直に名君悼公を迎立せしかば民は其の惡を善の如く思ひ居れり、故にいふ、〔覆宗〕覆は敗なり、ヤブルと訓む、宗は宗國なり、諸侯の臣其の本國を稱して宗國といふ、〔瑕原韓魏〕瑕は瑕嘉、原は原軫〔先軫〕韓は韓萬、魏は畢萬にて皆晉の昔の賢臣なり、〔暱於權〕暱は親み近づくること、權は權臣なり、〔隱於私〕私する所の臣を隱蔽して罪せぬこと、〔不道〕道は導に同じ、〔産害〕産は生なり、害は亂なり、〔國倫〕國の常法なり、〔數〕罪をかぞへせむること、〔遣之〕之れを其の領邑より放つこと、〔戒箴〕二字ともに戒むること、〔待之〕待は備なり、ソナフと訓む、〔猶少〕猶易しといふが如し、〔外交〕交際する外國なり、〔其德〕其の國君の德なり、〔祁午〕前篇に見ゆ、〔適曲沃〕適は往なり、曲沃は欒盈の食邑なり、晉語を見よ、〔不育者〕育は遂なり、遂げざる者とは保護し寵榮せられざること、〔得之〕功臣の子孫をさがし求め得ること、

居三年、欒盈書入、爲賊於絳、范

宣子以公入於襄公之宮、欒盈不克、出奔曲沃、遂刺欒盈、滅欒氏、是以沒平公之身、無內亂也。

此の節は欒盈晉にかへりて反をはかり公之れを誅することを記す、居ること三年、欒盈かへりて晝晉國に入り、賊を絳都になす、執政范宣子公を奉じて襄公の宮に入る、欒盈公を攻むれども克たず、出で、其の舊邑曲沃に奔る、公之れを圍み遂に盈を殺し、其の一族徒黨を滅せり、是れを以て平公の身を終るまで國に内亂なかりき、〔居二年欒盈晝入爲賊於絳〕盈楚にあること一年、齊に奔る、齊の莊公析歸父をして盈と其の從士とをまもりて其の舊食邑の曲沃に入れしむ、盈曲沃の兵を帥る晝絳都に攻め入れるをいふ、〔襄公之宮〕襄公の居りし宮殿なり、其の防備堅固なるを以て、此に入りしなり、〔沒〕終なり、

欒懷子之出、執政使欒氏之臣勿從、從欒氏者爲大戮、施欒氏

之臣辛俞行、吏執而獻之、公曰、國有大令、何故犯之、對曰、臣順之也、豈敢犯之、執政曰、無從欒氏而從君、是明令必從君也、臣聞之、曰、三世仕家君之、再世以下主之事、君以死、事主以勤、君之明令也、自臣之祖、以無大援於晉國、世隸欒氏、於今三世矣、臣故不敢不君、今執政曰、不從君者、爲大戮、臣敢忘其死、而叛其君、以煩司寇、公說、固止之、不可厚賂之、辭曰、臣嘗陳辭矣、心以守志、辭以行之、所以事

君也、若受君賜、是隋其前言、君問而陳辭、未退而逆之、何以事君、君知其不可得也、乃遣之、

此節は欒盈の臣辛俞の忠厚を記す、本章の附録なり、欒盈の出でて楚に奔るや、執政范宣子欒氏の臣をして之れに従ふと勿らしめ、欒氏に従はん者は大罪として處罰し其の尸をさらさんと令せり、時に盈の臣に辛俞といふものあり、盈に従ひて行けり、吏俞を執へて之れを公に獻す、公俞を責めて曰く、國に大令あり、何故に之れを犯せるかと、俞對へて曰く、臣は大令に順へるなり、豈敢て之れを犯さんや、執政の曰へらく、欒氏の臣は欒盈に従ふことなくして君に従へと、是れ臣等に必ず君に従ふべきことを明に令するものなり、臣之れを聞く、三世大夫に仕ふれば之れを君〔國君〕の如くに思ひて事ふ、再世より以下は之れを主人として奉仕し敢て君として仕へず、而して君に事ふるには死を致してつくし、主人に事ふるには勤勞せよと、是れ君の嘗て明に令したまふ所なり、臣

の家は祖父より晉國に大に引き用ひらるゝことなきを以て、代々欒氏に隸屬し、今臣の身に至るまで三世なり、臣故に敢て欒氏を君として事へずんばあらず、今執政の曰く、君に従はざる者は大罪として處罰せんと、臣敢て其の死を忘れて其の事ふべき君に叛き司寇の手を煩すことを爲さんや、是れ臣の從ひ往く所以なりと、公其の義を執るを悦び、固く之れを止むれども俞きかず、よりに厚く之れに貨賂をあたふ、俞辭して曰く、臣が懷抱する所の辭を陳べたり、心にて以て志を守り、辭に由りて以て之れを現はし身に行ふは、君に事ふる所以の道なり、いま若し君〔公〕を指すの賜物を受ければ是れ前言をやぶるわけになるなり、君〔公〕を指す臣を責問せられて、臣其の理由の辭を陳べ、未だ退かずして其の辭に反くことをなさば、何を以て君に事ふるを得んやと、公其の如何にしても止むるを得ざるを知るや、乃ち之れを放ち遣れり、

〔欒懷子〕懷子は欒盈の諡なり、〔執政〕范宣子なり、宣子は范文子の子にて名は句なり、〔大戮〕大罪なり、死罪をいふ、〔施〕陳なり、其の屍を陳ねさらすこと、〔仕

「家」大夫を家と稱す、「君」之に事ふること國君の如くすること、「大援」援は引なり、引きあげ用ひらるること、「隸」隸屬して臣となること、「煩」司寇「罪」囚を刑するは司寇の職なり、故に罪を犯せば司寇に手数をかかるとなる、故にかくいふ、「公説」説は悦に同じ、公は其の義を執る固きを悦び嘉せしなり、「固止」之不可「可」は肯なり、キクと訓む、「賂」之「貨賂」をおくること、「心以守志」志は心の動き發すること、即ち心のはたらきなり、「若受君賜」是隋「其前言」隋は懷なり、ヤヅルと訓む、臣に二君なし、若し今公の賜を受くれば是れ二心あることとなる、二心あれば前言は反故になるわけなり、故にかくいひしなり、「逆」之「逆」は反なり、ソムクと訓む、「不可得」引き止むるを得べからざること、「遣」之「之」を放ちやること、

○以上第一章、平公陽畢の計を用ひて亂の巨魁欒盈を誅し、其の族黨を滅し以て私黨を根絶し國の安寧を固くせし物語なり、

叔魚生、其母視之曰、是虎目而

豕喙、鳶肩而牛腹、谿壑可盈、是不可饜也、必以賄死、遂弗視、揚食我生、叔向之母聞之、往及堂、聞其號也、乃還曰、其聲豺狼之聲也、終滅羊舌氏之宗者、必是子也、

羊舌叔魚生まる、其の母之れを視て曰く、是の子や目は虎目の如く鋭く、喙は豕の如く長く鋭く、肩は鳶の如くそばだち、腹は牛の如く張大なり、谿壑は水のみたすべくして而も害なし、されど是の子は飽かしむべからず、飽かしめば必ず貨賂を貪るを以て死なんと、遂に自ら養ひ視ざりき、羊舌食我生る、叔向の母之れを聞き尋ね往きて堂に及び、其の啼きさけぶ聲を聞き乃ち家に還りて曰く、其の聲は豺狼のさけぶ聲の如し、其の心も亦此の如くならん、終に我羊舌氏の一族を滅さんものは必ず是の子ならんと、

「叔魚」晉の大夫羊舌鮒の字なり、「谿壑」谷川を谿と

いひ、溝を壑といふ、「饜」飽なり、「必以賄死」此の豫言は適中せり、叔魚賈理といへる役につき、離子の女を受けて邢侯を抑壓せしかば、邢侯之れを殺せり、後編に詳し、「遂弗視」視は自ら養視すること、「揚食我」叔魚の兄叔向の子なり、姓は羊舌邑を揚に食むを以て揚食我といふ、「叔向之母」叔向は晉の大夫にて叔魚の兄羊舌肸の字なり、賢名あり、「號」なきさけぶこと、「豺狼之聲」細く鋭くはりさける如き聲なり、「終滅」羊舌氏之宗「者」必是子也「宗」は宗族なり、此の豫言も亦適中せり、食我既に長じて祁盈に黨す、盈罪を獲るや、晉侯盈と食我とを殺し、遂に祁羊舌の二家を滅せり、

○以上第二章、叔向の母其子叔魚の生時の貌及其の孫食我のなき聲をきゝて其の將來を卜し適中せる物語なり、

魯襄公使叔孫穆子來聘、范宣子問焉、曰、人有言曰、死而不朽、何謂也、穆子未對、宣子曰、昔句

之祖、自虞以上爲陶唐氏、在夏爲御龍氏、在商爲豕韋氏、在周爲唐杜氏、周卑晉繼之、爲范氏、其此之謂乎、對曰、以豹之所聞、此之謂世祿、非不朽也、魯先大夫臧文仲其身沒矣、其言立於後世、此之謂死而不朽、

魯の襄公叔孫穆子をして晉に來聘せしむ、執政范宣子之れに問うて曰く、人言へるあり、曰く、死して朽ちずと、何といふことかと、穆子未だ對へず、宣子曰く、昔し句の祖虞の世より以上は陶唐氏たり、夏の世に在りては御龍氏たり、商の世にありては豕韋氏たり、周の世にありては唐杜氏たり、周室微にして晉之に繼ぎ霸となりてより仕へて范氏となれり、死して朽ちずとは其れ此れを謂ふかと、穆子對へて曰く、豹の聞く所を以てすれば、此れを世々官邑を食むとい

ひて、朽ちざることを謂ふに非ず、我魯の先大夫臧文仲其の身没すれども其の言は後世に存して滅びず、人々の法る所たり、此れを死して朽ちずと謂ふなりと、

〔叔孫穆子〕魯の卿叔孫豹なり、穆子は其の諡なり、〔句〕范宣子の名なり、〔虞〕舜の國名なり、〔爲〕陶唐氏、堯を陶唐氏といふ、しからは范氏の祖は堯の一族たりしことを知るべし、〔在〕夏爲御龍氏、史記夏本紀に曰く陶唐既に衰ふ、其の後劉累といふものあり、龍を擾すことを象龍氏に學びて以て孔甲〔夏王の名〕に事ふ、孔甲之れに姓を賜ひて御龍氏と曰ふと、〔在〕商爲豕韋氏、商の武丁の時諸侯豕韋氏道を失ひたるを以て之を滅し、御龍氏の後を以て此に封せり、故に爲豕韋氏といふ、〔在〕周爲唐杜氏、唐杜は共に國の名なり、豕韋氏商の末より國を唐と改む、周の成王の時唐を杜に還し、其のあとに弟唐叔虞〔晉の祖〕を封せり、故に爲唐杜氏といふ、〔周〕周卑晉繼之爲范氏、周卑とは周室衰微すること、晉繼之とは晉霸となつて諸侯を總ふるをいふ、爲范氏とは杜侯周の宣王の大夫となり王之れを殺す、其の子隰

叔周を逃げ去り晉に適き子輿を生む、輿晉に仕へて理官となる、其の孫士會正卿となり范邑を食む、よりに范氏となれり、〔豹〕叔孫穆子の名なり、〔世祿〕世々官邑を食むこと、〔臧文仲〕魯語上を見よ、〔立〕於後世、立とは存して滅びず人々の法ること、

○以上第三章、魯の叔孫穆子執政范宣子の間に對へて死して朽ちざるの義を説きたる物語なり、
范宣子與蘇大夫爭田久而無成、宣子欲攻之、問於伯華、伯華曰、外有軍、內有事、赤也外事也、不敢侵官、且吾子之心有出焉、可徵訊也、問於孫林父、孫林父曰、旅人所以事子也、唯事是待、問於張老、張老曰、老也以軍事承子、非戎則非吾所知也、問於祁奚、祁奚曰、公族之不恭、公

室之有回、內事之邪、大夫之貪、是吾罪也、若以君之官、從子之私、懼子之應、且憎也、問於藉偃、藉偃曰、偃以斧鉞從於張孟、曰聽命焉、若夫子之命也、何二之有、釋夫子而舉、是反吾子也、問於叔魚、叔魚曰、待吾爲子戮之、叔向聞之、見宣子曰、聞子與蘇未寧、徧問於大夫、又無決、盍訪之、訾、訾、訾、實直而博、直能端、辯之、博能上下比之、且吾子之家老也、吾聞國家有大事、必順於典刑、而訪咨耆老、而後行、

之、司馬侯見曰、聞吾子有蘇之怒、而吾以爲不信、諸侯皆有二心、是之不憂、而怒蘇大夫、非子之任也、祁午見曰、晉爲諸侯盟主、子爲正卿、若能靖端諸侯、使服聽命於晉、晉國其誰不爲子從、何必蘇、盍密和、和大以平、小乎、宣子問於訾、訾對曰、昔隰叔子違周、難於晉國、生子輿、爲理、以正於朝、朝無姦官、爲司空、以正於國、國無敗績、世及武子、佐文襄、爲諸侯、諸侯無二心、及爲卿、以輔成景、軍無敗政、

及爲景師、居太傅、端刑法、輯訓典、國無姦民、後之人可則、是以受隨范、及文子成、晉荊之盟、豐兄弟之國、使無有間隙、是以受郇櫟、今吾子嗣位、於朝無姦行、於國無邪民、於是無四方之患、而無外內之憂、賴三子之功、而饗其祿位、今既無事矣、而非蘇、於是加寵、何治爲、宣子說、乃益蘇田、而與之和。

范宣子和邑の大夫と境界の田地を争ひ久しくして和睦せず、宣子怒りて之れを攻めんと欲し、中軍の尉の輔佐役たる羊舌伯華に問ふ、伯華曰く、國家外に對して軍事あり、内に對して政事あり、赤や軍事を主るものなり、敢て己が官職を侵して他の事に與らず、もし

吾子の心にて外に軍を出ださんとあらば、官を以て召して問はるべしと、宣子又孫林父に問ふ、孫林父曰く、臣は客旅のものなり、客旅の人は子に身を託するを以て子に事ふる所以の外復他事なし、たゞ事あるを待ちてこれ命に従はんのみと、宣子又上軍の將張老に問ふ、張老曰く、老や軍事を以て子の命を承く、此れ吾職なり、されば軍事に非れば則ち吾關り知る所に非るなりと、宣子又公族大夫の長祁奚に問ふ、祁奚曰く、公族の恭敬ならざる、公室の人のよこしまなる、宮中の内の政事のよこしまなる、大夫の貪欲なるは是れ吾罪なり、吾若し君より命ぜられたる官職をすて、子の私事に従は、吾は子が吾に對して外面は應ずるも内面に於ては吾官職をすてしことを憎み怒るならんことを懼る、なりと、宣子又上軍の司馬藉偃に問ふ、藉偃曰く、偃は斧鉞をとりて以て吾將張孟に從ふ、此の時吾子は吾に將張孟の命を聽けと曰へり、されば吾は何事も張夫子の命に順はんのみ、何の二心かこれあらん、若し張夫子の命をすて、動けば、是れ吾子の吾に言はれたる命にそむくわけなりと、宣子又獄訟を掌る叔魚に問ふ、叔魚曰く、吾が子の爲

に和邑の大夫を戮するを待て、必ずしも急に攻むるを要せずと、叔向之れをき、宣子を見て曰く、聞く子は和邑の大夫と未だ和せず、之れを攻めんとして偏く諸大夫に問へども又決することなしと、なんぞ之れを警福に問はざるや、警福は實に正直にして博聞なり、正直なれば能く事物の可否を正しく別ち、博聞なれば能く古今上下の事を比較して其の宜しきを處分す、且つ吾子の家老なり、吾之れを聞く、國家大事あるときは必ず國の常法に順ひ耆老に諮詢して而して後之れを行ふと、吾子宜しく警福に問ふべきなりと、司馬侯又聞きて宣子を見て曰く、吾は吾子が和邑の大夫に對して怒れるありと聞けども、之れを信實ならずと思へり、何となれば諸侯吾晉に對して二心あるに、吾子は是れを憂へずして徒に和邑の大夫の從はざるを怒るは吾子の任務に非ざる故なりと、祁午又之れを聞き宣子を見て曰く、晉は諸侯の盟主たり、子は晉の正卿たり、子若し能く諸侯を治め正しくし、服従して晉に命をきかしめば、晉國のもの誰か子に從ふとを爲さらん何ぞ必ず和邑の大夫のみならんや、子はなんぞ親密に惠和するの道を以て、大は諸

侯を和し小は都邑を和することをなさざるやと、宣子諸大夫皆己の擧を不可とするを知る、乃ち警福を召して問ふ、警福對へて曰く、昔し吾子の祖隰叔子周の難を避けて晉國に來り、子與を生めり、子與晉に事へて理官となり、以て朝廷を正せば朝廷に姦邪の官なく、司空となりて以て國を正せば國に失敗の功なし、父子相承けて武子に及ぶ、武子文公襄公を輔佐して諸侯を治むれば諸侯從ひて二心ある者なく、卿となるに及び成公景公を輔佐して軍を治むれば軍に失敗の政なし、景公の軍帥となるに及び兼ねて太傅の職に居り國の刑法を正しくし典禮を講聚すれば國に姦惡の民なく後の人亦法り從ふべし、是れを以て賞として隨范の二邑を受けたり、文子に及びては、晉楚の盟を成立し兄弟の國を厚く保護して仲違あるとなからしめたり、是れを以て賞として郇櫟の二邑を受けたり、今吾子位を嗣ぎて政をなしてより、朝廷に於ては姦惡の行をなす者なく、國に於ては姦邪の民なし、是に於て我國四方の患なく又外内の憂なし、かく吾子は先祖たる三子の功に頼りて其の最高の祿位を受け、今や國家既に無事なるに拘らず、和邑の大夫の從

はざるを恨み是に於て之れを攻めんとす、攻めて勝ち和邑の富を得るとも、此の區々たるもの何ぞ之れを治むるの價値あらんや、徒に事端を生ずるの緒とならんのみと、宣子悦ぶ、乃ち和邑の大夫に己が田を割きて益し與へ之れと和睦せり、

〔蘇〕和の古字、邑の名なり、〔無成〕成は平なり、和睦なり、〔伯華〕晉の大夫羊舌赤の字なり、此の時中軍の尉の輔佐なり、中軍は執政范宣子の率ゐる所なり、〔外事〕軍事なり、〔有出〕出は軍を國外に出だして服せざる諸侯をうつこと、〔徵訊〕徵は召なり、訊は問なり、〔孫林父〕衛の大夫にて衛を去り晉に事ふるもの、〔旅人所〕以事子也、旅人は客旅の人なり、林父自身を指す、林父客旅の身をもつて晉に事へ宣子にこれよる、故に所_レ以事_レ子といふ、〔唯事是待〕たゞ事を待ちて是れ命に従ひて働かんの意なり、〔張老〕此の時上軍の將たり、〔以軍事承子〕宣子は執政にして中軍の將たり、張老は上軍の將たり、上軍は中軍の命をきゝて動く、故にかくいふ、〔戎〕軍なり、軍事なり、〔祁奚〕此の時公族大夫〔前編に解す〕の長なり、〔公室之有〕回〔公室は諸侯の一族なり、回は祁なり、〔内事〕

宮中内の事なり、〔以君之官〕君より任命せられたる官職をすて、の意なり、〔懼子之應且憎也〕子は吾に對して外面は快く應和するならんも〔子の私事に従ひたる故を以て〕内面は吾が官職をすて、私事に従ひしを怒り憎まんとを懼るゝなりとなり、謝絶に對する婉曲の辭なり〔藉偃〕晉の大夫にて此時上軍の司馬となり、張老に屬す、字を游といふ、〔以斧鉞〕從_レ張孟_レ軍司馬は軍を監督して犯罪者を正す役なるを以て、常に斧鉞をとり、從はざる者は此れにて刑殺す、故に以_レ斧鉞_レといふ、張孟は張老なり、孟は其の字なり、〔曰聽命〕吾子〔宣子を指す〕は吾に張老の命をきけと曰へりとなり、〔夫子〕張老を指す、〔何二之有〕二は二心なり、〔釋夫子而舉〕釋は舍なり、すつると、舉は動なり、行動なり、〔叔魚曰待吾爲子戮〕叔魚は此の時獄訟を掌る官たり、故に和邑の大夫を執へて殺し宣子に忠義立せんとせしなり、故にかくいひしなり、〔未寧〕寧は息なり、未息とは猶未だ和睦せずといふが如し、〔端辯〕端は正なり、辯は別つなり、〔上下比之〕古今上下の事を比較して宜しきにかなふ様にはかること、〔家老〕卿大夫の臣にて其

の家邑を治むる長なり、〔典刑〕典は常なり、刑は法なり、〔訪咨〕とひはかること、〔考老〕耆老に同じ、老人なり、〔司馬侯〕女齊字は叔侯なり、司馬に官せしより司馬ともいひしなり、〔祁午〕前に見えたり、中軍の尉なり、〔靖端〕靖は治なり、端は正すなり、〔密〕密は親密なり、和は和惠なり、〔和大平〕小大は諸侯を指し小は都邑を指す、平も亦和なり、〔隰叔子〕遠周難於晉〔前章の周卑晉繼之爲范氏〕の條を見よ、遠は避なり、サクと訓む、〔爲理〕理は理官なり、獄訟を掌る官をいふ、〔司空〕周語上を見よ、〔敗績〕績は功なり、〔世及〕武子世は父子相承ぐこと、武子は前に出づ、子輿の孫成伯缺の子なり、〔佐文襄爲諸侯〕文襄は文公と襄公となり、爲は治なり、二公の時武子は大夫たり大に力を霸業に致せり、〔成景〕成公景公なり、〔景帥〕景は景公、帥は軍の長即ち中軍の將なり、〔輯〕訓典〔輯は和集なり、訓典は典禮なり、典禮を和集すとは典禮を講聚することをいふ、〔隨范〕二邑の名なり、〔文子〕前編に出づ、〔豐〕兄弟之國、豐は厚なり、和げ厚くすること、兄弟の國は鄭衛の國を指す、〔間隙〕二字共にすさまじにて仲違ひを指す、〔郇櫟〕二邑の名

なり、〔四之患〕諸侯侵寇の患なり、〔外内之憂〕外は國內、内は朝廷を指す、〔三子〕子輿武子文子を指す、〔非蘇〕非は恨なり、ウラムと訓む、〔於是加寵將何治爲〕寵は猶富といふが如し、一句の意は是に於て和邑を伐ち之にかちて和邑の富を増し加へたりとて、はた何ぞ之れを治むる價値あらん、徒に事端を起す緒とならんのみとなり、〔宣子說〕説は悦なり、〔益蘇田〕己が領田を割きて和に田を益し與ふること、○以上第四章、范宣子が衆の言をき、て一朝の怒を改めたる美談なり、
訾_レ而_レ死、范宣子謂_レ獻子曰、鞅乎昔者吾有訾_レ而也、吾朝夕顧焉、以相_レ晉國、且爲_レ吾家、今吾觀_レ女也、專_レ則不能_レ謀、則無_レ與也、將_レ若_レ之何、對曰、鞅也居處恭、不_レ敢_レ安易、敬_レ學而好_レ仁、和_レ於政而好_レ其道、謀_レ於衆、不_レ以_レ賈_レ好、私_レ志

雖^{ヨシトスト}衷^テ不^ハ敢^{ナリト}謂^フ是^レ也^ニ、必^ニ長^ク者^ノ之^レ由^{ラント}、
宣^シ子^ノ曰^ク、可^ク以^テ免^ル身^ヲ、

范宣子の家老訾禘死す、宣子子の獻子に謂ひて曰く、
軼よ昔は吾の訾禘あるや、吾朝夕之れに問ひて以て
晉國を相け且つ吾家を治めたりき、今汝をみるに獨
り事を行はんとするときは則ち智徳足らずして行ふ
能はず、謀り問はんと欲すれば則ち與に謀るべき輔
佐の臣なし、汝は將さに如何せんとするかと、獻子對
へて曰く、軼や平常家に居るときは、恭しく敬ひて敢
て自ら安んじて修養をおろそかにせず、學問を敬み
修めて、仁人を愛好し、上官の政に柔和に順ひて其の
道ある者を親好し、事毎に衆に謀りて行ひ以て媚し
て好かれんことを求めず、私心にて善しと思ふとも敢
て明に是なりと謂はず必ず長者の考に之れ從はんと、
宣子曰く、此の心掛あらば以て身の禍にかゝるを
免ることを得べしと、

〔獻子〕宣子の子范軼の謚なり、〔願焉〕願は問なり、
〔爲吾家〕爲は治なり、大夫の領を家と稱す、猶諸侯
を國といふが如し、〔觀女〕女は汝なり、〔無與〕とも

に謀るべき輔佐の臣なしとなり、〔居處〕平素家居す
ることをいふ、〔安易〕易は簡なり安簡は身を安んじ
て修養を簡にする事、〔好仁〕仁は仁人なり、〔和
於政而好其道〕和は柔和に順ふこと、道は有道德者
なり、一句の意は上官の政に柔和に順ひて逆はず其
の有道德者を探みて親好を結ぶこと、〔賈好〕賈は求な
り、モトムと訓む、好は媚を呈して好かるること、
〔衷〕善なり、〔之由〕由は從ひよること、
○以上第五章、范宣子子獻子に其將來の身の處置に
對する心掛をきき、之を嘉みして安んぜる物語なり、
平公說^ニ新聲^ヲ、師曠^曰、公室其將^ラ
卑^乎、君之明^兆於衰^矣、夫樂^以
開^ト山川之風^ヲ、以^レ耀^ス德^於廣遠^也、
風^德以^レ廣^之、風^三山川^二以^レ遠^之、風^レ
物^ヲ以^レ聽^之、修^詩以^レ詠^之、修^禮以^レ
節^之、夫德^廣遠^而有^時節^是以^レ

遠服而邇不遷

平公新しき音樂を悦ぶ、師曠之れを見て曰く、我晉の
公室は其れ將に衰微せんか、君の明德衰微の兆をあ
らはせり、夫れ音樂は以て山川の風氣を開通し以て
君の徳を廣く遠く耀す所以のものなり、即ち君の徳
をのべて以て之れを四方に廣め、山川の風氣をのべ
て之れを開通し、八音をのべて之れを人に聽かせ、詩
辭を修めて之れを詠歌し、禮式を修めて以て之れを
節制するなり、夫れ此の如くにして君の徳廣く遠く
に及び、而して君奏樂するに時あり、奏舞するに禮節
ありて亂れず、是を以て遠き所の民は歸服し、近き所
の民は其の郷に安んじて他に遷りゆかざるなり、
〔平公說新聲〕説は悦なり、新聲は新しき調子の音
樂なり、史記樂書に曰く、衛の靈公將に晉に行かんと
し濮水の上に至りて舍る、夜半の時、琴を鼓くのを
聞き左右に問ふ、皆對へて曰く聞かずと、乃ち師涓を
召して曰く、吾琴を鼓くのを聞かぬ、其の狀鬼神に
似たり、我が爲に聽きて之を寫せと、師涓端坐し琴
を援り聽きて之れを寫す、明日曰く臣之を得たり、然
れども未だ習はざるなり、請ふ宿して之れを習はん

と、因りて復宿す、明日報じて曰く習へりと、即ち去
りて晉にゆく、平公酒を施惠の臺に置く、酒酣にして
靈公曰く、今は來るとき新聲を聞けり、請ふ之れを奏
せんと、平公師涓をして師曠の旁に坐し琴を援りて
之を鼓かしむ、未だ終らず、師曠撫で、之れを止めて
曰く、之れ亡國の音なり、聽くべからず、師延の作る
所なり、紂と靡々の樂を爲す、武王紂を伐つや、師延
東に走り濮水の中に投ず、故に此の聲を聞く、必ず濮
水の上に於てせん、先づ此の聲をきくものは國削ら
ると、此にいふ新聲とは即ち此の新樂を指すなり、
〔師曠〕師は樂師、曠は名、字は子野なり、賢名あり、
〔卑〕衰微なり、〔君之明〕明は明德なり、〔兆於衰矣〕
兆は形なり、きざしあらはるること、衰は衰微の兆な
り、〔開山川之風〕山川の風氣を開通してと、のへ
ること、禮記の樂記によれば音樂は天地に象りて制
定したるものなれば音樂を奏すれば天地の氣相應じ
て順調なりとあり之れと同じ理なり、〔風德〕風はの
ぶること、〔風三山川二〕山川の風氣をのぶること、〔遠
之〕猶之れを開通すといふが如し、〔風物〕物は八音
〔金石絲竹匏土革木〕を指す、〔修禮以節之〕奏樂の

時は歌舞之れに伴ひ禮式嚴なり、故に修禮といふ、節は節制なり、「時節」奏樂に一定の時あり、奏舞に一定の禮節ありて亂れざることを、「邇不遷」近き所のものは其の郷に安住して他郷に遷らざることを、

○以上第六章、平公新聲を悦ぶ師曠公室衰微の前兆として嘆せし物語なり、
平公射鵠不死、使豎襄搏之、失公怒、拘將殺之、叔向聞之、夕、君告之、叔向曰、君必殺之、昔吾先君唐叔射兕於徒林、殪以為大甲、以封於晉、今君嗣吾先君唐叔、射鵠不死、搏之不得、是揚吾君之耻者也、君其必速殺之、勿令遠聞、君忸怩顔、乃趣赦之、平公鵠射し、鵠死せずしてにぐ、豎襄をして之れ

を搏たしめしに取り逃がせり、公大に怒りたらへて將に之れを殺さんとす、叔向之れをききて夕方朝廷に來れり、君之れを告ぐ、叔向曰く、君必ず豎襄を殺して赦す勿れ、昔し吾國の先君唐叔徒林に獵して兕を射斃し其の皮をとりて大なる鎧をつくれり、之れによりて其の才力をみとめられ晉國に封せられたり、今君吾先君唐叔の位をつぎ鵠を射れども死せず、豎襄に命じて之れを搏ちて捕ふるを得ず、是れ吾君の耻を世に揚げひろむるものなり、君必ず速に之れを殺し遠く君の耻を聞えしむること勿れと、遠まはしに諷諫せり、君之れを聞くや顔色忸怩たり、乃ち速に豎襄を赦して殺さざりき、

「鵠」小鳥なり、ふなしうづら、「豎襄」豎は内豎（宮中の小臣）襄は其の名なり、「聞之夕」夕は夕方朝廷にゆくこと、「兕」牛に似て色青き一種のけもの、其の皮堅く厚く鎧に造るべし、「徒林」林の名なり、「殪」一發にてたふすこと、「大甲」甲は鎧なり、「忸怩」慙るさま、「趣」速なり、スミヤカと訓む、
○以上第七章、叔向平公を遠まはしに諷諫して公改めたる物語なり、

叔向見司馬侯之子、撫而泣之、曰、自此其父之死、吾蔑與比而事君矣、昔者此其父始之、我終之、我始之、夫子終之、無不可、藉偃在側、曰、君子有比乎、叔向曰、君子比而不別、比德以贊事、比也、引黨以封己、利己而忘君、別也、

叔向司馬侯の子を見撫でて泣きて曰く、此の兒の父の死せしより吾はともに比交して君に事ふるものなし、昔は此の兒の父事を始むれば我之れを成し終へ、互に一致して我事を始むれば夫子之れを成し終へ、互に一致して不可とするとなかりき、今や乃ちなし、悲しきかなと、藉偃側に在り、叔向に謂ひて曰く、子の言によれば君子も亦比交することあるかと、叔向曰く、君子は比交して而も別離せず、徳を比べて以て互に事を相

たすけ君に事ふ是れを比といふなり、私黨を引きて以て己が身を厚くし己を利して君を忘るゝ之れを別離すといふなりと、
「夫子」司馬侯を指す、「贊事」贊は佐なり、タスクと訓む、「封己」封は厚なり、アツクスと訓む、
○以上第八章、叔向が人を選びて交る極めて公正なりし物語なり、

秦景公使其弟鍼來求成、叔向命召行人子員、行人子朱曰、朱也、在此、叔向曰、召子員、士朱曰、朱也、當御、叔向曰、盍也、欲子員之對客也、子朱怒曰、皆君之臣也、班爵同、何以黜朱也、撫劍就之、叔向曰、秦晉不和久矣、今日之事、幸而集、子孫饗之、不集、三

軍之士暴骨、夫子員道賓主之言、無私、子常變之、姦以事君者、吾所能禦也、拂衣從之、人救之、平公聞之、曰、晉其庶乎、吾臣之所爭者、大、師曠侍曰、公室懼卑、其臣不心競、而力爭、

秦の景公其の弟鍼をして來りて媾和を求めしむ、叔向命じて行人子員を呼ぶ、時に行人子朱曰く、朱や此にありと、叔向顧みずして曰く、子員を呼べと、子朱曰く、朱や進みて事に當る役にあたれりと、叔向曰く、胙や子員の秦の貴客に應對せんことを欲するなりと、子朱怒りて曰く、子員も我も皆君の臣なり、且つ官位同じきに何を以て朱を退けて用ひざるやと、劍を撫で、叔向につめよれり、叔向曰く、秦晉相和せざること久し、今日の談判幸にして成らば、二國の平和を得て子孫實に其の福をうけん、若し成らずば戦開かるゝを以て三軍の士骨を郊野にさらすに至らん、夫れ子員は賓主の言を取り次ぎて言ふに私なし、しかるに子は常に之を言ひ易ふ、此の如く姦邪の行を以て君に事ふる者は吾能く拒絶する所なりと、衣を振うて之につめよれり、時に傍に居る人々之れを救ひて事なきを得たり、平公之れを聞きて曰く、晉は其れ興るにちかゝらんか、吾臣下の争ふ所のもの私怨の小事に非ずして國家の大事なりと、時に師曠側に侍れり、曰く、公室は是れより懼くは衰微せん、何となれば其の臣下心を正し徳を修むることを競はずして力を争へばなりと、

「秦景公」穆公の玄孫、桓公の子なり、「鍼」桓公の子、景公の弟字は伯車なり、「成」媾和なり、「行人子員」行人は賓客を掌る官、子員は其の名なり、「當御」御は進なり、進みて事に當る役にあたれりとなり、「胙」叔向の名なり、「班爵」官位なり、「黜」退なり、「就」之「就」はつめよること、「今日之事」事は談判の事を指す、「集」成なり、ナルと訓む、「子孫饗」之「饗」は享なり、其福を享くるをいふ、「暴骨」暴はさらすと、「禦」拒絶なり、「拂衣從之」拂は振ふなり從之は子朱のそばに従うてつめよることなり、「庶乎」庶は庶幾なり、チ

カ、ランと訓む庶乎とは興るにちかゝらんかまなり、「心競」心を正し徳を修むることを競ふこと、「力爭」撫劍拂衣を指す、
○以上第九章、秦の公子媾和の爲に來朝せしとき、叔向行人子朱を退けて争ひしを師曠が晉室衰微の兆なりと評したる物語なり、

諸侯之大夫盟於宋、楚令尹子木欲襲晉軍、曰、若盡晉師而殺趙武、則晉可弱也、文子聞之、謂叔向曰、若之何、叔向曰、子何患焉、忠不可暴、信不可犯、忠自中、而信自身、其爲徳也深矣、其置本也固矣、故不可捫也、今我以忠謀諸侯、而以信覆之、荆之逆諸侯也、亦云、是以在此、若襲我

是自背其信、而塞其忠也、信反必弊、忠塞無用、安能害我、且夫合諸侯、以爲不信、諸侯何望焉、此行也、荆敗我、諸侯必叛之、子何愛於死、死而可以固晉國之盟主、何懼焉、是行也、以蕃爲軍、攀輦卽利而舍、候遮扞衛不行、楚人不敢謀、畏晉之信也、自是沒平公、無楚患矣、

諸侯の大夫宋に會盟して兵を弭め和を結べるとき、楚の令尹屈子木は晉軍を襲はんと欲して曰く、若し晉の軍を盡殺して其の將趙武を殺さば、則ち晉は弱くすべきなりと、趙文子(武なり)之れを聞き叔向に謂ひて曰く、之れを如何せん、叔向曰く、子何ぞ患ふるを要せん、夫れ忠あるものは侵暴すべからず、信

あるものは陵辱すべからず、忠は心より出づるのまことにして信は之れを身に行ふのまことなり、其の徳たるや深大にして、其の基本をたつるや堅固なり、故に之れを動かすべからず、今我忠心を以て諸侯を安んぜんことを謀り、信義を以て之れを重ねんとす、楚の主盟となり諸侯を迎へて會盟するるときも亦此の如きのみ、楚亦忠信の缺ぐべからざるを知るを以て此に來りて盟へるなり、しかるに若し我を襲はば是れ自ら其の信義に背きて其の忠心を絶塞するものなり、信義に反けば諸侯従はざるを以て必ず自ら弊れ、忠心絶塞すれば自らの民をすら用ふる能はず何を以て能く諸侯の主となりて之れを用ふるを得ん、且つ夫れ今諸侯を會合して楚不信の行を爲さば諸侯何ぞ楚を望み慕はんや、故に此の行や若し楚我を襲はば諸侯必ず彼の不信を怒りて彼に叛きて従はざらん、彼豈之れを知らざらんや、故に安んぞ能く我を害するを得んや、されど萬一襲はるれば奮戦して死せんのみ、子何ぞ死を愛まん、子死して以て晉國の忠信を示し以て其の盟主たる地位を固くするを得可くば、子の功や大なるに非ずや、子何ぞ懼んと、文子之れに

從ひ、忠信を以て之れに對せり、故に是の行や藩籬を以て軍壁となし、輦車を引き、便利の地に就きて屯舎し、侯望遮罔羅圍狗附を用ふることをなさざりしも、楚人敢て晉を襲撃することを謀らざりしは、晉の信義を守りて諸侯の之れに與みすることを畏れたる故なり、是の時より後平公の世を終るまで楚の侵患なかりき、
〔諸侯之大夫盟於宋〕平公の十二年なり、晉盟主となりて會盟せるなり、〔子木〕楚の卿屈建の字なり、〔盡晉師〕盡は盡殺なり、〔趙武〕此の時晉の正卿にて晉を代表して會盟に臨めり、〔文子〕趙武の諡なり、〔暴〕侵暴なり、〔犯〕陵なり、〔陵辱〕なり、〔自中〕中は心なり、〔自身〕身により表はし示すと、言行に表はし示すとを云ふ、〔置本〕根本を立つると、〔拊〕動なり、ウゴカスと訓む、〔覆〕重なりかさねて表はし示すと、〔逆〕迎なりムカフと訓む、〔亦云〕猶ほ亦如是といふが如し、〔塞〕絶なり絶ち塞ぐこと、〔弊〕踏なりタフルと訓む、〔以蕃爲軍〕蕃は籬籬なり、軍は軍壁即ち壘壁なり、籬籬を以て壘壁にかへ別に壘壁を築きて備をなさざりしなり、〔攀〕輦車即利而舎攀は引なり、輦

は運搬車なり、一句の意は、士卒各輦車を引き水草のある便利の地に就きて屯舎すとなり、〔候遮扞衛〕候は候望なり遮は遮罔なり、此の二者は士卒二十人を以て軍壘を去る三百歩さきに置きて敵狀を視聽候望するものをいふ、扞衛は羅圍狗附をいふ、共に夜設けて敵襲に備ふるものなり、軍壘を去る五十歩にして陣し軍の左右前後を周らして弩を張り矢を注いで誰何する之れを羅圍といひ、士卒二十人を一隊となし壘を去る三百歩の處に屯せしめ、犬を其の中に畜ひ、或は前後を視或は左右を視て警戒する、之れを狗附といふ、

○以上第十章、宋の會盟のときに趙文子叔向に聽き忠信を以て諸侯に對せしかば楚敢て襲撃せざりし物語なり、

宋之盟、楚人固請先歃、叔向謂趙文子曰、夫伯王之勢、在德不在先歃、子若能以忠信贊君、而裨諸侯之闕、歃雖後、諸侯將戴

之、何爭於先、若違於德、而以賄成事、今雖先歃、諸侯將棄之、何欲於先、昔成王盟諸侯於岐陽、楚爲荆蠻、置茅蒨、設望表、與鮮牟守燎、故不與盟、今將與狎主諸侯之盟、唯有德也、子務德無爭先、務德所以服楚也、乃先楚人。

宋にて諸侯の會盟に楚の令尹子木固く先づ血を飲りて盟はんと請ふ、叔向趙文子に謂ひて曰く、夫れ霸王の勢は徳にありて先づ血を飲り盟ふに非ず、子若し能く忠信を以て君を輔佐して諸侯の缺けたる政治を補ひ正せば、血を飲り盟ふこと後なりと雖、諸侯將に信じて之を戴かんと欲す、されば何を楚と先きに飲ることを争ふを要せんや、之れに反して若し徳に違ひて貨賄を用ひて霸政を成さば、今たとへ先づ血を

歆り盟ふと雖、諸侯將に服せずして之れをすてんとす、されば何ぞ先きに歆ることを欲せん、昔し周の成王岐山の南に諸侯をあつめて盟ひし時、楚は荆州の蠻國たりしかば茅蕝を置き望表を設け鮮牟と共に燎火を守りて會盟の列にあづからざりしも、今に至りては將に晉とかはるる諸侯の會盟を主らんとするに至りしは、他なしたゞ徳を養ひたる故なり、されば子亦徳を務めて先に歆り盟ふことを争ふなかれ、我徳を務むるはやがて楚を服するに至る所以なりと、文子之れに従ひ、乃ち血を歆り盟ふに楚人を最先にせり、

〔宋之盟〕前章と同時なり、〔楚人〕令尹子木なり、〔請先歆〕歆は牲の血をすゝりて盟ふこと、盟主先づすすり盟ひて他に及ぶを禮とす、此の度は晉盟主たれども楚強をたのみ先づすゝりて威を諸侯に示さん考あり、故に請へるなり、〔伯王〕伯は霸は同じ、〔禘〕補なり、オギナフと訓む、〔闕〕缺なり、缺けたる政を指す、〔成事〕事は霸政を指す、〔成王盟於岐陽〕成王即位の六年なり、岐陽は岐山〔周語上を見よ〕の南なり、〔荆蠻〕荆州の蠻國なり、〔置茅蕝設望表〕茅蕝

は茅を剪りて地にたて相聯ねめぐらして尊卑の位次を表すと、望表は即ち其の位次を示す剪りたる茅の表をいふ、一句の意は會盟の際一定の地を區劃して茅の表を樹てつらねて列席諸侯の位次を明にするこをいふ、〔鮮牟〕東夷の名後の鮮卑の譌訛にはあらざるかといふ、〔燎〕庭燎なり、〔狎〕更なり、カハルガハルと訓む、

○以上第十一章、宋の盟に趙文子叔向にきゝて先づ歆り盟ふことを楚に譲りて忠信を諸侯に示せる物語なり、
虢之會、魯人食言、楚令尹圍將以魯叔孫穆子爲戮、樂王鮒求貨、弗與、趙文子謂叔孫曰、夫楚令尹有欲於楚、少懦於諸侯、諸侯之故求治之、不求致也、其爲人也、剛而尙寵、若及必弗避也、

子盍逃之、不幸必及於子、對曰、豹也受命於君、以從諸侯之盟、爲社稷也、若魯有罪、而受盟者逃、魯必不免、是吾出而危之也、若爲諸侯戮者、魯誅盡矣、必不加師、請爲戮也、夫戮出於身、實難、自它及之、何害、苟可以安君利國、美惡一也、文子將請之於楚、樂王鮒曰、諸侯有盟未退、而魯背之、安用齊盟、縱不能討、又免其受盟者、晉何以爲盟主矣、必殺叔孫豹、文子曰、有人、不難以死、安利其國、可無愛乎、若

皆卹國如是、則大不喪威、而小不見陵矣、若是道也、果可以教訓、何敗國之有、吾聞之、曰、善人在患、弗救不祥、惡人在位、弗去亦不祥、必免叔孫、固請於楚而免之、

虢の會盟に魯人食言して盟を破れり、楚の令尹圍將に魯の代表者叔孫穆子を捕へ誅戮となさんとせり、時に晉の大夫樂王鮒賄賂を穆子に求め、よりにて以て楚に請ひ穆子を救はんとなす、穆子與へず、趙文子〔晉の代表者〕叔孫に謂ひて曰く、夫の楚の令尹は楚國を得んと欲する心あり、諸侯を以て弱小となし自ら霸王となりて諸侯の事を治めんことを求む、たゞに威を立つるを致さんことを求むるのみに非るなり、且つ其の人と爲りや剛慢にして自ら尊寵にすることを好む、されば若し事を以て罪に及ぶものは必ず誅戮して避くる所なし、子なんぞ逃げざるや、不幸に事あ

らば彼の慘忍なる罪禍必ず子の身に及ばんとすと、
 穆子對へて曰く、豹や命令を君に受けて以て諸侯の
 會盟に従ひ連るは我社稷を守らんと欲するが爲な
 り、若し魯罪ありて諸侯の會に列して盟を受くる者
 逃亡せば魯は必ず討伐を免れず、されば是れ吾出で
 て國を危くするものなり、吾若し止まりて諸侯の爲
 に誅戮せらるゝをなさば、則ち魯の誅罪は此れに
 て止まり必ず師を加へて伐つことをなさざらん、吾
 請ふ誅戮せられん、夫れ誅戮の罪の吾身より出づる
 ものは實に避け去り難し、避け去れば不義なり、之れ
 に反して他人罪を犯して吾に及ぶものは、吾義に於
 てやましき所なし、吾何ぞ傷まん、苟も以て君を安ん
 じ國を利すべくば吾は生くるも死するも同じことな
 り、吾は運命に託せんのみと、文子其の忠を感じ、將
 に楚に請うて之れを救はんとす、樂王鮒文子を見て
 曰く、諸侯會盟するありて未だ退かざる中に魯は之
 れに背けり、此の如くんばいづくんぞ協同盟約する
 ことを用ひん、されば縦ひ之れを討伐する能はざる
 も、又其の盟約を受くる代表者たるもの(穆子を指
 す)を免さば諸侯の不信を買ふに至るを以て、吾は何

を以て盟主と爲るを得んや、必ず叔孫豹を殺せと、文
 子樂王鮒の穆子を救はんとして貨賂をもとめ其の拒
 絶にあひ怨みて殺さんとせる貪戾の心を憎む、乃ち
 之れに謂ひて曰く、穆子の死を以て其の國を安んじ
 利することをはいからざるあるを見て愛することは
 なかるべけんや、必ず愛せざるべからず、人臣にして
 若し皆國をうれふること穆子の如くならば、則ち大
 國は其の威を失はず、小國は他より陵辱せられず、若
 し穆子のとれる道が果して諸侯に行はるれば、以て
 天下の人臣を教訓すべし、天下の人臣之れに效ひ行
 はば何ぞ國を敗ることこれあらんや、穆子は實に天
 下人臣の師表たる善人なり、吾之れを聞く、善人の患
 にあるを救はざるは不祥なり、惡人の位に在るを去
 らざるも亦不祥なりと、吾は必ず叔孫を救ひて免さ
 んと、乃ち固く楚に請ひて之れを免せり、
 [鮒之會]平公の十七年にあり、宋の盟を尋ぬるなり、
 魯語下を見よ、[魯人食言]食は偽なり鮒の會盟に列
 席の諸侯未だ退かざる中に、魯の卿季武子莒を伐ち
 て其の邑郟を取れり是れを其の言を僞るといふ、[楚
 令尹圍]魯語下を見よ、[樂王鮒]晉の大夫諡して桓子

といふ、[求貨]貨賂を求め其の報酬として助けんと
 すると、[令尹有欲於楚]楚の國を奪はんと欲する
 心あると、[懦弱]弱なり、[諸侯之故求治之]故は事な
 り、一句の意は自ら霸王となりて諸侯の事を治めん
 ことを求めりとなり、[不求致也]致は威を立つる
 ことを致すなり、[剛]剛慢なり、[尙寵]尙は好なり、
 自ら尊寵にすることを好むなり、[若及]罪禍の及ぶ
 こと、[弗避也]誅戮して避くる所なしの意なり、[不
 幸必及於子]楚の令尹圍は穆子を誅戮せんと思ふ
 のみにて未だ明に諸侯に告げず、故にかくいひたる
 なり、[豹]穆子の名なり、[魯必不免]不免は討伐を
 免れざること、[魯誅盡矣]盡は止なり、[實難]實に避
 け難しの意なり、[自它及之]他人罪を犯して己の
 身に連及すること、[何害]何を傷まんといふが如し、
 [美惡]生死をいふ、[齊盟]齊は一なり、協同なり、[不
 難]以死安其國、難は憚なり、ハ、カルと訓む、
 [郵]憂なり、ウレフと訓む、[是道也果]是道は穆子の
 とれる憂國の道なり、果は果して行はるゝこと、
 ○以上第十二章、趙文子が鮒の會盟に魯使叔孫穆子
 の精忠に感じ之れを救ひたる物語なり、

趙文子爲室、斲其椽、而礮之、張
 老夕焉見之、不謁而歸、文子聞
 之、駕而往、曰、吾不善子、亦告我
 何其速也、對曰、天子之室、斲其
 椽、而礮之、加密石焉、諸侯礮之、
 大夫斲之、士首之、備其物、義也、
 從其等禮也、今子貴而忘義、富
 而忘禮、吾懼不免、何敢以告、文
 子歸、令之勿礮也、匠人請皆斲
 之、文子曰、止、爲後世之見之也、
 其斲者、仁者之爲也、其礮者、不
 仁者之爲也、
 趙文子宮室を造り其の椽をけづりて之れを磨けり、
 張老夕方ゆきて之れを見、文子にあはすしてかへれ

り、文子之れをき、車に駕して張老の許に往きて曰く、吾不善のことあらば子も亦我に告げよ、何ぞ歸り去ることの速なるやと、張老對へて曰く、天子の宮室は其の椽をけづりて之れを磨き、更に密理なる砥にてみがきて潤澤を加ふ、諸侯は之れを磨くのみにて其の上を密理なる砥にてみがかず、大夫は之れをけづるのみで磨かず、士は其の椽首をけづるのみにて全體をけづらず、之れを古の制となす、すべて身分に應じて其の物を備ふるは義にして、其の尊卑の等級に従ふは禮なり、今子貴位にありて其の義を忘れ富みて其の禮を忘る、不義不禮の人は與に交るべからず、吾若し子と交らば同じく不義不禮の謗を受けんことを懼る、吾何ぞ敢て以て子にあはんやと、文子之れを聞きて大に恐懼し、歸りて急に匠人に命じて椽を磨くこと勿からしむ、匠人更めて皆之れをけづらんことを請ふ、文子曰く、止めよけづりたるものと磨きたるものと相交へて、後世子孫をして之を見て其のけづりたるは仁者の行爲にして、磨きたるは不仁者の行爲たることを知り戒飾する所あらしめん、と、〔斲〕けづること、〔椽〕椽なり、たるき、〔磨〕磨なり、あ

らみがきすること、〔夕而見之〕夕方ゆきて匠人のけづりみがけるを見ること、〔不謁而歸〕謁は告なり、面會して談話すること、〔加密石〕密は密理なり、石は砥なり、あらみがきしたる上を密理なる砥にて更にみがき潤澤を加ふること、〔首之〕椽の首たるきのはしをけづり全體けづらざること、〔從其等〕等は尊卑の等級なり、〔吾懼不免〕吾は子の如き禮義を守らざる人と交れば吾も禮義を忘れたる謗を免れざることをおそるとなり、〔仁者之爲〕爲は行爲なり、不仁者之爲の爲も同じ、
○以上第十三章、趙文子宮室を造りて禮に叛きたるを張老の忠言をき、て改めたる物語なり、
趙文子與叔向游於九原曰、死者若可作也、吾誰與歸、叔向曰、其陽子乎、文子曰、陽子行廉直於晉國、不免其身、其知不足稱也、叔向曰、其舅犯乎、文子曰、舅

犯見利不顧其君、其仁不足稱也、其隨武子乎、納諫不忘其師、言身不失其友、事君不援而進、不阿而退、

趙文子叔向と九原の墓地に遊びて曰く、死者にして若し再び起すべくば吾誰にかたより従はんと、叔向曰く、其れ陽子なるかと、文子曰く、夫れ陽子は晉國にありて廉直の行あれども謀なきを以て其の身の殺さるゝを免れず、其の知稱述するに足らざるなりと、叔向曰く、然らば其れ舅犯かと、文子曰く、舅犯は利を見て其の君を顧みず、其の仁稱述するに足らざるなり、我の見る所を以てすれば其れ隨武子か、武子は諫を君に納れて其の師を稱述することを忘れず、其の身の爲に謀りて其の友を見せず、君に事ふるに不道を以て取り入ることをせずして賢人を進め、おもねりへつらはずして不肖の臣を退け、以て國の爲にばかりたればなりと、
〔九原〕晉の大夫の墓地のある所なり、一説に原は京

に作るべしとあれど非なり、〔作〕起なり、よみがへらし起すと、〔歸〕たより従ふこと、〔陽子〕陽處父なり、前編に出づ、〔不免其身〕其の身の殺さるゝを免れざること、陽子が狐射姑に殺されたることは前編に見ゆ、〔稱〕稱述なり、〔舅犯〕狐偃なり、亦前編に出づ、〔見利不顧其君〕文公が秦より晉に入りて君たるとき、舅犯は臣の罪多ければ是れより逃げんといひしに、文公は舅氏と心を同じくせざるなきことは河水の明白なるが如しといひて壁を河中に投じて誓ひたり〔前編に詳し〕、是れを一面より解釋すれば、舅犯は文公をして己に對して將來の優遇の保證を與へしめんが爲になせし狂言と見るを得べし、故に文子はかくいひたるなり、〔隨武子〕范會なり、前編に出づ、〔不忘其師〕其の師を稱述するを忘れざること、常に師より聞くといひて諫めしをいふ、〔言身不失其友〕言は謀なり、失は遺なり、見棄つるなり、一句の意は其の身の爲に謀りても其の友を見棄て、迷惑不利をかくることなしとなり、〔不援而進〕援はむまくり取り入ること、進は賢人を進むること、〔阿〕おもねりしたがふこと、〔退〕不肖の臣を退くること、

○以上第十四章、趙文子叔向と九原の墓地に遊びて先大夫を評論し隨武子を稱慕せる物語なり、

秦后子來奔、趙文子見之、問曰、秦君道乎、對曰、不識、文子曰、公子辱於敝邑、必避不道也、對曰、有焉、文子曰、猶可以久乎、對曰、鍼聞之、國無道而年穀秬孰、鮮不五稔、文子視日、曰、朝夕不相及、誰能俟、五、文子出、后子謂其徒曰、趙孟將死矣、夫君子寬惠、以恤後、猶恐不濟、今趙孟相晉、國以主諸侯之盟、思長世之德、歷遠年之數、猶懼不終其身、今怗日而漱歲、怠偷甚矣、非死逮

之、必有**大咎**、冬趙文子卒、

秦の后子晉に來奔す、趙文子之れを見、問ひて曰く、秦君道ありやと、后子對へて曰く、知らずと、文子曰く、公子の辱くも敝邑に來らるゝは必ず無道を避くる爲ならんと、后子對へて曰く、然り、誠に無道の事ありと、文子曰く、果して無道ならば猶以て久しく位を保つべきかと、后子對へて曰く、鍼之れを聞く、國家無道にして年和ぎ穀物熟するは猶天佑あるなり、されど省みて徳を修むることをなさざれば古來より五年の年月を保ちて位を存するもの少なしと、文子其の時の日景を視て曰く、朝夕直に移り易りて相及ぶ能はず、人命常定なき亦此の如し、誰か能く五年の久しきを待つを得んと、暗に后子の五年間も永く秦の現君の死して嗣君の代となるを待つ氣長き加減を冷笑せり、文子出づ、后子其の從者に謂ひて曰く、趙孟は將に死せんとす、夫れ君子は寛大惠愛にして以て後世の事をうれへはかるも、猶成らざらんことを恐るゝものなり、しかるに今趙孟は晉國に宰相として以て諸侯の盟主たり、されば永世に徳を施さんことを思ひて國家百世の爲に謀慮するも猶其の身

の在世中に及びて成就する能はざらんことを懼るべきに、今は徒に一日一歳の短時日を貪り愛みて永世無窮の計を思はず、怠りかりそめなること甚し、此の如くんば死の其の身に及ぶに非ざれば、必ず大なる罪咎にあはんと、果せるかな此の年の冬趙文子は卒せり、

〔秦后子來奔〕平公の十七年なり、后子は秦の景公の弟鍼なり、〔對曰不識〕之れを明言するをば、〔辱くも敝邑に來り避けらるゝ〕はの意なり、〔可_レ以久乎〕秦君は久しく國を保つべきかの意なり、〔鍼〕后子の名なり、〔年穀秬孰〕秬は年をうけ、孰は穀をうく、年和ぎ穀物豊熟すること、〔鮮不_レ五稔〕稔は年なり、一句の意は五年間國を保ち位を存するものは古來より少しとなり、〔視日〕日は日景なり、〔朝夕不相及〕朝夕移り易りて朝は夕に及ばず夕は朝に及ばざること、白駒の隙を過ぐるが如く甚速なり、人生の常に定なき亦此の如しとなり、〔誰能俟_レ五〕人生の老いゆく甚早きに后子は五年を待たんといふも、そは甚悠長にして其の間に我身如何になるやはかられず、誰

かよく后子の如く五年の久しきを俟つもの世にあらんやと冷笑したる語なり、〔其徒〕徒は從者なり、〔趙孟〕趙氏世々趙孟と稱す、〔恤後〕後世のことをうれふることに、〔濟〕成なり、〔長世之徳〕長世は永世なり、永世に徳を施すこと、〔歷遠年之數〕歴は謀なり、遠久の年數のことを謀るとは國家百年の爲に計慮するをいふ、〔懼不終其身〕其の身の在世中に計慮の成就せざらんことを恐るとなり、〔怗日而漱歲〕怗、濼共に貪るなり、一日一歳の短時日を貪り愛して永遠の計なきをいふ、〔怠偷〕怠りかりそめなること、〔非死逮之〕死が其身に及ぶに非ざればにて其の身死するに非ざればの意なり、

○以上第十五章、秦の后子趙文子の永世の計慮なきを見、死するに非ざれば大咎あらんといひしに適中したる物語なり、

平公有疾、秦景公使醫視之、出曰、疾不可爲也、是謂遠男而近女、惑以生蠱、非鬼非食、惑以

喪志良臣不生、天命不佑、若君不死、必失諸侯、

此の節は、秦の醫蘇平公の病を見て治むべからざることをいへるを記す、

平公疾あり、秦の景公醫蘇を遣して之を診察せしむ、蘇公の疾を診察し、出でて曰く、公の疾は治療すべからざるなり、是れを師傳を遠ざけて女子を近づけ、其の色に惑ひて以て蠱疾を生ぜりといふ、鬼神にたられて疾むに非ず、飲食の爲に疾むに非ず、全く女色に惑ひて其の志を失喪せるなり、今や晉良臣生きてあらず、天命佑けず、されば若し君死せずんば必ず諸侯を失はん、二者必ず其の一を得んと、

〔醫蘇〕蘇は名なり、〔不可爲〕爲は治なり、〔遠男〕男は師傳をいふ、〔蠱〕蠱疾なり、心の惑亂せる疾をいふ、〔不生〕生きてあらずの意なり、〔佑〕助なり、〔君不死〕必失諸侯、君が死するか然らざれば諸侯を失はん、晉は此の二つの中何れかの災禍にかゝるとなり、

趙文子聞之、曰、武從二三子、以

佐君爲諸侯盟主、於今八年矣、內無苛慝、諸侯不二、子胡曰、良臣不生、天命不佑、對曰、自今之謂和聞之、曰、直不輔曲、明不規闇、檣木不生危、松柏不生埤、吾子不能諫惑、使至於生疾、又不自退而寵其政、八年之謂多矣、何以能久、文子曰、醫及國家乎、對曰、上醫醫國、其次疾人、固醫官也、文子曰、子稱蠱、何實生之、對曰、蠱之慝、穀之飛實、生之物、莫伏於蠱、莫嘉於穀、穀興、蠱伏而章明者也、故食穀者、晝選男

德、以象穀明、宵靜女德、以伏蠱慝、今君一之、是不饗穀而食蠱也、是不昭穀明而皿蠱也、夫文皿爲蠱、吾是以云、文子曰、君其幾何、對曰、若諸侯服不過三年、不服不過十年、過是晉之殃也、

此の節は、醫蘇趙文子の間に對へて前言を覆説せることを記す、

趙文子之れを聞き、蘇に謂ひて曰く、武は我二三子に従ひて以て君を輔佐し、諸侯の盟主たること今に八年なり、國に姦惡の民なく、諸侯亦二心を抱かず、子は何故に良臣生きてあらず、天命助けずといふやと、蘇對へて曰く、今より以往の謂なり、和之れを聞く、曰く、正直なるものは邪曲のものを輔けず、聰明なるものは愚闇のものを規さず、大木は高く險しき處に生

ぜず、松柏は下濕の地に生せずと、これ移して以て吾子の間に對ふべし、且つ吾子君の女色に惑ふを諫止すること能はずして疾病を生ずるに至らしめ、又自ら身を退かずして其の執政の地位を光榮として之れを保つは無責任の至なり、されば八年だも已に多しとなす、何を以て將來能く久しく保ち得んやと、文子曰く、醫の職は國家にまで及べるか、蘇對へて曰く、上醫は國家をいやし、其の次は病人をいやす、固より醫の職務なりと、文子曰く、君の疾を蠱疾と稱せるが、蠱なるものは何より實に之れを生ぜるか、蘇對へて曰く、蠱の惡蟲は穀物の朽腐して軽く飛ぶやうに至りて實に之れを生ぜるなり、物は蠱蟲の伏れ潜みて出でざるよりよきはなく、穀物の美盛にして朽腐せざるよりよきはなし、穀物の美盛にして蠱蟲の伏れ潜みて出でざるときは、則ち人民歡喜し天下章明否塞することなきものなり、故に穀物を食ふ所の人は、晝は男子の有徳者を選びて之れを親近し、以て徳を研き明にして、穀物の美盛にして天下章明否塞することなきに象り、夜は女子の徳あるものに安んじ親み禮を以て自ら節し、以て蠱の惡蟲の如き蠱惑

の疾を壓へて伏れ潜みて出でざらしむるやうにするなり、しかるに今君は晝夜を二にし以て女色に耽り惑はる、是れ穀物を食はずして蠱蟲を食ふに同じ、又是れ穀の美盛にして天下章明否塞するなき美德を明にせずして惡蟲を皿に入れ保護するに等し、夫れ文字に於て蠱と皿との連りなれるものを蠱となす、吾是れを以てかくいへりと、文子曰く、しからは我君の年を受くるは其れ幾何ぞと、蘇對へて曰く、若し諸侯服せば三年を過ぎずして死し、服せずば十年を過ぎずして死なん、是れを過ぐれば晉國の殃を來たすに至らんと、

〔武〕文子の名なり、〔二三子〕晉の諸卿をさす、〔青懸〕姦惡なり、姦惡なる民を指す、〔不レ二〕二は二心なり、〔自レ今之謂〕今より以往の謂なりの意なり、〔直不レ輔〕曲明不レ規、關天命不レ佑の對に引きし古語なり、言ふは天道直にして明なり、故に文子の曲闇を輔け正して佑けずとなり、〔樞木不レ生危松栢不レ生埤〕良臣不レ生の對に引きし古語なり、樞木は大木なり、危は高く峻しき危險の處なり、埤は下濕の地なり、言ふは大木松栢は危埤の地に生せず、晉の國勢危殆にし

て君暗昧なり、故に良臣生きてあらずとなり、〔寵〕其政に寵は榮なり、其の執政の地位を尊榮として去らざることを、〔蠱之慝〕慝は惡なり、惡蟲を指す、〔穀之飛〕穀物の朽腐して軽く飛ぶやうになること、〔伏〕かくれ潜むこと、〔嘉〕善なり、〔穀與〕穀物美盛なること、〔男德〕男子の德あるもの、〔穀明〕穀物の美盛にして天下章明なること、〔静〕女德、静は安なり、ヤヌンズと訓む、女德は女子の德あるものなり、〔伏〕蠱慝穀物美盛にして蠱の惡蟲を伏れ潜ましめて出でざらしむるやうに蠱惡の疾を生せしめぬと、〔一レ之〕晝夜を一にし女色に耽り惑ふこと、〔皿〕蠱、惡蟲を皿に入れて保護すること、〔夫文〕文は文字なり、

是歲也、趙文子卒、諸侯叛、晉十年平公薨、

此の節は醫蘇の豫言の中れることを記す、醫蘇の豫言は中れり、是の歲や趙文子卒し、諸侯晉に判きて楚に従へり、後十年にして平公薨せり、○以上第十六章、秦の醫蘇平公の疾を診察して公の將來を豫言し中りたる物語なり、

秦后子來仕、其車千乘、楚公子干來仕、其車五乘、叔向爲太傅、實賦祿、韓宣子問二公子之祿焉、對曰、大國之卿一旅之田、上大夫一卒之田、夫二公子者、上大夫也、皆一卒可也、宣子曰、秦公子富、若之何其鈞之也、對曰、夫爵以建事、祿以食爵、德以賦之、功庸以稱之、若何其以富賦祿也、夫絳之富商、韋藩木楗、以過於朝、唯其功庸少也、而能金玉其車、文錯其服、能行諸侯之賄、而無尋尺之祿、無大績於民

故也、且秦楚匹也、若之何其回於富也、乃均其祿、

秦の后子來り仕ふ、從車千乘あり、楚の公子干亦來り仕ふ、其從車五乘あり、叔向太傅たり、實に其の食祿を賦與することを掌れり、韓宣子二公子の祿を問ふ、叔向對へて曰く、大國の卿は一旅の田の祿、上大夫は一卒の田の祿なり、夫の二公子は上大夫の地位なれば皆一卒の田の祿にて可なりと、宣子曰く、秦の公子は富めり、之を如何ぞ其れ均しくするを得んやと、叔向對へて曰く、夫れ爵ありて以て其に適當なる職事を建て、祿を設けて以て爵の尊卑に隨ひて食ます、故に德あれば以て其れに相當なる爵祿を賦與し、功績あれば以て之れにかなふ爵祿を授く、此の外に爵祿を授くることなきは、古よりの制なり、如何ぞ其れ富める故を以て食祿を多く賦與するを得んや、夫の絳郡の富商は富めりと雖韋藩の車木楗の冠にて朝を過ぐるは、ただ其の功績少なければなり、而して彼れ等は富めるを以て其の車を金玉にて裝飾し其の冠服を美飾し得るに拘らず、此の如きものは功績なく位爵

なきを以ての故なり、又彼等は能く諸侯の貨財を交
通して其の信頼を得れども、而も少しの祿もなきも
のは民に大なる功績なき故なり、富の貴からざるや
是の如し、且つ秦楚は對等の國なり、之れを如何ぞ其
れ富めるもの、爲に曲げて多く祿を賦與すべけんや
と、乃ち其の祿を均しくせり、

〔秦后子〕前章に出づ、〔楚公子干來仕〕子干は恭王の
庶子にて名は比といふ、晉平公十七年に楚の令尹公
子圍王郟敖を殺して自立す、子干禍の及ぶを恐れ共
に逃れ來れるなり、〔太傅〕國法を掌る、故に賦祿を掌
るなり、〔賦〕賦與なり、分ち與ふる事、〔韓宣子〕名は
起、宣子は謚なり、文子死後代りて執政たり、〔一旅之
田〕兵五百人を旅となす、五百の兵を養ふ丈の税を得
る田を一旅の田といふ、田五百頃（一頃は百畝）なり、
〔一卒之田〕兵百人を卒となす、百人の兵を食ふ丈の税
を得る田を一卒の田といふ、田百頃なり、〔鈞〕同な
り、ヒトシタスと訓む、〔建〕事事は職事なり、〔功庸〕
功績なり、〔稱之〕稱は副なり、カナフと訓む、〔韋藩〕
韋にて車の前後を蔽ひ風塵を禦ぐもの、此にては其
の車を指す、粗末の車なり、〔木樵〕木櫓なり、木にて

造れる冠のひさしなり、此にては其の冠を指す、粗末
なる冠なり、〔文錯〕文はあやもやう美しく織ると錯
は美しく鏤め飾ると、故に二字にて美飾の意なり、
〔行〕諸侯之賄、行は通なり、賄は貨財なり、〔尋尺之
祿〕僅少の祿をいふ、〔大績〕大なる功績なり、〔匹〕對
等なり、〔回〕於富、回は曲なり富めるが爲に曲げて
多く祿を與ふ可けんやとなり、
○以上第十七章、叔向が秦楚二公子の祿を同じくし
たる公平の物語なり、

鄭簡公使公孫成子來聘、平公
有疾、韓宣子贊授客館、客問君
疾、對曰、寡君之疾久矣、上下神
祇無不徧諭也、而無除、今夢黃
能入於寢門、不知人殺乎、抑厲
鬼耶、子產曰、以君之明、子爲大
政、其何厲之有、僑聞之、昔者鯀

違帝命、殛之於羽山、化爲黃能、
以入於羽淵、實爲夏郊、三代舉
之、夫鬼神之所及、非其族類、則
紹其同位、是故天子祀上帝、公
侯祀百辟、自卿以下、不過其族、
今周室少卑、晉實繼之、其或者
未舉夏郊邪、宣子以告祀夏郊、
董伯爲尸、五日公見子產、賜之
莒鼎、

鄭の簡公孫成子をして來聘せしむ、時に平公疾あ
り、韓宣子案内して使客に旅館を授く、使客宣子に君
の疾を問ふ、宣子對へて曰く、寡君の疾めること久
し、上下の神祇は徧く祭りて告げ祈謝せざるることな
けれども、而も癒ゆることなし、今君病中黃能の寢殿
の門に入るを夢みたり、知らず黃能は殺すことを主

る人靈か、抑も亦惡鬼かと、子產曰く、君の賢明を以
て朝に臨み、子之れを輔けて美大の政を爲す、其れ何
ぞ惡鬼のたゝることあらんや、僑之れを聞く、昔し鯀
堯帝の命に違ひしかば帝は之れを羽山に放ちて殺せ
り、時に鯀の靈化して黃能となり、以て羽山の淵に入
れりと、其の神靈は實に夏の郊祭の配神として祭祀
せし所なり、夏殷周の三代常に之れを祭祀して絶え
ず、夫れ鬼神の關係する所は其の族類に非れば則ち
其の鬼神の子孫と同じ位を繼ぐ所のものなり、是の
故に天子は上帝を祭り、公侯は百辟の君を祭り、卿よ
り以下は其の親族の靈を祭るに過ぎず、今周室少し
く衰微し晉實に之れを繼ぎて諸侯の盟主たり、其の
君の黃能を夢みるは或は周室の爲に代りて鯀の靈を
祀らざる爲かと、宣子以て公に告げ、鯀の靈を上帝に
配祭せり、時に董伯神代となれり、五日の後公の疾癒
ゆるあり、是に於て公子產を引見して謝し、禮として
之れに莒鼎をおくれり、
〔簡公〕僖公の子にて名は嘉といふ、〔公孫成子〕鄭の
穆公の孫にて名は僑、字は子產、成子は其の謚なり、
賢聖の名あり、孔子も其の人と爲りを稱せり、〔贊〕導

なり、案内すること、「客」使客なり、公孫成子を指す、
〔徧諭〕徧は普くなり、諭は祭り告げて祈謝すること、
〔無除〕病除くなしにて癒ゆるなきをいふ、〔寢門〕寢
殿の門なり、「人殺」殺すことを主る人靈をいふ、〔厲
鬼〕惡鬼なり、「子産」公孫成子の字なり、「大政」美大
の政なり、「厲」厲鬼なり、此にては其た、りを指す、
〔僑〕公孫成子の名なり、「緜違」帝命「殛」之於羽山、
尙書の堯典には緜(夏の禹王の父)が洪水を治めて成
功せず故に之れをころすとあり、呂覽論行篇には、堯
位を舜に禪りたるを不平とし反きて命をきかず舜之
れをころすとあり、二説何れが是なるを知らず、殛は
放なり、放ち殺すなり、羽山は江蘇省海州贛榆縣の西
北八十里にあり、「黃能」或は獸名といひ、或は三足
の鼈といふ、何れが是なるかを知らざれども、前説可
なるにちかきか、「夏郊」郊は天祭をいふ此にては天
に配祭さるゝ神の義なり、「三代」三代は夏殷周
なり、舉は祭祀を擧ぐるなり、祭ることなり、「所及」
及は關係なり、「族類」親族なり、「紹」繼なり、「百辟」
死を以て事を勤め功百姓に施せる多くの諸侯をい
ふ、「卑」衰弱なり、「董伯爲尸」董伯は晉の大夫なり

夏の子孫の一族なるより緜の祭の尸となりしなり、
尸は神代なり、「莒鼎」莒の國の寶鼎にて晉の有とな
りしもの、故にいふ、
○以上第十八章、鄭の公孫成子平公の疾の本をいひ
其の癒えし感謝として公より莒鼎をおくりし物語
なり、

叔向見韓宣子、宣子憂貧、叔向
賀之、宣子曰、吾有卿之名而無
其實、無以從二三子、吾是以憂
子、賀我何故、對曰、昔欒武子無
一卒之田、其官不備、其宗器宣
其德行、順其憲則、使越於諸侯、
諸侯親之、戎狄懷之、以正晉國、
行刑不疚、以免於難、及桓子驕
泰奢侈、貪欲無執、略則行志、假

貸居賄、宜及於難、而賴武之德、
以沒其身、及懷子、改桓之行、而
修武之德、可以免於難、而離桓
之罪、以亡於楚、夫卻昭子其富
半公室、其家半三軍、恃其富寵、
以泰於國、其身尸於朝、其宗滅
於絳、不然、夫八卻五大夫三卿、
其寵大矣、一朝而滅、莫之哀也、
唯無德也、今吾子有欒武子之
貧、吾以爲能其德矣、是以賀、若
不憂德之不建、而患貨之不足、
將弔不暇、何賀之有、宣子拜稽
首焉、曰、起也將亡、賴子存之、非

起也、敢專承之、其自桓叔以下、
嘉吾子之賜、

叔向韓宣子を見る、宣子貧を憂ふ、叔向之れを賀す、
宣子曰く、吾卿の名あれども其の財なく、以て二三子
に従ひて其の交驩の禮をつくすことを得ず、吾是れ
を以て憂ふ、しかるに子の我を賀するは何故かと、叔
向對へて曰く、昔し欒武子は晉の正卿となりて一卒
の田もなく、其の卿の官位にありて其の備ふべき祭
器を備へ得ず、極めて貧なりしも、武子は能く其の德
行をのべひろめ、其の法則に順ひ守りて其の名を諸
侯の間に發揚せしめ、諸侯は之に親み戎狄は之れに
なつき、かくして以て晉國の政を正し刑罰を行ふ公
平にして病しき所あらざりしかば、以て君を弑する
の難を免れたり、其の子桓子に及びて、驕奢にして貧
欲極りなく、法則を犯し志の欲するまゝを行ひ、人民
に貨財を貸しつけて利を貪り蓄へたり、されば宜し
く禍難に及ぶべきにかゝはらず、武子の德によりて
以て無事に其の身を終はれり、其の子懷子に及び、桓
子の惡行を改めて武子の德を修むれば以て禍難を免

れ得べきも、之れをなさりしかば、桓子の罪身に及びて以て楚に出亡するに及べり、又かの卻昭子は其の富は公室の富の半を有し、其の家は三軍の田の半を有し、其の富貴尊榮をたのみて國に奢りたかぶりしかば其の身は殺されて朝にさらされ、其の一族は絳に滅ぼされたり、夫の卻昭子は一族すべて八人あり、五人は大夫にして三人は卿なり、其の尊榮を專にする大といふべし、しかるに一朝にして滅びて之れを哀むものなきは何故か、たゞ徳なければなり、之れによりて富の恃むに足らざるを知るべし、今吾子欒武子の貧あり、故に吾其の徳を能く行ひ得と思へり、是れを以て賀せり、之れに反し吾子若し徳の建たざるを憂へずして貨財の足らざるを憂へば、吾は將に其の滅亡を弔するだも暇あらざらんとす、何を賀することかこれあらんと、宣子拜し稽首して曰く、起や徳を修めず將に亡びんとせしに、子の訓戒に頼りて存するを得たり、起や敢て獨り子の訓戒を受けて喜ぶのみならず、其の高祖桓叔より以下の祖も亦吾子の賜を嘉納せんとあつく感謝せり、

〔其實〕實は財を指す、〔無〕以從三三子三三子は諸

卿を指す、一句の意は、貧乏なる故諸卿に従ひて充分に交驩するを得るなしとなり、贈答饗應等充分になし能はざるをいふ、〔欒武子〕欒書なり、前編に出づ、〔其官〕其の卿の官位なり、〔宗器〕祭器なり、先祖を祭るに用ふる器をいふ、宣のべひるむること、〔憲則〕法則なり、〔越〕發揚なり、名を發揚すること、〔不疚〕疚は病なり、〔以免於難〕難は君を弑するの難なり、武子が君たる厲公を弑したるは晉語六を見よ、〔桓子〕武子の子欒黶なり、前編に出づ、〔驕泰奢侈〕四字ともにおごること、〔執〕極なり、キハマリと訓む、〔略則〕略は犯なり、オカスと訓む、則は法則なり、〔行志〕己の志の欲するまゝ、我儘を行ふこと、〔假貸〕人民に貨財をかしつけ利を貪ること、〔居賄〕居は蓄なり、タクハフと訓む、賄は貨財なり、〔武之徳〕武は欒武子なり、〔懷子〕桓子の子欒益なり、〔桓之行〕桓は欒桓子なり、〔離桓之罪〕以亡於楚晉語八を見よ、離は羅なり、〔卻昭子〕卻至なり、前編を見よ、〔半三軍〕三軍の田の半を有するなり、三軍の田は三萬七千五百頃なり、〔富寵〕富貴尊榮なり、〔泰於國〕泰は驕なり、〔其身〕於朝其宗滅於絳晉語六を見よ、尸は屍

をさらすと、宗は一族なり、〔八卻五大夫三卿〕卻氏八族あり、故に八卻といふ、即ち五大夫(其の名不詳)三卿〔卻錡、卻至、卻躒〕なり、〔起〕宣子の名なり、〔桓叔〕宣子の先祖なり、〔嘉〕嘉納なり、
○以上第十九章、韓宣子貧を憂ひ叔向の訓戒をき、て改悟し感謝せる物語なり、

卷第十五

晉語九

本編は昭、頃、定、出四公間の物語にて凡て二十一章あり、

士景伯如楚、叔魚爲贊理、邢侯與離子爭田、離子納其女於叔魚、以求直、及蔽獄之日、叔魚抑邢侯、邢侯殺叔魚、與離子於朝、

韓宣子患之、叔向曰、三姦同罪、請殺其生者、而戮其死者、宣子曰、若何、對曰、鮒也鬻獄、離子賈之、以其子、邢侯非其官也、而干之、夫以回鬻國之中、與絕親、以買直、與非司寇、而擅殺其罪一也、邢侯聞之、逃、遂施邢侯氏、而尸叔魚、與離子於市、
獄訟を司る官の士景伯楚に如く、よりにて叔魚其の留守中代理となりて獄訟を掌り、是れより先きに大夫の邢侯と離子と領田の境界を争ひて決せず、離子其の女を叔魚に納れ己の方を直とせんことを求む、是に於て獄訟を判決するの日に及び、叔魚は離子を直とし邢侯を枉げて不直とせしかば、邢侯は怒りて叔魚と離子とを朝廷に殺せり、韓宣子之れを思ふ、叔向宣子に謂ひて曰く、三姦のもの同罪なり、請ふ其の

生けるもの(邢侯)を誅殺し、其の死せる者(叔魚と誰子と)の屍をさらさんと、宣子曰く如何にして此くいふかと、叔向對へて曰く、鮒や獄訟を賣り、誰子は之れを買ふに其の女を以てせり、邢侯は己其の官に非ずして之れを犯して人を殺せり、夫れ邢曲を以て國の公平なる法を賣りて利をもとむると、親子の情を絶ち以て直とせられんことを買ひ求むるものと、司寇の官に非ずして擅に人を殺すとは、其の罪同一なりと、邢侯之れを聞くや殺さるゝを恐れ逃亡せり、故に邢侯の家族を捕へて罪し、叔魚と誰子との屍を市にさらせり、

〔士景伯〕晉の大夫にて名は彌牟、理官(獄訟を司る官)にあり、〔贊理〕贊は佐なり、理は理官なり、佐理は理官の輔佐即ち代理をいふ、〔邢侯〕楚の申公巫臣の子なり、巫臣晉に奔るや、晉之に邢を與ふ故に邢といふ、侯は其の名なり、仕へて大夫たり、〔誰子〕楚の大夫にて晉に奔り仕へて大夫となりし者なり、〔爭田〕領田の境界を争ふと、〔求直〕己の方を直とせんことを求むると、〔蔽獄〕蔽は決なり、判決なり、サダムと訓む、獄は獄訟なり、〔抑枉〕枉なり、枉げて不直とすること、

〔三姦〕邢侯、誰子、叔魚を指す、〔戮〕屍をつらねさらすこと、サラスと訓む、〔鮒〕叔魚の名なり、〔鬻獄〕鬻は賣なり、獄訟を司る官にあり之れを利用して訟を枉げ以て利を求むるは恰も獄訟を賣りものにして利を貪るに等し、故にいふ、〔賈之〕買なり、〔其官〕其の官を殺すべき官即ち司寇を指す、〔干之〕干は犯なり、〔回〕邪なり、邢曲なり、〔國之中〕國の中平なる法をいふ、〔絶親〕親子の情を絶つこと、誰子が女を叔魚にやりしは己の利を求めんが爲に其の女を犠牲とせるものなり、故にいふ、〔施邢侯氏〕施は彈劾して捕へ罪すること、邢侯氏は邢侯の家族なり、〔尸〕は屍をさらすこと、サラスと訓む、

○以上第一章、叔向が邢侯誰子叔魚の三姦を罪して國法の公平を示せる物語なり、

中行穆子率師伐翟圍鼓、鼓人或請以城畔、穆子不受、軍吏曰、可無勞師而得城、子何不爲、穆子曰、非事君之禮也、夫以城來

者、必將求利於我、夫守而二心、姦之大者也、賞善罰姦、國之憲法也、許而弗予、失吾信也、若其予之、賞大姦也、姦而盈祿、善將若何、且夫翟之憾者、以城來盈願、晉豈其無、是我以鼓教吾邊鄙、貳也、夫事君者、量力而進、不能則退、不以安賈貳、令軍吏呼城、敝將攻之、未傅而鼓降、

中行穆子師をひきゐて翟を伐ち鼓を圍む、鼓人の或るもの其の君に叛き城中より内應して晉に降らんと請ふ、穆子之れを受けず、軍吏曰く、此の如くんば我師を勞することなくして城を得べし、子は何故に之れを爲さざるかと、穆子曰く、此れ君に事ふるの禮に非ざるなり、夫れ城を以て内應し來り降る者は、必ず

將に利を我に求めんとするものなり、又其の君の爲に城を守りて二心を懷き敵に内應するは姦邪の大なるものなり、夫れ善人を賞し姦人を罰するは國家の法則なり、されば鼓人の言を許諾して城を得其れに利を與へざるは吾信義を失ふやうになり、其れに反して之れに利を與へば大姦人を賞するわけなり、姦人にして賞せられ祿を滿つる程にもつやうになれば將に善人を如何にせんとするか、且つ翟人の其の君を恨むあるもの城を以て内應して來降するを許し、以て其の所願をみたすを得るやうにしてやるときは、我晉人と雖亦翟人に倣ひて我城を以て内應し敵に降り、其の願をみたすものなからんや、必ずこれあるに至るべし、されば是れ我は鼓を得て吾邊鄙の民に二心を懷くことを教ふるなり、夫れ君に事ふる者は力をはかりて進み、能はざるときは則ち退きて後圖を爲さんのみ、決して己が安逸を貪り欲して人の二心あるものを買ひ以て國を害することを爲さずと、乃ち軍吏に令し城に向つて呼びて攻撃すること戒告し、將に之れに攻め入らんとし、兵士を進めしに、其の未だ城壕に迫らざる中に鼓は降服せり、

〔中行穆子〕晉の卿にて中行偃の子なり、名は吳、穆子は諡なり、〔翟〕白狄の別種、鮮虞なり其の故城直隸省正定府新樂縣の西南にあり、〔鼓〕翟の別邑にて其の故城直隸省正定府晉州の西にあり、〔以〕城畔〔城中〕より内應して君に反き來降すること、〔盈〕滿なり、〔晉〕豈其無〔晉人の其の君を恨むもの、豈鼓人に倣ひて晉の城を以て敵人に降るものなからんやとなり、〔邊鄙〕邊境の邑なり、〔貳〕二心なり、〔傲〕戒告なり、〔傳〕著くなり、城の屏に迫り登ること、

○以上第二章、中行穆子鼓を圍みしとき鼓の内應者を斥け正々堂々の攻伐を用ひ鼓の降附せし物語なり、

中行伯既克鼓、以鼓子宛支來、令鼓人各復其所、非寮勿從、鼓子之臣曰、夙沙釐以其孥行、軍吏執之、辭曰、我君是事、非事土也、名曰君臣、豈曰土臣、今君實

遷、臣何賴於鼓、穆子召之曰、鼓有君矣、爾止事君、吾定而祿爵、對曰、臣委質於翟之鼓、未委質於晉之鼓也、臣聞之、委質爲臣、無有二心、委質而策死、古之法也、君有烈名、臣無畔質、敢卽私利、以煩司寇、而亂舊法、其若不虞、何穆子歎而謂其左右曰、吾何德之務、而有是臣也、乃使行既獻、言於頃公、與鼓子田於河陰、使夙沙釐相之、

中行伯既に鼓に克ち、鼓子宛支をひきゐて來る、時に鼓人に令して曰く、各、其の住所にかへりて業に従ひ、我置く所の晉の官屬に非ざるものには従ふこと

勿れと、蓋し鼓子を慕ひて従ひゆくもの、多からんことを恐れたるなり、鼓子の臣に夙沙釐といふものあり、其の妻子をひきゐて鼓子に従ひ行く、軍吏之れを執ふ、夙沙釐辭して曰く、我は君に是れ事へて土地に事ふるに非るなり、故に名づけて君臣といふ、豈土臣といはんや、今我君實に他に遷る、臣何ぞ鼓の地に倚賴して居り得んやと、軍吏穆子に白す、穆子之れを召して曰く、鼓には新君あり、汝止まりて新君に事へよ、吾汝の祿爵を定めんと、夙沙釐對へて曰く、臣は

贊を翟の鼓の君に委ねて臣となりたれども、未だ贊を晉の鼓の君に委ねて臣とはならざるなり、臣之れを聞く贊を委ねて臣となれば二心あることなし、贊を委ねて臣となり其の名を策に書したる以上は、其の君の爲に死すと、是れ古の先王の法なり、既に策名して君臣の義を結びたる以上は、君には臣を服従せしむるの烈名あり、臣には君に畔くの性質なきものなり、臣は即ち之を守れるなり、故に臣は私利につきて君に畔き罪を得て司寇を煩はし、先王の舊法を亂ることをせんや、若しすべて臣下にして此の義を守らざるときは其れ不虞の患ありたるとき、君は將に

如何にせんとするかと、穆子聞きて其の忠義を感嘆し其の左右に謂ひて曰く、吾は如何なる徳を修め務めて是の如き忠臣を有するを得るかと、乃ち夙沙釐を放ち鼓子に従ひて行かしめたり、穆子既に凱旋して功を朝廷に獻じ、夙沙釐の賢を頃公に言し、鼓子に河陰の田を與へて、こゝに君とし、夙沙釐をして之れに相たらしめたり、

〔中行伯〕穆子なり、伯は其の字なり、〔宛支〕鼓子の名なり、〔寮〕官屬なり、晉の置きたる官屬をいふ、〔孥〕妻子なり、〔鼓有君〕此の君は晉の置きたる新君を指す、下句爾止事君の君もおなじ、〔而祿爵〕而は汝なり、〔委質〕質は贊なり、臣となるときに君に上る盟の品物なり、身分によりて異なる、委贊とは贊を君に上りて臣となり其の身を委ぬること、〔策〕名を策にかきしるすこと、〔烈名〕威烈の名なり、〔畔質〕謀反の性質なり、〔煩司寇〕君に畔き罪を犯せば司寇は捕へて誅罰す、故にかくいふ、〔舊法〕前句古之法をいふ、〔若不虞何〕臣下にして古の舊法を犯して反く性質をいだけば、不虞の患あるとき君は將に之れを如何にせんとするかとなり、〔既獻〕獻は功を獻する

なり、〔頃公〕昭公の子にて名は去疾といふ、〔河陰〕晉の河南（黄河の南）の地なり、
 ○以上第三章、中行穆子鼓子の臣夙沙釐の忠節を感じ、頃公に言して鼓子に河陰の地を與へ之れをして其の相たらしめし物語なり、

范獻子聘於魯、問具山、敖山、魯人以其鄉對、獻子曰、不爲具敖乎、對曰、先君獻武之諱也、獻子歸、徧戒其所、知曰、人不可以不學、吾適魯而名其二諱、爲笑焉、唯不學也、人之有學也、猶木之有枝葉也、木有枝葉、猶庇蔭人、而況君子之學乎、

范獻子魯に聘せしとき、具山、敖山のことを問ひしに、魯人は其の二山のある郷の名を言ひて對へ、山の名を言はざりき、獻子不審に思ひ、また問ひて曰く、今

は具山、敖山と呼びなさるるか、魯人對へて曰く、具敖の二字は我先君獻武二公の諱なり、故にいみて言はざるなりと、獻子大に悟る所あり、晉に歸り徧く其の知る所の人を戒めて曰く、人は學ばざるべからず、吾魯にゆきて其の二君の諱を名いひて笑はれたり、これ吾がたゞ學ばざればなり、夫れ人の學あるや、猶木の枝葉あるが如し、木の枝葉あるも猶其のかけにて人をおほひて安をあたふ、しかるを況や君子の學をや、其の人を益するはかるべからざるなりと、

〔范獻子〕范宣子の子にて名は士鞅、晉の卿なり、〔具山、敖山〕ともに山東省青州府蒙陰縣にあり、〔不爲具敖二乎〕今は呼びて具山、敖山といひなさるるかとなり、〔獻武〕獻公諱は具武、公諱は敖なり、〔庇蔭〕かげにておほふこと、

○以上第四章、范獻子魯に聘し知らずして魯君の諱をいひ、大に其の不學を耻ぢ、歸りて士大夫を戒飾し學問の必要を説きたる物語なり、

董叔將取於范氏、叔向曰、范氏富、盍已乎、曰、欲爲繫援、焉、它日

董祁愬於范獻子曰、不吾敬也、獻子執而紡於庭之槐、叔向過之、曰、子盍爲我請乎、叔向曰、求繫既繫矣、求援既援矣、欲而得之、又何請焉、

董叔范獻子の妹を娶らんと欲す、叔向曰く、范氏は富めり、富めるものは驕る、驕るものは人を陵ぐ、子之れを娶らば將に陵がれんとす、なんぞ止めざるやと、董叔曰く、范氏と縁を繋ぎ以て援となさんことを欲するのみと、遂に之れを娶れり、他日妻董祁董叔を兄范獻子に訴へて曰く、吾を敬せざるなりと、獻子乃ち董叔をとらへて之れを己が家の庭の槐樹につなく、叔向范氏に至り、槐樹の傍を過ぐ、董叔叔向に謂ひて曰く、子なんぞ我が爲に獻子に宥恕を請はざるやと、叔向曰く、子は繫がんことを求めて既に繫がれたり、援を求めて既に援けらるゝを得たり、子欲して皆之れを得たり、又何ぞ請ふの要あらんやと、

〔董叔〕晉の大夫なり、〔取於范氏〕取は娶なり、メトルと訓む、范氏は范氏の女にて宣子の女獻子の妹なり、〔已〕止なり、〔繫援〕縁を繋ぎて援助となすこと、〔董祁〕董叔の妻即ち獻子の妹なり、祁は范氏の本姓なり、祁姓にして董家に嫁せしより董祁といひしなり、〔愬〕訴なり、〔紡〕つなぐこと、〔求援既援〕獻子の庭につながれてあれば他人は危害を加へざるを以て援を求めて援けられしに等し、故にかくいひしなり、

○以上第五章、董叔叔向にきかずして范獻子の妹を娶りてしのがれ、叔向に救を請ひて却つて冷笑されし物語なり、

趙簡子曰、魯孟獻子有鬪臣五人、我無一、何也、叔向曰、子不欲也、若欲之、盍待交捽可也、

欲せば、胘や子の爲に敵に抵抗して拒ぎ退くるの任に備はるも可なりと、

〔趙簡子〕趙文子の孫、景子の子名は鞅といふ、〔孟獻子〕魯の卿魯語上を見よ、〔閻臣五人〕閻臣は君の爲に難を拵ぐ勇士なり、五人の名は詳ならず、〔胘〕叔向の名なり、〔待交倅〕待は備なり、ツナハルと訓む、交倅は抵觸なり、抵抗して難を拵ぐこと此にては其の任を指す、

○以上第六章、趙簡子が己に閻臣なきを怪めるを叔向がそは子が欲せざるが爲なりとて、暗に招募すべきことをさしたる物語なり、

梗陽人有獄、將不勝、請納賂於魏獻子、獻子將許之、閻沒謂叔寬曰、與子諫乎、吾主以不賄聞於諸侯、今以梗陽之賄、殃之不可、二人朝而不退、獻子將食、問誰在庭、曰、閻明叔襄在、召之使

佐食、比已食、三歎、既飽、獻子問焉、曰、人有言曰、唯食可以忘憂、吾子一食之間而三歎、何也、同辭對曰、吾小人也、貪饋之始、至懼其不足、故歎、中食而自咎也、曰、豈主之食而有不足、是以再歎、既食、願以小人之腹、爲君子之心、屬厭而已、是以三歎、獻子曰、善、乃辭梗陽人、

梗陽の人詎ふるあり將に勝たざらんとす、其の一族のもの賄賂を魏獻子に納れ以て之れを緩うせんことを請ふ、獻子將に之れを許諾せんとなす、閻沒叔寬に謂ひて曰く、子と共に諫めんか、吾が主は貨財を貪らざるを以て諸侯に聞えたり、今梗陽の賄賂を受けて其の徳を傷つくるは不可なりと、二人朝して時すぐる

も退出せず、獻子將に食せんとし、誰か朝廷にありやと問ふ、左右曰く、閻明叔襄の二子ありと、獻子二子を召し勸めて共に食はしむ、食を終るに及ぶ迄に二子は三度歎息せり、既に飽きて膳を撤す、獻子二子に問うて曰く、人言へるあり、たゞ食は以て憂を忘るべしと、然るに吾子は一食の間に三たび歎せしは何故かと、二子辭を同くして對へて曰く、吾は小人にて貪れり故に饋食の始めて至るや、其足らざるを恐る故に歎息せり、中頃食ひて自ら咎めて曰く、豈主の食にして足らざるとあらんやと、是を以て再び歎息せり、既に食ひ終りて後以爲らく、願くは小人の腹を以て君子の心とせんと、小人の腹は飽き足らば止め復之を求めず、君子の心も亦宜しく然るべし、是を以て三度歎せりと、それとなく遠廻しに諷したり、獻子さとりて曰く、善しと、乃ち梗陽の人の賄賂を辭退せり、

〔梗陽〕魏氏の邑なり、山西省太原府晉陽縣にあり、

〔獄〕訟なり、〔賂〕賄賂なり、左傳には女樂をおくるとあり、〔魏獻子〕晉の正卿魏舒なり、獻子は其の諡なり、〔閻沒〕字は明、晉の大夫なり、〔叔寬〕字は襄、晉の大夫なり、〔吾主〕卿大夫を主と稱す、〔不賄〕貨賂を

貪るを賄といふ、〔殃之〕其の行を傷つくるをいふ、〔庭〕廷に同じ、朝廷なり、〔佐食〕佐は勸なり、〔比已〕比は及なり、已は終なり、〔既飽〕既に飽食して膳部を撤去すること、〔饋〕進めおくらるゝ食物なり、〔屬厭〕屬は足なり、足厭はあきたること、

○以上第七章、閻沒叔寬の二大夫魏獻子の賄賂を貪らんとするを諷示し、獻子之れに従ひたる物語なり、

下邑之役、董安于多、趙簡子賞之、辭、固賞之、對曰、方臣之少也、進秉筆、贊爲名命、稱於前世、義於諸侯、而主弗志、及臣之壯也、耆其股肱、以從司馬、苛慝不產、及臣之長也、端委鞶帶、以隨宰人、民無二心、今臣一旦爲狂疾、而曰必賞女、是以狂疾賞也、不

如亡趨而出、乃釋之

下邑の役に董安于功績多し、趙管子之れを賞す、安于之れを辭す、管子固く之れを賞す、安于對へて曰く、臣の年少なるにあたりてや、進みて筆を秉りて主をたすけて號令を作爲し、前世の法を稱量し、義を諸侯に行へり、而るに主は其の功をしるさず、臣の年壯なるに及びてや、其の股肱の力を盡くし、以て司馬の職に従事せば姦惡のもの生ぜず、而るに主之れをしるさず、臣の年長するに及び、玄端を服し、委貌を冠り、鞞をつけ大帶を結び以て家宰に隨ひて政をなせば、民に二心を懷くものなかりき、しかるに主之れをしるさず、今臣一旦狂疾の行を爲すや、主は必ず汝を賞せんといはる、是れ狂疾の行を以て賞せらるゝなり、臣は居りてこのいはれなき賞を受けんよりは逃ぐるに如かずと、趨りて出づ、管子乃ち之れを賞すること止めたり、

〔下邑之役〕定公の十五年に簡子邯鄲の大夫趙午(簡子の一族なり)を殺す、午の子稷邯鄲の兵を帥ゐて畔く、午は大夫中行寅の甥にして、中行寅は大夫范吉射の姻戚なりしかば、二子稷を助けて亂を作し、簡子の

宮を攻む、簡子晉陽に奔る、三子之を圍む、之を下邑の役といふ、〔董安于多〕董安于は、簡子の家臣なり、多は功多きなり、下邑の役に安于力戰して功多かりしなり、〔臣之少〕少は年少なり、二十より三十の年輩をいふ、〔秉筆〕左史右史の類の官なりしを以て、筆を秉るといひたるなるべし、〔贊爲名命〕贊爲は主を助けて作爲すると、名命は號令なり、〔稱於前世〕稱は稱量なり、前世は趙氏の前代にて趙衰趙盾の頃を指す、一句の意は前世の法を稱量斟酌してもとらぬやうにすること、〔義於諸侯〕諸侯に義を行ふこと、〔弗志〕志は識なり、しるして功とせぬこと、〔臣之壯〕壯年なれば三十より四十

〔圖禮三〕 鞞



〔圖禮三〕 帶 大



ば三十より四十

の年輩をいふ、〔著其股肱〕著は致なり、イタスと訓む、盡し極むると、股肱は股肱の力なり、〔司馬〕兵を掌る官なり、〔苛慝不産〕苛慝は姦惡なり、姦惡のもの生ぜざるなり、〔臣之長〕年長じ老ゆるなり、四十より五十の年輩をいふ、〔端〕玄端の服なり、周語上に圖解す、〔委〕委貌冠なり、周語上に圖解す、〔鞞〕鞞に同じ、韋皮の膝おほひなり、〔帶〕大帶即ち紳なり、〔宰人〕家宰(卿大夫の家の政を總ぶるもの)なり、〔狂疾〕狂疾の行なり、戰は凶事なり、人相殺傷せる恰も狂疾の行の如し、故にいふ、〔釋之〕釋は止なり、舍なり、賞することを止めたること、

○以上第八章、下邑の役に董安于功多きを以て趙簡子賞せんとしたるを、安于辭して受けず、暗に簡子を諷したる物語なり、

趙簡子使尹鐸爲晉陽、請曰、以爲繭絲乎、抑爲保障乎、簡子曰、保障哉、尹鐸損其戶數、簡子誠、襄子曰、晉國有難、而無以尹鐸

爲少、無以晉陽爲遠、必以爲歸

趙簡子尹鐸をして晉陽を治めしむ、尹鐸請うて曰く、以て繭絲の政をなさんか、抑保鄣の政をなさんかと、簡子曰く、保鄣の政なるかなと、尹鐸乃ち其の戶數をへらして民を豊にせり、後簡子襄子を誡めて曰く、晉國に若し騷難の起るあらば汝は尹鐸を以て輕んずることなく、晉陽を以て遠しとすることなく、必ず以て頼りとなせよと、

〔尹鐸〕簡子の家臣なり、〔爲晉陽〕爲は治なり、晉陽は趙氏の邑にて其の地河東にあり、〔繭絲〕絲を繭より引き出す如く絶えず民より税を取る苛酷の政をいふ、〔保鄣〕鄣は蔽ひ扞く壁垣をいひ、保は小城をいふ、保鄣を設けて自ら蔽ひ守る如く仁惠を施して民を保護する政を指す、〔損其戶數〕民を他邑に分ちて其の戶數をへらすこと、戶數をへらせば民に分與する田地多くなるを以て民は豊になる、故にかくなせしなり、〔襄子〕簡子の子無郵の諡なり、〔而無以〕尹鐸を爲す少、而は汝なり、少は輕んずること、〔歸〕頼りよる所なり、

○以上第九章、簡子尹鐸をして仁政を晉陽にしかし

め、襄子に他日騷難の際、を頼りよる所とすべきことを命ぜし物語なり、

趙簡子使尹鐸爲晉陽曰、必墮其壘培、吾將往焉、若見壘培、是見寅與吉射也、尹鐸往而增之、簡子如晉陽、見壘、怒曰、必殺鐸也、而後入、大夫辭之、不可曰、是昭余讎也、郵無正進曰、昔先主文子釁於難、從姬氏於公宮、有孝德、以出在公族、有恭德、以升在位、有武德、以差爲正卿、有溫德、以爲其名譽、失趙氏之典刑、而去其師保、基於其身、以克復其所、及景子長於公宮、未及教

訓、而嗣立矣、亦能纂脩其身、以受先業、無謗於國、順德以學、子擇言以教、子擇師保以相、子、今吾子嗣位、有文之典刑、有景之教訓、重之以師保、加之以父兄、子皆疎之、以及此難、夫尹鐸曰、思樂而喜、思難而懼、人之道也、委土可以爲師保、吾何爲不增、是以脩之、庶曰、可以鑑而鳩趙宗乎、若罰之、是罰善也、罰善必賞惡、臣何望矣、簡子說曰、微子吾幾不爲人矣、以免難之賞、賞尹鐸、

此の節は尹鐸晉陽を治め、簡子の命を用ひず、壘培を増したるを以て、簡子怒りて殺さんとせるを、郵無正之れを諫め、簡子改悟して、尹鐸を賞したることを記す、

趙簡子尹鐸をして晉陽を治めしめて曰く、必ず中行寅范吉射が我を晉陽に圍みしときに築きし所の壘壁をこぼて、吾將に晉陽に行かんとき、若し壘壁を見れば是れ猶寅と吉射とを見るが如く不快に堪へずと、尹鐸晉陽にゆくや、其の壘壁をこぼたす却て増築して他日の防備となしたり、簡子晉陽に往き壘壁のこぼたす増築されたるを見て、大に怒りて曰く、必ず鐸を殺して而る後に入らんも、諸大夫之をゆるさん事を請ふ、簡子きかずして曰く、是れ余が怨讎を明にし以て我を辱しむるものなりと、郵無正進み諫めて曰く、昔し先主文子幼少にして禍難に遭遇して心を動かし、莊姬に従ひて公宮に育つ、されど孝の徳ありしかば以て出で、趙氏の嗣を存し公族大夫の列にあり、恭敬の徳ありしかば以て升進して卿位にあり、武勇の徳ありしかば以て升進して正卿となり國政を統べたり、溫恭の徳ありしかば以て其の名譽を成就して

失ふとなかりき、かく文子は趙氏の常法を失ひ其の師保を去り、教養をうくるを得ざりしも、其の身より趙氏中興の業を始め徳を修めたるを以て能く其の祖先の職位に復り志を果たすを得たり、文子卒するや、子の父景子は猶幼年にして公宮にありて育てられき、是れを以て未だ師保につきて教訓を受くるに及ばずして家を嗣ぎて位に立てり、されど亦能く父につきて其の身を修め正し以て先祖の業を受け守りて失墜なく國に誇らるゝことなかりき、是に於て善徳に順ひて子を教へ、善言を擇びて子を教へ、之の上に重ぬるに師保を擇びて子を相け、之の上に加ふるに一族の父兄に頼みて子を保護せり、しかるに子は皆之を疎んじて従はざりしかば此の晉陽に圍まるゝの難に及べるなり、彼の尹鐸は思へらく、樂を思ひて而して喜び、難を思ひて而して戒懼するは、人の道なり、故に壘壁をこぼたすして存すれば子は之れを見て戒懼するを以て、これは以て子の師保と爲すべし、吾何ぞ増築修理して之れを永世に残さざるべけんやと、是れを以て之れを修築したるなり、彼又思へらく、子之れを見て前失をかながみ戒懼して徳を修め

ば庶幾くは以て趙氏の一族を安んずるを得んかと、
 鐸の忠や此の如し、子若し之れを罰せば是れ善人を
 罰するなり、善人を罰せば必ず悪人を賞せん、此の如
 きは臣の望む所に非ざるなりと、簡子き、て悔悟し
 大に悦びて曰く、子の吾を諫むることなかりせば、吾
 は人と爲るを得ざりきと、乃ち軍功の賞を以て尹鐸
 を賞せり、

〔墮〕其壘培〔墮〕は壞なり、コボツ又コハスと訓む、壘
 培は壘壁なり、下邑の役に中行寅范吉射が簡子を晉
 陽に圍みし時に築きしものを指す、〔増〕之〔増〕は増築
 なり、〔辭〕之〔辭〕は請なり、コフと訓む、請之とは尹
 鐸をゆるさんことを請ふなり、〔郵無正〕字は伯樂晉の
 大夫なり、一に姓を王名を良ともいふ、〔先主〕卿大夫
 を主と稱す、先主猶先大夫といふが如し、〔文子〕簡子
 の祖父なり、〔少覺〕於難〔從〕姫氏於公宮〔覺〕は動な
 り、動於難とは禍難に遇ひ心を動かせしとなり、姫
 氏は莊姫にて文子の母なり、初め趙朔景公の姊莊姫
 を娶りて文子を生む、朔死して莊姫趙嬰に通ず、嬰の
 兄趙同趙括嬰を放つ、莊姫同括二人を公に讒す、公乃
 ち伐ちて之を殺し趙氏を滅す、此時文子は莊姫に従

ひて宮中にあり、此にて育てられたり、〔公族〕公族大
 夫なり、〔在〕位〔位〕は卿位なり、〔羞〕進なり升進なり、
 〔失〕趙氏之典刑〔典刑〕は常法なり、趙氏は一時亡滅
 の非運にあふ、故にいふ、〔去〕其師保〔文子〕は竊に宮
 中に育てられて師保に教育せられず、故にいふ、〔基〕
 於其身〔基〕は始なり、其の身より趙家中興の業を始
 めて徳を修めしとなり、〔復〕其所〔其所〕は其の祖先
 の職位をいふ、〔景子〕長於公宮〔景子〕は文子の子簡
 子の父趙成なり、幼時其の祖母〔莊姫〕に従ひて公宮
 にありて育てらる、〔未〕及〔教訓〕而嗣立〔景子〕幼に
 して文子卒す、故に師保につき教訓を受くるに及
 ばざるうちに位を嗣げるをいふ、〔纂修〕纂はつぐな
 り、父の志をつぎて徳を修むること、〔先業〕祖先の業
 なり、〔學〕子〔學〕は教なり、ヲシフと訓む、〔父兄〕一族
 の父兄の位置にあるもの、總稱なり、〔此難〕晉陽に
 圍まれ苦しむの難なり、〔夫尹鐸〕曰は其の意を推
 すに曰へらくの意なり、猶思へらくといふが如し、
 下句の庶曰の曰も同じ、〔委〕土〔委〕は積なり、積みて
 殘し置くこと、土は土をあつめて築きたるもの壘壁
 を指す、〔鳩〕安なり、ヤスンズと訓む、〔趙宗〕趙氏の

一族なり、〔何望矣〕吾望む所に非ずといふに同じ、
 〔說〕悦に同じ、〔微〕子〔微〕は無なり、〔幾〕は殆なり、ホ
 トンドと訓む、〔免〕難之賞〔軍功〕の賞なり、

初伯樂與尹鐸有怨以其賞如
 伯樂氏曰子免吾死敢不歸祿
 辭曰吾爲主圖非爲子也怨若
 怨焉

此の節は、尹鐸郵無正が怨を忘れて己を救へるをき
 き往きて謝し、己が受けし賞をおくりしに無正の辭
 したることを記す、

初め郵伯樂尹鐸と怨あり、鐸伯樂の簡子を諫めて己
 を救ふを聞くや、其の受けし賞を以て伯樂の宅に往
 き謝して曰く、子は吾が死を免れしめたり、吾敢て賞
 を子に遣りて謝せざらんやと、伯樂辭して曰く、吾は
 吾主の爲に圖りしにて子の爲に圖りしに非ず、され
 ば怨はもとの如しと、

〔伯樂〕郵無正の字なり、〔歸〕祿〔歸〕は遣なり、オクル
 と訓む、祿は得る所の賞を指す、〔怨若〕怨はもとの

如く變らずの意なり、
 ○以上第十章、趙簡子郵無正の諫をき、て尹鐸を賞
 し、尹鐸無正の怨を忘れて己を救ひしを謝して無正
 の辭せる物語なり、

鐵之戰趙簡子曰鄭人擊我吾
 伏殺略血鼓音不衰今日之事
 莫我若也衛莊公爲右曰吾九
 上九下擊人盡殫今日之事莫
 我加也郵無正御曰吾兩鞍將
 絕吾能止之今日之事我上之
 次也駕而乘材兩鞍皆絕衛莊
 公禱曰曾孫蒯聵以諄趙鞅之
 故敢昭告于皇祖文王烈祖康
 叔文祖襄公昭考靈公夷請無

筋無骨、無面傷、無敗用、無隕懼、死不敵請、簡子曰、志父寄也。

鐵の戦に趙簡子曰く、鄭人我を撃ち吾車中に斃れ
弑上に伏して血流れて面を汚せしも猶能く鼓を
うちて進撃し、其の音少しも衰へざりき、今日の事功
は我にしくものなしと、時に衛莊公車右たり、曰く、
吾九たび車を乗降して敵人を撃ちて盡きたふし簡子
を救へり、今日の事功我上に出づるものなしと、郵無
正御たり、曰く、吾兩轂將にきれんとせしに吾能く馬
を止めて徐行し漸く之れを保ちたり、今日の事功我
は上官の次なり、車を進めて地に横はる防材を轆り
行きしときは兩轂は皆されて如何ともすべからざる
に至りしなりと、是に於て再び戦はんとして、衛の莊公
禱りて曰く、曾孫駒贖趙鞅を佐くる故を以て、敢て
明に我皇祖文王烈祖康叔文祖襄公昭考靈公の靈に告
ぐ、願くは我等を保護し傷つくも、請ふ筋を絶つこと
なく骨を折ることなく、又面を傷つくことなく、兵器
を敗ることなく、隕越の懼あることなくせよ、死する
ことは敢て請はずと、簡子曰く、志父も亦其の禱に寄

せて成功をいのらんと、

〔鐵之戰〕鐵は衛の地なり、直隸省大名府開州の北に
あり、下邑の役に中行寅范吉射簡子を晉陽に圍みし
も、内部に紛争ありて二子は却て定公に逐はれ、簡子
は韓魏二卿の爲に救はれ誓ひて服従の義を立てたる
を以て許されたり、是に於て寅吉射の二子は朝歌を
以て畔く、齊鄭の二國之れを助く、定公の十九年齊人
之れに粟を輸る、鄭の宰達驪弘兵を帥めて其輸送の
任に當り、吉射之れを迎へて、簡子乃ち兵を率ゐ
て鄭兵を禦ぎ威（地名）に遇ひ、遂に鐵に戦ひてかて
り、〔鄭人撃我吾伏〕弑略血鼓音不衰〔鄭人簡子を
撃ちて肩に中つ、簡子車中に斃れ弑上に伏し、出血面
を汚せしも而も能く鼓をうち號令せしをいふ、弑は
弓衣なり、略は面の血に汚るゝと、〔衛莊公爲右〕莊
公名は蒯聚、靈公の太子たり、靈公の夫人南子を惡み
之れを殺さんと欲して果さず、出奔して晉に奔り、簡
子に頼る、故に此の時簡子の右（車右）となりて働き
しなり、後簡子の援により衛に入りて即位す、〔九上
九下〕九たび車を乗り降するなり、〔莫我加也〕我上
に出づるものなしの意なり、〔兩轂〕轂は轡（むな）が

いなり、〔止之〕馬を止めて徐行し轂のきれるを免
れしこと、〔上之次也〕上は上官にて車右莊公を指す、
〔乗材〕乗は轆なり材は路上に横へたる敵を防ぐ材
木なり、〔諄〕佐なり、タスクと訓む、〔趙鞅〕鞅は簡子
の名なり、〔昭〕明なり、〔皇祖文王〕皇祖は大祖なり、
文王は周の文王にて衛の先祖康叔の父なり、〔烈祖康
叔〕烈祖は顯祖なり、功績顯明の祖の義なり、康叔は
乃ち衛の先祖にて周の文王の子なり、〔文祖襄公〕文
祖は文徳ある祖の義なり、襄公は莊公の祖父なり、
〔昭考靈公〕昭は明、考は父なり、賢明なる父の義な
り、靈公は莊公の父なり、〔夷〕傷なり、キズツクと訓
む、〔無筋無骨〕筋を絶つことなく骨を折ることな
しとなり、〔敗用〕用は兵用なり、兵器を指す、〔隕懼〕
隕越の懼なり、隕越はおちたふること、〔志父寄也〕簡
子初の名は鞅といふ、晉陽の圍を免れたる後名を改
めて志父といふ、寄とは其の禱に寄せて己も成功を
いのるといふ意なり、
○以上第十一章、鐵の戦に簡子の壯烈なりしこと、車
右莊公の戦勝無事を禱りし物語なり、

趙簡子田于嬖、史黯聞之、以犬

待于門、管子見之、曰、何爲、曰、有
所得、犬欲試之、茲圍、管子曰、何
爲不告、對曰、君行、臣不從、不順、
主將適嬖、而麓不聞、臣敢煩當
日、簡子乃還。

趙簡子嬖の圍に獵せんとす、史黯之れを聞き、獵犬を
ひきゐて圍の門に待てり、簡子門に至り、之れを見て
曰く、何の爲に來りしかと、史黯對へて曰く、この度
犬を得たりしかば、茲の圍内に入りて之を試みる
とせしなりと、簡子曰く、然らば何せ前以て獵するこ
とを告げざりしかと、史黯對へて曰く、君の行ふ所に
して臣従はざるは不順の至なることは古よりの法な
り、今主は將に嬖の圍に適き獵りせんとするも、豫め
麓吏に告げて君の許を得ざるを以て、麓吏は毫も主
の來るを聞知せざるなり、されば臣も亦敢て主の行
に倣ひ臣が獵することを豫告し主の直日の吏を煩す
ことを爲さんやと、蓋し暗に其の君に請はずして圍

に獵するの不禮を諷したるなり、簡子悟る所あり、乃ち中止して家に還れり、
 「田」獵なり、「嬖」晉君の囿の名なり、囿は禽獸を放養する所なり、「史黯」晉の大夫、時に簡子に事へて史官たり、「門」囿の門なり、「籠」君の苑囿を主る官なり、「當日」直日なり、直日の吏（其の日務に當りて役所につめ居る役人）をいふ、

○以上第十二章、史黯趙簡子の君の許を得ずして君の囿に獵せんとしたるを諷して止めたる物語なり、
 少室周爲趙簡子右、聞牛談有力、請與之戲、弗勝、致右焉、簡子許之、使少室周爲宰、曰、知賢而讓、可以訓矣、

少室周趙簡子の車右と爲る、牛談が力ありと聞き、請うて之れと角力し勝たず、よりにて車右の職を談におくれり、簡子之れを許し、少室周をして家宰たらしめて曰く、賢を知りて之れに讓るは以て教訓となすべしと、

「少室周」簡子の臣なり、「右」車右なり、「牛談」簡子の臣なり、「與」之戲之れと角力するなり、「宰」家宰なり、

○以上第十三章、趙簡子少室周の賢を知りて職を讓れるを嘉みし家宰に拔擢したる物語なり、

趙簡子歎曰、吾願得范中行之良臣、史黯侍曰、將焉用之、簡子曰、良臣人之所願也、又何問焉、對曰、臣以爲不良故也、夫事君者、諫過而賞善、薦可而替不、獻能而進賢、擇才而薦之、朝夕誦善敗而納之、道之以文、行之以順、勤之以力、致之以死、聽則進、不則退、今范中行之臣不能匡相其君、使至於難、君出在外、又

不能定而棄之、則何良之爲、若弗棄則主焉得之、夫二子之良將勤營其君、使復立於外而後止、何日以來、若來乃非良臣也、
 簡子曰、善、吾言實過矣、

趙簡子歎息して曰く、吾願くは范中行二氏の遺れる良臣を得たしと、史黯側に侍りて曰く、之れを得て將にいづくに用ひんとするかと、簡子曰く、良臣は人の願ふ所なり、又何の故ありて之れを問へると、史黯對へて曰く、臣以爲らく遺れる良臣は眞の良臣ならざる故にかく中せしなり、夫れ君に事ふる者は君の過を諫めて救ひ、君の善をすゝめて益、大きくし、君の善とする所にして非あれば其の非を説きて其の善をたすけ成し、君の非とする所にして善あれば其の善を説きて非を去り、以て君の才能を進め、君の賢徳を進め、又賢才の士を擇びて之れを推薦し、朝夕前世の得失の事を誦して君の心に納れて獎勵戒懼する所あり、

らしむ、かく君を導くに文徳を以てし、君に事ふるに忠順を以てし、君の事を勤むるに全力を以てし、君の爲に盡くすに死を以てす、而して己が言を聽用すれば則ち進みます、盡くし、然らざれば則ち退いて身を全うするは、臣たるもの、道なり、しかるに今范中行二氏の臣は、其の君を匡したすくることが能はずして禍難にかゝるに至らしめ、其の君出でて外國にあるも又其の君の職業を定めて安んずる能はずして之れを棄て去る、則ち何ぞ此れ等を以て良臣と爲すを得んや、若し彼等にして其の君を棄て去らずば則ち主はいづくんぞ之れを得べけんや、夫の二子の良臣は將に勤めて君の事を謀り、君をして外國に於て爵士を得せしめて死するまでつくして而して後に止めんとす、何れの日か來り主に仕へんや、若し來りて主に仕へば乃ち良臣に非ざるなりと、簡子曰く善し、吾が言は實に過てりと、

「范中行」前に見えたる范吉射中行寅なり、「賞善」君の善をすゝめます、大きくすること、「薦可」君の善とする所にして非あらば、其の非を説きて之れを去り、其の善を成就さすこと、「替不」替は去なり、

不非なり、君の非とする所にして善あらば、其の善を説きて其の非を去り、君の善を大きすること、「能而進賢」獻は進なり、能賢は君の才能賢徳なり、「擇才」才は賢才の士なり、「善敗」前世得失の事なり、「導之以文」道は導に同じ、之は君を指す、以下「行」之勤之致之の之字皆同じ、文は文徳なり、「行」之君に對して己が身を行ふことにて君に事ふることといふ、「致」之君の爲に力を致すこと、「匡相」ただしたすること、「使」至に難「范中行二氏の放逐」されたることをいふ、前章に解す、「君出在外」戰の戰（前章を見よ）以後二氏は晉より逃れて齊にあり、故にいふ、「不能定」君の職業を定めて安んずる能はざること、「勤營」つとめはかること、「立於外」外國に於て身を立て爵士を得ること、

○以上第十四章、趙簡子范中行二氏の遺れる良臣を得んとせるを史黯諫めて止めたる物語なり、

趙簡子問於壯馳茲曰、東方之士孰爲瘝、壯馳茲拜曰、敢賀、簡子曰、未應吾問、何賀、對曰、臣聞

之、國家之將興也、君子自以爲不足、其亡也、若有餘、今主任晉國之政、而問及小人、又求賢人、吾是以賀、

趙簡子壯馳茲に問ひて曰く、東方の國の士は誰を賢れりとするかと、壯馳茲拜して曰く敢て賀すと、簡子曰く、未だ吾問にこたへずして何故に賀するかと、壯馳茲對へて曰く、臣之れを聞く、國家の將に興らんとするや、其の君子は自ら以て足らずとなし徳を修め賢を求め、國家の將に亡びんとするや、其の君子は自ら以て餘あるが如く思ひ徳を修め賢を求めずと、今主は晉國の政を總ぶる官にありて、問ふこと吾の如き小人にまで及び、又賢人を求めんとす、これ國家の將に興らんとする兆なり、吾是れを以て賀せるなりと、

〔壯馳茲〕晉の大夫、蓋し吳の人といふ、〔東方之士〕東方は齊魯より吳のあたりの地を指していふ、〔瘝〕賢なり、マサルと訓む、〔君子〕位を以ていふ、君卿大夫

を指す、

○以上第十五章、趙簡子賢士を壯馳茲に問ひて馳茲の其の心掛を祝賀したる物語なり、

趙簡子歎曰、雀入于海爲蛤、雉入于淮爲蜃、鼃鼃魚鼃莫不能化、唯人不能哀夫、竇擘侍曰、臣聞之、君子哀無人、不哀無賄、不無德、不哀無寵、哀名之不令、不哀年之不登、夫中行范氏不恤庶難、而欲擅晉國、今其子孫將耕於齊、宗廟之犧爲吠畝之勤、人之化也、何日之有、

趙簡子歎息して曰く、雀は海に入り化して蛤となり、雉は淮水に入り化して蜃となり、鼃鼃魚鼃も亦能く化せざるなしと聞く、たゞ人のみ化する能はず、哀し

いかなと、時に竇擘侍れり、曰く、臣之れを聞く、君子は賢人なきを哀みて貨財なきを哀まず、徳の修まらざるを哀みて尊榮の位なきを哀まず、名の善からざるを哀みて年齒の壽ならざるを哀まずと、夫の中行范の二氏は、もろくの難をうれへずして晉國の政を擅にせんとせしかば、今其の子孫は將に齊國に耕さんとし宗廟の犧牛は農耕の勤を爲すに至れり、是れ人の大變化にあらずや、是によりて之れを觀れば人の化するや何ぞ期日あらん、其の心掛一にて直に如何やうにも化するものなりと、

〔雀入于海爲蛤〕雀は黃雀なり、體の小にして口の黃なる雀なり、淮は淮水、蜃は大蛤なり、雀の蛤蜊に化することは大戴禮にも見ゆ、古より言ひ傳へたる言なるべし、〔鼃鼃魚鼃莫不能化〕鼃はすつぽんなり、鼃は鼃の一種にて極めて大なるもの、鼃は蜥蜴に似て長丈餘鱗甲黒色とあり、穿山甲か鱉の類なるべし、論衡に蛇化して魚鼃となりもあり、開寶本草に石首魚化して野鴨となるとあり、亦皆古より言ひ傳へたることなるべし、〔竇擘〕晉の大夫にて字は鳴鐸（鐸一に積に作る）といふ、賢名あり、

〔君子〕位を以ていふ、君卿大夫を指す、〔哀無人〕人は賢人を指す、〔寵〕尊榮の位なり、〔不令〕令は善なり、〔年之不登〕登は高なり、年の高からずとは年齒の壽ならざるをいふ、〔庶難〕諸の禍難なり、〔宗廟之犧爲二畎畝之勤〕畎は田間のみぞ、畝はうねなり、故に田間轉じて農耕の義に用ふ、一句の意は宗廟の神に仕ふる犠牛は主家亡び子孫微祿せる爲に今や田間にありて農耕の勤をなせりととなり、〔何日之有〕何ぞ期日あらんにて直に間もなき意なり、
○以上第十六章、趙簡子人は能く化せずと歎じたるを以て、竇擘其の然らざることを例説して諷したる物語なり、

趙襄子使新緝穆子伐翟、勝左人中人、遽人來告、襄子將食、尋飯有恐色、侍者曰、狗之事大矣、而主色不怡、何也、襄子曰、吾聞之、德不純而福祿並至、謂之幸、

夫幸非福也、非德不當、雖不爲幸、吾是以懼、
趙襄子新緝穆子をして翟を伐たしめ、左人中人の二邑に勝つ、遽人來り告ぐ、時に襄子將に飲食し、ついで飯をくはんとす、此の報を得て恐る、顔色あり、侍者曰く、新緝狗の二邑に勝ちしは大功なり、而るに主の悦びざるは何故かと、襄子曰く、吾之れを聞く、徳純一ならずして福祿ならび至る、之れを微幸といふと、夫れ微幸は眞の福に非ざるなり、徳あるに非れば神の福を受くるに當らず、神の降す福は微幸と爲さず、吾今徳なくして此の大勝を得たり、是れを以て懼る、なりと、
〔趙襄子〕簡子の子無郵なり、襄子は諡なり、〔新緝穆子〕晉の大夫にて新緝は姓、名は狗、穆子は諡なり、〔左人中人〕翟の邑の名なり、〔遽人〕遽は傳〔驛〕なり、傳は驛の役人なり、〔食尋飯〕食は飲食なり、尋は繼なり、ツイデと訓む、飯は飯くふこと、〔狗之事大矣〕狗は新緝穆子の名、大は大勝なり、〔怡〕悦なり、〔幸〕微幸なり、〔雖〕祐に同じ、神の福なり、

○以上第十七章、趙襄子徳なくして翟にかちしを恐れたる物語なり、

知宣子將以瑤爲後、知果曰、不如宵也、宣子曰、宵也很、對曰、宵之很在面、瑤之很在心、心很敗國、面很不害、瑤之賢於人者五、其不逮者一、美鬢長大則賢、射御足力則賢、伎藝畢給則賢、巧文辯惠則賢、彊毅果敢則賢、如是而甚不仁、以其五賢陵人、以不仁行之、其誰能待之、若果立瑤也、知宗必滅、弗聽、知果別族于大史、爲輔氏、及知氏之亡、唯輔果在、

知宣子將に瑤を以て世嗣となさんとす、知果諫めて曰く、瑤は宵に及ばず、まさに宵を以て世嗣となすべしと、宣子曰く、宵是很れりと、知果對へて曰く、宵の很れは其の面貌にあり、瑤の很れるは心にあり、心の很れるものは國を敗れども面貌の很れるは少しも害ならず、瑤の人に賢れるもの五ありて其の人に及ばざるもの一あり、びんづらの美しき身體の長大なるは則ち人にまさり、射御の巧なる力の充足するは則ち人にまさり、伎藝の畢く堪能なるは則ち人にまさり、辭令の巧に辯舌の敏捷なるは則ち人にまさり、志氣の強毅にして果敢なるは則ち人にまさり、是の如くにして甚だ不仁なり、是れを人に及ばざる第一缺點とす、夫れ其の五つのまさりたる長所を以て人を陵辱し、不仁を以て之れを行ふときは、其れ誰か能く其の爲す所を受けて應ぜんや、されば若し瑤を立て、世嗣とせば、知家の一族は必ず滅びんと、宣子聽かず、知果は大史に願ひ知氏の族より分離し、改めて輔氏と爲れり、故に後年知氏の亡ぶるに及びてたゞ輔果のみ滅びずして存在せり、
〔知宣子〕正の卿にて名は甲、宣子は諡なり、〔瑤〕宣子

の適子にて字は伯、諡して襄子といふ、「知果」晉の大
夫にて宣子の一族なり、「宵」宣子の庶子なり、「很」も
とること、「宵之很在」面「宵の很れるは面貌にありと
は面貌の好みきのせぬをいふ、「鬢」びんづらなり、
「足力」力の充足すること、大力なり、「伎藝畢給」藝は
藝に同じ、給は足なり、堪能なること、「巧文」文は辭
令なり、辭令に巧なること、「辯惠」辯舌敏捷なるこ
と、「待之」其の爲す所を受けて之れに應ずること、
「知宗」知氏の一族なり、「別」族于大史「大史に願ひ
て知氏より分離し別の族となること、大史は氏姓を
掌ればなり、「知氏之亡」知瑤は後己の勢力をたのみ
韓魏二卿を強要して趙襄子を攻め、二卿の裏切りし
て趙襄子と共に之れを亡ぼせり、後章に詳し、
○以上第十八章、知果知宣子に知瑤を世嗣となすの
不可を諫めて聽かれず、其の亡滅の不幸に陥るを知
り自ら知族と別れて輔氏となりし先見の明ありし物
語なり、

知襄子爲室美、士苗夕焉、知伯
曰、室美夫、對曰、美則美矣、抑臣

亦有懼也、知伯曰、何懼、對曰、臣
以秉筆事君、志有之、曰、高山峻
原、不生草木、松柏之地、其土不
肥、今土木勝、臣懼其不安人也、
室成三年而知氏亡、

知襄子宮室をつくる、美麗なり、士苗夕に往きて見
ゆ、知伯曰く、宮室は美麗なるかなと、士苗對へて曰
く、美麗なることは則ち美麗なり、されど臣も亦之れ
を見て懼るゝことありと、知伯曰く、何をか懼る
と、士苗對へて曰く、臣は史官を以て君に事ふ、記録
にこれあり、高山峻原には草木を生ぜず、松柏の繁茂
せる地は其の土肥えずと、是れ勢力高く盛なるもの
の處は羨望怨惡し又恐懼するもの多きを以て歸する
もの少なきの譬なり、今子の築造あまりに美麗なり、
是れ子の勢の高く盛なるを示すものなり、臣懼る、其
の人をして羨怨恐懼して安心せざらしめんことを、
知伯きかず、宮室成り三年にして知氏亡びたり、

「知襄子」知宣子の子瑤なり、「士苗夕」士苗は知襄子
の家臣なり、夕は夕に往きて見ゆるなり、「秉筆」筆
をとる役名にて史官をいふ、「記」録なり、「高山峻原
不生草木」峻は峻嶮なり、高山峻嶮の原は寒冷に
して岩石峨々たり、故に草木を生ぜざるなり、勢力高
きものは人羨み怨み恐れて歸せざるにたとふ、「松柏
之地其土不肥」松柏の繁茂せる地は其の土乾燥して
肥沃ならざるなり、蓋し松柏の養分を吸收し盡すを
以てなり、勢力盛なるもの處には他人來るも勢力
を得る能はざるを以て、羨み怨みて歸服せざるにた
とふ、「土木勝」土木は築造のもの、即ち宮室をさし、
勝は美麗なること、

○以上第十九章、知襄子宮室をつくりて美麗なり、士
苗諷してきかず遂に亡びたる物語なり、

還自衛、三卿宴于藍臺、知襄子
戲韓康子而侮段規、知伯國聞
之、諫曰、主不備、難必至矣、曰、難
將由我、我不爲難、誰興之、對曰、

異於是、夫郤氏有車轅之難、趙
有孟姬之讒、欒有叔祁之愬、范
中行有函冶之難、皆主之所知
也、夏書有之、曰、一人三失、怨豈
在明、不見是圖、周書有之、曰、怨
不在大、亦不在小、夫君子能勤
小物、故無大患、今主一宴而恥
人之君相、又弗備、曰、不敢興難、
無乃不可乎、夫誰不可喜、而誰
不可懼、蜻蟻蠹皆能害人、況
君相乎、弗聽、自是五年、乃有晉
陽之難、段規反首、難而殺知伯、
于師、遂滅知伯、

衛より還りて後、知襄子、韓康子、魏桓子の三卿藍臺に宴す、ときに知襄子韓康子に戯れ、魏桓子の相段規を侮れり、知伯國之れを聞き、襄子を諫めて曰く、主禍難に備へずば禍難必至らんと、襄子曰く、禍難は將に我より起らんとす、我禍難を起さずば誰か敢て之れを興さんと、伯國對へて曰く、臣の思ふ所は是れに異なり、夫れ卻氏に車轅の難あり、趙氏に孟姬の讒あり、欒氏に叔祁の難あり、范中行氏に函冶の難あり、殺亡の禍を招きしは皆主の知れる所なり、夏書に之れあり、曰く、人君たびく過失す、たとへ小過なりとて油斷すべからず、凡て人の怨む所は豈著明なる大過にあらんや、實に皆小過より起るなり、故に怨の未だ形れざるに先ち小過と雖、戒懼し以て後の禍怨の起らぬやうにはかるべしと、又周書に之れあり、曰く、人の怨は常に大なる事より起るとも限らず、亦小なる事より起ると限らざれば、大小によらず慎みて戒めざるべからずと、それ故に君子は能く小さき事と雖勤めて忽にせざるを以て大なる患なきなり、しかるに今主は一たび宴して人の君相をはづかしめ、又之れに備へずして曰く、我より難を起さずば他人

は敢て難を起さずと曰ふは、乃ち不可なることなからんか、夫れ人は誰を以て喜ぶべからずと爲すか皆喜ぶべきなり、又誰を以て懼るべからずと爲すか皆懼るべきなり、喜ぶべきを見て懼るべからざるを見るは、難を招くの本なり、彼の蝸蟻蝨の如き小蟲すら皆能く人を害す、況や君相をや、懼れて備へざるべけんやと、襄子きかず、伯國の言は違はず、是れより五年の後に晉陽の難あり、段規反して難を起し、知襄子を軍に殺し遂に知氏を滅ぼせり、
 〔還自衛〕知襄子鄭を伐ち衛より晉にかへること、〔三卿〕知襄子と韓康子と魏桓子となり、〔藍臺〕地名なり、〔段規〕魏桓子の相なり、〔知伯國〕晉の大夫にて知襄子の一族なり、〔卻氏有車轅之難〕卻欒晉語六を見よ、長魚矯と田を争ひ、矯を執へ其の父母妻子と共に之れを車轅の上に繋ぎて辱しむ、既にして矯厲公に嬖せらるゝや、之れを讒し、遂に欒を始め卻氏の一族を殺せり、〔趙有孟姬之讒〕趙は趙同趙括なり、孟姬は趙文子の母、莊姬(景公の姉)なり、孟姬趙嬰(趙同趙括の弟)に通ず、同括の二人之を知りて嬰を逐ふ、孟姬慙ち怨みて二人を景公に讒す、公之れを殺

せり、〔欒有叔祁之愬〕欒は欒盈なり、叔祁は范宣子の女にて盈の母なり、其の家老州賓と通ず、盈之れを患ふ、叔祁之れを范宣子に愬ふ、宣子遂にはかりて盈を逐ひ滅すに至れり、〔范中行有函冶之難〕范中行は前に見えたる范吉射と中行寅となり、函冶は范臯夷(吉射の一族)の邑なり、吉射臯夷を寵せず、臯夷怒り、吉射中行寅の趙簡子を晉陽に圍むや、臯夷内より起りて二子を陥れ、出奔せしむるに至れり、〔夏書〕今の書經の五子之歌篇に見ゆれども、五子之歌篇は偽古文なれば古は何篇にありしか明かならず、〔一人三失〕一人は君なり、三失はたびく過失するなり、〔在明〕明は著明なり、著明なる過失なり、〔周書〕書經康誥の篇になり、〔小物〕物は事なり、〔君相〕君は韓康子を指し、相は段規を指す、〔誰不可喜〕誰を以て喜ぶべからずと爲すか皆喜ぶべしとなり、〔誰不可懼〕誰を以て懼るべからずと爲すか皆懼るべしとなり、〔蝸〕蚊なり、〔蟻〕蟻なり、〔蠶〕蜂なり、〔蠹〕さそりなり、〔有晉陽之難〕云云、知襄子貪慾なり、其の勢を恃み地を韓魏の二卿に求む、二卿之れを興ふ、趙襄子に求む、興へず、よりにて怒りて韓魏の二卿を強誘して之

れを攻む、趙襄子晉陽に走る三家圍みて水攻めにす、趙襄子竊に夜其の相張談をして韓魏の陣にゆきて説かしむ、段規もと知襄子を怨む、乃ち首として其の君に説き遂に韓と力をあはせて趙をたすくるに決し、水を知伯の陣に注ぎて之を破り、知襄子を殺せり、
 〔知伯〕伯は知襄子の字なり、
 ○以上第二十章、知襄子知伯國の諫をきかず遂に亡滅の非運に陥りし物語なり、
 晉陽之圍、張談曰、先主爲重器也、爲國家之難、盍姑無愛寶於諸侯乎、襄子曰、吾無使也、張談曰、地也可、襄子曰、吾不幸有疾、不夷於先子、不德而賄、夫地也、求飲吾欲、是養吾疾、而干吾祿也、吾不與、皆斃、
 此の節は晉陽の圍の前に、趙襄子張談の貨寶を諸侯

に賂ひて助を求むべしといふ計を斥けたることを記す、

晉陽の圍守の前に、張談趙襄子に説きて曰く、先主の重寶を造れるは一朝國家に難あるときに備へんが爲なり、子なんぞ此の重寶を愛まず諸侯に賂ひて援を請はざるやと、襄子之れを欲せず、たゞ曰く、吾使者として諸侯に赴かすべき臣なしと、張談曰く、地や適任なりと、襄子曰く、吾不幸にして疾あり、先子に及ばず、不徳にして貨財を貪れり、彼の地や常に吾を諫むることなくして吾に貪欲を勸む、是れ吾疾を養ひて増長させて吾祿を求むるの臣なり、若し之れに従へば君臣共に斃るべし、吾は俱に斃るゝの不道をなす人には與みせずと、談に其の計の不可なるをそれとなく悟らせたり、

〔晉陽之圍〕前章晉陽之難の條を見よ、〔張談〕趙襄子の相なり、〔先主〕先大夫なり、〔重器〕貴重の寶器なり、〔無使也〕使は使者なり、〔地〕襄子の親臣なり、姓は明ならず、〔疾〕短所なり缺點なり、〔不夷〕於先子夷は等なり、ヒトシと訓む、先子は趙簡子なり、先子に等しからずとは先子に及ばざるをいふ、〔不徳〕

而賂此不幸有疾の疾なり、賂は貨財を貪ること、〔求飲吾欲〕吾に貪欲といふ惡酒を飲ましむることを求むにて、貪欲をすゝむるをいふ、〔不與皆斃〕皆は俱なり、トモニと訓む、臣貪欲をすゝめて君之れを用ひば、是れ君臣俱に斃るゝの道なり、故に吾は此の俱に斃るゝ道を我にすゝむるもの即ち地に與みせずとなり、

襄子出曰、吾何走乎、從者曰、長子近且城厚完、襄子曰、民罷力以完之、又斃以守之、其誰與我、從者曰、邯鄲之倉庫實、襄子曰、浚民之膏澤以實之、又因而殺之、其誰與我、其晉陽乎、先主之所屬也、尹鐸之所寬也、民必餓矣、乃走晉陽、晉師圍而灌之、沈竈產蠶、民無畔意、

此節は襄子防守の地として晉陽を擇べるとを記す、知韓魏の三卿襄子を攻む、襄子出でて走らんとし、曰く、吾いづくに走らんかと、從者曰く、長子は近くして且つ其の城堅く完しと、襄子曰く、長子の城は民に力をつからして之れを完くさせしものなり、しかるに今又其の身を斃して以て守らせんとせば、民其の不仁を怒る、誰か我にくみし從はんやと、從者曰く、邯鄲の倉庫みてりと、襄子曰く、邯鄲の倉庫は民の膏血をさらへて以て之れを實てしものなり、しかるに今又こゝに籠り其の身を殺して守らせんとせば、民其の不仁を怒る、誰か我にくみし從はんや、我走るべき處は其れ晉陽か、先主の我に一朝難あらば立こもれと言ひ置きし地なり、尹鐸の寛大の政を以て民をめぐみし所なり、民必ず其の上を親めるならんと、乃ち晉陽に走る、三家の軍圍みて汾水を決して水攻めにするやうに苦境に陥りたれども、民にそむく心なかりき、

〔長子〕趙の別縣なり、今の山西省潞安府にあり、〔厚完〕堅く完きこと、〔斃以守之〕其の身を斃して防守

さすこと、〔邯鄲〕趙の別縣にて今の直隸省廣平府邯鄲縣にあり、〔膏澤〕猶膏血といふが如し、〔殺之〕其の身を殺して防守さすこと、〔屬〕言ひ置くこと、〔所寬〕寛は寛大なるめぐみの政を施すこと、〔餓〕其の上に親むこと、〔晉師〕三卿の軍をいふ、〔圍而灌之〕圍みて汾水の水をそゝぎ水攻めにする事、〔蠶〕蝦蟇なり、
○以上第廿一章、趙襄子三家の攻伐にあひ、貨財を賂ひて諸侯に援を請はず、又防守の地として晉陽を擇べる遠大の志ある物語なり、

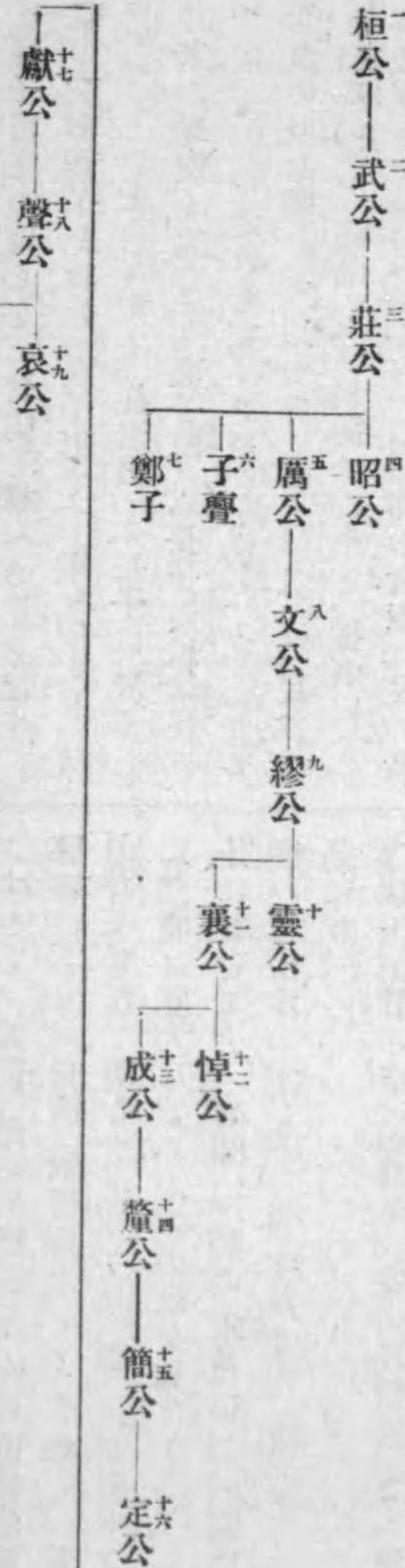
卷第十六

鄭語

鄭の祖は桓公といひ、其の名を友と曰ふ、周の厲王の少子にして宣王の庶弟なり、宣王即位の二十二年初めて鄭に封せらる、封せられて三十三歳百姓親愛せり、よりに幽王に拔擢せられて司徒となり、大に周の民を和輯せり、公周室の衰微

の兆あるを見其の難を蒙らんことを恐れ、封地
械林(陝西省華州)を去り虢鄆二國の地(河南省
開封府新鄭縣)を得てこゝに移り以て後世の安
をはかれり、幽王の犬戎に殺さるゝや桓公も亦
殺されたり、子武公立つ周に仕へ平王の司徒と
なれり、武公卒して子莊公立つ、莊公周の地を侵
して禾をとりし爲に周の桓王の怒にふれ朝する
も禮せられず、よりにて朝せず、桓王怒りて之れを
伐つ、莊公之れを防ぎて王師を敗れり、莊公卒し
て後は大夫祭仲權を專にし君を易ふること四た
びに及ぶ、祭仲死し、厲公(五代)復位、厲公は祭
仲の爲に廢逐せらるゝするに及び、周室の難を平

げて王子頹を殺し惠王を安んぜり、是れより後
は其の國中原に位するを以て晉楚抗爭の渦中に
投せられ、或は晉につき或は楚につき、其のたび
毎に削地の患を蒙り、存するもの僅に彈丸黒子
の地に過ぎず、簡公(十五代)の時賢人子産相と
なり、内は國政をとゝのへ、外は諸侯に應接して
治安の實をあげたれども、亦た危きを支へ亡
ぶるを救ひしに止まり、削地を恢復して國勢を
はる能はず、聲公(十八代)の時、子産卒せしより
復振はず、二十三代鄭君の時に至りて韓の爲に
滅さる、桓公國を享けてより四百三十二年なり、
其の系圖左の如し、



此の物語に記する所は桓公一代の事に一章な
り、
桓公爲司徒、甚得周衆與東土
之人、

此の節は、桓公司徒となり民の信頼を得たることを
記す、

桓公周の幽王の司徒となり、大に周の人民と東土の
人民との信頼を得たり、

〔司徒〕周語上に解す、〔東土之人〕陝西以東の地なり、
問於史伯曰、王室多故、余懼及
焉、其何所以逃死、史伯對曰、
王室將卑、戎狄必昌、不可偪也、
當成周者、南有荊蠻、申、呂、應、鄧、

陳、蔡、隨、唐、北有、衛、燕、翟、鮮、虞、路、
洛、泉、徐、蒲、西有、虞、虢、晉、隗、霍、楊、
魏、芮、東有、齊、魯、曹、宋、滕、薛、鄒、莒、
是非王之支子、母弟、甥舅也、則
皆蠻、荆、戎、翟之人也、非親則頑、
不可入也、其濟、洛、河、潁之間乎、
是其子男之國、虢、鄆、爲大、虢、叙、
恃勢、鄆、仲、恃險、是皆有驕侈怠
慢之心、而加之以貪冒、君若以
周難之故、寄孥與賄焉、不敢不
許、周亂而弊、是驕而貪、必將背

君、君若以成周之衆、奉辭伐罪、無不克矣、若克二邑、鄒蔽補丹、依繫歷華、君之土也、若前華後河、右恪左濟、主茅騶而食溱洧、脩典刑以守之、唯是可以少固、

此の節は、桓公王室衰微の兆あり、難の己が國に及ばんことを恐れ、國すべき安全の地を史伯に問ひ、史伯濟洛河頴の間の地を擇びて對ふことを記す、桓公史伯に問ひて曰く、王室難多し、余亦其の難に及ばんことを恐る、其れ何れの所にか以て死を逃るべきやと、史伯對へて曰く、王室將に衰微せんとす、戎狄の勢は必ず盛とならん、されば之れに迫り近づきて國すべからざるなり、成周に對せる國は、南に荆蠻、申、呂、應、鄧、陳、蔡、隨、唐の諸國あり、北に衛、燕、翟、鮮虞、路、洛、泉、徐、蒲の諸國あり、西に虞、虢、晉、隗、霍、楊、魏、芮の諸國あり、東に齊、魯、曹、宋、滕、薛、鄒、莒の諸國あり、是等の諸國は周王の支子母

弟甥舅の國に非ざれば、則ち皆荆蠻戎翟の人なり、王の親戚に非ざれば頑迷のえびすなり、故に入りて國すべからず、其れ入りて國すべきは、濟洛河頴四水の間の地か、是の四水間の地に國するもの、中子男二爵の國にて虢鄒の二國を大なりとなす、今虢叔は權勢を好み、鄒仲は險阻を好みて徳を修めず、驕侈怠慢の心ありて其の上に貪欲なり、されば君若し周室難多きの故を以て妻子と貨賄とを二國に寄託して保護を請はば、敢て其の地に居ることを許さずんばあらず、周は亂れて衰へ、是の二國は驕りて貪欲なれば、後必ず將に君にそむかんとす、其の時君若し成周の民を率ゐる正しき辭命を奉じて其の罪を鳴らし伐たば、勝たざることをなし、若し二國に勝たば鄒、蔽、補、丹、依、繫、歷、華の八邑は君の領土とならん、其の時若し華邑を前にし河水を後にし洛水を右にひかへ濟水を左にひかへ、茅騶山の神主となり溱洧二水一帶の地を食み、典法を修めて之れを守らば、たゞ是れ以て少しく安固なるべきのみと、

〔史伯〕周の太史にて名は穎、字は碩父といふ、〔多故〕故は難なり、〔卑〕衰微なり、〔偏〕迫なり、迫り近

づくこと、〔當〕成周、當は對すること、成周は後の洛陽なり、河南省河南府洛陽縣にあり、〔荆蠻〕楚の國のこと、〔申、呂〕周語中に解す、〔應〕姬姓の國なり、今河南省汝州魯山縣の東北二十里に其の故城あり、〔鄧〕今湖北省襄陽府の東北二十里に其の故城あり、〔陳〕周語中に解す、〔蔡〕今河南省汝寧府上蔡縣に其の故城あり、〔隨〕唐二國共に今湖北省德安府隨州の中にあリ、〔翟〕黃河以北に住める北狄を指す、〔鮮虞〕白狄の別種にて今直隸省正定府新樂縣にあり、〔路〕洛泉徐蒲五國皆赤狄の種族なり、路は一に潞に作る、今山西省潞安府潞城縣にあり、洛は今河南同州朝邑縣にあり、泉は一に前に作る、今河南省河南府洛陽縣の西南に其の故城あり、徐は今の何れの地にあたるか詳ならず、蒲は蒲城なり、晉語一を見よ、〔虞〕虢、隗、霍、楊、魏、芮皆姬姓なり、虞、霍は晉語二に解す、虢は西虢なり、芮と共に周語上に解す、隗は今の地を詳にせず、楊は今山西省平陽府洪洞縣にあり、魏は今山西省解州芮城縣にあり、〔曹〕宋、滕、薛、鄒、莒、曹は晉語三に、宋は周語中に解す、滕、薛は今の山東省兗州府滕縣に、鄒は今山東省兗州鄒縣に、莒は今山東省沂州府莒州あり、曹、滕

以外皆周の異姓なり、〔是非〕王支子母弟甥舅也、則皆蠻荆戎翟之人也、王は周の王なり、支子は適子以外の子の稱、母は王の弟なり、甥舅は異姓の諸侯の稱、蠻荆は南夷戎翟は北夷なり、以上列擧の諸國中、王の支子母弟の國は皆姬姓にして、應、蔡、隨、唐、衛、燕、虞、虢、晉、隗、霍、楊、魏、芮、魯、曹、滕の十七國なり、申、呂、齊、〔共に姜姓〕鄒〔曼姓〕陳〔媯姓〕宋〔子姓〕薛〔任姓〕鄒〔曹姓〕莒〔己姓〕の諸國は異姓の國、他は皆戎狄なり、〔非〕親則頑、親は親しき者にて王の支子母弟甥舅を指し、頑は頑迷のものにて蠻荆戎翟を指す、〔濟洛河頴〕四水の名、濟洛二水は黃河の支流、河は黃河、頴水は淮水の支流なり、〔虢鄒〕虢は東虢なり、周語上に解す、鄒は周語中に解す、〔虢叔〕叔は虢君の字、名は石父なり、〔鄒仲〕仲は鄒君の字、名は詳ならず、〔貪冒〕冒も亦貪なり、故に二字にて貪欲のこと、〔寄〕寄與、賄、寄は寄託なり、孥は妻子なり、賄は貨財なり、〔弊〕衰ふること、〔以〕成周之衆、以は帥なり、ヒキキルと訓む、桓公は幽王の司徒となり、周民の信頼を得たと、前に見ゆ、故に其の衆をひきゐるなり、〔二邑〕虢鄒を指す、〔鄒、蔽、補、丹、依、繫、歷、華〕此の

八邑は皆號部の附近の小國なり、「前華」前の華邑なり、「主采驪」采驪山の神主となること、國君は山神を主祭す、故にいふ、采驪山は今河南省開封府新鄭縣の西南四十里にあり、「食溱洧」溱洧二水一帯の地に食むこと、食むとは其の土地を領有して税賦を收むること、溱水は洧水の支流、洧水は淮水の支流なり、「典刑」典は常なり、刑は法なり、

公曰、南方不可乎、對曰、夫荆子熊嚴生子四人、伯霜、中雪、叔熊季紂、叔逃、難於濮而蠻、季紂是立、遠氏將起之、禍又不克、是天啓之也、又甚聰明和協、蓋其先王、臣聞之、天之所啓、十世不替也、夫其子孫必光啓土、不可偏也、且重黎之後也、夫黎爲高辛氏、火正、以淳耀惇大天明地德、

光昭四海、故命之曰祝融、其功大矣、夫成天地之大功者、其子孫未嘗不章、虞夏商周是也、虞幕能聽協風、以成物、樂生者也、虞夏禹能單平水土、以品處庶類者也、商契能和合五教、以保于百姓者也、周棄能播殖百穀蔬以衣食民人者也、其後皆爲王公侯伯、祝融亦能昭顯天地之光明、以生柔嘉材者也、其後八姓、於周未有侯伯、佐制物於前代者、昆吾爲夏伯矣、大彭豕韋爲商伯矣、當周未有己姓、昆吾

蘇、顧、溫、董、董姓、鬻夷、豢龍、則夏滅之矣、彭姓、彭祖、豕韋、諸稽、則商滅之矣、秃姓、舟人、則周滅之矣、妘姓、鄩、郟、路、偃陽、曹姓、鄒、莒、皆爲采衛、或在王室、或在夷翟、莫之數也、而又無令聞、必不興矣、斟姓、無後、融之興者、其在芊姓乎、芊姓、夔、越、不足命也、蠻、芊、蠻矣、唯荆實有昭德、若周衰、其必興矣、姜、嬴、荆、芊、實與諸姬、代相干也、姜、伯夷之後也、嬴、伯翳之後也、伯夷能禮於神、以佐堯者也、伯翳能議百物、以佐舜者

也、其後皆不失祀、而未有興者、周衰其將至矣、

此の節は桓公南方には國すべからざるかと問ひ、史伯南方には楚あり勃興すべき運命あれば其の不可なることを對へしことを記す、桓公問うて曰く、成周の南方には國すべからざるかと、史伯對へて曰く、夫れ南方の大國は荆なり、荆子熊嚴は伯霜、中雪、叔熊、季紂の四子を生めり、嚴卒して伯霜立つ、伯霜卒して三弟相争ひ、中雪は死し、叔熊は難を濮に逃れて蠻俗となれり、季紂是れを以て立ちて位をうく、大夫遠氏將に叔熊を起して之れを立てんとせしが、又禍難ありて立つること能はず、是れ天季紂の運を開き作るものなり、季紂は又甚だ聰明にして其の民を和協し、其の功德其の先王をおほへり、臣之れを聞く天の開き佑くる所のものは十世の間は衰へざるものなりと、されば季紂の子孫は必ず大に土地を開きて領土を大にせん、故に迫り近づきて國すべからざるなり、且つ荆は重黎の後なり、夫れ重黎は高辛氏の火正たり、天の明德地の大

徳を大にかややかし厚く大にして四海を光らし昭にせしを以ての故に、帝は之れを命じて祝融と曰ふ、其の功績偉大なるを以てなり、夫れ凡て天地をたすけて大功を成就せしものは其の子孫未だ嘗て顯はれずんばあらず、虞夏商周の四國是れなり、虞の幕は、能く和協の風を聽き知り、時に因り氣に順ひて、以て萬物を成育し之れをして生を樂しましめし者なり、夏の禹王は能くことごとく洪水を平げ土地を治めて、萬物をして各、其の種類によりて其の適當の所に安んじ處らしめし者なり、商の契は、能く五教を教へて父子兄弟を和合さし、以て百姓を養ひし者なり、周の棄は能くもろくの穀物蔬菜を播きそだて、以て人民に衣食の道を教へし者なり、故に其の身或は子孫は皆王又は公侯伯となれり、祝融も亦前の四子と同功あり、能く天地光明の徳を昭に顯はして以て善き材用を生じ、民を潤し恵みし者なり、しかるに其の子孫なる己、董、彭、秃、姁、曹、斟、半の八姓は我周に於て未だ諸侯の霸となりしものあらず、しかし其の子孫にて前代にありて天地の事を助け治めし者は、昆吾と大彭となり、昆吾は夏代に於て諸侯の霸と

なり、豕韋は商代に於て諸侯の霸となれり、されど周代に當りては實に未だ霸となるものあらざるなり、今其の八姓の存亡を考ふるに、己姓の昆吾、蘇、顧、溫、董の五國と董姓の譚夷、豳龍の國は則ち夏王之れを滅ぼせり、彭姓の彭祖、豕韋、諸稽の三國は則ち商王之れを滅ぼせり、秃姓の舟人の國は則ち周王之れを滅ぼせり、姁姓の鄆、郟、路、偃陽の四國と曹姓の鄒、宮二國とは皆采服衛服の域内にありて、或は王室の配下にあり、或は夷翟にあれども、數へ上ぐるだけの國に非ずして又令徳の聞ゆるなし、故に必ず興らず、斟姓は子孫絶えてなし、しからば祝融の後にて興らん者は、其の半姓にあらんか、半姓の中に夔越の國は言ふに足らざるなり、蠻半の國は蠻俗なり亦言ふに足らず、たゞ荆楚のみ實に明徳あり、されば若し周衰へば其れ必ず興らん、今の諸侯の中に姜、嬴、荆、半の三姓は實に諸姬と代る、物興にあづかるの運命を有せり、姜(齊)は伯夷の後なり、嬴(秦)は伯翳の後なり、荆半は則ち祝融の後なり、伯翳は能く神を敬祀して堯帝を佐けしものなり、伯翳は能くもろくの事を議定して宜しきかなはしめ以て舜帝を佐けし

ものなり、祝融の功は前に述べたるが如し、三姓とも其の子孫先祖の祀を失はずして存立すれども而も未だ物興するものあらず、是れ周室盛にして時運の未だ到來せざる爲なり、されば周衰へば其れ將に物興して霸たるに至らんとすと、

〔南方〕成周の南方なり、〔荆子〕荆は即ち荆蠻にして楚なり、子爵の國なるを以て荆子といふ、〔熊嚴生〕子四人云云、熊嚴は楚の十四世の君にて鄭の桓公の父周の厲王の時の人なり、故に此に引説せしなり、嚴卒して長子伯霜つぐ、伯霜卒して三弟立たんことを争ひ、中雪は死し、叔熊は濮(南蠻の邑)に逃れて蠻族となり、季紂位に即けり、後大夫蓬氏叔熊を起して立てんとせしが禍難ありて能はず、季紂は毫も害を受けず壽を以て終へたり、故に天之れをたすくといふ、〔啓之〕啓は開なり、佐けて運を開く義なり、〔和協〕臣民を和協すること、〔蓋其先王〕先王は其の先祖の諸王を指す、功德先王をおほふ程大なりしとなり、〔十世不替〕替は廢なり十世の間は衰へざるをいふ、〔重黎之後也〕重黎は火を司る官名、此の官に居りしより、轉じて其の名に用ひしなり、顓頊(五帝の一)の

孫なり、顓頊老童を生む、老童重黎と吳回とを生む、重黎死して弟吳回つぎ、亦兄の職をつぎ重黎といふ、陸終を生む、陸終六子あり、其の季を季連といふ、半姓となる、即ち楚の祖なり、因にいふ、此の重黎は楚語に見えたる南正重北正黎の重黎とは別なり、混すべからず、〔黎爲高辛氏火正〕黎は重黎の略、重黎と吳回とを指す、高辛氏は五帝の一にて堯の父帝嚳なり、火正は火を司る官なり、〔淳耀〕淳は大なり、耀はかややかすこと、〔惇大〕惇は厚なり、〔天明地徳〕天の明なる徳と地の大なる徳となり、火ありて天の明を佐け地の萬物を育つる徳をたすく、故に天明地徳を大にかややかし厚く大にすといふ、〔光昭四海〕火ありて四海夜と雖暗黒を免るのみならず、民亦安樂の生活をなすを得、故に四海を光らし昭にすといふ、〔祝融〕祝は始なり、融は明なり、火を司り以て始めて四海を明にする義にとりて名づく、〔不章〕章は顯なり、〔虞幕〕幕は舜帝の先祖なり、時代詳ならず、帝顓頊の頃か、韋注に舜の後とあるは誤なり、〔聽協風〕和協なる風の吹く時を聽き知りて之れを詳にして民に耕作の時期を示すこと、〔成物樂生〕萬物を

成育して其をして生を樂しましむること、〔單〕盡なり、コトノクと訓む、〔平〕水土、洪水を治めて土地を平安にすること、〔品處〕其の種類に應じて其の安全の處を得ること、〔庶類〕萬物なり、〔契〕魯語上に解す、〔和合五教〕五教を以て教へ導きて民を和合さすこと、五教は父は義に母は慈に兄は友に弟は恭に子は孝なる道なり、〔棄〕后稷なり、周語上に解す、〔播殖〕種をつけそだつること、〔百穀蔬〕もろくの穀物蔬菜なり、〔其後皆爲王公侯伯〕幕、契棄の子孫なる舜、湯王、武王は王となり、禹は自身王となれり、又幕、禹契の孫は王となり、滅びて後も其の子孫は猶公侯伯の諸侯として周代に存せり、即ち陳は幕の後、杞は禹の後、宋は契の後なり、〔天地之光明〕天地の光明厚大の徳なり、〔生柔〕柔は潤なり、〔嘉材〕嘉は善なり、〔八姓〕己、董、彭、秃、妘、曹、斟、半なり、〔侯伯〕諸侯の霸なり、〔佐制物於前代〕佐制はたすけ治むること、物は事なり、天下の事功なり、前代は夏殷を指す、〔昆吳爲夏伯〕昆吾は重黎の孫陸終の第二子なり、名は樊、己姓たり、昆吾に封せらる、伯は霸なり、夏衰へ昆吾諸侯の霸となりしが、夏の桀王の時に

滅さる、昆吾は今直隸省大名府開州にあり、〔大彭豕韋爲商伯〕大彭は昆吾の弟にて名は錢、彭姓たり、大彭に封せられ、彭祖と謂ふ、豕韋は彭姓の別にて豕韋に封せられしものなり、殷の衰ふるや、二國相つぎて諸侯の霸となりしが殷の紂王の時に滅さる、大彭は今江蘇省徐州府銅山縣に、豕韋は今河南省衛輝府滑縣にあり、〔當周末有〕周の世に當りては未だ諸侯の霸者となるものあらずの意なり、〔蘇〕今河南省懷慶府内に居りし國なり、〔顧〕今山東省曹州府范縣の東南に其の故城あり、〔溫〕後の溫邑なり、周語中に解す、〔董〕今山西省絳州直隸州聞喜縣の東北に其の故址あり、〔董姓〕董姓は己姓の別なり、己姓の叔安といふもの、後に父といふものあり、龍を馴らすを以て帝舜に事ふ、姓を董と賜ひ氏を豢龍と曰ふ、之れを讓川に封す、夏の興るにあたり讓夷に封せらる、其の故城今河南省南陽府唐縣にあり、〔彭祖〕前の大彭なり、〔諸稽〕今の所在地詳ならず、〔秃姓〕彭祖の別なり、〔舟人〕楚の近邊なれども今の所在地は詳ならず、〔妘姓〕昆吾の弟求言を其の祖となす、〔鄩〕今の河南省河南府偃師縣の西南に其の故城あり、〔郟〕

周語中に解す、〔路〕前節に解す、〔偃陽〕今山東省兗州嶧縣の南に其の故城あり、〔曹姓〕妘姓の祖求言の弟安をその祖となす、〔鄒莒〕前節に解す、〔采衛〕采服衛服なり、周語上を見よ、〔斟姓〕曹姓の別なり、〔融〕祝融なり、〔半姓〕重黎の孫陸終の第六子季連を其の祖とす、〔夔越〕半姓の別國にて楚の熊繹の六世の孫熊摯の國なり、今湖北省宜昌府歸州の西南に其の故城あり、〔不足命〕猶論するに足らずといふが如し、〔蠻蠻蠻矣〕蠻蠻は前にある叔熊の居りし濮をいふ、蠻は蠻俗に従ふをいふ、〔姜〕齊侯の姓なり、〔嬴〕秦侯の姓なり、〔諸姬〕もろくの姫姓の國にて周と同姓の諸侯をいふ、〔相干〕干は與なり、アヅカルと訓む、相物與する運にあづかること、〔伯夷〕堯の臣にて祭祀の禮儀を司りし人なり、〔伯翳〕舜の臣にて山林川澤を掌りし人なり、〔議〕百物、よろづの事物を議定し宜しきかなふやうにすること、〔將〕至矣、將に諸侯の霸に至らんとすとなり、

公曰、謝西之九州何如、對曰、其民沓貪而忍、不可因也、惟謝邾

之間、其冢君侈驕、其民怠沓、其君而未及周德、若更君而周訓之、是易取也、且可長用也、

此の節は、桓公謝西の九邑は居るべきかと問ひて、史伯其の居るべからざるを説き、謝邾の間ならば君道を修めて之れに臨まば取り得べしと對へたることを記す、

公曰く、謝國の西の九邑は居るべきや、否やと、史伯對へて曰く、其の民は貪欲にして忍んで不義を行ふ、故にそこに就きて國すべからず、たゞ謝國の北邾國の南の間のみは、就きて國するに難からず、何となれば今其の間に國する大國の君は驕侈にして其の民は其の君事を怠りて己の欲を貪り未だ周室の徳に化せず、されば若し其の君を改め忠信を以て之れを教へ導かば是れを取ること容易ならん、且つ其の民不義を行ふに忍びざれば、教化の曉は善良となり、長く之れを用ふるを得べしと、

〔謝〕周の宣王の舅、申伯の國なり、申は周語中に解く、〔九州〕州は二千五百家の邑なり、〔沓貪〕沓も亦貪

なり、故に二字にて貪慾の義なり、〔忍〕忍んで不義を行ふこと〔不可〕因也〔因〕は就なり、其の地に就きて國すること、〔謝邾之間〕邾は國の名、今河南汝州直隸州にあり、謝邾の間とは謝國の北邾國の南の間の國にて前に史伯が就いて國すべしといひし饒郟などといふ、〔冢君〕冢は大なり、大君は大國の君なり、饒郟の君などを指す、〔怠〕怠其君、怠は貪なり其の君の事を怠り欲を貪ること、〔周德〕周王の德なり、〔周訓〕周は忠信なり、忠信を以て教ふる事、

公曰、周其弊乎、對曰、殆於必弊者也、大誓曰、民之所欲、天必從之、今王棄高明昭顯、而好讒慝暗昧、惡角犀豐盈、而近頑童窮固、去和而取同、夫和實生物、同則不繼、以它平它、謂之和、故能豐長而物生之、若以同裨同、盡

乃棄矣、故先王以土與金、木水火、雜以成百物、是以和五味、以調口、剛四支、以衛體、和六律、以聰耳、正七體、以役心、平八索、以成人、建九紀、以立純德、合十數、以訓百體、出千品、具萬方、計億事、材兆物、收經入、行姦極、故王者居九咳之田、收經入、以食兆民、周訓而能用之、蘇樂如一、夫如是、蘇之至也、於是乎先王聘后於異姓、求財於有方、擇臣取諫工、而講以多物、務和同也、聲一無聽、物一無文、味一無果、物

一不講、王將棄是類、而與剽同、天奪之明、欲無弊得乎、夫虢石父、讒諂巧從之人也、而立以為卿士、與剽同也、棄聘后、立內妾、好窮固也、侏儒戚施、寔御在側、近頑童也、周法不昭、而婦言是行、用讒慝也、不建立卿士、而妖試幸措、行暗昧也、是物也、不可以久、且宣王之時、有童謠曰、壓弧箕服、實亡周國、於是宣王聞之、有夫婦鬻是器者、王使執而戮之、府之小妾生女、而非王子也、懼而棄之、此人也、收以奔褒

褒人有獄、而以為入天之命之久矣、其又可為乎、訓語有之、曰、夏之衰也、褒人之神、化為二龍、以同于王庭、而言曰、余褒之二君也、夏后卜殺之、與去之、與止之、莫吉、卜請其禋而藏之、吉、乃布幣焉、而策告之、龍亡而禋在、櫝而藏之、傳郊之、及殷周、莫之發也、及厲王之末、發而觀之、禋流於庭、不可除也、王使婦人不幃而諫之、化為玄黿、以入于王府、府之童妾、未盡亂而遭之、既笄而孕、當宣王而生、不夫而育

故懼而棄之、爲弧服者、方戮在路、夫婦哀其夜號也、而取之以逸、逃於襄、襄人褒姒有獄、而以爲入于王、王遂置之、而嬖是女也、使至於爲后、而生伯服、天之生之久矣、其爲毒也大矣、將俟淫德而加之焉、毒之酋腊者、其殺也滋速、申緇西戎方強、王室方騷、將以縱欲、不亦難乎、王欲殺太子以成伯服、必求之申、申人弗畀、必伐之、若伐申、而緇與西戎會以伐周、周不守矣、緇與西戎方將德申、申呂方彊、其

隕愛太子、亦可知也、王師若在、其救之、亦必然矣、王心怒矣、虢公從矣、凡周存亡、不三稔矣、君若欲避其難、速規所矣、時至而求用、恐無及也、

此の節は桓公周は衰敗するかと問ひて、史伯其の衰敗することを説き、公に早くよき所を求めて國し後の安全をはかるべきことをすすめて、めたることを記す、桓公問うて曰く、周はそれ衰敗せんかと、史伯對へて曰く、必ず衰敗するに近きものなり、左に其の故を説かん、大誓に曰く、民の欲する所は天必ずこれに従ふと、今我王は高明の徳世に昭顯するの賢人をして、讒諂姦邪暗昧の徳ある小人を好み、角犀豊盈なる賢明の人相ある臣を惡みて、頑迷昏愚窮陋徳義を知らざるものを親近し、和調の道をすて、同欲の道を取れり、今之れを例説せん、夫れ陰陽二氣相和協すれば實にこゝに萬物を生ずるも、同氣のものゝみなれ

ば則ち生ぜず、かく他の氣を以て他の氣をと、のへ平にする之れを和協といふなり、二氣和協する故に其の氣能く豊に長じて萬物こゝに生育するなり、之れに反し同氣を以て同氣に益さば猶水を以て水に益すが如く、毫も成る所なきなり、先王は深くこの理を知る故に土と金木水火との五者を和協し合せて以て種々の器物を成せり、器物のみならず人を養ふも亦此の如し、是れを以て五味を和協して以て口を調へ、四支を強健にして以て身體を衛り、六律を和協して以て耳をさとし、七體を和協し正しくして心に使役せしめ、八索を和協し正しくして以て人を成し、九紀の道を建設して以て純正の徳を立て人に守り則らせ、十等の位を設けて以て百官の屬を訓導し、千の階位を設け萬の官屬を具へ、億の事を計り兆の物を裁成し、經の收入ををさめ、姦の數のものを通じ行はれて悖るなからしむ、故に王者は天下の田を所有し其の經の收入ををさめて以て兆民を養ひ、忠信を以て訓へ導きて能く之れを用ふ、故に民和ぎ樂むこと恰も一室に一家團欒するが如し、夫れ是の如きは和協の至極なり、是に於てか先王は后妃を異姓よ

り聘し、貨財を諸方に求め、良臣を擇び諫官を用ひ、多くの事物の是非を講明にし、和協の道を務むるなり、蓋し聲一なれば聽くべきなく、物一なれば文章なく、味一なれば甘きとなく、物一なれば是非を講明し得ざればなり、換言すれば同欲同氣相從ふの道の不可を知りたればなり、しかるに我王は是の和協の道を棄て、同欲同氣相從ふの邪道にくみせんとす、是れ天が王の聰明を奪ひて暗愚ならしめしもの、國衰敗することなからんと欲するも得べけんや、夫れかの號石父は讒諂にして君に取り入るに巧なる小人なり、而るに王は立て、以て卿士となせり、是れ同欲同氣相從ふの邪道にくみするものなり、聘迎せる后妃をすて、内妾を立つるは、是れ窮陋に陥るを好めるものなり、侏儒戚施の側に進み侍れるは、是れ頑迷昏愚のものを親近するものなり、周の先王の法行はれずして婦人の言を用ひ行ふは、是れ讒諂姦邪の人を用ふるものなり、有徳の臣を立て、卿士となさずして、妖妾を用ひ佞幸の臣を位に置くは、是暗昧の徳のものを用ひて政を行ふものなり、王や上述の五惡物を近づけ行ふ、以て久しく國をたもつべから

ざるなり、且つ宣王の時に童謠あり、曰く壓弧箕服の
もの實に周の國を亡さんと、是に於て宣王は之を聞
き、命じて之れを索む、時に夫婦の是の器をひさぐも
のあり、王執へて之れを罪せしむ、時に後宮の卑妾女
子を生めり、されど王の子にあらず、懼れて之れを路
に棄てたり、罪せられし夫婦のもの此の棄兒を拾ひ
とりて襄國に奔りて育てたり、襄君罪あり、よりて此
の女美なりしかばとりて王に進め以て罪を免れた
り、是れ即ち王の愛して后に立てし所の内妾なり、是
れによりて之れを觀れば天の我周に衰敗を命するや
久しき以前よりなり、其れ又治むべけんや、此の襄君
の納れし女の因縁は極めて深し、更に之れを詳説せ
ん、訓語の書にこれあり、曰く、夏の世の衰ふるや、襄
君の神化して二龍となり、以て王の宮庭につどひて
言ひて曰く、余は襄の二君なりと、夏の君之れを殺さ
んと、之れを去らんと、之れを止めんと、三者孰れか
吉なるかを卜ひしに、皆吉ならず、其の吐く沫を請う
て之れを藏めんと卜ひしに吉なり、乃ち玉帛を陳ね、
策書を以て龍に告げて、其の吐沫を請ひしに、龍はに
げて吐沫のみ残れり、よりて櫃に入れて之れを藏め、

歷世相傳へて之を郊祭し、殷周に及ぶまで之れを發
きしことなし、我厲王の末年に及びて、櫃を發きて之
れを觀しに、吐沫宮庭に流れて除き去る能はず、主婦
人をして幃をなさずして之れに向ひてさわざ呼ばし
む、蓋し厭ひて之れを去らしめんと欲するなり、しか
るところ吐沫は化して玄龜となりて王の後宮に入
れり、後宮の重妾の未だ齒の盡く抜けかはらざるも
の之れに遭へり、既にして此の妾笄してはらみ、宣王
の時に及びて女を生めり、蓋し玄龜の精に感したる
なり、此の妾は夫あらずして子を生みし故に、懼れ
て之れを棄てたり、此の時壓弧箕服を賣る夫婦のも
のまさに罪せられて路上にあり、夫婦のもの其の夜
棄兒のなきさけぶを哀みて之れを拾ひとり、にげて
襄の國に逃れり、女長じて美なり、襄君襄姁罪あり、
よりて此の女を王に入れ罪をゆるされんことを求む、
王遂に此の女を納れて其の罪をゆるし、是の女をか
たより愛し后妃となして皇子伯服を生むに至らしめ
たり、されば天の此の周室を害ふの妖妾を生ずるや
久しく、其の害毒たるや亦實に大なり、かく天は將に
王の淫徳の長ずるをまちて此の妖妾をおくらんとし

たるなり、而して毒の久しきものは其の人を殺すや
甚だ速なるものなれば、王の亡ぶるや亦速なり、且つ
申緇の二國と西戎とは今方に強盛に、王室は今方に
亂る、而るに王は將に以て其の欲を縦にし極めんと
す、其の存せんと亦難からずや、王太子を殺して以て
伯服を太子とせんことを欲すれば、太子は其の母の
國なる申に奔るを以て、王は必ず太子引渡しを申に
求めん、申人太子を引き渡さずば、王必ず之れを伐た
ん、王若し申を伐ちて、緇國と西戎と會して以て周を
伐たば、周は守る能はざらん、而して緇國と西戎と
は、此の時に當り將に申を助けて恩徳を施し、其の後
の報酬を求めんとするならん、こは想像なれども、實
は想像を要せず實際然かなるなり、何となれば申呂
は今まさに強盛なれば、其の太子を愛し隠して出だ
さざるは必ず知るべく、よりて王の師若し申を伐た
ば緇國と西戎と申を救はんとも亦必然るべきことな
り、しかるときは王の心怒らん、虢公も亦王に従ひて
怒らん、是に於て遂に大亂をきたし、三國共同して周
を攻めん、されば周の亡ぶるは三年を出でじ、君若し
其の難を避けんと欲せば、速に安全なる所を求めて

國せよ、騷亂の時に至りて準備を求むるも、恐らくは
間にあはざらんと、
〔弊〕衰敗なり、ヤブルと訓む、〔大誓〕書經の大誓篇な
り、〔高明昭顯〕高明の徳ありて世に昭顯する賢人な
り、〔讒慝暗昧〕讒は讒語なり、君にへつらひ良臣を讒
言すると、慝は邪なり、姦邪なり、暗昧は暗昧の徳な
り、〔角犀豐盈〕賢人の人相なり、角犀は骨の額上より
髪のはえぎはに入るに當りて隠起せること、豐盈と
は頬の肉の豐滿なること、〔頑童〕頑迷にして昏愚な
ること、〔窮固〕固は陋なり、窮陋はいやくきはまる
こと、〔去和而取同〕和は和協の道なり、同は同欲相
從ふ邪道なり、〔同則不繼〕同は同氣なり、下句以同
禪、同の同も同じ、前の同欲のかへ字なり、不繼は繼
續せざるに成らざること、〔禪〕益なり、マスと訓
む、〔盡乃棄之〕成る所なきをいふ、〔百物〕もろく
の器物なり、〔五味〕辛、甘、鹹、酸、苦の味なり、〔剛〕四
支、剛は強なり、強健なり、四支は手足なり、〔六律〕
周語下を見よ、〔聰〕さとくすること、〔七體〕七竅な
り、目、耳、鼻各二つ、口一つなり、〔平〕八索、平は正
なり、タシクスと讀む、八索は首、腹、足、股、目、口、

耳、手なり、〔九紀〕或はいふ九功〔水、火、金、木、土、穀、正徳、利用、厚生〕なり、或はいふ九祭〔天、地、三辰、祖、山、川、羣神、品物、禮〕なり、或はいふ辰、宿、日、月、春、夏、秋、冬、歳なり、或はいふ九臟〔五臟と胃と旁胱と腸と膽と〕なりと、第二説是なるにちかし、〔純徳〕純一の徳なり、〔合十數〕合は建設すると、十數は十等の位階なり、王の臣は公、公の臣は大夫、大夫の臣は士、士の臣は阜、阜の臣は輿、輿の臣は隸、隸の臣は僚、僚の臣は僕、僕の臣は臺なり、〔百體〕百官の屬なり、〔出三千品〕出は出し設くること、猶設くといふが如し、千品は千の階級なり、百官各、十級に分つ、故に千の階級となる、〔萬方〕方は道なり、官に其の道あり、故に萬官之れを萬方といふ、千品亦各、十の官屬あり、故に萬官となる、〔億事〕億の事なり多くの事をいふ、上句百千萬下句の兆經姦亦皆衆多の意味なり、〔材兆物〕材は裁なり、裁成なり、兆は億の十倍なり、〔經入〕經は京に同じ、兆の十倍なり、入は收入なり、〔行姦極〕行は通行なり、姦は經の十倍にて數の極なり、故に姦極といふ、天下あらゆるすべての物を指す、〔九畝之田〕九州の田なり、天下中をい

ふ、〔食兆民〕食は養なり、ヤシナフと訓む、兆民は天下中の民なり、〔和樂如一〕民和樂すること、一室に家族團欒する如しの意なり、〔有方〕諸方なり、〔取諫工〕工は官なり、諫官を用ふること、〔講以多物〕衆多の事物の是非を講明すること、〔和同〕此の同は合なり、和合は和協に同じ、〔聲一無聽〕聲は五聲雜りて然る後きくべし、故にいふ、〔物一無文〕物は物の色なり、物の色は五色雜りて然る後文章をなす、故にいふ、〔味一無果〕果は美なり、ウマシと訓む、味は五色合うて後に旨く食ふべし、故にいふ、〔不講〕講は比較して講明すること、〔是類〕類は和なり、和協の正道をいふ、〔劊同〕劊は專に同じ、專同は同欲同氣相從ふ邪道をいふ、〔號石父〕號君の名なり、〔巧從〕君にこびへつらひて巧にとりいること、〔棄聘后〕而立内妾、聘后は禮を以て聘迎せし后にて申后〔申伯の女〕なり、内妾は褒姒〔褒君の謝罪の爲に王に納れし女下に詳し〕を指す、〔侏儒〕一寸法師なり、〔戚施〕せむしなり、侏儒と共に技を演ぜしめて弄使するもの、〔寔〕誠なり、マコトニと訓む、〔御在〕御は侍なり、侍在は侍べりてあること、〔周法〕周の先王の法なり、

〔婦言是行〕褒姒の言を信じ用ふるを指す、〔建立立卿士〕賢人を立て、卿士に任すること、〔妖試〕妖は妖妾なり、褒姒を指す、試は用なり、モチフと訓む、〔幸措〕幸は佞幸の人なり、號石父を指す、措は置なり、位に置くをいふ、〔是物〕是の五惡物にて上述の劊同、窮固、頑童、讒慝、暗昧をいふ、〔宣王〕今王幽王の父なり、〔壓弧〕山桑にて造りたる弓なり、〔箕服〕箕は木の名、服は矢房なり、箕木にて造りたる矢房をいふ、〔聞之〕之れを聞きて索し求むること、〔是器〕壓弧箕服なり、〔戮之〕戮は罪すること、〔府之小妾〕府は後宮なり、小妾は卑しき妾なり、〔此人〕壓弧箕服をうりし夫婦ものなり、〔收〕拾ひとること、〔褒人〕褒君なり名は姁といふ、〔獄〕罪なり、〔以爲入〕壓弧箕服をうりし夫婦もの、拾ひ來りし女を王に入れて罪を許されんことを求めしをいふ、〔命此〕周に衰敗を命ずること、〔又可爲乎〕爲は治なり、〔訓語〕訓語の書なり、〔同于王庭〕共に處るを同といふ、ツドフと訓む、〔祭〕龍の吐く所の沫なり、〔布幣〕玉帛をしき陳ぬること、〔策〕策書なり竹策に願文を書くこと、〔積〕櫃なり、〔厲王〕幽王の祖父なり、〔幃〕幃に同じ、ひざをお

ほふもの、ひざかけ、〔謀〕さわぎよぶこと、〔女寵〕蜥蜴なり、〔王府〕府は後宮なり、〔既亂〕既は盡なり、コトトクと訓む、亂は齒の抜けかはること、〔笄〕笄をさすことにて十五歳をいふ、女子は十五歳になれば笄をさすなり、〔不夫而育〕育は生なり、ウムと訓む、〔弧服〕壓弧箕服なり、〔嬖〕よこしまにかたより愛すること、〔加之〕加は遺なり、オクルと訓む、之は褒姒を指す、〔會腊〕二字ともに久しき意なり、〔申縮〕共に周語中に解す、申は幽王の後の國にて、縮は其の與國なり、〔西戎〕周の西方の戎狄の總稱、大戎最もつよし、亦申に黨せり、〔騷〕擾なり、ミダルト訓む、〔求之〕申、太子殺されんとすれば其の母の國たる申に走るを以て、王は申に太子の引き渡しを求むとなり、〔弗界〕界は與なり、アタフト訓む、〔將徳〕申をたすけて之れに恩徳を加へ他日の報酬を求むとなり、〔申呂〕呂〔周語中に解す〕は申と同姓の國なり、故に申呂と連言せしなり、〔隕愛〕隕は隠すなり、〔周之存亡〕存の字は句調を整へる爲に用ひたる字にて意味なし、〔三稔〕稔は年なり、〔規〕求なり、モトムと訓む、〔求用〕用は備なり、準備なり、

公曰、若周衰、諸姬其孰興、對曰、臣聞之、武實昭文之功、文之胙盡、武其嗣乎、武王之子應韓不在、其在晉乎、距險而隣於小、若加之以德、可以大啓、

此の節は、桓公姬姓の侯にて勃興するものは誰かと問ひ、史伯其の晉國たるべきことを對ふるを記す、桓公曰く、若し周衰へばもろくの姬姓の諸國にて其れ孰れか興らんと、史伯對へて曰く、臣之れを聞く、周の武王は實に文王の功を昭にしかや、臣之れを聞く、今や文王の孫の國の福祚衰へ盡きんとす、されば武王の子孫の國其之れに嗣ぎて興り榮えんか、武王の子孫の國にては、應韓の二國は弱小にして、勃興の運に在らず、勃興するものはそれ晉國にあらんか、晉國は距守の地險にして四方小國に鄰れり、故に若し之れに加ふるに德を以てせば、以て大に土地を開き盛大にすべしと、

〔武〕武王なり、〔文〕文王なり、〔文之胙盡〕胙は祚に通ず、福なり、今や文王の子孫の國（魯衛をさす）の福祚盡きんとすの意なり、〔應韓〕應は前節に解す、韓は周語上に解す、後晉に滅ばされて邑となる、其の子孫晉に仕ふ、所謂韓氏なり、〔距〕距守の地なり、〔鄰〕於小、小は小國なり、晉の隣には虞、虢、霍、楊、韓、魏、芮の諸國あり、〔大啓〕大に土地をひらきて盛大になること、

公曰、姜嬴其孰興、對曰、夫國大而有德者近、興、秦仲齊侯、姜嬴之儁也、且大、其將興乎、

此の節は、桓公齊秦二國何れか興らんかと問ひて、史伯何れも興るべきことを對へたることを記す、桓公曰く、姜氏（齊）嬴氏（秦）の國は其れ孰れか興らんと、史伯對へて曰く、夫れ國大にして德のあるもの近く興らん、今侯秦仲齊侯は姜嬴の代々の中にも殊にすぐれたる俊傑なり、而して國亦大なり、其れ二國ともに將に興らんかと、

〔秦仲〕此の時の秦の君なり、襄公を指す、秦仲は實は襄公の祖父なるも襄公の時未だ列して諸侯とならざりしかば、襄公も亦猶祖父の稱呼を用ひたるなるべし、襄公は賢名の譽あり、後幽王犬戎に殺さるゝに及び、襄公兵を率ゐて平王を保護し王の東遷を成さしめたり、よりに王襄公を諸侯とせり、齊侯は莊公なり、事蹟傳はらざれども其の賢君なりしことは、史伯の擧げたるにて推しはからる、〔儁〕俊に同じ、俊傑なり、

公說、乃東寄、孛與、賄、虢郟受之、十邑皆有寄地、

此の節は、桓公史伯の言に従ひ東虢郟に孛賄を寄託せしことを記す、

桓公史伯の言をき、大に悦ぶ、乃ち其の言に従ひ東のかた虢郟の二國に妻子と貨賄とを寄託せり、二國之れを許諾し住地として邑を與へたり、其の他の八邑の君も亦各、土地を寄與せり、公は之れによりてそこに國するを得たり、

〔說〕悦に同じ、〔受之〕許諾すること、〔十邑〕虢郟と

前節にあげたる鄆、蔽、補、丹、依、粟、歷、華の八邑をいふ、桓公の子武公に至りて皆之れを攻め其の地を領せり、〔寄地〕寄與の地なり、

幽王八年、而桓公爲司徒、九年而王室始騷、十一年而斃、及平王末、秦晉齊楚代興、秦莊襄於是乎取周土、晉文侯於是乎定天子、齊莊僖於是乎小伯、楚蚡冒於是乎始啓濮、

此の節は史伯の豫言の中れることを記す、

史伯が桓公に語りし豫言は適中せり、幽王即位の八年に桓公司徒となり、其の九年に王室始めて亂れ十年に王は斃れたり、平王の末に及び秦晉齊楚かはるゝ興れり、即ち秦の莊公襄公は是に於て周の舊土を取り、晉の文侯は是に於て天子を新都洛邑に定め、齊の莊公僖公は是に於て小霸となり、楚の蚡冒は是に於て濮をとり、領土を開きたり、

〔騷〕擾なり、〔十一年而斃〕幽王即位の十一年太子を廢して褒姒生む所の伯服を立つ、太子其の母の國申による、申公怒り繒國及西戎を召して周を伐ち幽王を驪山の下に殺せり、〔平王〕幽王の太子即ち申公の母の生む所なり、〔秦莊襄於〕是乎取周土、〔莊公〕は周の宣王の七年に立ち幽王の四年に死せり、莊公取周土とは莊公周室に功あつしかば周之れに土地を賜ふをいふ、襄公は莊公の子なり、襄公取周土とは平王東遷するに及び襄公之れを佐く、故に周の豊鎬の地を得、始めて命せられて諸侯となれるをいふ、莊公は平王の時の人に非ざれども功を以て周の地を得し故にあげしなり、〔晉文侯於〕是乎定天子、〔文侯平王〕を迎へて新都洛邑に奉するをいふ、〔齊莊僖於〕是小伯、僖公は莊公の子なり、小伯は小霸なり、少しく諸侯の盟會を主りしことをいふ、其の事蹟は共に詳ならず、〔楚蚘冒於〕是乎始啓濮、蚘冒は前節に見えたる季紉の孫なり、濮は前節に見えし叔熊の逃れて國せし濮なり、啓濮とは濮を滅して領土を開くをいふ、
○以上一章、桓公史伯にき、て國を遷し以て周室の難を免れしこと及び史伯の豫言の中りし物語なり、

卷第十七 楚語上

楚の先祖は顓頊より出づ、顓頊稱を生み、稱卷章を生み、卷章重黎と吳回とを生む、重黎高辛氏（帝嚳）の火正となり功あり、後其子の亂を平ぐる能はざるを以て誅せられ、弟吳回其の後をうけて火正となる、吳回陸終を生む、陸終六子を生む、季を季連といふ、季連を冒す、季連附沮を生み、附沮穴熊を生む、其の後中ごろ微にして或は中國にあり或は蠻夷にありて世次詳ならず、周の文王の時鬻熊といふものあり、鬻熊の子文王に事ふ、早く死す、其の子を熊麗といふ、熊麗熊狂を生む、熊狂熊繹を生む、繹先世功勞あるを以ての故に、成王の時楚蠻に封せらる、實に楚國の祖となす、其れより六代熊渠に至る、時は周の夷王の時に當り王室衰へ諸侯朝せず相攻伐す、熊渠よりて江漢の間の民を和して其の信賴を得、

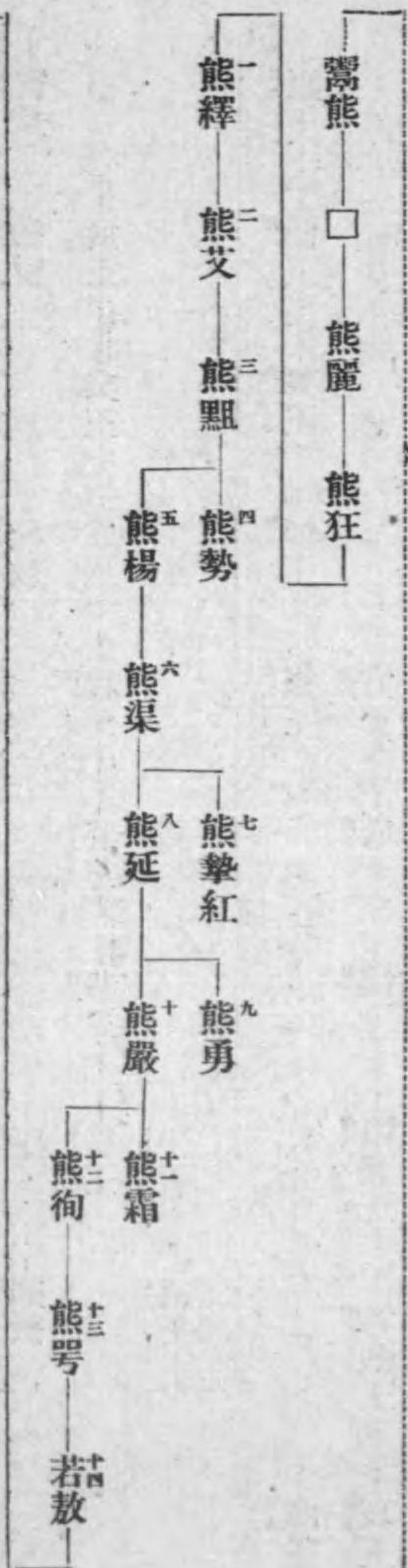
王と稱せしが周の厲王の時に至り、王に伐たるを懼れて王號を去れり、十六代蚘冒に至り濮を亡ぼして領土を開き漸く盛運に向へり、十七代熊通に至り復王と稱してより歴代之れを襲へり、二十代成王に至り賢明の資を以て晉齊の諸侯と中原に追逐し勢力大に張れり、孫莊王雄邁にして大志あり、祖父の志をつぎ大に國勢を振張し、遂に南方諸侯の霸となれり、子恭王能く其の志をつぎ國勢をおとさしりしが、其れより

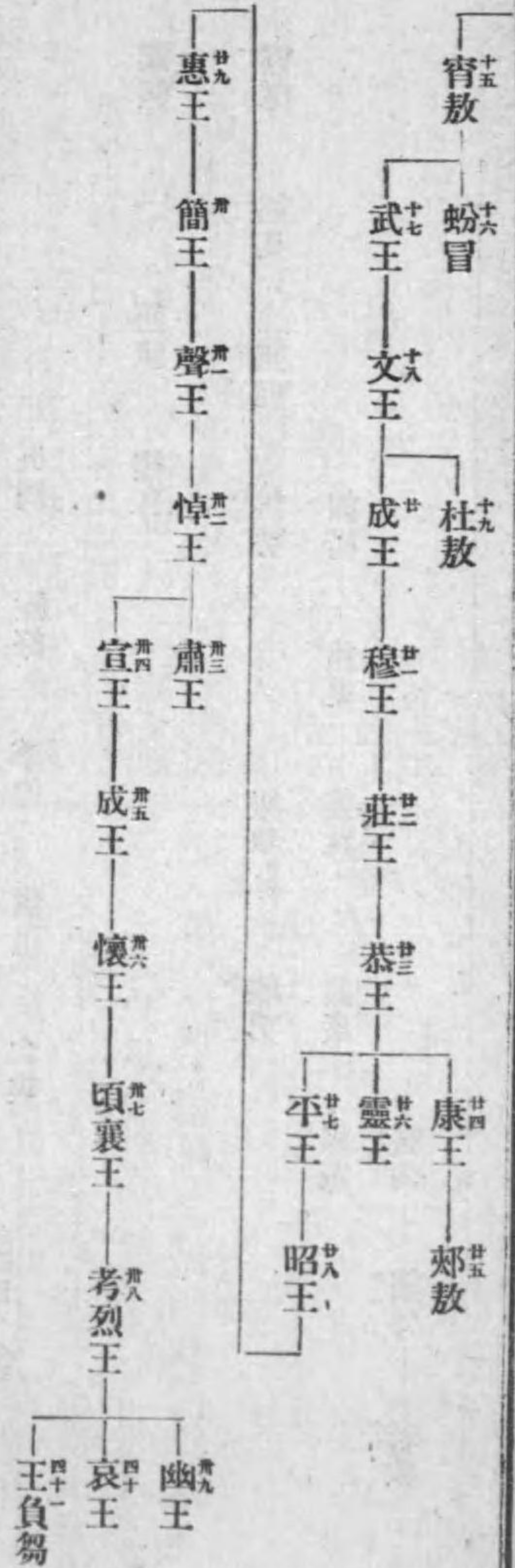
後は内訌相つぎて記すべきなし、二十八代昭王に至り稍、國を盛にせり、其れより戰國時代に至り、大國を以て南方に蟠據し、一方の雄を稱すれども強秦を抑へて霸をとなふるに至らず、三十六代懷王に至りて讒小を信じて忠臣を疎んじ、秦の爲に敗北削地の難をうけ身亦秦に囚はれて死せしより、國勢陵遲して振はず、遂に四十一代王負芻に至りて秦に滅さる、熊繹國を享けてより八百餘年なり、

帝顓頊 稱 卷章 重黎

吳回 陸終 季連 附沮 穴熊

此間世次不明





本編は莊、恭、康、靈、昭五王間の物語にて凡て九章あり、

莊王使士亶傅太子蒧辭曰臣不材無能益焉王曰賴子之善善之也對曰夫善在太子太子欲善善人將至若不欲善善則不用故堯有丹朱舜有商均啓有五觀湯有大甲文王有管蔡

是五王者皆元德也而有姦子夫豈不欲其善不能故也若民煩可教訓蠻夷戎翟其不賓也久矣中國所不能用也

此の節は莊王士亶を太子の傅とせんとし、士亶不材を以て辭し、教は師傅によらず太子の心掛にあることを説けることを記す、

莊王士亶をして太子蒧に傅たらしむ、士亶辭して曰く、臣は不才なり、能く太子の智徳をますことなし

と、王曰く、否子の善良なるを恃みて太子を託し、之れを善良にせんと欲するなり、辭する勿れと、士亶對へて曰く、夫れ善良になるは太子の心掛にあり、太子善良を欲せば善人將に至りて用ひられんとし、之れに反して若し善良を欲せざれば善人則ち至りて用ひられず、其の例多し、帝堯に丹朱あり、舜帝に商均あり、啓王に五觀あり、湯王に大甲あり、文王に管叔蔡叔あり、是の五王は皆善良の徳あり、而るに是れ等姦邪の子あり、夫れ五王は豈其の子の善良なるを欲せざらんや、欲すること甚しと雖其の子善良を欲せざるが故に之れを善良にする能はざるなり、民に於ても亦此の如し、若しやかましく教訓して善良ならしむるを得可くば、蠻夷戎狄も亦教へて善良にするを得べし、されど蠻夷戎狄の服せざると久しく、中國の之れを用ふる能はざる所のものは、亦其の自ら善良を欲せざる故なり、此れ等の例によりても太子の善良は太子の心掛にありて師傅の如何ともなす能はざることを知るべしと、

〔莊王〕名は侶、英邁にして南方諸侯の霸となる、在位二十三年にして卒す、〔士亶〕楚の大夫なり、〔太子蒧〕

即位して共王といふ、〔堯有丹朱〕丹は封地の名、朱は其の名なり、朱の不肖の子なりしことは史子に明記すれども、其の事蹟は詳ならず、〔舜有商均〕商は封地の名、均は其の名なり、均の不肖の子なりしと亦史子に明記すれども其の事蹟は明ならず、〔啓有五觀〕啓は夏の啓王〔禹王の子〕なり、五觀に就きては或は兄弟五人の總稱といひ、或は末子の名なりといひて、諸説紛紜たれども、後説可なるに近きか、竹書紀年に帝啓十一年、放王子武觀于西河、十五年武觀以西河一畔、彭伯壽帥師征西河、武觀來歸、註に武觀即五觀也とあり、〔湯有大甲〕大甲は湯王の孫にて大丁〔湯王の子〕の子なり、大丁天死せしを以て王の後をうく、されど湯王の法に従はざりしかば相伊尹之れを桐に放ちたり、しかし後改心したるを以て伊尹復之れを帝位に復へせり、〔文王有管蔡〕管は封地の名、名は鮮、字は叔、武王の弟周公の兄なり、蔡は封地の名、名は度、字は叔、武王周公の弟なり、一説に武王の弟周公の兄と武王殷を滅し叔鮮を管に叔度を蔡に封じ、殷の紂王の子武庚祿父を相けて殷の遺民を治めしむ、武王崩じ成王年少く周公攝王と

なりて政を專にするや、管蔡の二人之れを疑ひ乃ち武庚を挾みて亂を作す、周公王命を承け伐ちて武庚を誅し、叔鮮を殺し、叔度を捕へて之れを放てり、「元德」元は善なり、「煩」やかましくの意なり、「賓」服なり服従すること、

王卒使傅之、問於申叔時、叔時曰、教之春秋、而爲之聳善、而抑惡、以戒勸其心、教之世、而爲之昭明德、而廢幽昏焉、以休懼其動、教之詩、而爲之道、廣顯德、以耀明其志、教之禮、使知上下之則、教之樂、以疏其穢、而鎮其浮、教之令、使訪物官、教之語、使明其德、而知先王之務、用明德於民也、教之故志、使知廢興者、而

戒懼焉、教之訓典、使知族類、行比義焉、若是不從、動而不悛、則文詠物、以行之、求賢良、以翼之、悛而不攝、則身勤之、多訓典、刑以納之、務慎惇篤、以固之、攝而不徹、則明施舍、以道之、忠明久長、以道之、信明度量、以道之、義明等級、以道之、禮明恭儉、以道之、孝明敬戒、以道之、事明慈愛、以道之、仁明昭利、以道之、文明除害、以道之、武明精意、以道之、罰明正德、以道之、賞明齊肅、以耀之、臨若是、而不濟、不可爲

也、且夫誦詩、以輔相之、威儀以先後之、體貌以左右之、明行以宣翼之、制節義以動行之、恭敬以臨監之、勤勉以勸之、孝順以納之、忠信以發之、德音以揚之、教備而不從者、非人也、其可興乎、夫子踐位、則退、自退則敬、不則赧、

此の節は莊王士亶を太子の師傅とし、士亶申叔時に教導の法を問ひ、叔時之れを詳説することを記す、王卒に士亶をして太子に師傅たらしむ、士亶乃ち教導の法を申叔時に問ふ、叔時曰く、之に諸國の歴史を教へて、之れが爲に古の君の善迹を奨め揚げて、古の君の悪行を抑へ斥け、以て其の心をして戒懼し勸勉せしめ、之れに先王の世系を教へて、之れが爲に明德の君を顯し揚げ、闇昧の徳の君を廢斥し、以て其の行

をして明德に従ふを嘉みし闇昧の徳に従ふを懼れしめ、之れに詩を教へて、之れが爲に、善徳を導き廣め、以て其の志を啓發し、之れに禮を教へて、上下の法則を知らしめ、之れに音樂を教へて、其の邪穢の氣を洗滌して、其の浮薄の心を鎮壓し、之れに先王の法令を教へて、執事の官に問ひて實地に驗せしめ、之れに治國の善語を教へて、其の徳を明にし、先王の務を知りて、其の明にしたる徳を民に用ひることを知らしめ、之れに故志を教へて、國家の廢興する所以を知りて、戒懼せしめ、之れに訓典を教へて、萬事の條理を知り義に親みて事を行はしめよ、是の如くにして太子教に從はず、行ひて舊習を改めざるときは、則ち詩を諷誦して、以て之れを輔け、賢良の友を求めて、以て之れを翼けよ、是の如くにして太子改悛する所あるも、而も心固からざるときは、則ち師傅自ら勤勉躬行して、之れを率ゐ、多く法則を訓へて、之れを其の心に納れ、務めて心を篤くすることを慎みて示し、以て太子の心を固くせよ、是くして太子の心固くなるも、而も事情に通ぜざるときは、則ち施し惠む道を明にして、以て之れを惠愛に導き、久長の徳を明にして、以て之れ

を信に導き、經國の制度を明にして以て之れを義に導き、貴賤の等級を明にして之れを禮に導き、恭儉の道を明にして以て之れを孝に導き、敬戒の道を明にして之れを事功に導き、慈愛の道を明にして之れを仁惠に導き、人を利するの道を明にして以て之れを文に導き、暴害を除くの道を明にして之れを武に導き、精誠の意思を以て之れを斷するに情を以てする道を明にして以て之れを處罰の法に導き、正徳偏愛なきの道を明にして之れを行賞の法に導き、齊莊肅敬の道を明にして之れを民に臨む法に導くべし、是の如くにして成らざるは、所謂不材にして到底導き治むべからざるものなり、且つ夫れ日々詩を誦して以て之れを輔け、威儀を慎みて以て之れを導き輔け、體貌を恭くして以て之れを導き輔け、善行を明にして以て之れを導き輔け、節義を治め行ひて以て之れを感動し奮行さし、恭敬の態度を以て之れに臨みて監督し、勤勉の行を示して以て之れを獎勵し、孝順の教を以て之れを其の心に納れ、己が言行を忠信にして以て之れを感發し、古人の德音を稱して以て之れを獎勵す、かく教導の道備りて從はざるものは是れ

人に非ず、其れ再び鼓舞して興起せしむべけんや、而して太子君位を踐むときは、則ち辭職して官を退けよ、自ら辭職して退けば則ち敬せらるゝも、然らざるときは則ち憂懼ありと、

〔問〕於申叔時、士亶が申叔時に教導の法を問ふなり、申叔時は楚の賢大夫なり、〔春秋〕歴史なり、諸國の歴史を指す、〔聳〕善而抑、惡〔聳〕善は獎なり、ス、ムと訓む、古の君の善き事迹を獎め揚げて古の君の惡しき行迹を抑へ斥くること、〔其心〕其は太子を指す、以下其動、其志、其穢、其浮、其德の其の字皆同じ、〔教〕之世、世は世系なり、先王の系譜を指す、〔昭〕明德、昭は顯なり、明德は明德の君なり、明德の君即ち堯舜禹湯文武周公等を顯し稱揚すること、〔廢〕幽昏、幽は闇なり、昏は昧なり、闇昧は闇昧の君なり、闇幽の德ある君即ち桀紂幽厲等を廢斥すること、〔休〕懼其動、休は嘉みすこと、動は行なり、明德の君に従ふを嘉みし闇昧の德の君に従ふを懼れて其の行を慎み戒めさすこと、〔道廣〕道は導なり導きて廣大にすること、〔顯德〕善徳なり、〔耀明〕猶啓發といふが如し、〔疏〕其穢、疏は滌なり、其の邪穢の氣を洗滌すること

と、〔鎮〕其浮、其の浮薄の心を鎮壓して出さぬやうにすること、〔令〕法令なり、〔訪〕物官、訪は問なり、物は事なり、事官とは執事の官をいふ、執事の官に問ひて法令を實地に驗すること、〔語〕治國の善語なり、政事上の金言の如きもの、〔故志〕前世の成敗を記す所の書なり、〔訓典〕先王の訓典にて尙書の堯典の如きを指す、〔族類〕萬事の條理なり、〔行〕比義、比は親なり、義に親しみて行ふこと、〔動而不〕動は行ふこと、悛は改なり、〔文詠〕物以行、之、文詞にて事物を詠じて之れを感動さすこと、詩を諷誦して輔け導くをいふ、〔賢良〕賢良の友を指す、〔翼〕輔なり、〔攝〕固なり、カタシと訓む、〔身勤〕之、身は師傅の身を指す、勤、之は勤勉躬行して率ゐること、〔典刑〕法則なり、〔惇篤〕二字共にあつくすること、心をあつくすることとを指す、〔徹〕通なり事情に通すること、〔施舍〕施し惠む道なり、〔道〕之、忠、道は導なり、以下同じ、忠は惠愛なり、〔久長〕久長の徳なり、心身家國を長久ならしむる善徳なり、〔度量〕經國の制度なり、〔等級〕貴賤の等級なり、〔恭儉〕うや／＼しくつゝまやかなること、〔事〕事功なり、事功は敬戒を以て成る、故にいふ、

〔昭利〕昭は明なり、明利とは人及物を益する大利をいふ、〔文〕文明の徳なり、物を利するは害を除く武勇の徳に比すれば公明なり、故にいふ、〔除害〕害亂を除く道なり、〔精意〕精誠の意思を以て之を斷するに情を以てすること、〔罰〕處罰の法なり、〔正徳〕偏愛なき公正の徳なり、〔賞〕行賞の法なり、〔齊肅〕齊莊嚴肅なり、〔耀〕之、臨、耀は明なり、明に導く意なり、臨は民に臨む法なり、〔濟〕成なり、〔不可〕爲也、爲は治なり、〔威儀〕動作に就ていふ、〔先後〕前後より輔け導くと、〔體貌〕目口手頭の容に就ていふ、〔左右〕左右より輔け導くこと、〔明〕行は善行なり、〔宣翼〕宣は猶導の如し、導きたすること、〔制〕節義、制は治なり、節義を治め行ふこと、〔動行〕感動して奮ひ行はすこと、〔發〕之、發は感發なり、〔德音〕古人の德音なり、〔揚〕之、揚は獎勵なり、〔興〕作なり、鼓舞して起すこと、〔夫子〕太子を指していふ、〔報〕憂懼なり、

○以上第一章、莊王士亶を擇びて太子の師傅となし、士亶其の責任を自覺し用意の周到なりし物語なり、

恭王有疾、召大夫曰、不穀不徳

失先君之業、覆楚國之師、不穀之臯也、若得保其首領、以沒唯是春秋、所以從先君者、請爲靈若厲、大夫許諾、王卒及葬、子囊議諡、大夫曰、君王有命矣、子囊曰、不可、夫事君者、先其善、不從其過、赫赫楚國、而君臨之、撫征南海、訓及諸夏、其寵大矣、有是寵也、而知其過、可不謂恭乎、若先君善、則請爲恭、大夫從之、

諡を議す、諸大夫曰く、君王遺命ありて從ひて可なりと、子囊曰く不可なり、夫れ君に事ふる者は、先づ君の善事を擧げて稱することを爲せども、君の過を擧げて稱するには從はずと、王は我赫々たる楚國にありて之れに君臨し、南海の地を征して撫安し、教令諸夏の國にまで及びたり、其の光榮大なりといふべし、王は是の光榮ありて而も自ら其の過失を知る、恭敬といはざるべけんや、若し君の善事を先づ擧げて稱する臣たるもの、義に從ふとせば、則ち請ふ諡して恭王と爲さんと、諸大夫其の理に服し之れに從へり、〔恭王〕莊王の太子にて名は誠といふ、よく父王の業をつげり、〔不穀〕諸侯の謙稱なり、〔業〕霸業をさす、〔覆〕楚國の師を覆は敗なり、ヤブルと訓む、楚國の師をやぶるとは鄢陵の戰（晉語六を見よ）に晉に破らるるをいふ、〔臯〕罪なり、〔保首領〕以沒戰死又は弑逆にあはず、首領を保ちて死すること、無事に死するをいふ、〔春秋所〕以從先君者、春秋の祭に於て先君に從ひて祭祀をうくるべきの名諡にはの意なり、〔靈〕諡法に亂れて損せざるを靈と曰ふとあり、〔厲〕諡法に不幸を殺戮するを厲と曰ふとあり、〔及葬〕葬に及

びて諡をおくる禮なり、〔子囊〕恭王の弟にて、名は貞、子囊は字なり、時に楚の執政たり、〔其善〕其は君を指す、其過の其も同じ、〔撫征〕征伐して撫安すること、〔訓及諸夏〕訓は教令なり、楚王より恭王に至るまで諸侯の盟主たりし地位にあり、故に及諸夏といふ、〔寵〕光榮なり、〔恭〕諡法に既に過ちて能く改むるを恭と曰ふとあり、

○以上第二章、恭王不徳を耻ぢ遺命して靈若くは厲と諡せよといへるを、王卒後執政子囊改めて恭と諡せる物語なり、

屈到嗜芰、有疾、召其宗老而屬之、曰、祭我必以芰、及祥、宗老將薦芰、屈建命去之、宗老曰、夫子屬之、子木曰、不然、夫子承楚國之政、其法刑在民心、而藏在王府、上之可以比先王、下之可以

訓後世、雖微楚國、諸侯莫不譽其祭典、有之曰、國君有牛享、大夫有羊饋、士有豚犬之奠、庶人有魚炙之薦、籩豆脯醢、則上下共之、不羞珍異、不陳庶侈、夫子不以其私欲干國之典、遂不用屈到芰を嗜む、疾めるとき其の宗老を召し、之に囑して曰く、我を祭る時には必ず芰を供へよと、到死し、大祥の祭に及び、宗老其の遺命に本づき、將に芰をすすめんとす、屈建命じて之れを去らしむ、宗老曰く夫子之れを供ふることを遺囑せりと、屈建曰く、然らず、我夫子楚國の政をうけて之れを統ぶること久し、其の施せる所の法刑は深く民心に刻みて忘れず、其の成文は藏めて王室の府庫にあり、其の公明なる上にしては先王の法刑に比すべく、下にしては以後世に教ふべし、故に楚國にて稱譽するは勿論、諸侯にても亦皆稱譽せざるなし、其の祭法にこれあり、曰

く、祭祀の禮、國君は牛享あり、大夫は羊饋あり、士は豚犬の供あり、庶人は魚炙の供あり、籩脯と豆醢とは則ち上下之れを共に供ふ、此の外に敢て珍異の物をすゝめず、もろくの多くの品を陳ねずと、若し芘をすゝめば此れ國の祭法を犯すものなり、夫子は其の私欲を充さんが爲に國の法を犯さざりきと、遂に芘を用ひず、

〔屈到〕楚の卿にて字は子夕といふ、國政をとれり、〔芘〕ひしなり、其の外皮の四角又は三角なるもの、稱、〔宗老〕卿大夫の臣を老といふ、宗老は祭祀を掌る臣なり、〔屬〕屬に同じ、たのむこと、〔祥〕大祥なり、二周忌をいふ、〔屈建〕到の子にて字は子木といふ、國政をとる、〔子木〕屈建の字なり、〔夫子〕屈到を指す、〔在民心〕民心に刻みて忘れざること、〔王府〕王の府庫なり、〔比先王〕先王の法刑に比すること、〔雖微〕楚國に微は無なり、ナシと訓む、一句の意は楚國にて稱譽するは勿論となり、〔祭典〕祭法なり、祭祀の法典なり、〔牛享〕大牢なり、牛羊豚をいふ、三者の中牛は其の主なるものなるを以てあげて二者を括せしなり、〔羊饋〕少牢なり、羊豚をいふ、亦羊の主たるを以

てあげて豚を括せしなり、饋は享に同じく供物なり、〔豚犬之奠〕犬は豕犬にて食用の犬なり、奠は供物なり、〔魚炙〕魚のあぶりたるもの、〔籩豆脯醢〕籩に盛る脯と豆に盛る醢となり、籩豆は國語中に解す、脯はほじし、醢はししびしは、〔庶侈〕侈は多なり、もろくの多きものをいふ、〔干國之典〕干は犯なり、典は法なり、

○以上第三章、屈到芘を嗜むを以て遺命して己を祭るときに之を供へしむ、子屈建禮を守りて之れに従はず、以て父の美を傷つけざりし物語なり、

湫舉娶申公子牟、子牟有臯而亡、康王以湫舉爲遣之、湫舉奔鄭、將遂奔晉、蔡聲子將如晉、遇之於鄭郊、饗之以璧、侑曰子尙良食、二先子其皆相子、尙能事晉君、以爲諸侯主、辭曰非所願也、若得歸骨於楚、死且不朽、聲

子曰、子尙良食、吾歸子、湫舉降三拜、納其乘馬、聲子受之、

此の節は、蔡の聲子湫舉が楚を亡げて猶楚を思ふ忠心に感じ、楚に歸るを得るやう周旋せんと約せることを記す、

大夫湫舉申公子牟の女を娶りて妻となす、子牟罪ありて逃亡す、康王湫舉が之れを逃せしと爲し、將に罪せんとす、湫舉おそれて鄭に奔り、將に遂に晉に奔らんとす、蔡の聲子將に晉にゆかんとして之れに鄭の郊にて遇へり、聲子之れを饗し、璧を以て食をすゝめて曰く、子は庶幾くは強ひて食へ、二先子の靈は其れ皆子を保護せり、子は庶幾くは能く晉君に事へて以て諸侯の盟主となせよと、湫舉辭して曰く、こは我願ふ所に非るなり、我若し楚に歸るを得ば、死すともまさに悔いざらんとすと、聲子其の忠誠に感じて曰く、子庶幾くは強ひて食へ、吾盡力して子を楚にかへるやうにせんと、湫舉其の好誼に感じ降りて三拜し其の四馬を贈れり、聲子之れを受けたり、

なり、湫邑を食むを以て湫舉といふ、楚の大夫なり、〔申公子牟〕楚の公子にて申に食むを以て申公といふ、〔康王〕恭王の子にて名は昭といふ、〔將遂奔晉〕鄭は國小にして楚に近し、故に國大にして楚に遠き晉に奔らんとしたるなり、〔聲子〕蔡侯の公孫にて、名は歸生、字は子家、聲子は諡なり、〔郊〕都の四方百里の間の稱なり、〔以璧侑〕璧玉(魯語上に解す)を以て食をすゝむると、優遇の禮なり、〔尙良食〕良は猶強のネガハクハと訓む、尙字と同じ、〔良食〕良は猶強の如し、強食はしひて食への意なり、〔二先子〕湫舉の父伍參と聲子の父子朝とをいふ、伍參と子朝と交相親善なりしを以て、其靈必ず子の身を保護すべしといひしなり、〔諸侯主〕主は盟主なり、〔得歸骨於楚〕死且不朽(骨といふ故に朽の字を用ふ、一句の意は、楚に歸るを得ば死すともまさに悔いざらんとすといふが如し、〔納其乘馬〕納は猶贈るといふが如し、馬四匹を乗といふ、〔聲子受之〕聲子が之れを受けて辭せざるは其の約を果たすことを誓へる意を示せるなり、

還見令尹子木、子木與之語曰、

子雖兄弟於晉然蔡吾甥也二國孰賢對曰晉卿不若楚其大夫則賢其大夫皆卿才也若杞梓皮革焉楚實遺之雖楚有材不能用也子木曰彼有公族甥舅若之何其遺之材也對曰昔令尹子元之難或譖王孫啓於成王王弗是王孫啓奔晉晉人用之及城濮之役晉將遁矣王孫啓與於軍事謂先軫曰是師也唯子玉欲之與王心違故唯東宮與西廣實來諸侯之從者畔者半矣若敖氏離矣楚師必

敗何故去之先軫從之大敗楚師則王孫啓之爲也昔莊王方弱申公子儀父爲師王子燮爲傅使師崇子孔帥師以伐舒燮及儀父施二帥而分其室師還至則以王如廬廬戢黎殺二子而復王或譖析公臣於王王弗是析公奔晉晉人用之實讒敗楚使不規東夏則析公之爲也昔離子之父兄譖離子於恭王王弗是離子奔晉晉人用之及鄢之役晉將遁矣離子與於軍事謂欒書曰楚師可料也在中

軍王族而已若易中下楚必歌之若合而函吾中吾上下必敗其左右則三萃以攻其王族必大敗之欒書從之大敗楚師王親面傷則離子之爲也昔陳公子夏爲御叔娶鄭穆公生子南子南之母亂陳而亡之使子南戮於諸侯莊王既以夏氏之室賜申公巫臣則又畀之子反卒於襄老襄老獲於邲二子爭之未有成恭王使巫臣聘於齊以夏姬行遂奔晉晉人用之實通吳晉使其子狐庸爲行人於吳

而教之射御道之伐楚至於今爲患則申公巫臣之爲也今湫舉取於王子牟子牟得臯而亡執政弗是謂湫舉曰女實遣之彼懼而奔鄭緬然引領南望曰庶幾赦吾臯又弗圖也乃遂奔晉晉人又用之矣彼若謀楚其亦必有豐敗也哉子木愀然曰夫子何如召之其來乎對曰亡人得生又何不來爲子木曰不來則若之何對曰夫子不居矣春秋相事以還軫於諸侯若資東陽之盜使殺之其可乎不然

不來矣、子木曰、不可、我爲楚卿、而賂盜以賊一夫於晉、非義也、子爲我召之、吾倍其室、乃使湫鳴召其父而復之、

此の節は聲子楚にゆきて子木と談じて之れを諷し、子木をして懼れて湫舉を呼びかへし優遇せしめしことを記す、

聲子晉より還りて楚にゆき、執政子木を見る、子木之れと語りて曰く、子の國は晉國と兄弟の國なりと雖、然も我楚よりいへば蔡は甥の國なり、さて晉と楚との二國は孰れかまされるかと、聲子對へて曰く、晉の卿は楚の卿にしかざれども、其の大夫は楚の大夫よりまされり、其の大夫は皆卿の才なり、而も此の大夫や、杞梓皮革の産物を楚より晉に供給するが如く、實に楚より遣りたるものなり、楚には有才の大夫ありと雖之れを用ふるに能はざるなりと、子木曰く、彼れ晉には公族甥舅の臣下あり、濟々多士と稱す、之れを如何ぞそれ吾楚より有才の臣を遣ることあらんや

と、聲子曰く、否、子の見る所は誤れり、左に之を條說せん、昔し執政子元の難ありしときに、或る人子元の子王孫啓を父と同罪なりとて成王に讒せり、成王是非を正さず、之れを罪せんとせしかば、王孫啓は晉に奔れり、晉人之れを用ひて大夫とせり、後晉楚城濮に戰ふの役に及びて、晉楚をおそれて將に通れんとす、時に王孫啓晉の軍事に參與せり、軍帥先軫に謂ひて曰く、是の度の楚軍や唯執政子玉のみ晉と戰はんとを欲し王の心と違へり、故に唯東宮西廣の二軍のみ實に従ひて來れり、且つ諸侯の子玉に従ふものと畔くものと相半せり、加之子玉と同族たる若敖氏の人人も子玉と離れて戰ふを欲せず、故に之れを伐たば楚の師必ず敗れん、何の故に之れを避け去らんと、先軫之れに従ひ、大に楚軍を敗りしは則ち王孫啓の行為なり、是れ其の一例なり、昔し莊王まさに幼弱なりしとき、申公子儀父其の師たり、王子燮其の傅たり、時に王師崇子孔の二夫をして、師をひきゐて以て舒を伐たしむ、燮と儀父との二子ひそかにはかりて罪を崇孔の二將に施して之れを殺し、其の家財を分たんとせり、二將舒を伐ちて都に還り至れば、則ち二子

は己が謀の發覺をおそれ王をつれて廬邑にゆき徐に謀を成さんとせり、廬邑の大夫戡黎之れを知り二子を殺して王を都にかへせり、時に或人析公臣二子の謀にあづかれりと王に讒せり、王是非を正さず之れを罪せんとす、析公臣おそれて晉に奔れり、晉人之れを用ひて大夫とせり、繞角の役に、實に楚を晉に讒して楚軍を敗り楚をして東夏の諸國を有つことを得ざらしめしは、則ち析公臣の行為なり、是れ其の二例なり、昔し大夫離子の父兄離子を恭王に讒せり、王是非を正さず、之れを罪せんとす、離子おそれて晉に奔れり、晉人之れを用ひて大夫とせり、後晉楚鄆陵に戰ふの役に及びて、晉軍將に通れんとす時に離子晉の軍事に參與せり、軍帥欒書に謂ひて曰く、楚の軍の模様は料り知るを得べし、其の精銳は中軍の王族の帥ある兵にあるのみ、故に若し吾中軍の上軍と下軍とを取り易へ、下軍を以て上軍となし、上軍の精銳を以て下軍となし、弱きを示すときは、楚は必ず勝をむさぼり、中軍なる王族の銳を以て當るべし、されば若し合戦して彼が吾中軍に攻め入りたるるとき、吾上下の二軍は必ず楚の左右の軍を敗らん、しかる後上下

の二軍は中軍と合して三面より楚の王族の軍を夾撃せば必ず大に之れを敗らんと、欒書之れに従ひ、大に楚軍を敗り、王親ら面に傷つくの不幸にあひしは、則ち離子の行為なり、是れ其の三例なり、昔し陳の公子夏、其の子御叔の爲に鄭の穆公の女夏姫を娶り子南を生めり、夏姫陳を亂して之れを亡ぼし、子南をして諸侯に誅戮せられしめたり、我莊王既に陳を亡し、夏姫を以て申公巫臣に賜はんとし、又之れを子反に與へんとして決せず、終に襄老に與ふ、襄老鄭の役に晉軍に獲られて死するや、巫臣子反の二子は夏姫を得んとして争ひ未だ定まらず、時に恭王巫臣をして齊に聘せしむ、巫臣夏姫を連れて去り遂に晉に奔れり、晉人之れを用ひて大夫となせり、巫臣是に於て吳を晉に通じ、其の子狐庸をして吳に仕へて行人たらしめ、又自ら吳王に射御を教へ、吳王に楚を伐つことを導きたり、是れより今に至るまで吳が楚の患を爲すは則ち巫臣の行為なり、是れ其の四例なり、今湫舉王子牟の女を娶る、子牟罪を得て逃亡す、執政その是非を正さずして湫舉に謂ひて曰く、汝實に子牟を逃しやりたりと、將に之を罪せんとす、湫舉おそれて鄭に

奔り、緬然としてくびすをのばし南望して曰く、庶幾くは楚は吾罪を赦さんとをと、しかるに執政は其の罪をゆるすとはからざるなり、湫舉是に於て遂に晋に奔れり、晋人又之れを用ひて大夫とせり、彼若し晋の爲に楚を破ることを謀らば、楚は其れ亦必大敗をうくることあるかなと、子木き、終り愀然として愁へて曰く、夫子は如何に思はるゝや、之れを呼び返へせば其れ歸り來らんかと、聲子對へて曰く、亡人は生くることを得ば、又何ぞ歸り來らざることを爲さん、必ず歸り來るべしと、子木曰く、若し歸り來らざるときは則ち之れを如何せんと、聲子對へて曰く、夫子は晋の虞あるを以て寧居するを得じ、春秋に聘問の事を相けて諸侯の間を巡歴する時、若し東陽の盜賊に賂ひて之をして湫舉を誘ひ殺さしむれば、其れ可ならんか、然らずんば夫子彼れを歸り來さすの道を講ぜずんばあるべからず、此の二策夫子之れを擇べと、子木曰く、前策は不可なり、我楚の卿となりて盜に賂ひて一大夫を晋に賊ふは義に非ざるなり、子我が爲に湫舉を呼び歸しくれよ、吾其の祿爵をまして優遇せんと、聲子乃ち湫鳴をして其の父湫舉を晋

より呼び歸へさしめたり、子木乃ち湫舉の祿爵を舊に復せり、
〔還〕聲子が晋より還り、又楚にゆくこと、〔令尹子木〕令尹は官名、執政なり、子木は前に出づ、屈建の字なり、〔兄弟於晋〕蔡晋二國は周より出で同姓なり、故に兄弟といふ、〔蔡吾甥也〕蔡の靈侯の夫人は楚王の女なり、故に甥といひしなり、〔杞〕この木なり、〔皮革〕犀兕の皮革を指す、〔公族〕諸侯の同姓一族をいふ、〔甥舅〕諸侯の卿大夫にて異姓のものを指していふ稱、〔令尹子元之難〕子元は楚の武王の子文王の弟にて、名は善、子元は其の字なり、文王の夫人を惑し誑かさんと欲し、遂に王宮に處る、大夫鬬班其の姦を知り之れを欲せり、〔譖〕讒なり、ソシルと訓む、〔王孫啓〕子元の子なり、〔弗〕是は是は是と通ず、正なり、タダと訓む、〔城濮之役〕晋語四を見よ、〔先軫〕晋の軍帥なり、〔子玉欲之與王心違〕子玉は楚の令尹成得臣の字なり、城濮の役子玉晋と戦はんとし成王之れを欲せず、故に王の心と違ふをいふ、晋語四を見よ、〔東宮〕西廣二東宮は東宮(太子)に屬する兵團の名なり、西廣亦軍の名なり、楚に左右二廣軍あり、猶左

右翼軍の如し、西廣は左廣軍なり、〔若敖氏〕子玉の同族なり、〔王孫啓之爲也〕爲は行爲なり、〔方弱〕弱は幼弱なり、二十歳未滿をいふ、〔申公子儀父〕姓は鬬、名は克、字は子儀父(單に子儀ともいふ)なり、申邑を食むを以て申公といふ、大夫なり、〔王子燮〕楚の公子なり、故に王子といふ、名は燮なり、〔師崇〕楚の大夫潘崇なり、太師たるを以て師崇といふ、〔子孔〕楚の令尹成嘉の字なり、〔舒〕小國の名、今の安徽省廬州府舒城廬江二縣の境にあり、〔施〕二帥は罪を施すこと、二帥は師崇子孔の二將なり、初め子儀父秦に囚はる、秦後歸へして和睦を求めしむ、儀父周旋して和睦成立すと雖志を得ず、王子燮亦令尹の官を求むれども得ず、故に二人相謀りて二將を陥れ志を得んと欲するなり、〔其室〕室は家財なり、〔師還至則以王如廬〕師は二將の軍なり、廬は邑の名にて、今湖北省襄陽府南漳縣の東五十里にあり、初め子儀父子孔の二人二將の留守中郢(楚の都)に城き、賊をして竊に子孔を殺さしめんとせしが能はず、二將凱旋するや、おそれて王を連れて廬に逃げゆきたるなり、〔戡黎〕楚の大夫にて廬邑の長なり、〔析公臣〕楚の大夫なり、〔實

讒敗〕楚〕繞角の役(晋楚の争)晋將に遁れんとす、析公臣晋將に謂ひて曰く、楚の軍は輕寇にして動かし易し、されば若し鼓を多くし其の聲を等しくして、夜を以て軍せば、楚軍はおそれて必ず遁れんと、晋人之れに従ふ、楚軍果して潰走せり、之れをいふ、〔使〕不規(東夏)規は有なり、タモツと訓む、東夏は蔡沈二國の地を指す、繞角の役に晋人楚軍を逐ひ遂に蔡を侵し沈を襲ひ其の君を捕へたり、是に於て楚は蔡沈の二國に勢力を失へり、故にかくいふ、〔離子之父兄〕離子は楚の大夫なり、父兄は同族の父兄をいふ、〔郟之役〕郟陵の役なり、晋語六を見よ、〔變書〕晋の軍帥なり、〔料〕料度すること、〔在中軍王族而已〕楚の精銳は中軍の王族の帥ある兵にあるのみとなり、〔若易〕中下(楚必敗)之易は易へ置くこと、中下は中軍の下軍なり、(每軍上下二軍に分ち上軍は軍帥之れを帥の下軍は佐將之れを帥ある)敵は貪なり、一句の意は、若し我軍の中軍の下軍を易へて上軍の位置におき、上軍を下軍の位置におきて、兵の弱きを示して誘ふときは、(中軍の精銳は上軍におく例なればなり)楚は必ず我を侮り勝を貪り攻め來らんとなり、〔合

而函吾中、合は合戦なり、函は入なり、オムと訓む、攻め入ると、中は中軍なり、吾上下必敗其左右、上下には上軍下軍(中軍の左右翼軍にて中軍の上下軍に非ず)なり、其左右は楚の左右翼軍なり、(三萃以攻王族)萃は集なり、上下二軍楚の左翼二軍を敗りて中軍をたすけ、三面より楚の中軍なる王族の軍を攻めばとなり、(陳公子夏)陳の宣公の子なり、(御叔)公子夏の子なり、(取於鄭穆公)鄭の穆公の女夏姫を娶ること、取は娶なり、(子南)名は微舒、子南は其の字なり、(子南之母亂陳而亡之)子南の母は即ち夏姫なり、御叔早く死す、陳の靈公孔寧、儀行父の二大夫と共に夏姫に淫す、微舒靈公を殺す、楚の莊王諸侯を率ゐて之を討ち、陳を滅し、微舒を誅戮せり、故に下旬に子南戮於諸侯といふ、(夏氏之室)夏姫のことなり、(申公巫臣)姓は屈、名は巫臣、字は子靈、申邑を食むを以て申公といふ、(畀)予なり、アタフと訓む、(子反)楚の公子にて名は側、字は子反、司馬に官するを以て司馬子反ともいふ、(於襄老)襄老にあたること、襄老は楚の大夫なり、(襄老獲於郟)襄老が郟の役(晉語六を見よ)に傷つきて晉軍に捕

へられ死せるをいふ、(二子争之)巫臣子反の二子、襄老が死せるを以て夏姫を得んと争へること、(未有成)成は定なり、サダメルと訓む、(恭王使巫臣聘於齊)以夏姫一行以は連れ行くこと、行は去るなり、是れより先き巫臣夏姫を導きて其の夫襄老の尸を晉に求むるに託して里方なる鄭に歸らしむ、恭王乃ち之れを鄭にやれり、巫臣鄭侯に夏姫を娶らんとを請ふ、鄭侯之れを許せり、後巫臣恭王の命を奉じて齊に使用するや、歸途鄭に至り、遂に夏姫を連れて去れり、(行人)官名、周語中に解す、(王子牟)即ち前の公子牟なり、公子即ち王子なり、故に或は公子といひ或は王子といふ、(緬然)はるかに思ひ望む貌なり、(領)頸なり、(南望)楚は鄭の南にあり故に南望するなり、(又弗圖也)楚の執政は湫舉の罪をゆるすことを圖らすの意なり、(豊敗)豊は大なり、(愀然)愁ふる貌なり、(夫子何如)夫子は聲子を指す、何如とは如何思ふかの意なり、(夫子不居矣)夫子は子木を指す、不居とは夫子は執政にて晉の虞あれば寧居するを得じとなり、(春秋相事)春秋(四時の代名)に聘問の事を相くると、(還軫)巡歴なり、(資)賂なり、マヒナフと

訓む、(東陽)晉の地名なり、一説に楚の北邊の邑名といふは非なり、(不、然、不、來、矣)盜に賂ひて殺すか然らざれば湫舉を呼び來たす方策をめぐらさざるべけんやとの意なり、(賊)害ふこと、(倍)其室、其家室を益すにて祿爵を倍することをいふ、(湫鳴)湫舉の子なり、(復之)舊の祿爵に復へすこと、
○以上第四章、蔡の聲子が楚の大夫湫舉の故國をおもふ忠誠に感じ、執政子木に説きて之れを楚に呼びかへし、舊官に復せしめたる物語なり、

靈王爲章華之臺、與伍舉升焉、
曰、臺美夫、對曰、臣聞國君服寵以爲美、安民以爲樂、聽德以爲聰、致遠以爲明、不聞其以土木之崇高形鏤爲美、而以金石匏竹之昌大囂庶爲樂、不聞其以觀大視侈淫色以爲明、而以察

清濁爲聰也、先君莊王爲匏居之臺、高不過望國氣、大不過容宴豆、木不妨守備、用不煩官府、民不廢時務、官不易朝常、問誰宴焉、則宋公鄭伯、問誰相禮、則華元駟騑、問誰贊事、則陳侯蔡侯許男頓子、其大夫侍之、先君是以除亂克敵、而無惡於諸侯、今君爲此臺也、國民罷焉、財用盡焉、年穀敗焉、百官煩焉、舉國留之、數年乃成、願得諸侯與始升焉、諸侯皆距、無有至者、而後使太宰啓疆請於魯侯、懼之以

蜀之役、而僅得以來、使富都那
 豎贊焉、而使長鬣之士相焉、臣
 不知其美也、夫美也者、上下外
 內、小大遠邇、皆無害焉、故曰美、
 若於目觀、則美縮於財用、則匱、
 是聚民利、以自封而瘠民也、胡
 美之爲、夫君國者、將民之與處、
 民實瘠矣、君安得肥、且夫私欲
 弘侈、則德義鮮少、德義不行、則
 邇者騷離、遠者距違、天子之貴
 也、唯其以公侯爲官、正而以伯
 子男爲師旅、其有美名也、唯其
 施令德於遠近、而小大安之也、

若斂民利、以成其私欲、使民蒿
 焉忘其安樂、而有遠心、其爲惡
 也甚矣、安用目觀、故先王之爲
 臺榭也、榭不過講軍實、臺不過
 望氛祥、故榭度於大卒之居、臺
 度於臨觀之高、其所不奪穡地、
 其爲不匱財用、其事不煩官業、
 其日不廢時務、瘠磽之地、於是
 乎爲之、城守之末、於是乎用之、
 官寮之暇、於是乎臨之、四時之
 隙、於是乎成之、故周詩曰、經始
 靈臺、經之營之、庶民攻之、不日
 成之、經始勿亟、庶民子來、王在

靈囿、麀鹿攸伏、夫爲臺榭、將以
 教民利也、不知其以匱之也、
 若君謂此臺美、而爲之正、楚其
 殆矣、

靈王章華の臺を作り、伍舉と共に升りて曰く、臺美な
 るかなと、伍舉對へて曰く、臣聞く、國君は寵威を身
 につけて以て美となし、民を安んじて以て樂となし、
 徳言を聽き用ひて以て聰となし、遠くの事を觀察し
 極めて以て明となすと、未だ其の樓臺の崇高に形鏤
 の華麗を以て美となし、鐘磬笙簫の盛大にして譁し
 く多きを以て樂となすことを聞かず、又其の廣大を
 觀、侈麗を視、美色を貪ぼるを以て明と爲し、清濁の
 聲を觀察するを以て聰と爲すことを聞かざるなり、先
 君莊王苑居の臺を作るや、高さは國の妖氣を望み得
 るに過ぎず、大さは宴禮の樂器を陳ね得るに過ぎず、
 材木は城郭守備の材木を用ひて之を妨げず、財用は
 官府を煩さず、人民は其の農耕の務を廢せず、官吏は
 朝夕の常務を廢せず、而して王は此の臺にて誰と宴

禮を催すと問はば、則宋公鄭伯の國賓なり、誰か其禮
 を相くるかと問へば、則ち華元、馮驩の二卿なり、誰
 か其の事を贊くるかと問へば、則ち陳侯蔡侯許男頓
 子にして、其の大夫各、之れに侍る、先君は是れを以
 て害亂を除き敵に克ちて諸侯に惡しきことなかりき、
 しかるに今君の此の臺を作るや、國民は罷弊し、財用
 は盡き、收穀なく、百官煩しく、國を擧りて官民其の
 職事を留めて之れを治め、數年にして乃ち成れり、君
 は諸侯を得て共に始めて升り樂まんと願へども、諸
 侯皆そむきて至るものあるなし、よりにて後に太宰の
 啓彊をして魯侯に來觀せんことを請はしめ、之れを
 おどすに蜀の役を以てして、僅に以て來觀さすこと
 を得たり、而して宴禮を催すに及びては、貴遊の子弟綽
 約の少年をして其の事を贊けしめ、美鬣髯の士をし
 て其の禮を相けしむ、臣は其の美なることを知らざ
 るなり、夫れ美とは上下小大遠近皆害なきことなり、
 害なくんば則ち善のみなり、故に美といふなり、若し
 目に觀る所に於ては則ち美なるも、此の美をつくる
 爲に民の財用をちやめ取りたれば則ち民の財は乏し
 くなれり、是れ即ち民の財利をあつめて以て自ら厚

くし民を瘠せしむるものなり、なんぞ之れを美と爲さんや、夫れ國に君たる者は將に民と共に此の國に處らんとするものなれば、民實に瘠するときは君安んぞ獨り肥ゆるを得んや、且つ夫れ君の私欲弘く侈れば則ち徳義の行少なし、徳行はれずば則ち國內のものは愁ひ畔き遠き國のものは畔き去るなり、天子の貴き所以のものは、たゞ其れ公侯の諸侯を以て官長となし、伯子男の諸侯を以て師旅の長となせばなり、其の美名ある所以は、たゞ其れ善徳を遠近に施し小大の國民皆之れに安んずればなり、國君は即ち天子の小なるものなり、故に之に則らざるべからざるや明なり、故に君にして若し民の財利を收斂し以て其の私欲を成し、民をして蒿焉として畔き離る、心あらしめば其の惡しきことたるや甚し、目にみる所の美ありと雖安んぞ之れを用ひん、この故に先王の臺榭をつくるや、榭は大き軍實を講習し得るに過ぎず、臺は高さ吉凶の氣を望み得るに過ぎず、故に榭は大卒の居り得る廣さを度り、臺は吉凶の氣を臨み觀得る高さを度りて作り、決して大に廣くして大に高くせず、又其の建設の所は稼穡の地を奪ひて民を

苦しめず、其の作るや財用を乏絶せず、其の監督は官吏の職事を煩さず、其の作る時日は農隙を以てし農耕の務を廢せず、故に磽确の地を擇びて是に之れをつくり、城郭建設の餘材ありて是に之れを用ひ、官寮の暇ありて是に之れを臨監し、四時の農隙に是に之れを成す、これ故に周詩に曰く、文王靈臺を經始す、之れを度り之れを築くに庶民來りて之れを治むるに日限を期せずして之れを落成す、文王は之れを度り之れを築くに速にするやう命するに非ざれども、庶民は子の來りて父の事に赴くが如く争ひ來りてなせり、臺成り文王臺下の圃に遊ぶ、牝鹿の伏息する所を見るに牝鹿は安處して誠に太平を樂むに似たりと、是れ獸すら安處して太平を樂む、民の鼓腹安樂する知るべきをいへるなり、何となれば文王臺を作るも民を苦しめずして安利を興へたれば也、夫れ故に國君の臺榭をつくるは、此の如く將に以て民に安利を教へんとするなり、臣は其の臺榭をつくりて以て民の財を乏しくし苦しむることを聞き知らざるなり、されば君若し此の臺を美なりと謂ひ、之れを經築する所以の法を以て正しと爲し、反省する所なくんば、

楚國は其れ人民の離反にあひて危殆ならんと、
 〔靈王〕恭王の庶子にて諱を虔(史記園に作る)といふ、王邲敖を弑して自立す、〔章華之臺〕章華は地名、(今の湖北省荊州府監利縣にあり)此に築きし臺なるを以て名づく、臺は土を高く積み上げて築きたるものにて、其の用は下句に詳し、〔伍舉〕前章の湫舉なり、前章の註を見よ、〔服〕寵服はつくること、寵は寵威にて令聞廣譽をいふ、〔聽〕徳言を聽き用ふること、〔致〕遠致は極なり遠くの事を觀察し極むること、〔土木〕土木にて築造するもの、樓臺を指す、〔形鏤〕形は柱を丹く美しくぬること、鏤は櫨を雕刻すること、〔金石匏竹〕金は鐘、石は磬、匏は笙、竹は簫を指す、〔昌大〕盛大なり、〔囂庶〕囂は譁なり、庶は多なり、聲の譁しく多きことをいふ、〔淫色〕美色を貪ること、〔匏居之臺〕臺の名、匏居は地名に非ず、〔國氛〕氛は殺氣にて妖氣をいふ、古は雲氣を望みて國事行廢の吉凶を卜せり、〔宴豆〕宴禮を行ふ時に用ひる豆器(周語上に圖解す)なり、〔木〕材木なり、〔不妨〕守備(周語は國家の守備の城郭をいふ、不妨とは城郭築用の材木を妨げ用ひざると、其の材木をとりて用ひざるを

いふ、〔用不煩〕官府(用は財用なり、不煩官府とは官府の財を用ひて國の財をへらさざるをいふ、〔民不廢〕時務(民の大切なる春夏秋冬の三時の農務を廢せぬこと、民を農隙なる冬期に使用するをいふなり、〔官不易〕朝常(朝常は朝夕の常務なり、監督する官吏は朝夕の常務を廢せず、閑暇にゆきて監理するをいふ、〔宋公鄭伯〕公伯は爵位なり、二國は此の時楚に朝事せり、故にあぐ、〔相〕禮(相は國賓を導き相すること、禮は宴禮なり、〔華元〕宋の卿なり、〔駟騁〕鄭の穆公の子なり、〔贊〕事(宴禮の事をたすけなすこと、〔陳侯蔡侯許男頓子〕四國は此の時楚に朝事す、故にあぐ、侯男子は爵名なり、許陳は周語中に、蔡は鄭語に説く、頓は今河南省開封府項城縣に其の故城あり、〔國民罷焉〕罷は罷弊なり、農時に國民を使役するを以て國民罷弊せるなり、〔財用盡焉〕官府の財を濫用するを以てつくるなり、〔年穀敗焉〕敗は登らぬこと、民農時を奪はれ力を耕作に専にすること能はざるを以て穀物登らず不作なるなり、〔百官煩焉〕百官朝夕の常務と築臺の監理とを兼ねるを以て煩しきなり、〔擧國留之〕國を擧つて官民其の職事を留めて

臺をつくること、「距」遠抗なりをむき去りてはりあふこと、「太宰」官名なり、「啓疆」楚の卿なり、「魯侯」魯の昭公なり、「懼之以蜀之役」懼はおどすこと、來らざれば蜀の役の如く征伐すとおどすをいふ、魯の宣公和好を楚に求む時に、楚の莊王卒し宣公も亦間もなく卒して沙汰止みとなれり、成公即位するに及び晉に朝事す、楚王怒り公子嬰齊をして師を帥めて魯を侵さしめ、蜀(魯の地名)に至る、成公おそれ卿の孟孫をして楚に賂ひ以て盟を請はしむ、之れを蜀の役といふ、「富都」都は閑なり、富閑は容貌富贍動作閑雅なるもの、貴遊の子弟を指す、「那豎」那は美なり、美しき豎子即ち綽約たる少年をいふ、「長鬣」美しき鬚髯なり、「遠邇」遠近なり、「目觀」目にみゆる所のもの、「縮」ちぢめとること、「封」厚なり、アツクスと訓む、「邇者」國內の民を指す、「騷離」騷は愁なり、離ははなれそむくこと、「遠者」鄰國の諸侯を指す、「距遠」をむき去りて従はぬこと、「官正」百官の長なり、「師旅」もろくの官なり、百官をいふ、「令德」善徳なり、「小大」小大の國民なり、猶遠近の國民といふが如し、「蒿焉」耗焉に同じ、物のへりなくなる貌なり

り、「遠心」畔きはなる、心なり、「榭」大殿屋にして室なきもの、稱、古は之れを講武に用ひたり、「講軍實」講は習なり、軍實は兵器兵車の類をいふ、「氛祥」吉凶の雲氣なり、「大卒」侯王に直隸する士卒にて、所謂中軍王族の士卒なり、「其所」其は臺榭を指す、以下其爲其事其日の其字皆同じ、「穡地」稼穡の地にて田畑を指す、「其爲」爲は築作の費用を指す、「其事」事は築造監督の事を指す、「官業」官吏の平常の業務なり、「其日」日は築作の時日なり、「瘠磽之地」不毛の地なり、「城守之末」城郭の築造の餘材なり、「四時之隙」四時の農隙にて冬季をいふ、「周詩」詩經大雅靈臺の篇なり、「經始」經は經度することにて設計なり、始は土臺をきづくこと、「靈臺」天子の臺の稱なり、「攻之」攻は治なり、ヲサムと訓む、「不日」日限をきめぬこと、「亟」疾なり、スミヤカと訓む、「子來」子の父の事を走り來りてなす如く勇み來りてなすこと、「靈囿」靈臺下の園囿なり、「鹿鹿」牝鹿なり、「攸伏」攸は所なり、トコロと訓む、伏は伏息なり、「爲臺榭」將以教民利也、臺は吉凶の雲氣を望みて災害に備ふる所以、榭は軍實を講習して寇亂を禦ぐ所以にして皆

民の利をはかる、故にいふ、「不知」知は聞知なり、「爲之正」之れを築作する法を以て正しき事となすこと、「殆」危なり、
○以上第五章、伍舉靈王が臺をきづき其の美にほこれるを諫めたる物語なり、

靈王城陳蔡不羹使僕夫子皙問於范無宇曰吾不服諸夏而獨事晉何也唯晉近我遠也今吾城三國賦皆千乘亦當晉矣又加之以楚諸侯其來乎

此の節は靈王陳蔡不羹に城きたれば諸侯服し來るか
と范無宇に問ひたることを記す、
靈王陳蔡不羹の三國に城をきづき、僕夫子皙をして范無宇に問はしめ曰く、吾諸夏の國を服する能はず、而して諸夏の國の獨り晉にのみ事ふるは何故か、吾思ふにたゞ諸夏より晉は近くして我楚は遠ければなり、今吾三國に城を築けり、三國の兵賦は皆千乘なり

り、此れだけにても亦以て晉に當るに足らん、其の上に加ふるに吾楚の本國の兵を以てせば、晉はとても吾に當らじ、諸夏の諸侯は其れ來朝し來らんかと、
〔城陳蔡不羹〕靈王即位の七年、陳を滅し穿封戌をして陳公たらしめ、十年に蔡を滅し公子棄疾をして蔡公とならしむ、不羹をとりしは何れの時なるかをしらす、不羹は今の河南省許州府襄城縣南陽府舞陽府一帶の地なり、〔僕夫子皙〕僕夫は官名、君の車を御するもの、子皙は其字なり、名は皙父、楚の大夫なり、〔范無宇〕楚の大夫なり、〔不服諸夏〕諸夏の諸侯を服する能はざる意なり、〔獨事晉〕獨の上に諸夏の字を入れて見るべし、〔賦皆千乘〕賦は兵賦なり、千乘は兵車千乘なり、〔亦當晉矣〕三國だけにても亦晉に當るに足らんの意なり、

對曰其在志也國爲大城未有
利者昔鄭有京櫟衛有蒲戚宋
有蕭蒙魯有弁費齊有渠丘晉
有曲沃秦有徵衙叔段以京患

嚴公鄭幾不封、櫟人實使鄭子不得其位、衛蒲戚實出獻公、宋蕭蒙實殺昭公、魯弁費實弱襄公、齊渠丘實殺無知、晉曲沃實納齊師、秦徵衛實難桓景、皆志於諸侯、此其不利者也、且夫制城邑、若體性焉、有首領股肱、至於手拇毛脈、大能掉小、故變而不勤、地有高下、天有晦明、民有君臣、國有都鄙、古之制也、先王懼其不帥、故制之以義、旌之以服、行之以禮、辨之以名、書之以文、道之以言、既其失也、易物之

由、夫邊境者國之尾也、譬之如牛馬處暑之既至、蚩蠶之既多而不能掉其尾、臣亦懼之、不然、是三城也、豈不使諸侯之心惕惕焉、

此の節は范無字の對にて、三國に城をきづきしはただに諸侯の信來を得ざるのみならず、他日の禍根たることを説けることを記す、
范無字對へて曰く、都邑に城を築くの可否は、其れ記録の書にあり、之れによれば國にて都邑に大城を築造して未だ利あるものあらず、其の例をあげん、昔し鄭に京櫟二邑に大城を築くあり、衛に蒲戚の二邑に大城を築くあり、宋に蕭蒙の邑に大城を築くあり、魯に弁費の邑に大城を築くあり、齊に渠丘の邑に大城を築くあり、晉に曲沃の邑に大城を築くあり、秦に徵衛の邑に大城を築くあり、是に於て、鄭にては、叔段京邑の城を以て叛て嚴公を患へしめ、鄭殆ど國するを得ざらんとし、櫟邑の人實に鄭子を殺して其の位

を得ざらしめ、衛の蒲戚二城の主は實に獻公を放逐し、宋の蕭蒙の城主は實に昭公を殺し、魯の弁費の城主は實に襄公を弱め、齊の渠丘の城主は實に公子無知を殺し、晉の曲沃の城主は實に齊の軍を誘ひいれて君を困しめ、秦の徵衛の城主は實に桓景の二公をなやませり、是れ等は皆諸侯の記録にしるされて、都邑に大城を築くの不利なる著明なるものなり、且つ夫れ城邑を制治するは、恰も身體の首領股肱の大あり以て手拇毛脈の小に至るが如し、首領股肱の大能く手拇毛脈の小を搖がす、故に動きて勞れざるなり、地に高下の別あり、天に晦明の別あり、民に君臣の別あり、國に都鄙の別あるは、古よりの制度なり、下の高に従ひ、晦の明に従ひ、臣の君に従ひ、鄙の都に従ふは定まりたることなれども、先王は其の循はざらんことを懼る、故に之れを治むるに上下の義を以てし、之れを旌し明にするに尊卑の服飾を以てし、之れを行ふに貴賤の禮を以てし、之れを辨別するに名號を以てし、之れを書すに文詞を以てし、之れを導くに言語を以てせり、是れを以て、國治まるなり、既にして其の國を失ふや、此の制度を變ふるに由るなり、夫

れ邊境は國の尾なり、尾に大城を築くの不利なるは、譬へば牛馬の處暑の季既に至り蚩蠶の蟲既に多く其の尾にたかりて之をうごかす能はざるが如し、臣も亦三城の君王を苦しむるに至らんことをおそるゝなり、然らずんば、是の三城や豈諸侯の心をして己を侵略する爲に築きたるなりとておそれしめざらんや、必ずおそれしめん、來服することは以ての外なりと、

〔志〕記録なり、〔京櫟〕鄭の二邑なり、京は今河南省開封府滎陽縣に、櫟は同府禹州にあり、〔蒲戚〕二邑の名なり、蒲は今河南省太名府長垣縣に、戚は同府戒州にあり、〔蕭蒙〕邑の名なり、今の河南省歸德府商邱縣にあり、〔弁費〕邑の名なり、今の山東省兗州府泗水縣にあり、〔渠丘〕邑の名なり、今の山東省青州府臨淄縣にあり、〔曲沃〕晉語一を見よ、〔徵衛〕邑の名なり、今の陝西省同州府白水縣にあり、〔叔段以京患嚴公〕叔段は嚴公の弟なり、嚴公は莊公なり、史記左傳皆莊に作る、叔段京邑に大城を築きて反し、公漸くにして之を破るを得たり、〔封〕國なり、〔櫟人實使鄭子不得其位〕鄭は莊公歿後大夫祭仲權を擅にし廢立皆

其の意にまかす、昭公を立て、之を逐ひ、厲公を立て又之れを逐ひ昭公を復す、厲公櫟邑に城きて居る、昭公出獵し大夫渠彌の爲に殺さる、弟子亶立つ、子亶死して弟鄭子立つ、祭仲死するや、厲公櫟より兵を起して鄭を侵し、大夫傅瑕を捕へ之れと盟ひて赦し、鄭子を殺して己を納れしむ、瑕乃ち鄭子を殺して厲公を納れ公復位せり、鄭子は莊公の末子にて名は子儀(史記嬰に作る)といふ、(衛蒲威實出獻公)蒲は大夫甯殖の領邑、威は大夫孫林父の領邑なり、二人獻公の己を冷遇せるをにくみ攻めて公を出だし、殤公を擁立せり、(宋蕭蒙實殺昭公)蕭蒙は公子鮑の領邑なり、昭公無道國人附かすして鮑を奉じ、祖父襄公の夫人によりて昭公を殺し、鮑を立て、君となす、文公是なり、(魯弁費實弱襄公)弁費は卿季武子の邑なり、武子專擅にして三軍をつくり征伐をほし、いま、にす、襄公之れを制する能はざるをいふ、(齊渠丘實殺無知)渠丘は大夫離廩の領邑なり、初襄公無道なり、公孫無知之れを殺して自立す、無知出獵するや離廩嘗て怨むことあり、射て之れを殺せり、(晉曲沃實納齊師)曲沃は大夫欒盈の領邑なり、盈逐はれて齊に奔

る、齊侯之れを曲沃に納れ、兵を出だして之れを助く、盈曲沃にかへり兵を起して叛く、晉語八を見よ、(秦徵衛實難桓景)徵衛は公子鍼(桓公の子景公の弟)の領邑なり、鍼桓公に寵ありしを以て專擅の行多く桓公及景公をなやませり、因りて逐はれて晉に奔るに至る、(志於諸侯)志は記なり、シルスと訓む、(體性)性も亦體なり、故に二字にて身體の意に見るべし、(首領)首は頭領は頸なり、(拇)大指なり、(毛)鬚髮なり、(大能掉小)大は首領股肱を、小は手拇毛脈を指す、掉は搖なり、(變而不勤)變は動なり、勤は勞なり、ツカルと訓む、(都鄙)國都と地方の邑となり、(帥)循なり、シタガフと訓む、(以義)義は上下の義なり、(旌之以服)旌はあらはし明にすること、朋は尊卑の服飾なり、(辨之以名)辨は辨別なり、名は名號にて官位の名等を指す、(書之以文)官位職掌等を文詞に書きあらはすこと、(道之以言)道は導なり、言は言語にて詔勅法令等を指す、(易物)易は變ふること、物は上句の義、服、禮、名、文、言を指す、(處暑)七月申中なり、(蚤饑)蚤はあふなり、饑は其の小なるもの、稱、(惕々)懼る、貌なり、

子皙復命、王曰、是知天咫、安知民則、是言誕也、右尹子革侍曰、民天之生也、知天必知民矣、是其言可以懼哉、

此の節は王范無宇の言を以て荒誕となし、子革侍りて諫むることを記す、

子皙復命す、王曰く、無宇は少しく天道を知るのみ、いづくんぞ民を治むるの法を知らんや、されば是の言は荒誕にして信するに足らざるなりと、時に右尹子革侍れり、王の言をきき、諫めて曰く、民は天の生ずる所なり、故に天道を知れば必ず民を治むるの道を知る、されば無宇の言は聴きて以て戒懼すべきかなと、王はとりあはざりき、

〔知天咫〕咫は少しの義なり、一句の意は少しく天道を知るのみとなり、〔民則〕民を治むるの法なり、〔誕〕荒誕なり、〔右尹子革〕右尹は官名、子革は楚の大夫にてもと鄭の大夫子然の子丹なり、

三年、陳蔡及不羹人、納棄疾、而

殺靈王、

此の節は無宇の言の中れることを記す、三國に城をきづくの後三年目に、陳蔡と不羹の人と公子棄疾を納れて王となし靈王を殺せり、

〔陳蔡及不羹人〕云云、棄疾は恭王の末子にて靈王の弟なり、靈王無道なり、棄疾蔡より國に入りて亂をなす、三國の軍畔きて之れに應ず、王逃れて餓飢し遂に自殺す、棄疾即位す、之れを平王となす、王自殺せるに本文に殺すとあるは、王の死は三國の軍の叛きたるにあれば三國の軍が殺したるに同じ、故にかく書きたるなり、

○以上第六草、靈王陳蔡不羹の三國に城きて萬全の策となす、大夫范無宇諫むれどもきかず、遂に三國の軍に殺されたる物語なり、

左史倚相廷見申公子亶、子亶不出、左史謗之、舉伯以告、子亶怒而出曰、女無亦謂我老耄而舍我、而又謗我、左史曰、唯子老

耄故欲見以交傲子若子方壯能經營百事倚相將奔走承序於是乎不給而何暇得見昔衛武公年數九十有五矣猶箴傲於國曰自卿以下至於師長士苟在朝者無謂我老耄而舍我必恭恪於朝朝夕以交戒我聞一二之言必誦志而納之以訓導我在輿有旅賁之規位宁有官師之典倚几有誦訓之諫居寢有贊御之箴臨事有瞽史之道宴居有師工之誦史不失書矇不失誦以訓御之於是乎作懿

戒以自傲也及其沒也謂之叡聖武公子實不叡聖於倚相何害周書曰文王至于日中昃不皇暇食惠於小民唯政之恭文王猶不敢惰今子老楚國而欲自安也以禦數者王將何爲若常如此楚其難哉子臚懼曰老之過也乃驟見左史

左史倚相朝廷にて申公子臚に見えんとす子臚出でず左史之れを誘る、舉伯子臚に告ぐ、子臚怒り出でて左史に向ひて曰く、汝も亦我を老耄せりといひ我をすて、我を誘ることなかれと、左史曰く、たゞ子老耄せり、故に見えて人々ともんく子を戒めんと欲せしなり、若し子方に年壯にして能くもろくの事務を治めば、倚相は將に奔走して事務の次第を承けて爲すも、之を供給し得ざらんとす、而らば何

の暇ありてか見えて戒むるを得んや、昔し衛の武公は年齒九十有五なるも、猶國に令し己を戒めさせて曰く、卿より以下大夫士に至るまで苟も朝廷にある者は、我を老耄せりと謂ひて我をすつること勿れ、必ず朝廷に恭しくつゝしみて、朝夕かはるゝ我を戒めよ、少しの毀譽を聞かば必ず或は口に誦し或は文にしるして之を納れ、以て我を訓へ導げよと、故に公は車に在りては旅賁の諫言あり、朝廷にありては官長の常法を以て戒むるあり、安坐するときには工師古訓を誦して諫むるあり、寢處するときには侍御の戒むるあり、事に臨みては瞽史の訓道をいふあり、宴居には師工の箴諫を誦するあり、史官は君の言行を書す法を失はず、矇は箴言を誦する法を失はず、以て訓へ進めたり、是に於て公は美善の戒を作りて以て自ら戒めたり、されば其の歿するに及び、諡して叡聖武公といへり、今子は出でて我を見規諫を求めず、子は實に叡聖ならざるなり、倚相見ゆるを得ずとも我に於て何の害かあらん、たゞ子の損なるのみ、周書に曰く、文王は日の中してかたむくに至るまで食するに暇あらず、小民を恵みたま政をこれつゝしめりと、

文王の聖人すら猶敢て惰らず、しかるに今子は楚國に老臣として自ら安んぜんことを欲して、以て己を箴諫誹謗するものを止む、人臣にして尙此の如くば、將に王を如何せんとするか、人臣にして若し常に此の如くならば、楚國は其れ危いかなと、子臚おそれて曰く、これ老の過なりと、是れより後乃ちしばしば左史を見規諫をきたり、

「左史」官名、人君の言を記すことを掌る、「倚相」當時列國を通じて博學の賢人として名高き人なり、「廷見」朝廷にて見ゆること、「申公子臚」姓は史名は老、字は子臚、楚の卿なり、申邑を食むを以て申公といふ、「舉伯」楚の大夫なり、「女」汝なり、「舍」乘なり、「傲」戒なり、「經營」治むること、「百事」もろくの事務なり、「承序」序は事務の次第なり、「給」供給なり、「武公」名は和、衛國にて賢明の君なり、「年數」年齒なり、「箴傲」箴は刺戒なり、「師長士」師長は大夫、士は衆士なり、「恭恪」恭しくつゝしむと、「一二之言」一、二は少しの意、言は毀譽の言を指す、「訓道」道は導なり、「旅賁」勇力の士にて戈楯を執り君の車を夾みて趨り、車止れば則ち輪を持つことを掌る、「規」規諫

なり、「位字」位は君が朝政をとる位、字は朝廷の門屏の間なり、故に二字にて朝廷の意に見て可なり、「官師之典」官師は官長なり、典は法なり、「倚几」おしまづきに倚ること、安坐をいふ、「誦訓」古訓を誦すること、「工師（樂師警朦）の役目なり、「寢」寢處なり、「警御」侍御の人なり、「臨事」事は君のとる所の凡ての事を指す、「警史」警は樂大師にて吉凶を告ぐることを掌り、史は太史にて禮事を告ぐることを掌る、「宴居」うちくつろぎて休み居ること、「師工」師は樂師、工は警朦なり、「史不_レ失_レ書」史官君の言行を書く法を失はぬこと、直書すること、「朦不_レ失_レ誦」此の句前句の師工之誦の句と重複す、史不_レ失_レ書の對としてあげ、文を調へしものなり、「訓御」御は進なり、「作懿戒」以自戒、懿戒は美善の戒なり、詩經大雅抑の篇を指す、抑の詩序に曰く、抑衛武公刺厲王、亦以自警也と、「叡聖」叡は明、聖は通なり、「周書」書經無逸篇なり、「日中昃」昃は日の傾くこと、「皇暇」二字ともいにまなり、「老_二楚國_一」老は老臣なり、「禦_二數者_一」禦は止むなり、數者は箴戒誹謗をいふ、「將_二何爲_一」將に如何せんといふが如し、「難哉」治め難い哉にて、猶

危い哉といふが如し、「老之過也」老は子盪の名なり、
○以上第七章、老臣子盪左史倚相の規諫をき、て己の之れを見ざりしを悔い、後しばしば見て規諫をうけ自ら戒めたる物語なり、

靈王虐、白公子張驟諫、王患之、謂史老曰、吾欲已子張之諫、若何、對曰、用之實難、已之易矣、若諫、君則曰、余左執鬼中、右執殤宮、凡百箴諫、吾盡聞之矣、寧聞它言、

此の節は、靈王白公の諫を患へ之れを止むる法を史老に問ひ、史老之れに教ふることを記す、

靈王暴虐なり、白公子張しばしば諫む、王之れを患へ、史老に謂ひて曰く、吾子張の諫をやめんことを欲す如何せばよからんと、史老對へて曰く、子張の諫を用ふるは實に難けれども、之れを止むるはいとやす

し、彼若し諫めば、君則ち余は左に鬼中の術を執り右に殤宮の術を執れり、故に汝の殺活余が手中にあり、すべてあらゆる箴諫は吾ことごとく之れを聞けり、むしろ他言をきかんと曰へよと、史老の言は蓋し諷する所あるなり、

〔白公子張〕楚の大夫なり、白縣の長たるより白公といふ、〔史老〕前章の子盪なり、〔左執鬼中、右執殤宮〕人の死したるを鬼といふ、中は身なり、殤は天死なり、宮は躬と通ず、身なり、一句の意は、人を鬼にするの術を右手にとり、人を天死さすの術を左手にとる、即ち余は人を殺す權力を持ち居れば汝の殺活は余が自由なりとなり、〔凡百〕すべてあらゆるの意なり、〔它言〕他言に同じ、

白公又諫、王如史老之言、對曰、昔殷武丁能聳其德、至於神明、以入於河、自河徂、毫於是乎三年、默以思道、卿士患之、曰、王言出令也、若不言、是無所稟令也、

武丁於是作書曰、以余正四方、余恐德之不類、茲故不言、如是而又使以象夢求四方之賢聖、得傳說以來、升以爲公、而使朝夕規諫、曰、若金用女作礪、若津水用女作舟、若天旱用女作霖雨、啓乃心沃朕心、若藥不瞑眩、厥疾不瘳、若跣不視地、厥足用傷、若武丁之神明也、其聖之叡廣也、其智之不疾也、猶自謂未_レ又、故三年默以思道、既得道、猶不敢專制、使以象旁求聖人、既得以爲輔、又恐其荒失遺忘、